

令和 7 年

小樽市議会第 1 回定例会

令和 7 年 2 月 25 日開会

令和 7 年 3 月 21 日閉会

令和7年第1回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 2月25日～3月21日（25日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月 25日（火）	提案説明等	
26日（水）	休 会	
27日（木）	〃	
28日（金）	〃	
3月 1日（土）	〃	
2日（日）	〃	
3日（月）	会派代表質問 〔平戸・横尾 両議員〕	議会運営委員会
4日（火）	会派代表質問 〔中村（吉宏）・酒井・面野 各議員〕	議会運営委員会
5日（水）	一般質問 〔高野・小貫・佐藤・白川・小池・ 白濱・下兼 各議員〕	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
6日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
7日（金）	〃	予算特別委員会（総務所管）
8日（土）	〃	
9日（日）	〃	
10日（月）	〃	予算特別委員会（経済所管）
11日（火）	〃	予算特別委員会（厚生所管）
12日（水）	〃	予算特別委員会（建設所管）
13日（木）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
14日（金）	〃	総務・経済両常任委員会
15日（土）	〃	
16日（日）	〃	
17日（月）	〃	厚生・建設両常任委員会
18日（火）	〃	
19日（水）	〃	
20日（木）	〃	
21日（金）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 7 年
小樽市議会
第 1 回定例会会議録目次

○ 2 月 2 5 日（火曜日） 第 1 日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 日程第 1 会期の決定	1
1 日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 3 7 号	1
○提案説明 市長（議 1 ～議 3 6）	1
○教育行政執行方針 教育長	11
○提案説明 松井議員（議 3 7）	14
1 日程第 3 休会の決定	15
1 散 会	15

○ 3 月 3 日（月曜日） 第 2 日目

1 開 議	17
1 会議録署名議員の指名	17
1 日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 3 7 号	17
○会派代表質問 平戸議員	17
○会派代表質問 横尾議員	29
1 散 会	44

○ 3月4日（火曜日） 第3日目

1 開 議	45
1 会議録署名議員の指名	45
1 日程第1 議案第1号ないし議案第37号	45
○会派代表質問 中村（吉宏）議員	45
○会派代表質問 酒井議員	59
○議事進行について 横尾議員	76
○会派代表質問 面野議員	82
○討 論（議12） 小貫議員	97
採 決（議12）	97
1 散 会	97

○ 3月5日（水曜日） 第4日目

1 開 議	99
1 会議録署名議員の指名	99
1 日程第1 議案第1号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第37号	99
○一般質問 高野議員	99
○一般質問 小貫議員	104
○一般質問 佐藤議員	110
○一般質問 白川議員	117
○一般質問 小池議員	127
○一般質問 白濱議員	134
○一般質問 下兼議員	138
予算特別委員会設置・付託	144
常任委員会付託	144
1 日程第2 議案第38号及び議案第39号	144
○提案説明 市長（議38、議39）	144
予算特別委員会付託	144
1 日程第3 陳情	144
1 日程第4 休会の決定	144
1 散 会	145

○ 3月21日（金曜日） 第5日目

1 開 議	147
1 会議録署名議員の指名	147
1 日程第1 議案第1号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第39号、 陳情並びに調査	147
予算特別委員長報告	147
○議案第1号修正案の趣旨説明 松井議員	147
○討 論 小貫議員	148
採 決	149
総務常任委員長報告	150
○討 論 松井議員	150
○討 論 佐々木議員	151
採 決	152
経済常任委員長報告	152
採 決	152
厚生常任委員長報告	152
○討 論 酒井議員	153
○討 論 佐藤議員	153
○討 論 橋本議員	154
採 決	154
建設常任委員長報告	155
○討 論 高野議員	155
採 決	155
1 日程第2 議案第40号及び議案第41号	156
○提案説明 面野議員（議40）	156
○提案説明を省略することについて諮る（議41）	156
○討 論 小貫議員	156
採 決	156
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第6号	156
○提案説明 横尾議員（意1、意3）	156
○提案説明 酒井議員（意2）	157
○提案説明を省略することについて諮る（意4～意6）	158
○討 論 中村（吉宏）議員	158
○討 論 小貫議員	159
○討 論 白川議員	160

○討 論 面野議員	161
採 決	162
1 閉 会	162

第 1 回定例会議事事件一覧表

議案 番号	件名
1	令和 7 年度小樽市一般会計予算
1 号修正案	令和 7 年度小樽市一般会計予算に対する修正案（松井議員 外 3 名提出）
2	令和 7 年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
3	令和 7 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
4	令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
5	令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計予算
6	令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
7	令和 7 年度小樽市病院事業会計予算
8	令和 7 年度小樽市水道事業会計予算
9	令和 7 年度小樽市下水道事業会計予算
10	令和 7 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
11	令和 7 年度小樽市簡易水道事業会計予算
12	令和 6 年度小樽市一般会計補正予算
13	令和 6 年度小樽市一般会計補正予算
14	令和 6 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
15	令和 6 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
16	令和 6 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
17	令和 6 年度小樽市下水道事業会計補正予算
18	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案
19	小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案
20	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
21	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
22	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
23	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
24	小樽市税条例及び小樽市宿泊税条例の一部を改正する条例案
25	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
26	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
27	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
28	小樽市公共船客待合所条例の一部を改正する条例案
29	小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
30	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
31	工事請負契約について〔手宮公園競技場トラック等改修工事〕
32	工事請負契約について〔公営住宅建替工事（塩谷 B 住宅）〕
33	市道路線の認定について〔梅広線〕
34	市道路線の変更について〔朝里川温泉橋通線〕
35	工事請負契約について〔公営住宅建替機械設備工事（塩谷 B 住宅）〕
36	工事請負契約について〔後志共同消防指令センター整備工事〕

37	小樽市非核港湾条例案
38	令和6年度小樽市一般会計補正予算
39	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
40	小樽市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案
41	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案

○意見書案

1	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）
2	ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）
3	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）
4	持続可能な学校の実現を目指す意見書（案）
5	性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）
6	オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組と地方自治体が地域の実情に応じて行う取組への更なる支援を求める意見書（案）

○陳情

11	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情方について
----	--

◎継続審査中の案件

○陳情

1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について

質 問 要 旨

平戸議員（３月３日１番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 議案等に関連して
 - （１）令和７年度予算編成について
 - （２）空き家対策について
 - （３）基金について
 - （４）病児保育について
 - （５）オーバーツーリズムについて
- 2 自衛隊への名簿提供について
- 3 带状疱疹ワクチンの接種費用助成について
- 4 その他

質 問 要 旨

横尾議員（３月３日２番目）
市長及び関係説明員

- 1 予算編成について
 - （１）歳入及び歳出について
 - （２）中長期財政収支計画の反映について

- 2 主要事業について
 - （１）子育て支援策について
 - （２）観光関連事業について

- 3 地域公共交通について
 - （１）自動運転ＥＶバス実証運行について
 - （２）地域公共交通網形成計画の施策について

- 4 その他

質 問 要 旨

中村（吉宏）議員（3月4日1番目）
市長及び関係説明員

1 議案について

- （1）令和6年度補正予算案について
- （2）財政について
- （3）市役所本庁舎整備検討事業について

2 市内経済とまちづくり及び港湾について

- （1）観光について
- （2）中心市街地の展望について
- （3）港湾について

3 市民生活について

- （1）除排雪について
- （2）補聴器購入補助について
- （3）本市の課題解決に向けた大学との連携について

4 その他

質 問 要 旨

酒井議員（３月４日２番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 新年度予算案と条例案等について
 - （１）重点支援交付金について
 - （２）新幹線開業を見据えたまちづくりについて
 - （３）行政情報システム整備事業費について
 - （４）公共施設の脱炭素化について
 - （５）基本水量に満たない水道料金の引下げについて
 - （６）小樽アニメパーティーについて
 - （７）補正予算案について
 - （８）議案第２１号について
 - （９）議案第２６号について
- 2 防災について
 - （１）避難所等の質の向上を
 - （２）避難所に関する取組指針について
 - （３）防災関係の予算について
- 3 教育について
 - （１）学校給食について
 - （２）就学援助について
 - （３）「隠れ教育費」について
 - （４）教育予算について
- 4 立地適正化計画について
 - （１）住民理解が不足しているのでは
 - （２）住民の分断と対立を招くおそれ
 - （３）地価への影響
 - （４）これまで乱開発を許してきたことへの反省は
 - （５）社会資本整備総合交付金重点配分目当てでは
- 5 その他

質 問 要 旨

面野議員（３月４日３番目）
市長及び関係説明員

- 1 令和７年度当初予算案について
- 2 日本遺産認定に関わって
- 3 オーバーツーリズムについて
- 4 前市長に対する求償金請求事件に係る経過等について
- 5 その他

質 問 要 旨

高野議員（３月５日１番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 児童発達支援等について
- 2 オーバーツーリズムについて
- 3 その他

質 問 要 旨

小貫議員（３月５日２番目）
市長及び関係説明員

- 1 築港海岸通線への信号機設置について
- 2 南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想について
- 3 その他

質 問 要 旨

佐藤議員（３月５日３番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 地方創生について
- 2 指定ごみ袋について
- 3 その他

質 問 要 旨

白川議員（３月５日４番目）
市長、教育長、選挙管理委員会委員長及び関係説明員

- 1 投票環境の整備について
 - （１）選挙公報の電子化、電子投票について
 - （２）期日前投票所の増設について
- 2 子どもの夢を応援する事業について
- 3 行政評価について
- 4 おくやみ専門の窓口について
- 5 その他

質 問 要 旨

小池議員（３月５日５番目）
市長及び関係説明員

- 1 小樽市立病院の紹介制と選定療養費について
- 2 小樽市立病院の看護師不足について
- 3 外国人の迷惑行為について
- 4 公共施設の駐車場料金について
- 5 その他

質 問 要 旨

白濱議員（３月５日６番目）
市長及び関係説明員

- 1 本市の観光行政について
 - （１）観光案内所について
 - （２）オタモイ海岸・再開発について

- 2 その他

質 問 要 旨

下兼議員（３月５日７番目）
市長及び関係説明員

- 1 小樽市の除排雪について
- 2 小樽市消防本部の外国人への救急対応について
- 3 高齢者の単身世帯について
- 4 その他

○出席議員

議席番号	氏 名	2月25日	3月3日	3月4日	3月5日	3月21日
1 番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2 番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3 番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4 番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5 番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6 番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7 番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8 番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9 番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
1 0 番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
1 1 番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
1 2 番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
1 3 番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
1 4 番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
1 5 番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
1 6 番	下 兼 薫	○	○	○	○	×
1 7 番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
1 8 番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
1 9 番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
2 0 番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
2 1 番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
2 2 番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
2 5 番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○出席説明員

職 名	氏 名	2月25日	3月3日	3月4日	3月5日	3月21日
市 長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	－	－	－	－	－
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	－	－	－	○	－
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	－	－	－	－	－
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	並 木 昭 義	○	○	○	○	○
水 道 局 長	畠 山 樹 欣	○	○	○	○	○
総 務 部 長	薄 井 洋 仁	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	柄 澤 晃 人	○	○	○	○	○
財 政 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	佐 藤 靖 久	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之	○	○	○	○	○
こ ど も 未 来 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	○
病院局小樽市立病院 事 務 部 長	佐々木 真 一	○	×	×	×	○
病院局小樽市立病院 事 務 次 長	伊 藤 雅 浩	－	○	○	○	－
教 育 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長	川 嶋 広 士	－	－	－	○	－
監 事 査 務 委 員 会 長	浅 井 泰 之	－	－	－	－	－
農 業 委 員 会 長	嶋 崎 哲 也	－	－	－	－	－
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	尾 作 考 則	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	2月25日	3月3日	3月4日	3月5日	3月21日
事 務 局 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	○	○
主 査	平 林 俊 輔	○	○	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	松 木 道 人	○	○	○	○	○
書 記	阿 部 久 美 子	○	○	○	○	○
書 記	菅 翔 太	○	○	○	○	○
書 記	越 智 美 幸	○	○	○	○	○
書 記	中 村 知 奈 津	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○

令和7年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和7年2月25日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和7年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白濱聡議員、中鉢淳二議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月21日までの25日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第37号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第36号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和7年第1回定例会の開催に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行に対する私の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

ここ数か月、小樽港についての三つの受賞と日本遺産認定という、うれしい知らせが相次いで届きました。

これは、官民で連携して、未来のあるべき姿を思い描きながら、まちの強みを生かす努力を積み重ねてきたことが結実したものであり、本市のまちづくり全体に通ずる姿勢であると考えております。

小樽港については、市内中心部に近い強みを生かし、港を観光拠点とする第3号ふ頭及び周辺区域の再開発を、官民で意見を交わしながら進めてまいりました。

令和5年のクルーズターミナルの運用開始に続き、昨年3月に小樽国際インフォメーションセンターが開業、4月には大型クルーズ船対応岸壁が供用開始するとともに、みなとオアシス小樽が国に登録されました。

クルーズ船の全てを市内中心部に近い第3号ふ頭で受け入れられるようになったことで、新しい人の流れが生まれています。

こうした港の利便性向上と新たなにぎわいの創出が高く評価され、みなと観光を推進してきた小樽商工会議所が全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞優秀賞を、本市がクルーズ・オブ・ザ・イヤー2024特別賞を、そして小樽港がポート・オブ・ザ・イヤー2024を受賞したことは大変光栄であり、今後のさらなる発展の契機となるものと思っております。

そして、迎える令和7年度中には、小樽港観光船ターミナル、小型船だまり、イベント広場などを備えた緑地が完成予定であり、にぎわいのある国際交流空間を目指して整備を進めてきた第3号ふ頭と周

辺区域は、その強みをフルに発揮しようとしております。この場所が、市民にも来訪者にも親しまれる魅力的なエリアとなるよう、また、多くのクルーズ船が訪れ、市内各所に新たなにぎわいが生まれるよう、今後とも官民で連携して取り組んでまいります。

港と並ぶ本市の強み、歴史文化につきましては、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」が、悲願であった小樽市単独の日本遺産として、今月、文化庁に認定されました。

携わってきた関係者の皆様には、改めて感謝を申し上げます。

ここからが本当のスタートであります。認定された日本遺産ストーリーを広めるとともに、構成文化財の利活用を進めます。

認定に続いて、日本遺産の構成文化財であり、この4月にリニューアルオープンする旧日本郵船株式会社小樽支店は、民間のノウハウを取り入れ、重要文化財の魅力を生かしてまいります。民間組織を中心にイベントなどを展開している旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用と併せて、北運河地区への回遊性を高めていくなど、民の力とともに、日本遺産を生かしたまちづくりを進めます。

本市の未来を描く上で、時代の変化への対応も重要であります。

本市の観光は、コロナ禍後の旅行需要の回復と宿泊施設の増加を背景に、令和6年度上期の観光入込客数はコロナ禍前の水準まで回復するとともに、宿泊客数、外国人宿泊客数ともに過去最多を記録しており、今後も多くの観光客が国内外から訪れるものと期待されます。

一方で、観光客の過度な集中やマナー違反による市民生活への影響、いわゆるオーバーツーリズムが生じております。

観光がもたらす恩恵と、市民の安心・快適な暮らしとの両立を図っていかなければなりません。関係機関と連携しながら適切な対策を講じ、持続可能な観光都市づくりを進めてまいります。

近年の異常気象の激甚化・頻発化は、地球温暖化の影響があると考えられており、本市においても、大雨による土砂災害や道路冠水などの被害が生じております。

こうしたリスクに備えるため、道路の洪水対策を進めるとともに、昨年10月に決定したゼロカーボンシティ小樽市のロゴマークをシンボルとして、市民、事業者の皆さんと共に、脱炭素に向けた取組を強化してまいります。

変化への対応として最も重要な人口減少対策についてであります。

本市では、低い出生率と若年層の転出超過による子育て世代の減少が相まって、出生数が減り続け、本市の昨年の出生数は311人と、ピーク時の10分の1以下となりました。これは将来の子育て世代が減少することで、出生数のさらなる減少を招く一方、高齢化が進んでいるため、当面、自然減に歯止めをかけることは難しい状況であります。

このため、まずは社会減に歯止めをかける視点で、子育て世代の負担軽減などに力を入れてきたところであり、ここ数年、社会減が抑制されてきていることから、一定の効果はあったと感じております。

今後は、これまでの取組に加えて、少子化対策の視点も持って、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や親子・子どもの居場所づくりを強化してまいります。また、北海道などと連携した東京一極集中対策のほか、札幌市に隣接していることを強みと捉えた移住・定住促進策、労働力不足に対応する人材確保策など、総合的な人口対策を展開してまいります。

ここまで申し上げた考え方に共通する「まちの強みと民の力による未来を志向したまちづくり」を新年度の市政執行の基本方針として、歴史や海・港などの本市の強みと市民・民間の力を最大限に生かしながら、人口対策をはじめ、新たなにぎわいの創出と脱炭素など時代の変化に柔軟に対応した未来志向

のまちづくりを推進してまいります。

次に、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

令和7年度は、歳入では人口減少などにより、市税などの一般財源収入の大幅な増加は見込めない中であって、人件費の上昇、物価高、金利上昇などの歳出増加要因が拡大していることから、前年度と同様に、歳出に対し多額の歳入が不足する厳しい財政運営になるものと想定されました。

不足する歳入は、これまで積み立ててきた財政調整基金からの繰入れにより対応いたしますが、同基金は、中長期にわたり安定的な行政サービスを維持するため、その残高の確保にも留意して活用しなければなりませんし、一方では、企業版ふるさと納税など民間資金のさらなる獲得など、積極的な民の力の活用にも努めてまいります。

このため、最重要課題である人口対策のほか、自治体DXやゼロカーボンの推進など、喫緊の課題解決に向けた取組への重点的な予算配分を意識しながらも、後年度の財政負担や施策の優先順位、効果などを十分に考慮した上で、令和7年度に予算化すべき事業を厳選し、収支均衡予算を編成したところであります。

それでは、先ほど申し上げました「まちの強みと民の力による未来を志向したまちづくり」の基本方針に基づき、六つのまちづくりの視点に沿って、当初予算に計上した主な事業の概要を御説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明させていただきますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

初めに、視点の一つ目、「人口対策」といたしましては、「子育て」、「しごと」、「移住」の三つを柱として取り組んでまいります。

まず、第1の柱「子育て」についてですが、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援としましては、新たに生後1か月児の健診に係る費用を助成することで、児童の発達状況や育児上の問題等について確認し、早期発見による適切な支援へつなげるとともに、育児不安や心身の不調等を抱える母親を対象に実施する産後ケアについて、新たに生後1年まで利用できる短時間のデイケア型を新設いたします。また、安定的な周産期医療体制を維持するため、市内で唯一分娩を取り扱う北海道社会事業協会小樽病院に対する支援を引き続き行ってまいります。

保育環境の充実と従事者確保に関しましては、市内の民間保育施設等が行う施設整備に係る費用を補助するとともに、保育士の業務負担軽減を目的とした民間保育所等のICT整備に対する補助のほか、新規に就労した保育士等に対する一時金の支給により、保育士等の人材の確保に努めてまいります。

親子・子どもの居場所の充実につきましては、こども家庭センターとの連携や商業施設内で気軽に来館できるメリットを生かし、新たにウイングベイ小樽に、子供や保護者が安心して過ごすことができる、おやこの集いの場を整備するとともに、放課後児童クラブについて、令和7年度から開設時間を拡大するほか、運営業務を民間事業者へ委託し、サービスと質の向上を図ってまいります。

また、小樽公園の再整備として、駐車場の整備と令和8年度に予定する工事の発注に必要となる実勢価格調査を実施するほか、市内公園の老朽化した遊具や施設について、地域住民のニーズを踏まえた更新を進めてまいります。

教育環境の充実につきましては、小・中学校の1人1台端末の更新を行うとともに、屋内運動場暖房設備の更新と校舎・屋内運動場トイレの洋式化等の改修を進めます。

次に、第2の柱「しごと」についてですが、創業と事業承継の支援につきましては、新規創業者に対する賃貸料等の補助のほか、事業承継に関する周知、啓発や個別相談などの取組を引き続き進めてまい

ります。

安定した人材の確保といたしましては、札幌圏を含む若い世代と市内企業のマッチングにつなげるため、企業出前講座や企業見学ツアーなどを行うほか、U I J ターンを促進するため、東京に本部がある大学の学生・院生が市内企業への就職活動に参加するための交通費や、移住する際に要した移転費への支援を行ってまいります。

介護人材の確保につきましては、中高生などを対象とした出前講座や仕事体験を実施するとともに、一般の方を対象とした介護の仕事就職支援セミナーを開催するほか、新たに介護の資格取得等に係る研修費用の助成を行います。

また、介護職として就労する外国人の方を対象として、研修会や交流会を開催し、介護の質の向上と職場への定着を図ってまいります。

看護職員の確保につきましては、小樽市看護職員確保対策協議会での議論を踏まえ、看護学科のある近隣都市の大学・専門学校などへの訪問や、市内医療機関を紹介するウェブサイトの開設、SNSへの広告掲載により情報発信を行ってまいります。

次に、第3の柱「移住」についてですが、移住希望者に対する情報発信としましては、札幌市のFMラジオ局と連携した小樽の魅力発信事業や、移住情報サイト「笑になるおたる」などによる情報発信のほか、小樽商工会議所とも連携し、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターによるワンストップでの移住相談などの充実に努めてまいります。

また、発達支援事業所等と連携した親子ワークショップや、短期の仕事と暮らしを組み合わせた移住体験事業のほか、移住に対する支援金や住宅取得費等に対する補助を引き続き行い、移住の促進を図ってまいります。

次に、視点の二つ目「次世代を見据えたまちづくり」についてであります。

まず、脱炭素社会の実現に向けた取組といたしましては、環境イベントの開催や、家庭で脱炭素につながる取組を促すデコ活の普及を進めるほか、事業者向けにはゼロカーボン認定制度を創設するとともに、省エネ診断料の補助に加えて、新たに省エネ診断に基づく省エネ対策に係る設備更新等への助成を行うなど、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進してまいります。

市有施設につきましては、観光船ターミナルの整備において、高断熱設備と高効率な省エネルギー設備を備えたZEB Ready仕様を採用するとともに、太陽光発電設備を設置するほか、既存施設への再生可能エネルギー導入に向け、太陽光発電設備の導入可能性調査を行います。

また、市内の小学校の屋内運動場や保育所等における照明設備をLED化するとともに、小樽運河倉庫群へのライトアップにつきましても投光器のLED化を行います。

デジタル技術の活用に関しましては、市役所別館1階に、マイナンバーカードを利用して住民票の写し・印鑑登録証明書を取得できる行政キオスク端末を新たに設置するとともに、行政手続のオンライン化や窓口のキャッシュレス化を進めることで、市民サービスの向上に努めてまいります。

また、人流データを用いて、観光などの効果的な施策検討に役立てる調査を引き続き実施するほか、市の契約事務に関して電子契約サービスを導入し、市と事業者双方の利便性を高めてまいります。

新幹線開業を見据えたまちづくりに関しましては、新小樽（仮称）駅周辺の立体駐車場整備に必要な地質調査等を実施してまいります。

市民や民間の力を取り込んだまちづくりといたしましては、地域おこし協力隊の制度を活用し、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用案の実現に向けた事業実施体制の構築等に取り組むほか、ふるさと納税制度における寄附者への返礼品の磨き上げや拡充、プロモーションを継続するとともに、企

業版ふるさと納税サイトを活用した寄附促進の取組を進めてまいります。

また、市民ニーズの迅速な把握と市政への市民参加を図るため、市政アンケートモニター制度を導入いたします。

公共施設の整備に関しましては、小樽市新総合体育館の整備に向けて、設計・建設等を担う事業者の選定を行い、設計を開始いたします。

また、小樽市民会館ホールの空調設備や小樽市さくら学園の施設改修などの老朽化対策のほか、手宮公園競技場について、第3種公認陸上競技場の公認継続に向け、トラック等の改修を実施してまいります。

本庁舎につきましては、近年の状況変化を踏まえ、概算事業費や基本構想策定などのスケジュールを再検討し、小樽市本庁舎長寿命化計画の改定を行います。

組織力強化を目指した職員育成につきましては、建築物に係る業務上必要な国家資格の取得経費を助成し、建築技術職員の育成と資格者確保を図ってまいります。

次に、視点の三つ目、「魅力を活かしたまちづくり」についてであります。

まず、歴史の魅力を生かしたまちづくりに関しましては、国の支援制度を活用して、歴史的建造物の保全や景観向上を図るため、歴史的風致形成建造物の指定など、小樽市歴史的風致維持向上計画に基づく取組を進めてまいります。

日本遺産「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」については、事業主体である小樽市日本遺産推進協議会への補助により、フォーラムの開催や観光事業者向け日本遺産研修の実施などの事業を進め、ストーリーを生かした観光振興を図ってまいります。また、その構成文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店にWi-Fi環境を整備し、キャッシュレス決済及び多言語対応の展示形式を導入し、外国人観光客を含めた来館者の利便性向上を図ってまいります。

こうした日本遺産を生かす取組を進めることにより、文化、経済、観光の好循環を実現し、地域ブランド力の向上に努めてまいります。

港の魅力を生かしたまちづくりに関しましては、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発について、令和7年度は、イベント広場などを備えた緑地や観光船の乗り場となる小型船だまりの整備を進めるとともに、多目的ホールを備えた観光船ターミナルについて、脱炭素化の推進にも配慮しながら整備を進め、にぎわいの創出を図ってまいります。

また、再開発に関連して、ポート・オブ・ザ・イヤー2024など三つの賞を受賞したことを記念し、観光船ターミナル竣工に合わせて市と経済団体が連携し、式典及び受賞記念セミナー等を開催いたします。

食の魅力発信につきましては、水産物のブランド化を進めるため、小樽のおさかな普及推進委員会のホームページによるPRや小樽水産加工グランプリ受賞商品のパンフレット作成、フェア開催などによるPRを行います。また、小樽産品の販路拡大のため、関東・関西・新潟県での商談会での出展や新商品開発の支援などを行うほか、海外販路の拡大を目指す市内企業に対し、商談会出展などの支援を継続してまいります。

次に、視点の四つ目、「活力を生み出すまちづくり」についてであります。

まず、企業誘致の推進に関しましては、引き続き、デジタル関連企業等のサテライトオフィス誘致に向けた取組を行うとともに、首都圏等における産業展への出展や企業訪問のほか、札幌圏企業の設備投資動向を把握し、効果的な誘致活動に進めてまいります。

港湾機能を生かした経済活性化に関しましては、観光の利便性が高まった強みを生かしてクルーズ船のさらなる寄港誘致活動を進めるほか、海外コンテナ航路における貨物増や新規貨物の獲得などを目標

したポートセールスを行うとともに、国内フェリー航路の利用促進のため、割安な旅行商品の企画販売や小樽周遊ツアーの商品造成などを行ってまいります。

観光地域づくりと誘客促進に関しましては、観光による経済効果を広げるため、小樽観光協会と連携して、夜の観光振興の取組や閑散期対策などを継続して実施するほか、旅行代理店やランドオペレーター等による商品造成を促進するための外国語観光セールスツールの作成や、新たにアドベンチャーツーリズムのコンテンツ商品造成・販売を支援し、インバウンドの誘致を強化してまいります。

また、北海道新幹線の札幌延伸を見据え、広域周遊観光を促進するため、自治体連携事業を行うこととし、令和7年度は函館市開催のイベントにおいて合同PRを実施いたします。

オーバーツーリズムの問題につきましては、船見坂などへの警備員の配置や注意看板の設置などにより、観光客への注意喚起やマナー啓発を行うとともに、関係機関、事業者と連携したオーバーツーリズム対策連絡協議会において、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立させ、持続可能な観光地域づくりを目指し、地域の実情に応じた具体的な対策を講じます。

令和8年4月から導入する宿泊税につきましては、その具体的な使途について、宿泊施設の団体や学識経験者などで構成する会議を設置して検討してまいります。

水産業の振興に関しましては、磯焼けによる海洋資源の減少を抑制するため、昆布の増養殖設備の試験的な設置に対する支援を行います。

次に、視点の五つ目、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、消防に関しましては、令和8年度から後志管内三つの消防本部が共同運用する消防指令センターの整備について、機器導入及び庁舎改修工事等を行います。

災害への備えといたしましては、避難所の災害備蓄品として備蓄食数を拡充するほか、寒さ対策として毛布やストーブの整備を進めてまいります。

また、道路の溢水対策として、令和5年9月の豪雨で市道が冠水した堺町・勝内両地区において、雨水排水施設の整備を進め、被害の軽減を図ってまいります。

雪対策としましては、冬期間における円滑な道路交通を確保し、市民生活と経済活動に支障を来すことがないように、バス路線や主要な通学路等を優先した、予防保全の視点も持った効率的な除排雪を行うとともに、老朽化したロードヒーティング施設や除排雪機械を計画的に更新することで、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めてまいります。

夏の暑さへの対策としましては、子供たちと市民が利用する市有施設を優先して冷房設備整備を進めることとし、公立保育所や小樽市勤労青少年ホームなどに冷房設備を整備し、夏季においても子供たちや市民の皆さんが快適に過ごせる環境づくりを進めてまいります。

支援を必要とする方々へのサポートに関しましては、日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある子供の支援として、小・中学校等への看護師等の派遣先をさらに拡大するとともに、近年、社会問題となっているヤングケアラーについて、新たに子供たちの理解を深めるための講習会やアンケート調査を実施し、早期支援や課題解決につなげてまいります。

障害者の支援体制につきましては、身体・知的・精神障害などの総合的な相談業務を実施し、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの業務を新たに専門性を持った事業者に委託することで、機能強化を図ってまいります。

また、1次救急医療の拠点である小樽市夜間急病センターについて、引き続き運営体制を維持・確保することにより、市民の皆さんの夜間における救急医療の不安解消に努めます。

最後に、視点の六つ目、「暮らしを支えるまちづくり」についてであります。

健康づくりに関しましては、がん検診の受診率向上を図るため、個別の受診勧奨及び広報の強化や子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券配布などを行うほか、国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率向上のため、引き続き自己負担額を無料とし、ＱＵＯカードを景品としたキャンペーンを実施してまいります。

また、市と包括連携協定を締結した北海道済生会が行っているウイングバイウォーキング・ポイント付与事業と連携し、市が行うがん検診を受けた方へも景品交換ポイントを付与することにより、受診率の向上を図るなど、市民の健康維持に取り組んでまいります。

予防接種につきましては、高齢者等に対する帯状疱疹ワクチンが予防接種法における定期接種となったことから、帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成を令和7年度から実施してまいります。

地域活動の支援につきましては、街路防犯灯の新設や更新などに要する費用の補助の上限額を引き上げるとともに、町内会活動のデジタル化推進に対する支援を拡充するなど、町内会の安定的な運営と住みよい地域づくりに向けた活動を支援してまいります。

住環境の整備につきましては、市営住宅の計画的な整備として、塩谷B住宅の建て替えなどを進めるほか、次期小樽市空家等対策計画の策定と空き家の流通促進等に活用するため、市内全域の空家等実態調査を行います。

また、社会情勢の変化に対応した用途地域等の見直しに向け、土地利用の分析や見直しの基本的な考え方の整理を行います。

持続可能な交通ネットワークの構築につきましては、小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定のための調査を実施するとともに、引き続き、生活バス路線の維持・確保を目的としたバス事業者への支援を行うほか、自動運転ＥＶバスの実証運行を行い、課題整理や将来的な展開の可能性について検討いたします。

物価高騰への対応といたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者への支援として、先行して予算化した住民税非課税世帯への給付金に続き、住民税均等割のみ課税世帯への給付金の給付を行うとともに、学校給食費の食材費上昇分を補助し、保護者負担額を据え置くほか、市内経済の活性化と消費の下支えを図る、おたるプレミアム付商品券事業を行います。

また、事業者支援といたしましては、障害福祉施設、介護保険施設、保育施設と公衆浴場、クリーニング事業者への支援を行います。

本市を取り巻く環境が変化を続ける中であって、活力あふれる持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまで以上に市民や企業、団体の皆さんと対話を重ね、共通認識を持ちながら連携を深めていくことが重要であります。新たな時代を見据えて、本市が持つ様々な強みや魅力をともに守り、生かすことで、居住、移住、観光、投資の面から選ばれるまちとなるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に上程されました各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第11号までの令和7年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和7年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、定額減税の影響を受けていた個人市民税のほか、固定資産税の増収などにより5.6%、7億6,680万円増の145億5,660万円を見込みました。

地方譲与税及び交付金につきましては、地方消費税交付金の増額が見込まれる一方、個人市民税の定額減税による減収補填として交付された地方特例交付金が減となることなどから4.7%、1億9,816万円

減の40億422万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、2.2%、3億4,100万円増の158億8,300万円を見込みました。

次に、歳出について経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、公債費で4.7%、扶助費で2.6%の増となりましたが、人件費で0.7%の減となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は前年度を2.2ポイント下回る48.6%となりました。

行政経費につきましては、放課後児童クラブの運営業務を民間委託することにより、支援員の報酬等が減となる一方で、委託料が増となるほか、ウイングベイ小樽に地域子育て支援拠点として新たに開設するおやこの集いの場の整備・運営事業費、観光客の一極集中に伴う過度の混雑やマナー違反から、住民生活への影響や観光客の満足度の低下を抑制するオーバーツーリズム対策事業費などの計上により4.3%の増となりました。

建設事業費につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事や小樽市公会堂の屋根改修が終了した一方で、後志共同消防指令センターや第3号ふ頭基部の緑地整備事業費が前年度より増となるほか、住宅事業特別会計の廃止に伴い、一般会計で実施する市営住宅の建替及び改善事業費が増となることなどにより82.3%の増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、民間保育施設等整備支援事業費補助金が減となった一方で、地方創生臨時交付金を活用し実施する定額減税調整給付金給付事業費や、おたるプレミアム付商品券事業費の増などにより1.2%の増となりました。

維持補修費につきましては、観光物産プラザの施設維持補修費が減となりましたが、除雪費のほか、既存市営住宅の設備等更新費用の増などにより2.4%の増となりました。

積立金につきましては、新たに令和6年度に創設した環境資金基金の増などにより1.6%の増となりました。

繰出金につきましては、港湾整備事業、下水道事業、簡易水道事業の減のほか、住宅事業につきましては、特別会計の廃止に伴い減となりましたが、他の特別会計と企業会計では増となり、全体では0.6%の増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減少に伴い、保険給付費において4.5%減となる95億6,635万円を見込みました。

歳入では、保険給付費の減に伴う道支出金の減が見込まれるほか、保険料の総額は4.3%減の15億7,710万円と見込みました。

介護保険事業につきましては、前年度対比で、保険給付費は2.1%増の145億7,351万円、介護予防推進のための地域支援事業費は1.4%増の6億52万円となりました。

また、保険料は1.3%増の25億5,296万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料18億2,123万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金6億4,812万円及び事務費6,799万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ6,859万円の増となりました。これは主に、被保険者数の増加に伴い、増となったためであります。

病院事業につきましては、診療単価向上の取組を継続し、収益の確保に努めているところでありますが、人件費の増分を補うまでには至っておらず、さらに物価高騰により、医薬品などの費用の負担が大きくなる中、大変厳しい経営を余儀なくされているところであります。

令和7年度におきましては、引き続き、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、職員一丸となって、より一層の経営改善を図りながら、質の高い医療サービスの提供に努めてまいります。

水道事業につきましては、将来にわたり安定的に水を供給するため、第2次小樽市上下水道ビジョンなどに基づき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新・耐震化などの工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和7年度末においても資金余剰となる見込みですが、経常的経費が増加するため、今後ともさらなる効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、第2次小樽市上下水道ビジョンなどに基づき、処理場・ポンプ場における機械・電気設備や污水管などの老朽化施設を更新・耐震化するほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和7年度末においても資金余剰となる見込みですが、水道事業と同様に経常的経費が増加するため、今後の事業運営に当たりましては、より一層効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量は減少するものの、ほかの廃棄物は一定程度の搬入量が見込まれることから、資金収支の見通しは、令和7年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも、事業運営に当たりましては効率的で健全な経営に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、引き続き、効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、石狩西部広域水道企業団からの受水に係る年間基本水量について、令和7年度からの新たな覚書を交わし、費用負担が大幅に減少することにより、資金収支の見通しは令和7年度末において資金余剰となる見込みとなっております。

以上の結果、令和7年度の財政規模は、一般会計では661億7,597万6,000円、特別会計では313億3,152万円、企業会計では287億8,545万8,000円、全会計では1,262億9,295万4,000円となり、昨年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で6.7%の増、特別会計で3.3%の減、企業会計で1.4%の増となり、全会計では2.8%の増となりました。

次に、議案第12号から議案第17号までの令和6年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第12号につきましては、一般会計において、除雪費において不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。今後も継続して除排雪作業を実施する必要があることから、先議をお願いしたいと考えております。

議案第13号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、決算見込額の精査により、国の地方創生臨時交付金を活用した事業を減額するほか、保育所・幼稚園等における給付費算定の基礎となる国の公定価格の改定に伴い、教育・保育給付金負担金を増額いたしました。このほか、将来の公債費負担に備えて減債基金積立金を計上いたしました。

歳入では、市税や再算定による普通交付税のほか、財源対策として市債を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに4億9,743万5,000円の増となり、財政規模は672億7,697万7,000円となりました。

次に、議案第14号から議案第16号までの特別会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、決算見込みの精査により、一般会計繰入金を増額または減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第17号の下水道事業会計補正予算について説明申し上げます。

下水道事業会計につきましては、小樽市中央下水終末処理場の水処理施設機械設備更新事業において、工事の遅れに伴い、事業費の減額と債務負担行為の変更を行うなど、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第18号から議案第36号までについて説明申し上げます。

議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案につきましては、刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員に係る時間外勤務の制限の対象となる子供の範囲を拡大するとともに、国家公務員に準じ、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるものであります。

議案第21号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、昇格時における給料月額の上昇幅を拡大するとともに、扶養手当の見直しを行うほか、暫定再任用職員に対して住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するなど、給与制度の見直しを行うものであります。

議案第22号小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、会計年度任用職員の処遇改善を図る目的で、その勤勉手当の支給割合を正規職員と同様の支給割合に引き上げるとともに、期末手当の支給割合を均等化するものであります。

議案第23号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員退職手当法等の一部改正に準じ、失業者の退職手当の支給に係る改正を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第24号小樽市税条例及び宿泊税条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第26号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料に係る賦課限度額を改定するとともに、保険料軽減の対象となる所得の基準額を上げるほか、保険料の賦課割合を変更するものであります。

議案第27号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法施行令の一部改正に伴い、木造住宅の柱の小径及び必要壁量についての基準を改めるものであります。

議案第28号小樽市公共船客待合所条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾室庁舎内の内航船客公共待合所を、同庁舎の解体に伴い、一旦廃止し、その後、令和7年度に供用開始を予定している小樽港観光船ターミナル内に再設置するものであります。

議案第29号小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につ

きましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金支給額の勤務年数による区分を改定するものであります。

議案第31号及び議案第32号の工事請負契約につきましては、手宮公園競技場トラック等改修工事及び公営住宅建替工事の請負契約を締結するものであります。

議案第33号市道路線の認定につきましては、新たに梅広線を認定するものであります。

議案第34号市道路線の変更につきましては、朝里川温泉橋通線の終点を変更するものであります。

議案第35号及び議案第36号の工事請負契約につきましては、公営住宅建替機械設備工事及び後志共同消防指令センター整備工事の請負契約を締結するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（鈴木喜明） 次に、令和7年度、小樽市教育行政執行方針について、教育長から説明したいとの申出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

(中島正人教育長登壇)

○教育長（中島正人） 令和7年度の教育行政執行に当たり、小樽市教育委員会の基本方針を申し上げます。

本市を取り巻く環境は、少子・高齢化や人口減少、生成AIなどデジタル技術の発展、個人の価値観・ライフスタイルの多様化、気候変動に伴う自然災害の激甚化など、社会情勢が大きく変化する中、将来の予測が困難な時代を迎えています。

こういった社会情勢に対応していくためには、多様な個人が持続的な幸福感や生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く地域や社会全体が幸せや豊かさを享受することができるウェルビーイングの向上を図ることが求められています。

そのため、学校教育においては、子供一人一人が自他のよさや可能性を認め合い、いつも自分は大切に見守られていることを実感できる学校づくりに努めるとともに、主体的に課題に向き合い、他者と協働しながら解決を目指す学びを通して、未来に向けて自らが持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

また、社会教育においては、人生100年時代と言われる現代社会にあって、各年齢層に応じた、より多様で豊かな生き方や暮らし方を目指し、充実した人生を送ることができる様々な学習機会の提供、多世代交流の学びの場の創出などが求められており、教育委員会としては学校教育、社会教育の双方の分野を融合させながら、小樽市教育推進計画に掲げる「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」という基本理念の具現化を目指し、様々な施策を通して教育行政を推進してまいります。

それでは、教育委員会が令和7年度に重点的に取り組む施策について御説明いたします。

初めに、令和2年度に国のGIGAスクール構想により整備した児童・生徒の1人1台端末につきましては、情報収集やプレゼン資料の作成など授業での活用はもとより、各種アンケートの回答や欠席した児童・生徒に対するオンライン授業など、日常的な活用が進められており、バッテリーの損耗等が生じていることから、第2期GIGAスクール構想における北海道が行う共同調達により1人1台端末の更新を行ってまいります。

また、4月25日にリニューアルオープンする旧日本郵船株式会社小樽支店につきましては、指定管理者制度を導入し、重要文化財である建物を適正に維持管理するとともに、市民や観光客の多様なニーズ

に対応し、満足していただけるサービスの提供を行ってまいります。

次に、小樽市教育推進計画に示した八つの目標に沿って御説明いたします。

初めに、目標1「未来を創る力の育成」に向けた取組についてであります。

確かな学力の育成につきましては、市内全ての小・中学校で、本市の授業づくりの指針である「小樽授業づくりの5つのステップ」に取り組み、1人1台端末を活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層進めます。

また、国や道の事業を活用し、今日的な教育課題の解決を図ることを目的とした、学校力向上に関する総合実践事業に中学校1校を指定するとともに、新しいかたちの学び推進教員による1人1台端末を活用した授業改善や小中一貫教育、専科指導、学習支援など、教職員が定数より多く配置される加配教員の効果的な活用により、学力向上に取り組みます。

I C T教育の推進につきましては、引き続き市内全ての小・中学校に学習者用デジタル教科書を配備するとともに、教育D Xを推進するためのヘルプデスクを配置した授業支援を行います。

また、中学校の部活動に拠点校方式による英会話部を発足し、A L Tの協力の下、本市の歴史や観光名所を案内するための英語のテキストを新たに作成して学習するほか、オンライン英会話教室などを実施し、子供たちがネイティブの英語に触れる機会を増やすことで、観光都市小樽のグローバル化を担う人材の育成に努めてまいります。

続いて、目標2「豊かな心の育成」に向けた取組についてであります。

ふるさと教育につきましては、本年2月に認定された「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を含めた日本遺産に関する教員向け研修講座を開催するとともに、教材「おたるの自然」及び「小樽の歴史」の活用のほか、おたる潮ねりこみや小樽港内遊覧屋形船における学習を継続することで、ふるさと小樽に対する理解を一層深め、郷土に対する誇りと愛着を育みます。

読書活動の推進では、学校司書を1名増員するとともに、学校図書館の蔵書を増やすことで、児童・生徒の読書環境のさらなる充実に努めます。

いじめの防止につきましては、小樽市いじめ防止基本方針に基づき、全中学校区で実施しているいじめ防止サミットを引き続き実施するなど、児童・生徒が主体となったいじめの防止活動に取り組みます。

不登校児童・生徒の支援につきましては、市内の中学校1校に開設している校内教育支援センターを複数校に設置するとともに、登校支援室の専任指導員やスクールソーシャルワーカーなどが連携し、子供の心に寄り添った支援の充実に努めます。また、学校、市教委及び市関係部署並びに関係機関が連携を強化し、個々の児童・生徒の状況に応じた具体的な支援を行ってまいります。

続いて、目標3「健やかな体の育成」に向けた取組についてであります。

体力・運動能力の向上につきましては、令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本市の小・中学生ともに持久力に課題が見られたことから、体力向上検討委員会において、授業における持久力を高める実践資料を作成し、全小・中学校で取り組みます。

適切な健康管理につきましては、児童・生徒の健康を守るという観点から、児童のう歯罹患率を改善するため、引き続き市内全ての小学校において定期的なフッ化物洗口を行うとともに、保健所と連携して家庭への歯磨き指導を呼びかける歯・口腔の健康づくり推進事業を実施いたします。

学校給食につきましては、本市の食文化や地場産品を献立に取り入れるなどの工夫をし、地元や食への関心を深め、安全・安心で魅力的な給食の提供に努めるとともに、後志管内の関係者と連携し、しりべしコトリアードをテーマとした給食の提供や、栄養教諭を中心とした食に関する指導を行ってまいります。

続いて、目標4「家庭・地域との連携・協働の推進」に向けた取組についてであります。

家庭教育支援につきましては、児童・生徒が望ましい生活習慣を確立することができるよう、引き続き、おたるスマート7などの各種資料を配布し、学校と家庭が連携して取り組むとともに、小樽市PTA連合会との共催による外部講師を招いた講演会を開催します。

また、放課後などに地域の人材を小・中学校に派遣し学習支援を行う樽っ子学校サポート事業や、地域住民等と連携し、子供の安全・安心な居場所を提供する、おたる地域子ども教室を実施いたします。

コミュニティ・スクールの導入・推進につきましては、市内全ての小・中学校で導入が完了したため、コミュニティ・スクールの充実に向けた研修会を開催するなど、地域住民との連携・協働による魅力ある学校づくりを進めてまいります。

続いて、目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」に向けた取組についてであります。

学校段階間の連携・接続につきましては、幼児教育施設と小学校の教職員が合同で研修会を実施するなど、幼保・小の連携を進めるとともに、いじめや不登校への対応など、生徒指導を充実するための小中一貫教育の取組や、小学校から高校までの子供たちの課題の解決を目的とした小樽市小中高連携協議会を開催し、連携の充実に努めます。

教職員の資質・能力の向上につきましては、学校運営や授業づくりなどを学ぶ機会として、管理職及び初任段階教員を対象とした勉強会を開催するとともに、主任層を対象とした道内先進校への視察研修を実施することで、教職員の職能向上を図ります。

学校施設の整備につきましては、これまでも計画的に実施しているトイレの洋式化への改修工事を令和7年度は西陵中学校及び向陽中学校で行うとともに、屋内運動場の照明設備をLEDへ順次更新するほか、新JIS規格の机を計画的に整備するなど、教育環境の改善を図ります。

教職員の働き方改革につきましては、小樽市立学校における働き方改革行動計画に基づき、外部人材の積極的な活用や校務支援システムと保護者連絡ツールの連動のほか、校務系と教育系のネットワークの統合など、次世代校務DX化の整備を推進することにより、教職員の負担軽減を図り、子供たちに向き合うための時間の確保に努めます。

中学校の部活動改革につきましては、引き続き、部活動指導員を配置するほか、生徒が望む部活動の選択肢を確保できるよう、拠点校方式による合同部活動を実施するとともに、平日に拠点校での部活動に参加する生徒の移動に係る経費を支援いたします。

学校安全教育の充実につきましては、子供たちが犯罪や交通事故等から身を守ることができるよう、通学路安全マップを活用した指導の充実を図るとともに、引き続き小樽市通学路安全プログラムに基づいた合同点検を年2回実施し、通学路の安全対策の改善・充実に努めてまいります。

続いて、目標6「生涯各期における学習機会の充実」に向けた取組についてであります。

学習機会の充実につきましては、市民の多様な学習ニーズに応えるため、道内外から講師を招く小樽市民大学講座を開講するほか、市民の学習要望を取り入れながら、趣味や教養などの学びを提供する、はつらつ講座を開催いたします。

市立小樽文学館では、小樽市の作家である伊藤整を親に持つ伊藤礼に焦点を当てた特別展を、市立小樽美術館では、能舞台をテーマとした特別展を開催するなど、市民はもとより観光客の興味・関心を引きつける展示を行います。

小樽市総合博物館では、蒸気機関車アイアンホース号による動態展示や体験乗車を実施するほか、PCB機器除去のため解体した電気機関車ED75の展示公開に向けて、車両外殻部の移設作業を行い、段階的に整備を進めてまいります。

図書館では、市民からの寄贈図書を活用した、おたるまちなか図書館の設置を促進するとともに、関係機関と連携した蔵書展示などを行うほか、子供の読書に関する各種支援メニューをPRし、子供の読書活動の推進を図ってまいります。

続いて、目標7「文化芸術の振興と文化遺産の保存活用」に向けた取組についてであります。

文化芸術の振興につきましては、学校における芸術鑑賞事業などに引き続き取り組むとともに、子供たちが地域の伝統芸能や無形文化財に触れる機会の提供や、市民の文化芸術活動を発表する小樽市文化祭、親子で日本の伝統文化を体験する伝統文化親子教室の開催を支援してまいります。

文化遺産の保存活用につきましては、小樽市歴史文化基本構想の調査において、本市には多様な文化遺産があることから、昨年3月に指定した「海岸ノ漁場屏風」に続く、小樽市指定文化財の指定に向け調査を実施するとともに、市有施設の国登録有形文化財の登録に向けた取組を進めてまいります。

最後に、目標8「生涯スポーツ・レクリエーションの振興」に向けた取組についてであります。

スポーツに対する取組につきましては、地域のスポーツ団体やスポーツインストラクターなどの協力をいただきながら、未就学児や小学校低学年児童を対象に体を動かすことの楽しさを感じてもらうため、スポーツに触れ合う場を提供するなど、子供の体力向上の取組を拡充するほか、市民歩こう運動をはじめ、多様な種目を開催し、市民がスポーツに親しむ機会の創出に努めます。

体育施設につきましては、第3種公認陸上競技場となっている手宮公園競技場の公認を継続するため、トラックのレーン幅や水濠の深さを整備するなど、施設の全面的な改修を行います。また、からまつ公園庭球場については、表層土の入替えなどのグラウンド整備を実施し、利用者が安全で快適に使用できる施設整備に努めてまいります。

小樽市新総合体育館の整備に向けては、総合評価一般競争入札による整備事業者の選定を行い、設計施工一括請負の契約を締結し、基本設計に着手いたします。

以上、令和7年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策について御説明いたしましたが、教育委員会といたしましては、子供たちの学びの保障や市民の皆様への学習・運動機会の提供などに努めてまいりますので、市民の皆様及び議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第37号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 提出者を代表して、議案第37号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

今年は、広島と長崎にアメリカが原爆を投下してから80年です。今、世界では、米国、ロシア、中国の対立など、核軍備競争が激化し、核兵器への依存の増大といった危険な方向に向かう中、ノーベル委員会は日本の団体、日本原水爆被害者団体協議会に2024年のノーベル平和賞を授与しました。

今、軍事的な衝突が世界各地で起きている中、協議会から世界の指導者たちへ発信するメッセージは何かと質問されたノーベル委員会のヨルゲン・バトネ・フリードネス委員長は、被爆者のメッセージや証言は、核兵器を使うことがいかに容認できないものかを思い起こさせる重要なものだ。私たちは、被爆者の声を聞くべきだ。全ての指導者が、核兵器は二度と使われてはならないという被爆者の話に耳を傾けることを望むと述べました。

ノーベル平和賞の受賞で、日本政府の動きが注目されています。本来なら、核兵器の非人道性を最も語れる国として、核兵器廃絶の議論をリードすべき日本の政府は、米国の核戦力に依存する立場から、

3月に行われる核兵器禁止条約第3回締約国会議のオブザーバー参加すらもしない方針です。

政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

毎年、さっぽろ雪まつりの時期になると、米国艦船の小樽港寄港が常態化しています。今年も2月7日に、米国艦船USSハワードが寄港しました。外務省からの核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していませんとの回答から、岸壁の使用を許可していますが、事前の協議なしに核兵器搭載艦船が自由に通行できることは、米国公文書で明らかになっています。

本条例案は、港湾管理者として非核証明書の提出がない艦船には、港湾施設を利用させないよう条例で定めるものです。

小樽市は1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

以上、皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から3月2日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 濱 聡

議 員 中 鉢 淳 二

令和7年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和7年3月3日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、橋本布美絵議員、小池二郎議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第37号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）（拍手）

○7番（平戸理史議員） みらい会派を代表して質問いたします。

議案等に関連して、まず、令和7年度予算編成について伺います。

市長は、まちの強みと「みんなの力」、「たみの力」による未来を志向したまちづくりを新年度予算のテーマとして掲げ、歴史や海・港などの本市の強みと市民・民間の力を最大限に生かしながら、人口対策をはじめ新たなにぎわいの創出、脱炭素など、時代の変化に対応した未来志向のまちづくりを推進し、定住人口の確保に努めてまいりたいと述べられていました。

初めに、令和7年度予算編成に当たっての基本的な考え方についてお聞かせください。

次に、一般会計の予算規模についてですが、令和7年度予算は令和6年度当初予算と比較して約41億6,000万円、約6.7ポイントの増となりました。過去20年間の中では最大の予算規模となっています。前年度と比較して、予算規模が大きくなった主な要因について説明してください。

次に、歳入のうち市税が約145億6,000万円で、前年度予算比で約7億7,000万円、約5.6ポイントの増となっていますが、主な増要因についてお答えください。

また、地方交付税は約158億8,000万円で、前年度予算比では約3億4,000万円、約2.2ポイントの増とあります。増額を見込んだ主な要因についてお示ください。

次に、歳出ですが、7年度予算では建設事業費が前年度予算と比較して約30億5,000万円、約82.3ポイントの増と大きな増額となりました。こうした建設事業費が大きな規模となる状況が今後も続く見込みであるのか、お聞きいたします。

次に、財源対策についてですが、収支均衡予算を編成するため、7年度予算では財政調整基金の繰入額が約13億4,000万円となり、6年度予算よりは約5,900万円減額となりましたが、同規模の繰入れが続いています。基金残高は7年度予算編成後では約17億1,200万円で、6年度予算編成後の約21億6,700万円に比べ、約4億5,500万円減少しています。今後の財政調整基金の残高の見込みについてどのように考えているのか、市長の所見を伺います。

次に、空き家対策について。

令和7年度小樽市空家等実態調査に関する予算として、940万円が計上されています。この空家等実態調査に関しては小樽市が独自に行っているもので、前回の小樽市空家等実態調査は令和2年度に行われ、5年に1度行われてきたものと認識しています。前回の令和2年度の調査では予算額が600万円となっ

ていましたが、今回は940万円と1.5倍程度に増額となっています。この増額の理由をお示してください。

今回の空家等実態調査は、令和8年度の次期小樽市空家等対策計画策定のために調査を行うとのことですが、この調査とは別に国でも住宅・土地統計調査が5年ごとに行われており、そのデータは総務省統計局のホームページで公表されています。令和5年10月に調査が行われ、統計の速報値が翌年4月末に、最終の集計結果が令和7年1月末に発表されました。空き家の総数に加えて、空き家となっている理由や腐朽や破損の有無などが、推計値ではありますが、発表されています。

本市が行う調査では、空き家等の状況や地域別の分布状況など、より詳しい調査をしてきていますが、改めて本市が独自に空家等実態調査をする目的をお示してください。

あわせて、これまで本市が行ってきた空き家対策に関する取組のうち、本市独自の調査がなければ行えなかった取組があればお示してください。

市町村が独自に空家等実態調査をする場合には、国から2分の1が補助されることもあり、独自調査をしている自治体も多いように思いますが、独自調査を行わず、国が行う住宅・土地統計調査の結果を基に空家等対策計画を作成している自治体もあります。

札幌市の空家等対策計画を見ましても、札幌市内の空き家の現状は、国が行う住宅・土地統計調査、市民からの通報や市民アンケートを基に現状分析が行われているようです。確かに空き家の現状分析という点では、本市の空家等対策計画のほうが詳細な分析がされているように感じますが、それが実際の施策を行うに当たっては、本当にそこまでの分析が必要であるのか、もう一度考えていただきたいと思います。

次に、空き家対策を進める上で、国からの補助金のおかげで進められている事業があるということは理解しています。例えば、現在の本市の空き家対策事業では、特定空家等住宅除却費補助制度があります。これは倒壊のおそれがあったり、公衆衛生上問題があると適切な管理がされていない状態の特定空家等を解体・除却する際にかかる費用のうち補助上限30万円、補助率3分の1までを補助するという事業です。これまでも毎年300万円が予算計上され、そのうち半分の150万円を国からの補助金で賄っています。この補助を受けるためには、空家等対策計画を市が策定しなければなりません。

私の調べた中では、空き家対策に関して、国から受けている補助は毎年の150万円の補助及び5年に1度行っている市独自の空家等実態調査にかかる経費の2分の1、来年度では計940万円で半分の470万円の補助を確認しています。もちろん、空家等対策計画は国の補助金を得るために策定しているものではないという前提は理解しています。施策を考え、進めていくために計画を策定する必要がありますが、一番大事な空き家等の発生を予防する、空き家等の活用を進めていくことよりも、計画を策定することに多くの労力、予算がかかってしまっているのではないのでしょうか。

現に、予算案でも空家等実態調査事業費は940万円を計上しているのに対して、第2次小樽市空家等対策計画に基づいた施策を推進することや、特定空家等への事業費としては200万円です。事業費だけで考えれば、計画を実行することよりも計画を立てるために4倍以上の予算をかけてしまっている状況です。

空き家対策のように、行政の支援なしでは悪化の一方となる課題に対しては、計画を立てるよりも計画を実行することに予算も人員も割くべきです。例えば、これまでは5年ごとに行ってきた空家等実態調査をやめた場合には、もちろん調査費がかからなくなるというメリットに加えて、空家等対策計画が簡素化でき、策定にかかる費用と時間と人員を少なくすることができます。他の計画にも言えることですが、前回の計画よりも内容が充実したという聞こえはいいですが、本当にそれは内容の充実と言えるのか、必要以上のつくり込みになっていないのかという点も、本市のように人口が減少していく局面では重要な視点だと思います。

次期小樽市空き家等対策計画を簡素化して、現在の空き家問題を解決するための取組、実効性のある取組に予算も人員も割いていただきたいと思います。本市のお考えをお聞かせください。

今後も人口減少が進む本市では、空き家は確実に増えていきますし、それに伴い管理のされない空き家も増えていくように思いますが、本市の財政状況を考えれば、空き家対策予算を大幅に増額することは不可能です。だからこそ、1棟ずつでも空き家を減らせる取組に予算と人員を充てていただくようにお願いしたいと思います。

次に、基金に関することを質問します。

本市には数多くの基金があり、それぞれの目的に沿って奨学金を給付したり、全国大会に出場する費用を補助したりと有効に活用されている基金がほとんどです。しかしながら、長い間使用されずに放置されているような基金もあります。特に個人からの寄附による基金のうち果実運用型と呼ばれる金利分のみを事業に使っていく基金では、寄附当時とは金利が大きく変わってしまい、現在の金利では十分な事業費とならないために、うまく活用できていない基金もあります。

令和5年第4回定例会でも、この個人の名前が冠された基金のうち社会福祉事業に関する四つの基金について質問しました。その際には、それぞれの基金は寄附者の意向に沿った使い方をしていくこと、運用方法を変える場合には寄附者もしくは法定相続人に再度意向を確認する必要があるということでした。そのときには、早く法定相続人と連絡が取れるようにしていただきたいと思います。それから1年以上が経過し、法定相続人と連絡が取れるようになったものもあれば、連絡が取れる状況にはなっていない基金もあるとのことでした。

まず、連絡が取れるようになった基金について、どのような方法で連絡を取ることができたのか、再確認できた御意向はどのような御意向なのか、来年度予算ではその御意向がどのように反映されているのかについてお示しください。

次に、まだ法定相続人に連絡が取れていない基金に関して、その法定相続人は複数名となっている場合もあるように思いますが、全ての法定相続人に意向を確認する必要があるとお考えなのか、そして、法定相続人の人数をそれぞれ把握しているのか、把握していれば、そのうち何名の方とは連絡が取れている状況なのか、お示しください。

運用方法を変えるためには、寄附者の意向を再度確認するという原則は理解しますが、1年以上たっても法定相続人に連絡を取れなかったのであれば、今後、連絡を取れるようになる可能性は低いと思います。法定相続人を特定し、連絡が取れる状態にするために取り得る現実的な手段のうち、これまでに取り組めていないものがあればお答えください。

このままでは、寄附者の意向を再度確認する手だてがないまま、少ない金利分を使っていくだけの状況がこれからも続いてしまうのではないかと懸念しています。そこで選択肢の一つとして、寄附者の意向を再度確認することが現実的ではないと判断すること、そして基金の使い方を本市が寄附者や法定相続人に代わって決めていくことへの考えをお聞かせください。

寄附を頂いた当時、現在の金利状況や本市の置かれた状況を予測することは困難であり、その当時に最適と考えられた基金の使い方が寄附者の意向として現在でも用いられています。寄附者もしくは法定相続人と連絡が取れるようにしておくことが重要でしたが、どうやら難しいようですので、寄附者の小樽市の発展のためにという、そもそもの気持ちに答えることを第一に、本市として基金をしっかり活用できるように方針を変えていくタイミングだと思いますので、前向きな検討に期待します。

続いて、交通災害遺児奨学資金基金についてです。

これまでこの基金を使って、保護者が交通事故により亡くなった、または重度の障害の状態となった

交通災害遺児の高校生に対して、高校入学前に遺児となった方には15万円、入学後に遺児となった方には5万円をそれぞれ給付してきました。

来年度より、入学時には一時金として3万円、その後は月額6,000円を給付する形に変更すると伺いました。これまで、入学時に15万円をもらえていた方は、卒業までに計24万6,000円を受け取れるようになるということで、給付額が10万円ほど増えます。この月額6,000円という額は、道内他都市を見ても高い水準となっていると思いますし、基金残高を考えた上で給付額を見直したことを評価しています。

ここで、今回の給付額の変更が基金残高に与える影響を過去5年間で試算してみました。過去5年間では、給付対象5人に計65万円を給付していますが、もしこれが月額6,000円の給付であったとすると、5年間で約123万円を給付、その差は約58万円です。約58万円の増加となりますが、毎年の寄附額を含めると、結果として基金残高は過去5年間で約160万円の増加となります。

つまり、今回の給付額の増額をもってしても、過去5年間を考えれば基金残高は増加する、つまり安定的な基金運営という観点で考えても、より増額が可能という試算結果でした。

本基金は、毎年、額に違いはありますが、ありがたいことにこれまで多くの寄附を頂いておりまして、基金の残高の推移を確認すると3,000万円以上で推移しており、交通事故数が年々減少傾向であることに加え、給付対象となる高校生の数も減少傾向であることを踏まえると、この3,000万円以上の残高は月額6,000円の給付に変更した場合でも、なお多過ぎるように思います。給付額をより増やす、もしくは給付対象を大学生や中学生に拡大することも選択肢として十分考えられます。

そこで、変更後の給付額に対して基金残高が多いという認識を持たれているのか、今後もさらなる支援拡大に向けて給付対象の拡大と給付額アップについて検討していただけるのか、お答えください。

次に、病児保育事業について伺います。

本市の合計特殊出生率は1.00と全国2番目の低さである北海道の中でも低い値となっており、少子化対策、子供を産み育てやすい環境の整備を積極的に進めていかなければならない状況です。今回の予算案には、安心して子育てできる環境づくりとして、1か月児健康診査費、そして、ウイングベイ小樽内へのおやこの集いの場の整備事業費が新規事業として計上されています。これまでも、第2子以降、保育料無償化や放課後児童クラブ無償化等の子育て環境を向上させる取組が行われていることを非常に喜ばしく思っていますが、正直まだ足りません。子育て環境をもっと向上させる取組に期待しています。

かく言う私も幼い子供を持つ者ですが、大切な我が子をしっかり育てていくというのは本当に大変なことです。私の妻は、現在、育休を取得していますが、職場復帰に向けてはどこに子供を預けるのがいいのか、もし病気になったらどうする、本当に仕事を続けていけるのかなど漠然とした不安を抱えています。

幼い子供を持つ家庭はどれも同じような不安を抱えていることと思います。特に、子供は本当によく風邪を引きますし、その風邪が親にも移ります。しかし、親が風邪になっても子育ては休めませんし、我が家のような核家族世帯では、基本的には夫婦で交代で頑張るしかありません。夫婦共働きの家庭からは、より深刻な声も聞いています。子供が熱を出し、それが妻に移り、看病のために二、三日の有給休暇を取る。もし自分にも移ってしまえば、さらに追加で有給休暇を取らなければならず、この状況が続けば有給休暇がなくなり、欠勤扱いで給与が減っていく。職場にも迷惑をかけているので、これ以上、子供を増やすことは金銭的にも精神的にも考えられないとのことで、こうした状況がこれまでの少子化の動きをつくるとともに、この状況を改善する必要性を痛感しました。働きながら子育てをする世帯にとって、病気の子供を安心して預かってもらえる環境を整えることは、非常に切実な問題です。

本市では、令和元年から認定こども園いなほ幼稚園に併設する病児保育施設「たつのこルーム」で病

児保育事業を行っています。病気やけがで通常の保育所等に行くことができない子供を1日に3人まで預かることができ、また、令和5年度から利用料が無料化されたということで、市内中心部の共働き家庭を支える制度になっていると思いますし、我が家も今後お世話になることがあると思います。しかし、本市の病児保育施設は1か所のみですので、市内中心部から離れた場所にお住まいの方にとっては、現実的に利用が難しいとの声もいただいています。

特に、今後、子育てニーズの高まりが予想されている銭函地域にお住まいの方にとっては、市内中心部で働いている方を除いての利用は非常に限定的になるものと思います。今後、銭函地域にお住まいの方にも病児保育を利用できる環境を整備するお考えがあるのか、また、設置に向けた課題についてお示しください。

病児保育事業は季節によって需要の変動が大きいことや、突発的な利用に備えて人員を確保しなければならないなど課題はあるものの、子供を産み育てやすい環境の構築のためには本来に必要な事業です。また、病児保育の利用のしやすさを考えた場合には、各自治体単位での事業ではなく、広域連携化することも検討していくべきです。保護者からの目線で考えれば、病児保育施設が家に近い場合がいい家庭もあれば、職場に近いほうがいい家庭もあります。どの病児保育施設を利用するのか、保護者が選択できるような制度となることを望んでいます。

道内でも一部の市が隣接する自治体と協定を交わし、病児保育事業を行っていない自治体の住民が病児保育を受けられるようになっているようです。本来であれば、北海道が主導し、北海道全体での病児保育の広域利用を進めていただきたいと思います。本市として病児保育の広域利用に関しての御所見をお答えください。

安心して子供を産み育てやすい環境を少しずつでも整備することが、将来の少子化の動向を左右します。子供を持ちたいと思う方や2人目、3人目の子供を持ちたいと思う方が安心できるよう、社会全体で子供を育てていくのだという姿勢を見せていかねばなりません。本市の子育て環境は年々改善しています。さらなる積極的な施策に期待しています。

次に、オーバーツーリズム対策についてです。

最近、運河を歩いていても本当に海外の方が多く、小樽市が北海道を代表する観光地となっていることを誇らしく思います。今後も新たに登録された日本遺産のストーリーの磨き上げやホテルなど観光地としての受入体制を強化していかねばなりません。

また、市民の皆様にも小樽市に来ていただいてありがとうと観光客を温かく迎え入れる文化をこれまで以上に浸透させることが、市全体としてのおもてなし力が高まり、さらなる観光地としての魅力を高めるためには必要になってきます。

さて、来年度予算案には、船見坂などへの警備員の配置や小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会にかかる費用として、約1,270万円が予算計上されています。本市では今年1月下旬より、船見坂において道路の真ん中で写真撮影したり、私有地に許可なく入るといった観光客の迷惑行為を減らすために警備員を配置しました。いわゆる春節シーズンに合わせての配置だったように思いますが、警備員を配置したことによってそういった迷惑行為は減ったのか、それとも追加でさらなる対策が必要な状況であるのか、お答えください。

市民の方からよく、観光地だからといって特に市民としては恩恵は受けていない。市民にも恩恵が受けられるような施策が必要という御意見をいただくことがあります。その際には、観光産業で働く多くの方がいて、その家族もいる。その方たちがスーパーに行って買物をして、また、札幌市に住んでいたとしてもJRに乗ったりガソリンを入れたり、何らかの形で小樽市で消費行動をしますし、観光客も

たくさん消費行動をしてきている。そのおかげもあって、我々もスーパーで買物ができるし、JRも廃線になっていない。今の小樽市があるのは、観光客がたくさん来てくれているからですよとお伝えしています。

私は、観光地としての恩恵を市民に直接的に還元すること、例えばごみ袋の無料化などは現段階では行う必要はないと考えています。それよりも、観光地としての魅力の向上や市民生活に観光が迷惑をかけるような施策を進めることが、将来にわたって市民の利益につながるものと思います。

特に、ごみのポイ捨て問題については、市民が観光の悪影響を感じやすい部分でありながら、改善に向けての対策が非常に取りやすい問題です。市民からは、特に冬になると道端や私有地に捨てられるごみが目立つようになる。きれいなまちであってほしいのでなるべく拾っているが、他人がポイ捨てしたごみを有料のごみ袋で捨てるのは悲しい気持ちになるという声を聞きます。ボランティア袋の存在をお伝えしましたが、それは決して解決策ではありませんし、市民が望む形ではありません。ポイ捨てをなくす、少なくするための施策が必要です。解決策はずばり、観光地にごみ箱を設置する、これです。

堺町通り商店街においては、歩道にごみ箱が設置されていますが、管理上の問題で冬季は撤去されています。そもそも小樽観光の目玉である運河、そして小樽駅から運河に向かう中央通沿いにはごみを捨てる場所がありません。この状況で観光客に対してポイ捨てをしないでくださいと伝えたとことで、まずはごみ箱を置いてよと、私なら思ってしまう。最低でも堺町通り、運河、中央通には、行政が主導で、もし本市単独ではごみ箱の管理が難しいなどの問題があるのであれば、観光事業者の皆さんにも協力いただく形で早急にごみ箱を設置する必要があると思います。

そこで、ごみ箱設置へのお考えと今後のポイ捨て問題への対応策はどのように考えているのかについて、お考えをお聞かせください。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案等について御質問がありました。

初めに、令和7年度予算編成についてですが、まず、予算編成における基本的な考え方につきまして、前年度に引き続き、人件費の上昇、物価高、金利上昇などの歳出増加要因が拡大していることから、厳しい編成となる状況が想定されました。

しかしながら、そのような中であっても、本市の最重要課題である社会減の抑制に向けた人口対策のほか、自治体DXやゼロカーボン推進などの喫緊の課題解決に向けた取組への重点的な予算配分を意識しながら、後年度の財政負担や施策の優先順位、効果などを十分に考慮した上で、令和7年度に予算化すべき事業を厳選したところであります。

次に、一般会計の予算規模が前年度より大きくなった主な要因につきましては、建設事業費において、後志共同消防指令センター整備事業費で約15億2,000万円の増となったほか、住宅事業特別会計の廃止に伴い、塩谷B住宅の建て替えや緑A住宅の改善事業費で約6億2,000万円、第3号ふ頭の基部緑地整備事業費で約4億4,000万円、それぞれ増となったことなどにより、前年度と比較して約30億5,000万円の増となったことや、扶助費において、教育・保育給付費負担金や児童手当がそれぞれ増となったことなどにより、約4億5,000万円の増となったことなどによるものであります。

次に、市税の主な増要因につきましては、個人市民税は令和6年度で定額減税の大部分が終了した影響により約2億6,000万円の増となり、法人市民税は全体として企業の業績の伸びにより約9,000万円の増となりました。固定資産税は、家屋の新築や増築、償却資産の設備投資が増加したことに伴い、約4億2,000万円の増となったものであります。

次に、地方交付税を前年度より増額で見込んだ主な要因につきましては、普通交付税について、基準財政収入額は全国的な地方税の増減率を勘案して増を見込む一方、基準財政需要額は人口減少や生活保護費が減となるものの、給与改定や物価高による財政需要の増を見込んだことや、臨時財政対策債への振替がなくなったことによるものであります。

次に、今後の建設事業費の規模につきましては、小樽市中長期財政収支計画策定時点での試算では、令和15年度までの10年間ににおいては、9年度と10年度は小樽市新総合体育館の建設事業等により7年度予算よりも30億円程度の増額が見込まれますが、他の年度におきましては、7年度よりも規模は小さくなると見込んでおります。

次に、今後の財政調整基金の残高の見込みにつきましては、小樽市中長期財政収支計画では後年度になるにつれて基金の残高は減少し、令和15年度末では約24億円を見込んでおりますが、7年度予算においては、計画の見込みよりも基金の繰入額が大幅に増加しており、残高は減少すると考えられることから、収支見込みの時点修正を行い、収支改善に着実に取り組み、不測の事態等に備えられる規模の残高の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策についてですが、まず、空家等実態調査が増額になった理由につきましては、前回調査の5年前に比べ、労務単価が約3割増加したことと、空き家の所有者に対し、これまで以上に適正な管理を促し、効果的な指導を行うため、危険空き家の分類を細分化したことにより調査項目が増えたため、委託料が増加したものであります。

次に、空家等実態調査の目的などにつきましては、国の住宅・土地統計調査では、空き家数は推計値であり、位置や状況の把握ができず、実数とも乖離をしていることから、本市独自に調査を行うものであります。独自に調査することの目的といたしましては、次期空家等対策計画策定において、過去の調査との比較分析を行い、効果的な取組につなげていくための基礎資料とするとともに、この調査により空き家の正確な位置と状態を把握し、既に構築しているGIS空き家データベースを更新することで、効率的な空き家対策を推進することを目的としております。

この調査を行わなければできなかった取組は特段ありませんが、市民の苦情、相談に対して迅速かつ効率的な対応が可能となります。

次に、空家等実態調査を実施しないことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、空家等実態調査は次期空家等対策計画策定における基礎資料として、また迅速かつ効率的な市民対応を行うためにも調査を行うことは必要であるものと考えております。

次に、基金についてですが、まず、寄附者への意向の確認につきましては、四つの基金のうち寄附者の所在を把握できた基金については自宅を訪問し、現在の運用状況を説明したところ、今後は元金を取り崩しながら計画的かつ有効に活用してもらいたいとの意向を確認いたしました。このため、令和7年度予算では、この基金を取り崩し、在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業に活用することとしております。

次に、法定相続人の把握などにつきましては、寄附者が亡くなられている場合には、基本的には相続人全員の意向を確認することが必要であると考えております。残りの三つの基金につきましては、寄附者が亡くなれていることを確認しておりますが、法定相続人の調査には至っていないため、人数等の

把握はいたしておりません。

次に、法定相続人の特定、連絡の手段につきましては、戸籍等で法定相続人の有無や所在を調査することになりますが、それ以外の方法で調査を行うことは難しいものと考えております。

次に、寄附者の意向確認の可否と運用方法の変更につきましては、寄附者もしくは法定相続人の意向は尊重すべきものでありますが、意向を確認できない場合での運用方法の変更につきましては、慎重に検討し、判断してまいりたいと考えております。

次に、病児保育についてですが、まず、銭函地域での病児保育の環境整備につきましては、市内中心部から離れた地域にお住まいの方から病児保育が利用しづらいという声があることは把握いたしておりますので、今後も利用者ニーズを踏まえながら、銭函地域も含めた市全体の病児保育の実施体制について検討していかなければならないものと考えております。また、設置に向けた課題につきましては、病児保育を実施する専用施設や事業者等の確保、常駐できる看護師や保育士等の専門職の人材確保などがあるものと認識しております。

次に、病児保育の広域利用につきましては、利用を希望される方に病児保育を提供する形態の一つであると考えますが、各自治体における病児保育の定員や利用状況、費用負担など検討すべき課題もありますので、札幌市や近隣の自治体の現状や実施の可能性について調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、オーバーツーリズムについてですが、まず、船見坂への警備員配置後の状況につきましては、警備員を配置したことで警察への通報も減っていると聞いており、道路上での写真撮影などの観光客による迷惑行為は抑制できているものと考えております。

次に、堺町通り、運河、中央通へのごみ箱の設置につきましては、市では、これまでごみの有料化に伴い家庭ごみの持込みが増加したことなどから、ごみ箱の撤去を進めてきた経過があります。ごみ箱を設置いたしますと、同様の状況が発生する可能性があるほか、設置箇所や冬場の管理面での課題もありますので、新たなごみ箱の設置は難しいものと考えております。今後のポイ捨て対策につきましては、このたび設置いたしました小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会において議論、検討を行ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案等について御質問がありました。

基金についてですが、交通災害遺児奨学金の給付額に対する基金残高の認識と、さらなる支援の拡大につきましては、このたびの給付額の見直しは、今後も安定した給付を行うために寄附の見込みや給付者数、基金残高を総合的に勘案し設定したものでありまして、他の自治体と比較しても同程度の給付額であると認識してございます。

今後につきましては、給付者数と基金残高の推移を注視しながら、5年をめぐりとして給付対象と給付額について見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

○7番（平戸理史議員） 続いて2項目め、自衛隊への名簿提供について質問します。

自衛隊法第3条には、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」と規定されています。

24時間365日、盆も正月もなく、日本の平和を守るための活動をしている自衛官がたくさんいます。日常生活の中では自衛隊の活動が注目されることはあまりないかもしれませんが、自衛隊が注目されないことこそが平和な状況です。

しかし、地震や津波などの大規模災害が発生した際には、どうしても警察、消防では装備や人員に限界があり、自衛隊にしかできないこともあります。過去にも大災害が起きた場合には自衛隊の力が必要とされてきましたし、多くの命が救われてきたのも事実です。そして、本市でも陸上自衛隊第11特科隊と災害が起きた場合に備える訓練を行ったり、小樽雪あかりの路でも御協力をいただくなど、平時から多大な御支援をいただいています。

自衛官の募集に関して、自衛隊法第97条には、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と規定され、また、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されています。実際に市町村によっては、自衛隊に対して紙媒体もしくは電子媒体で入隊適齢者の情報を提供している場合も多くあるようで、札幌市でも令和2年度から紙媒体で提供しているとのことでした。

本市では、これまで自衛隊札幌地方協力本部に対し、住民基本台帳の閲覧を許可してきているようですが、その際には、自衛官が住民基本台帳から入隊適齢者の情報を手書きで書き写してきたとのことで、本当に膨大な作業となることと思います。もし紙媒体で情報を提供すれば、この膨大な作業はなくなります。紙媒体での情報提供に関しては、防衛省・総務省の連名で通知が出ており、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報の提供に住民基本台帳の一部の写しを用いることは特段の問題を生じないとのことでした。これは、自治体が自衛隊に対して紙媒体で提供することができるという通知ですので、紙媒体で提供するかどうかは各自治体が判断することです。

ただ、本市としてこれまで自衛隊に多大な御支援をいただいていますし、これからも防災面などで、より強固な信頼関係を築いていかねばなりません。そのような状況で、本市から自衛隊に対して積極的な協力をしていくべきと考えますし、今回のように、協力するかしないかは自治体の判断というものについては協力をしない理由はないように思います。

以上のことから、来年度以降は要請があれば入隊適齢者の情報提供を紙媒体で行うべきと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、自衛隊への名簿提供について御質問がありました。

入隊適齢者の個人情報の提供につきましては、抵抗感を覚える市民の方も現におられ、また、全国的には、自衛隊への個人情報提供に対し住民訴訟が提起されている事例もあると伺っております。こういった状況もある中で、本市といたしましては、住民基本台帳法の規定に沿い、これまで閲覧という形で対応させていただいているところであり、御指摘のありました国からの通知は承知いたしておりますが、名簿提供の実施の可否につきましては、市といたしましては慎重な判断が必要になるものと考えており

ます。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

○7番（平戸理史議員） 続いて、第3項目、带状疱疹ワクチンの接種費用助成についてです。

带状疱疹は、子供の頃に感染する水ぼうそうのウイルスが、治癒後も体の感覚神経に潜伏し、大人になって加齢や疲労によるストレス、基礎疾患やがん、リウマチなどの治療で使用する免疫抑制剤等により、その人の免疫力が低下することでウイルスが再活性化し発症する病気で、日本での疫学調査では、働き盛りの50歳を過ぎた頃からその発症リスクは急増し、80歳までに3人に1人が発症する、ほぼ全ての日本人が発症のリスクを持っている疾患です。

特徴としては、皮膚上に現れる水ぶくれを伴う赤い発疹と眠れないほどの激しい痛みを伴う疾患ですが、高齢者では発症した場合、重篤化するリスクが高くなります。また、重篤な合併症として、日常生活の質に大きな影響を与える带状疱疹後神経痛という慢性疼痛を長年にわたり伴うことも少なくありません。さらに、顔の眼部带状疱疹では神経合併症などを伴い、重篤な場合、失明や顔面麻痺、難聴等の後遺症を引き起こすことがあります。

带状疱疹やそれに伴う後遺症、合併症にかかる医療費に関して、治療費と薬剤費を合わせた直接医療費は1人当たり平均4万2,638円、合併症がない場合は平均3万8,471円及び残存する疼痛以外の合併症がある場合は平均7万2,789円で、带状疱疹後神経痛の後遺症が残存する場合、平均12万7,079円とも報告されており、日本において年間にかかる直接医療費は毎年260億円にも上るとされています。

また、直接医療費のほかにも、带状疱疹による入院や通院による欠勤や痛みによる職場での労働生産性の低下による間接的な損失は、毎年47億円と推計されています。

小樽市においては、令和6年1月1日現在の50歳以上の人口は6万6,861名です。日本の疫学調査、小豆島スタディを基に、年齢層別、带状疱疹発症率を係数とした带状疱疹罹患年間推計は、50歳以上で751名が罹患、162名が90日以上継続する痛みの後遺症の带状疱疹後神経痛になり、医療費は4,500万円程度と推計されています。

このような状況において、日本では平成28年に乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」が50歳以上の方に対する带状疱疹の予防で接種が可能となり、令和2年1月には乾燥組換え带状疱疹ワクチン「シングリックス筋注用」が発売され、発症リスクの高い、より幅広い医療ニーズに対応できる環境が整ってきています。

一方で、乾燥組換え带状疱疹ワクチンは、その優れた予防効果と持続期間が示されているものの、1回の接種費用は2万円から2万5,000円と、2回の接種完了には4万円から5万円を要するワクチンであることから、令和2年3月、愛知県名古屋市において接種費用の半額相当の公費助成導入が始まり、令和7年2月時点現在では、全国730を超える自治体、道内76の自治体において公費助成が導入され、その動きは拡大しています。

内容は、発症頻度が上がる50歳以上を対象として、ワクチン代の半額助成を行っている自治体がほとんどです。带状疱疹ワクチンの啓発と普及は50歳以上の成人、高齢者における健康の維持と延伸及びその介護者への寄与を通じて、人生100年時代に向けた医療費の抑制と労働生産性の向上が期待でき、社会全体の利益につながると考えます。

昨年12月18日に厚生労働省の検討部会において、令和7年4月1日より65歳から5歳刻みでの带状疱疹

疹ワクチンの定期接種化が了承されました。国が定期接種化の判断を行ったことは大変喜ばしい一方で、既助成自治体と比較すると住民の接種環境が悪化するリスクの顕在化が危惧されます。具体的には、既助成自治体が定期接種化の後においても50歳以上半額助成相当の制度維持を行い、任意接種への助成制度と定期接種制度を併せた制度設計を行う方針であることに対して、小樽市においては、任意接種への助成未実施の状況に合わせて、国が示す定期接種制度のみ、自己負担が高額となる制度を導入するとした場合には、既助成自治体と比較して依然として住民の接種環境に生じた差が解消されない状況が見えてきました。

これは50歳以上から発症率が上がる疾患の特性上、働き盛りの世代へのケアができず、休職等を余儀なくされる方も発生する関係により、小樽市の税收減のリスク、健康寿命の延伸、増え続ける医療費抑制の観点からも、小樽市全体のリスクとなることが考えられないでしょうか。

国は、带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけることで、重症化予防の観点での定期接種化の制度を目指しておりますが、発症予防の観点も重要です。带状疱疹ワクチンファクトシートにおいても、50歳以上からの発症が増える点や、ワクチンの費用対効果も良好であることが示されている現状です。

以上を踏まえ、既助成自治体との住民接種環境のギャップを生まないように、50歳以上半額相当の任意接種への助成を含めた定期接種化の制度設計を行うべきと考えます。他自治体においても定期接種と併せて、新たに任意接種への助成を検討されている状況も把握していますが、小樽市の見解をお伺いいたします。

また、定期接種化の際の市民自己負担額は、国が示すワクチン代が高額であることから、半額以下の設定で制度設計を行うべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

さらに、任意接種助成を含めた制度設計等の小樽市医師会のニーズはあるのでしょうか。医療者側から本件に関してどのようなお考え、要望等があるのかも確認すべきと思いますが、ヒアリング等の状況をお聞かせください。その上で、市のお考えをお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、带状疱疹ワクチンの接種費用助成について御質問がありました。

初めに、任意の予防接種に対する費用負担の考え方につきましては、本市では国が定期接種として定めた予防接種について費用の助成を行っているところであります。定期接種以外の予防接種を任意で受ける場合の接種費用については、交付税措置や国の補助等もないことから、全額を自己負担していただくこととしているところであり、定期接種の年齢に達しない方の带状疱疹ワクチンにつきましても同様に考えております。

次に、定期接種における带状疱疹ワクチン接種費用の自己負担額につきましては、市民税課税世帯に属する方にはワクチン代のおよそ半額程度の自己負担をお願いすることとしており、生ワクチンを選択した場合は、接種は1回で自己負担額は2,500円、より効果の高い組換えワクチンを選択した場合は、接種回数が2回となり、自己負担額は合わせて1万9,200円となります。また、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯の方は、いずれのワクチンも無料といたします。

次に、带状疱疹ワクチンへの助成に関する小樽市医師会との協議につきましては、任意接種に対する公費助成の導入について医師会からお問合せをいただいたことがあります。従来からの市の考え方を

お伝えし、定期接種化された際には速やかに費用助成を行うこととしておりました。このたびの定期接種化に当たり、医師会には65歳以上を対象として市民税課税世帯の自己負担額を軽減することなどを説明し、意見交換を行っており、御理解いただいたものと考えております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

○7番（平戸理史議員） 再質問させていただきます。

まず1点目が、空き家対策についてですが、本市独自の空家等実態調査を今回、次期小樽市空家等対策計画のために調査するということでしたが、その調査がなければ今までできなかった事業はないということです。やはり計画をつくるということは大事なのですが、その計画をつくることにこれだけ予算が入っていて、その計画を実施する、1棟でも空き家を少なくするというほうに力が向いていないのではないかなというような指摘をさせていただきました。

ほかの都市でも国の住宅・土地統計調査だけで計画をつくっているようなところもあるので、計画をスリム化するということがやはり必要なのではないかと思いますが、そこについてもう一度御答弁をお願いします。

もう1点、オーバーツーリズム対策についてですが、これまで家庭ごみの持込みがあったので、観光地にごみ箱を設置しないということでしたが、実際にごみ箱を設置しないとポイ捨ては減らないと思います。市民からポイ捨てが結構ひどいという話をいただいて、それに対してどのような解決策があるのかと考えたときに、やはりごみ箱を設置しないと根本は変わらないように思いますが、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会で検討してもらうということもありましたが、今後のポイ捨て対策について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 平戸議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

調査によって、現計画、これからの計画も含めてスリム化が重要ではないかというお話だったかと思います。これにつきましては、今、国で行われている住宅・土地統計調査はあくまでも推計値ということもございまして、令和2年度に行った我々の独自の調査とかなりの数値的な差があるということで、やはり今後、計画を立てていく上では正確な数字ですとか、家屋がどのような状態になっているか、そして、周りに危険を及ぼす影響といったものがどうなっているのかを詳しく調査した上で、やはり次期計画に役立てていくことが重要ではないかと思っております。

計画的にはそういった形で独自の調査を行うことが重要と考えておりますけれども、このほかにもそういう調査を行うことによりまして、市で行っているGISの空き家データにも活用することができまして、このデータを更新することによりまして、やはり市民サービスも向上するといったことで考えておりますので、市で行っている独自調査は必要なものであると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私から、オーバーツーリズムに関しまして御答弁させていただきたいと思っております。

ごみの問題につきましては、ごみ箱を設置することが解決策ではないのかということで、今質問いただきましたけれども、市といたしましては、先ほどの御答弁のとおり、家庭ごみの持込みが増加してい

る傾向があつてごみ箱の撤去を進めてきた経過もありますので、当面、改めてごみ箱を設置する考え方はありませんけれども、国も2030年度までは訪日外国人観光客6,000万人の目標を掲げておりますので、まだこれから外国人観光客というのが日本に訪れるということが想定されているわけであります。

そうした中で、まずは私どもといたしましては、小樽市だけの問題ではないと思っておりますので、国に対して日本の生活習慣、つまりルールですとかマナーといったものを海外に向けて情報発信をしていただくような形を、市長会を通じて要請させていただきたいと思っておりますし、市としても日本のルール、生活マナー、生活習慣を守っていくような情報発信を自ら進めていくことも必要ではないかと思っております。

こういったポイ捨て対策につきましては、本答弁でも申し上げましたとおり、このたび設置いたしました小樽市オーパーツーリズム対策連絡協議会の中でも御意見をいただきたいと思っておりますし、また一方では、宿泊税の使途を協議いただく場面も設けますので、そういったそれぞれの場面の中で観光事業者の皆さんの御意見もいただきながら、今後、検討させていただきたいと思っておりますが、当面は新設しないでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 平戸議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 令和7年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、予算編成について伺います。

令和7年度予算編成方針において示されていた市の財政状況は、令和5年度決算では3年続けて実質単年度収支が黒字となり、そのうち一定額を財政調整基金へ積み増すことにより、将来に向けた行政需要への備えを進めることができた一方で、自治体の財政力の強弱を測る指標である財政力指数は、令和5年度では3か年平均で0.465で、標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源の5割以上を普通交付税に依存する状況にあることや、経常収支比率は93.4%と、90%を超える高い状況が続いており、政策的な事業の実施に使うことのできる財源が少なく、依然として硬直した財政構造となっております。

令和7年度において、今後の国の税制改正などの動向を注視する必要がありますが、一般財源の大幅な増収は見込めない中であつて、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出増要因が拡大し、現時点においては、令和6年度と同様、歳出に対し多額の歳入が不足することが見込まれる上、令和5年12月に策定した小樽市中長期財政収支計画の収支見込みにおいても、令和8年度以降も歳入が不足する厳しい財政運営となることが見込まれており、そのような中であっても、必要な行政サービスを低下させることなく、多様化・複雑化する行政諸課題への対応や予定された公共施設の更新などを進めていくためには、同計画に基づく収支改善策を着実に進め、将来にわたり安定的な財政構造の確立を図っていく必要があるとされています。

初めに、歳入歳出について伺います。

まず、歳入についてですが、一般会計の中で一般財源の約9割を占めている市税と地方交付税の増減が予算編成に大きな影響を与えます。令和7年度当初予算の中で、市税全体では対前年比で約7億7,000

万円の増額となっており、その内訳として、個人市民税では約2億6,000万円の増、法人市民税では約9,000万円の増、固定資産税は約4億2,000万円の増、たばこ税では約3,000万円の減であります。これらの増減の理由と市民税の直近5年間の推移で令和3年度と令和7年度を比較し、傾向も含めお答えください。

次に、地方交付税の対前年度比では、普通交付税は約3億4,000万円の増であり、特別交付税は増減なし、臨時財政対策債は約9,000万円の減で皆減となりました。地方交付税について、普通交付税と臨時財政対策債における過去5年間の当初予算額と実際の決定額の差の傾向と、令和7年度予算がどのように算出されたのか、増減の理由とともにお示しください。

地方交付税の算定方法は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額であり、いわゆる財源不足額と言われているものであり、基準財政需要額の算定方法は国で決められた算定項目ごとに単位費用、測定単位、補正係数を掛け算で算出されたものの合計です。この中で、測定単位は自治体の人口とする項目が多くあり、人口減少が確実に基準財政需要額に反映されるため影響が大きく、結果、地方交付税の減少が続くものと思います。

令和3年度以降は、市税が堅調に推移し地方交付税が増加するなど、一般財源収入の増加により実質単年度収支が3年続けて黒字となり、繰入れの必要がなく財政調整基金の年度末残高も増加しましたが、以前より財政調整基金を取り崩して予算編成を繰り返してきたことから、市の脆弱な財政構造を考えると、財政状況は依然として厳しいと考えます。歳入における今後の課題について市長の見解を伺います。

次に、歳出について伺います。

経費別では、人件費が対前年度比で約6,000万円の減、扶助費が約4億5,000万円の増、負担金、補助及び交付金が約7,000万円の増、建設事業費が約30億5,000万円の増となっております。それぞれの主な要因についてお示しください。

建設事業費については、小樽市公共施設長寿命化計画により事業費の平準化が検討されていくわけですが、近年の建設資材の高騰や労務単価の上昇などによる事業費の増加も含め、長寿命化計画との乖離が大きくなることが懸念されます。今後の課題や問題点とそれらに対する取組について伺います。

公債費ですが、前年度比で約2億1,000万円の増となっており、最近の傾向として減少傾向にありましたが、令和7年度は増額となりました。地方債は、ある程度の範囲内で活用すべきことは当然ですが、後年度の財政負担を生ずることから、その限度をどこに求めるかが問題となります。

通常、健全性に影響を与えないためには、公債費比率は10%を超えないことが望ましいと言われていますが、今後、小樽市公共施設長寿命化計画の実施や事業規模が大きい建設事業が予定されており、主な財源として市債が想定されることから、公債費比率の増加が懸念されます。今後10年間の公債費比率の見込みと将来の負担が過度にならないようにするため、公債費を抑制するための取組についての見解を伺います。

次に、小樽市中長期財政収支計画の反映についてお聞きします。

小樽市中長期財政収支計画は、複雑多様化する行政課題に適時適切に財政出動をもって対応し、より長く先を見据えて将来に備えながら、持続可能なまちづくりにつなげていくという視点が重要であることから、中長期の視点に立って収支状況を10年間の期間で捉え、将来のあるべき姿を描いて、現在の課題や取組方を考えるバックキャスティング思考により、早期から効果的に取り組み、その改善効果を後年度に振り向けて備えていく必要があるとして策定され、令和6年度から令和15年度までの10年間の計画期間としています。小樽市中長期財政収支計画に基づいて、今回の令和7年度予算編成で取り組んだ

内容や反映した事項についてお示しください。

他都市においても財源対策は重要課題の一つであり、様々な検討の上で対策を行っております。特に最近顕著なのはふるさと納税ですが、増収への取組内容については、令和6年第1回定例会の代表質問の市長答弁でもあったとおり、既に取り組んできた宿泊券やイベントチケットなどの体験型返礼品の拡充のほか、さっぽろ連携中枢都市圏と連携して、11市町村で利用可能な共通電子商品券の導入などを進めてきた上で、令和6年度には寄附サイトのさらなる拡充や検索連動型広告の活用強化のほか、物価高の影響に対応するため、日常的に使える食料品や日用品など需要の変化を捉えた返礼品の拡充を進めてきたかと思います。

小樽市中長期財政収支計画では、令和7年度までは目標値とする年12億円を維持し、取組の推進により令和8年度以降は年15億円を目指すこととされており、令和7年度の取組は新たな目標値への試金石になると考えられます。令和6年度のふるさと納税の決算見込みと令和7年度に予定する取組についてお聞かせください。

令和7年度予算編成方針では、「各部長はマネジメント能力を発揮し、事業目的や成果目標に合わせてより良い方向性を検討し、目的が達成された事業や民間で対応可能な事業については、関係団体や関係者等と精力的に協議を行うことなどにより、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。特に、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、行政関与の必要性や、緊急性を踏まえ、重点的に徹底した見直しを行うこと。なお、原則として新規事業の創設や既存事業の拡充に必要な財源については、事業の新陳代謝により捻出すること」、「新規事業は、事業の公益性はもとより、その必要性、緊急性などを十分に検討するとともに、事業の終期あるいは事業の存廃を判断する時期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で要求すること」、「既存事業の拡充は、これまでの成果を検証するとともに、拡充によって得られる費用対効果を示し要求すること」とされていました。

小樽市中長期財政収支計画でも示されているとおり、このまま事業を進めていくと、令和10年度代前半には非常に厳しい財政状況になることが見込まれています。令和5年度の予算編成方針まで、「原則として新規事業の創設や既存事業の拡充に必要な財源については、スクラップ・アンド・ビルドにより捻出することとする」とされていました。今までのスクラップ・アンド・ビルドという社会環境の変化等に伴い、必要性や緊急性の低くなった施策事業を縮小、廃止し、そこから生み出された財源を充てて新たな施策事業を実施する手法は、実際に実行するのは難しいものです。

令和7年度予算案でも新規事業がかなり計上されていることから、まずやらなければならないこと、重要な取組の実進を進めることになったのではないかと既に行っている施策事業が、その新たな取組よりも優先順位が高いか低いかを判断しながら、これまで正当化されていた既存事業の優先順位を並べ替え、現在の社会環境や時代の要請に応じた順位へと最適化した結果、廃止、縮小を余儀なくされるものが現れることになるビルド・アンド・スクラップと呼ばれる手法になっているのではないかと思います。

また、予算編成方針の中で、「目的が達成された事業や民間で対応可能な事業については、関係団体や関係者等と精力的に協議を行うなどにより、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。特に、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、行政関与の必要性や、緊急性を踏まえ、重点的に徹底した見直しを行うこと」とされています。また、中長期財政収支計画でも継続的な収支改善の取組や適正化の取組、後年度に備える取組などが定められており、簡単に言えば、事務事業の見直し、あるいは業務の改善といったものを着実に進めることとされています。

そこでお聞きいたしますが、今回の令和7年度予算編成の中で、廃止、縮小または統合とした事業について、主な事業名と効果額をお知らせください。

このような現状の厳しい財政状況の中で、これからの財政健全化についてどのように考えられていますか。また、これからの市政運営を考えますと、財政上の観点から、これまで以上に選択と集中という政治的判断が求められると思いますが、今後の財政運営の考え方について市長の見解を伺います。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、予算編成について御質問がありました。

初めに、歳入及び歳出についてですが、まず、市税の対前年比の増減理由につきましては、個人市民税の増収は、令和6年度で定額減税の大部分が終了した影響によるものであり、法人市民税の増収は、全体として企業の業績の伸びによるものであります。

固定資産税の増収は、家屋の新築や増築、償却資産の設備投資が増加したことに伴う増収が主な要因であります。

たばこ税の減収は、健康志向の高まりなどで販売本数が減少していることによるものであります。

また、市民税の推移につきましては、令和3年度と7年度の当初予算の比較でお答えいたしますが、個人市民税は約3億8,590万円の増であり、これは3年度の税収が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく減となったことによるものであります。

直近5年の傾向といたしましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症、令和6年度は定額減税の影響を受け減となるなど、社会情勢や税制改正の影響を強く受け、大きな増減がありました。

法人市民税は約2億10万円の増、率にして20%程度の増となっており、直近5年の傾向といたしましては、こちらも令和3年度で大きく減となりましたが、令和4年度以降は回復してきております。

次に、過去5年間の普通交付税と臨時財政対策債における当初予算額と決算額の差の傾向等につきましては、令和2年度は予算で見込んだよりも決算額は共に減となりましたが、令和3年度以降の普通交付税は国税収入の増加を原資として、地方における経済対策のほか、将来の臨時財政対策債の償還や給与改定の財政需要に対応するための再算定が行われたことにより、決算額が大きく増加する傾向にあります。

また、令和7年度予算の算出につきましては、基準財政収入額は全国的な地方税の増減率を勘案して増を見込む一方、基準財政需要額は人口減少や生活保護費が減となるものの、給与改定や物価高による財政需要の増を見込んだことや臨時財政対策債への振替がなくなったことから、昨年度よりも増加を見込んだものであります。

次に、歳入における今後の課題につきましては、一般財源収入においては、現時点では大幅な減少を見込んでおりませんが、このまま人口減少が続く場合は、少なからず市税や地方交付税に影響が出てくるものと考えております。

また、特定財源につきましては、今後の公共施設更新事業などにおいて、国の補助金等の活用を努めるとともに、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ料や広告料収入などの自主財源の確保に努めていく必要があると考えております。

次に、歳出の経費別における主な増減要因につきましては、人件費は給与改定により職員の給料や手当等で約3億1,000万円の増となるものの、定年延長により退職手当が約3億7,000万円の減となったこ

などにより約6,000万円の減となり、扶助費は教育・保育給付費負担金で、国の公定価格改定に伴う運営費のアップにより約3億9,000万円、児童手当で対象拡大の通年化に伴い約2億8,000万円、それぞれ増となったことなどにより、約4億5,000万円の増となったものであります。

また、負担金、補助及び交付金は、民間保育施設等整備支援事業費補助金で約2億4,000万円、高圧電気料金高騰対策支援事業費で約9,000万円、それぞれ減となった一方、定額減税調整給付金給付事業費で約4億円の増となったことなどにより約7,000万円の増となりました。

建設事業費は、後志共同消防指令センター整備事業費で約15億2,000万円の増となったほか、住宅事業特別会計の廃止に伴い、塩谷B住宅の建て替えや緑A住宅の改善事業費で約6億2,000万円、第3号ふ頭の基部緑地整備事業費で約4億4,000万円、それぞれ増となったことなどにより、約30億5,000万円の増となったものであります。

次に、建設事業費における今後の課題等につきましては、近年の建築単価や労務単価の上昇などにより、小樽市公共施設長寿命化計画の事業費に乖離が生じてきており、事業の規模や財源の確保が大きな課題になりつつあると考えております。このため、今後は本計画の見直しを含めて、建設事業費の平準化の検討を進めるとともに、事業の実施の検討に当たっては、改めて規模や機能を精査の上、国の補助金等の財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後10年間の公債費比率の見込みと公債費を抑制するための取組につきましては、公債費比率は現時点で公債費が最大と見込まれる令和15年度におきましても、健全性の観点から一般的に望ましいとされる10%以下になると想定しておりますが、公債費は今後、増加傾向となることが見込まれるため、比率の推移等には十分留意していく必要があると考えております。また、将来の負担が過度にならないためにも、先ほど申し上げましたとおり、建設事業費の精査や平準化、国の補助金等の財源を最大限活用することなどにより、公債費の抑制に努めてまいります。

次に、小樽市中長期財政収支計画の反映についてですが、まず令和7年度予算編成で取り組んだ内容や反映した事項につきましては、歳入の関連では、ふるさと納税と企業版ふるさと納税の寄附額について計画目標値と同額で予算を計上するとともに、令和8年度の宿泊税導入に必要となる関連予算を計上したところであります。また、編成過程においては、ネーミングライツの導入や広告料などの確保について検討するよう指示したところであります。

歳出の関連では、人件費の増や物価の高騰などにより、歳出全体で規模が増加することとなりましたが、その中にあっても事業内容の精査や経費の圧縮などに努めたところであります。

次に、令和6年度のふるさと納税の決算見込みにつきましては、旅行券などの体験型返礼品が増加したものの、物価高騰の影響により、主力返礼品である嗜好品が落ち込み、前年比約4%増の8億5,000万円を見込んでおります。また、令和7年度に予定する取組につきましては、本市の観光都市としての魅力を生かした観光関連などの返礼品をさらに充実させるとともに、近年、返礼品需要が変化していることから、これまで以上にふるさと納税市場の動向をしっかりと捉え、寄附者から選ばれる返礼品の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和7年度予算編成の中で廃止等の見直しを行った主な事業名や効果額につきましては、産業港湾部観光振興室の教育旅行誘致促進事業費の中で、令和4年度から3か年にわたり、旅行代理店に対し、本市での宿泊実績に応じた助成を行ってきましたが、執行実績を勘案して令和7年度は助成を見直し、約1,160万円を縮減したことや、生活環境部環境課の大気汚染関係事業において、人口減少や大気環境の改善等に伴い、4か所ある大気常時監視測定局の配置を見直し、測定機器の保守点検に関わる経費等を約180万円縮減したことなどが挙げられます。

また、庁内会議や予算要求時のペーパーレス化を進めたほか、各部においては編成方針に基づき、各事業の費用対効果や必要性、緊急性を十分検討し、数量の精査や委託業務の契約変更による効率化や事務負担の軽減などを進め、新年度における経費増の抑制に努めましたが、事業の対象範囲や補助基準などの行政サービスの低下につながるような見直しを行った事業はありません。

次に、今後の財政健全化につきましては、人口減少により厳しい財政状況が続くことが見込まれるため、安定的な市税収入や新たな自主財源の確保等に努めるとともに、人口対策をはじめ、本市における重要課題となる行政ニーズなどに対して予算を重点的に配分するなど、メリハリをつけて対応していく必要があると考えております。

次に、今後の財政運営につきましては、喫緊の行政課題に適時適切に財政出動を行いながらも、不測の事態においても対応できる規模の財政調整基金を維持しながら、中長期的な視点を持って収支改善に取り組み、持続可能なまちづくりに向けた財政運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）

○10番（横尾英司議員） 次に、主要事業について伺います。

まず、子育て支援事業についてお聞きいたします。

令和7年度予算編成方針において最重要課題である人口減少問題をはじめ、自治体DX、ゼロカーボン推進に関連する新規事業の要求については、令和6年度に引き続き基準額の対象外とするとされ、今回は子育て支援策などといった必要な施策を盛り込んだ積極的な予算案となったと記者会見でも市長から話がありました。

令和7年度予算の主な事業案では、子育て支援策として、親子、子供の居場所を充実させる施策として、市内に開設している放課後児童クラブのうち、忍路中央小学校及び塩谷小学校を除く小学校開設分について、令和7年度から開設時間を拡大するほか、サービスの充実、質の向上を図るため、運営業務を民間事業者へ委託する経費として、放課後児童クラブ運営業務委託料が計上されていました。

今までの質問において市における民間委託についてお聞きしたところ、業務の特殊性や専門性の観点から、これまで公共施設への指定管理者制度の導入や専門的知識を必要とする業務などの委託化を進めてきており、委託化の判断基準については、市民サービスの向上や業務の効率化のほか、経費の縮減などの観点を総合的に勘案し、その是非を判断しており、放課後児童クラブの委託については、今後、業務内容の整理や委託の費用対効果などの検証を十分に行い、さらなる効率的な運営方法について検討してまいりたいとの答弁でした。

一過性のもではなく、事業として長く継続するものと考えていますが、新規となるこの事業の実施に当たって示された費用対効果や後年度の負担や財源を踏まえて、実施の判断に至った理由についてお示しください。

次に、観光関連事業についてお聞きします。

観光に関連する事業である観光入込調査デジタル技術活用事業費、オーバーツーリズム対策事業費、宿泊税活用検討事業費が主要事業に挙げられていました。

観光入込調査デジタル技術活用事業の目的は、GPS人流データを用いて小樽市への来訪者数等を得し、観光戦略の企画立案や各課題における効果的な施策検討をするため実施するものでありますが、具体的にどんな課題を解決するため、この事業で何をすることが必要であり、それを把握することによ

りどんな判断ができるのか、これが費用対効果を判断する上でも重要な要素となります。

G P S 人流データは、一般的に日本国内居住者が測定対象となるため、訪日外国人は測定されず、スマートフォンアプリ利用者が測定対象であることから、アプリ利用率の低い20歳代未満や70歳代以上の年齢層は測定されないなどの特徴があるものも多いと聞いていますが、具体的に取得するデータの種類、取得範囲、場所、期間、頻度などの要件とその理由についてお示ください。

また、どのような企画立案や課題への対応を想定し、これらのデータを活用しようとしているのかをお示ください。

岡山県岡山市では、人流データを集計・可視化し、市の施策の基礎資料として活用するだけでなく、事業者や商店街、大学等様々な主体の活動に活用できるよう集計データをオープンデータ化し公開しています。取得した人流データをオープンデータ化することで、取得者以外でも人流データを活用することができるようになり、オープンデータを用いた新たな活用アイデアが生まれ、さらなる発展につながる可能性が膨らむことになります。

委託事業等で取得した人流データについて、そのままではオープン化できなくとも集計するなどして加工編集したり、提供データ及び加工データの本事業以外における利用や一般公開が可能であるか確認し、利用範囲を明確にしたりすることにより、オープンデータ化し公開できるかと考えます。

ぜひ、今回取得することとなるデータを積極的に公開することを視野に入れ実施していただきたいと考えますが、見解についてお示ください。

人流データは、人の移動や集積に係る結果を示したものであり、利用目的によって分析手法も異なりますし、その要因は必ずしも把握できるものではないことから、経年的にデータ取得・蓄積が必要となるケースも想定されます。また、特定の場所に来訪する外国人観光客はどのくらいいるのかを把握して、効果的な支援やマーケティング施策を展開する、また、クルーズ船の誘致に関して、クルーズ船観光客は地域にどの程度の経済効果を与えているのか把握して、今後の地域内消費を促す仕組みを考える、訪日外国人向けの観光施策を客観的なデータに基づいて実施する、オーバーツーリズムの回避策の検討に当たり、課題の解決に向けて庁内の複数の課で情報を共有し、幅広い意見を求めるなど、様々な活用が考えられますが、小樽市における人流データ活用に関する今後の展開をどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

次に、春節などインバウンドの多い時期に船見坂などに警備員を配置し、交通マナーや住宅地への立入り防止などの注意喚起を行うとともに、関係機関と連携し、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会で対応を協議するためのオーバーツーリズム対策事業費も新たに計上されました。これはオーバーツーリズムとなっている現状への対処、対策が主な要素かと思います。

私は、それ以前の予防的観点にもなる観光客一人一人に責任ある行動を求めるレスポンシブル・ツーリズムという一歩進んだ考え方の具体的導入について提案し、質問を続けてきました。観光地の生活、自然環境を守るため、訪れる側の取組を重視する動きを紹介し、先進都市である京都府京都市の事例を示し、観光客の集中により市民の生活が脅かされるオーバーツーリズム現象となりつつある小樽市においても、リピート志向、滞在志向の観光客を地域に惹きつける質の観光、そしてニューノーマルにおける新たな観光としてレスポンシブル・ツーリズムの実践については必要であると認識しており、国内先進都市の取組なども参考にしながら、周知・啓発の方法について登録DMOである小樽観光協会などと協議するとの答弁もありました。

しかし、1月23日には写真を撮影するためにJ R 朝里駅近くの線路に立ち入り、列車にはねられた女性が死亡するという残念な事故も起きてしまいました。私は、コロナ禍であった令和2年第3回定例会

から、アフターコロナを見据えて先々に取組を進めるよう提案し、その後も令和5年第2回定例会の代表質問などで質問を続けてきました。現在まで、そのときに紹介していた京都府京都市のように、観光行動基準を策定するなど、具体的に観光客も小樽市の魅力をしっかり味わい、市民もより豊かさを実感できる地域に貢献する観光を目指したレスポンシブル・ツーリズム実現のため、十分に取組を進めてきたとお考えでしょうか、見解をお示してください。

また、観光事業者、従事者、観光客、市民の皆さんなど小樽観光に関わる全ての皆様に大切にしたいこととして、お互いに尊重し合い、思いを一つにし、小樽市のレスポンシブル・ツーリズムの取組を目に見え伝わる形で早急に進めることが必要だと考えますが、市長の見解をお示してください。

観光は地域経済活性化につながるという考えから、観光客を増やす方向に話が進みがちですが、平成17年度に策定した第一次小樽市観光基本計画から、量的な目標として、観光入込客数を増加させることが最優先の目標として位置づけていた方針を、観光入込客数の増減のみにこだわらず、むしろ小樽観光の質的向上を重視することが必要とすることを示し、観光施策を進めてきたかと思います。

しかし、観光は地域の利益になるといっても、そこには観光によって利益を得る人と反対に不利益を被る人がおり、それが現実となって現れてしまっているのが今の小樽市ではないかと捉えています。

令和6年第4回定例会の経済常任委員会においても、市民と議員の懇談会での観光振興を図ることが市民生活の向上につながっていると感じられないという趣旨の意見について、質問の中で課題として提起されましたが、今すべきことは観光の受益者側に立った施策よりも、地域社会の持続可能性の視点に立ち、「住んでよし、訪れてよし」の理念に照らして、観光がもたらす正負の側面を適正に評価するとともに、実際に不利益を被っている地域の人々と共に解決策を模索することが重要視されるのではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

そういったことから、これからは貴重な自然や歴史的・文化的財産や住民の生活を守り、かつ観光体験の質を高めるために、適正規模という考え方を持つ必要も大切ですし、メインとなるターゲットを絞り込むことも重要となります。適正規模を考えれば、観光客を増やすことだけでなく、減らすことも選択肢となりますし、そもそも観光客数という指標から、観光客1人当たりの消費額の拡大という指標というものを明確にして施策を進めていくこと、また、観光客の全ての層を対象とするのではなく、小樽市の地域資源を把握し、しっかりとメインとなるターゲットを絞り込むこともさらに必要とされることとなります。

今回、新たな財源として導入する宿泊税の具体的な使途について、宿泊団体の関係者や学識経験者などにより構成される検討会議を設置し、検討するために要する経費として、宿泊税活用検討事業費も計上されています。

宿泊税の活用や今後の小樽市観光基本計画の改定などについて、令和7年度は検討を進めることになると思いますが、適正規模という考え方や、観光客1人当たりの消費額や経済効果拡大の指標設定、そして小樽市の地域資源を把握するとともに小樽観光のメインターゲットを絞り込むなどの新たな観点を取り入れることに関する市長の見解をお示してください。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、主要事業について御質問がありました。

初めに、子育て支援策についてですが、放課後児童クラブの運営委託化の判断につきましては、経験・ノウハウを持つ民間事業者に委託することで、児童に対する学びや遊びについて時代の流れに沿った充実やアップデート、放課後児童支援員等への研修やフォロー体制の充実、人材確保の円滑化など、直営では実現することが困難であった課題の解決が図られるものと考えております。このことから、財政負担の面からは、後年度においても一般財源による負担増となる見通しではありますが、子供や子育て世帯はもちろん、支援員等にとっても、その負担に見合うだけの、より満足いただける効果の高い事業が継続的に実施されるものと見込まれますので、委託化する判断をしたものであります。

次に、観光関連事業についてですが、まず、GPS人流データにつきましては、取得するデータの端末IDや推定居住地、取得年月日や時間帯、取得時点の緯度・経度といった項目を原則15分ごとに取得することとしており、データ取得の範囲は市内全域で、取得するデータの期間は令和7年1月から12月までのものとしております。また、この要件とした理由につきましては、本市における年間を通じた観光客の数や動態について、観光客の居住地分布や来訪時間帯分布、滞在時間分布、移動元や移動先の分布などの項目で把握する必要があると考えているためであります。

次に、データの活用方法につきましては、観光戦略の企画立案や小樽市観光基本計画の策定、観光基本計画で整理した課題に対し、効果的な施策を検討する際の基礎的データとして活用するほか、観光客の数や動態を把握する調査のデジタル化などを考えております。また、本事業で得られたデータは、地域DMOや経済団体とも共有してまいりたいと考えております。

次に、取得するデータの公開につきましては、地域DMOや経済団体と情報共有するほか、市のホームページにおいても公開してまいりたいと考えております。

次に、人流データ活用に関する今後の展開につきましては、先ほど申し上げました活用のほか、宿泊業や飲食業、小売業などの観光関連事業者の経営改善や新規出店の促進に関わる判断材料、イベントにおける経済効果の検証、公共交通の需給最適化などにおいて活用が可能であると考えております。

次に、レスポンスブル・ツーリズム実現のための本市の取組に対する見解につきましては、議員から御提案があった京都府京都市の観光行動基準のほか、岐阜県白川村や沖縄県竹富町の取組について、その内容を確認しておりますが、地域DMOや観光事業者との議論までには至っておらず、本市における取組は十分ではないと認識しております。

次に、レスポンスブル・ツーリズムの推進につきましては、本市では令和7年度及び8年度の2か年で次期小樽市観光基本計画の策定に取り組む予定であります。計画策定に当たっては、その主体となる市民や観光事業者、観光関連団体、経済界や行政が担う役割に加え、本市を訪れる観光客に求める行動基準などについても議論してまいりたいと考えております。

次に、観光の効果に係る評価や地域住民との解決策の模索につきましては、観光がもたらす恩恵と市民の安心・快適な暮らしとの両立を図ることで、本市が観光都市として持続的な発展を続けることが可能になると考えております。このため、観光の効果を分析し、その内容をしっかりと市民に伝えるとともに、特定のエリアにおいて観光客が増加することで地域住民の生活環境に悪影響が生じる場合には、その地域に暮らす住民の意見を伺い、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会において対策を協議、検討する必要があると考えております。

次に、宿泊税の活用や小樽市観光基本計画策定などにおいて、新たな観点を取り入れることにつきましては、私といたしましては、本市が持つ様々な観光資源を磨き上げ、文化、経済、観光の好循環を実現し、地域ブランド力の向上に努めることが重要であると考えており、観光入込客数の増加など、量を求める取組だけではなく、質の向上を目指した小樽観光を推進するとの議員の御指摘には共感するもの

であります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）

○10番（横尾英司議員） 最後に、地域公共交通について伺います。

初めに、自動運転E Vバス実証運行についてです。

令和7年度予算案では、バスの乗務員不足の中、市内バス路線網の維持に向け、課題解消の手段の一つとして自動運転E Vバスの実証運行を行う経費として、自動運転E Vバス実証運行事業費が計上されていきました。この自動運転E Vバス実証運行については、令和6年度第1回小樽市地域公共交通活性化協議会で、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）に応募したことについて報告されたことが協議会の議事録に記載されていきました。

その内容ですが、令和6年4月にこの自動運転バスに関する10分の10が国の補助事業であることが分かり、申請しました。

実証実験の目的は、やはり1番目には、乗務員不足に伴うバス路線の維持方法の検討ということが一つだが、それと副次的なものとして、観光客の小樽市内周囲の活性化、そして脱炭素社会の実現に向けたE Vバスの利用促進もあり、効果として乗務員が不足していることを市民の方に周知するというものが見込まれること。

また、実証実験の概要は、小樽運河周辺で実施する予定とし、小樽港にできた小樽国際インフォメーションセンターを発着の起点として堺町通りを1周し、また戻ってくるルート进行想定し、1周2.9キロメートルぐらいの運行ルートになること。そして、運行期間は11月頃の2週間くらいで、運行時間としては午前9時から午後4時半くらいを基本として10分程度、毎時1本程度を循環運行させ、料金は無料としますが、実証実験をできるのか否かは採択の結果が届いてからとなるという報告でした。

その後、公表された採択された自治体の中に小樽市がなかったため、結果として採択されなかったと推測されますが、採択された他の自治体の取組などを調べると採択されなかった要因も浮かんでくるかと思ひます。

市として、国の補助事業が採択されなかった経緯や要因はどのようなものと考えていますか、見解をお知らせください。

その協議会の報告の中で、補助金申請に当たって想定した費用は、バス自体にラッピングし、小樽地域の観光の活性化に寄与するような情報を掲載したり、もしくはいろいろなところにプレスリリースをしたりしながら、小樽市の地域の観光のPR効果や運行の準備に係る費用を合わせて4,900万円ほどとていしましたが、今回の予算に計上された事業額は3,278万円となっていました。このことから、紹介した令和6年度に実施を検討していた実証運行とは違う形で行われる部分が多いと推察されます。

自動運転で課題となるのは道路上の雪のほか、降っている雪を障害物と認識し、走行できなくなることもあると言われており、全国的に雪道での実証実験も少ないと聞いていますし、小樽市では傾斜地や細い道が多いこともあります。また、スタッドレスタイヤを装着できるので、冬道でも走れることを確認しており、平らな場所であれば基本的には大雪でもない限り支障がないそうです。

そこでお聞きしますが、今回計上した事業の目的や自動運転のレベル、実施場所、運行ルート、運行期間や連携する候補事業者なども含めた枠組みなどについて説明するとともに、そのように設定した理由をお示しください。また、そのような事業内容で求める成果について見解をお示しください。

国の補助金が採択されて実証運行を行った宮城県仙台市では、令和5年度に地下鉄東西線、国際センター駅と仙台城跡の区間において自動運転技術を搭載したEVバス車両を手動で運行し、自動運転に必要な周辺環境のデータ収集・分析等を行い、令和6年度は同じ区間において、自動運転レベル2での運行実験を行い、将来的な自動運転レベル4の実証・実装に向けて、経営面、技術面、社会受容性の観点から検証を進めることとしていました。

このような事例から、自動運転の実証実験は何度か実施することになるのかと思います。来年度の実証結果を踏まえて、市内の他エリアでの運行やレベル4の導入などに向けて、想定しているスケジュールや実証運行の内容についてお示してください。

また、今回の事業の財源は全額基金繰入金となっていますが、前回採択されなかった国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の活用についての見解もお聞かせください。

これらの実証運行を実施するにも、課題やその解消のための対策について協議・検討されてきたかと思いますが、令和6年6月に小樽市地域公共交通活性化協議会の場で事後報告のような形で報告されています。この実証運行事業の内容についてどのように検討されてきたのか、また、実証運行の結果をどのように分析し、どのような場で今後、協議していく予定であるか、お示してください。

次に、小樽市地域公共交通網形成計画の施策についてお聞きします。

バスの乗務員不足の中、市内バス路線網の維持に向け、課題解消の手段の一つとして自動運転の実証運行が行われますが、小樽市地域公共交通網形成計画において、地域性や利用者ニーズに応じた地域内外への移動性の確保と、主要な乗降場所における待合環境の改善等を図り、利便性、移動性の強化を推進するとして、バス路線の効率化に資する体系の検討として、事業例が四つ挙げられています。

交通結節点の創出の検討、既存バス路線の効率化に資する運行ルート等の見直し検討、既存バス路線の統合可能性の検討、利用実態に即したデマンドバスなどの交通モードの検討としており、これは持続可能な交通体系の構築の施策にも資する事業になっています。

地域公共交通網における利便性の強化と持続可能な交通体系の構築を進める重要な事業であり、人口減少が急速に進む小樽市においては待ったなしの状況であることから、一刻も早く進める必要があると考えます。

これらの施策の実施時期は令和元年度以降検討し、検討状況に応じて随時実施するとされていました。令和元年5月の策定から既に約6年がたとうとしています。先ほど紹介した事業例についての検討や実施の状況と、進んでいない場合はその要因や課題、そして今後のスケジュールについてお示してください。

予算案に持続可能な地域公共交通の確保・維持に向けた検討・協議を進める小樽市地域公共交通活性化協議会の開催や地域公共交通人材確保に要する経費である地域公共交通活性化事業費の中に、令和7年度は小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定に要する調査の経費が計上されていました。

小樽市地域公共交通網形成計画の中で、達成状況の評価と評価を踏まえた見直しの方針等が整理されており、各年度においては、事業の進捗状況を確認し、PDCAサイクルの中で必要に応じ、次年度以降に事業の取組の検討を行うこととし、達成状況の進捗管理については、各交通事業者協力の下、定期的に利用者数等によりモニタリングを行うとともに、その結果を小樽市地域公共交通活性化協議会に報告し意見を求めることとし、最終年度に確定する目標値の評価・検証においても、同協議会で行うこととされていました。

同協議会の資料を確認したところ、計画の最終年度となる令和7年度は、現計画に係る評価指標の振り返りを行うとともに計画期間を3年間延長することや、現計画の計画期間内で発生した乗務員不足などの課題に関する記載を追記し、計画に反映することが予定されているそうです。計画の一部改定に要

する調査の内容と実施する理由についてお示しいただくとともに、どのような課題に対する調査なのか、また、どういった成果を求めているのか、お聞かせください。

小樽市で自治体D Xの推進に取り組んでいるにもかかわらず、ホームページで公表されている小樽市地域公共交通網形成計画には、今回実施するE V車両、自動運転についての記載はなく、それらやM a a Sなどの先端技術についての導入などの検討についての記載や、バス路線の利用者ニーズ等についてI Cカードによるバスの利用履歴等により把握し、望ましいバス路線の在り方を検討するようなデータを活用する取組についての記載がありません。また、高齢化が進む小樽市において、高齢者などの運転免許証自主返納者に対する自家用車から公共交通への転換の促進と、公共交通の利用促進を実施する検討などについても具体的に記載されておらず、市民には検討されているかどうか分からない状況です。

国土交通省の地域公共交通計画等の作成と運用の手引きによると、事業については可能な限り施策や事業名、事業の概要、主なエリア、実施主体、実施時期等を具体的かつ明確に記載し、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、検討の方向性を記載することとされていました。

このような取組や、今まで小樽市地域公共交通活性化協議会の中で進めてきた事業について、今回の見直しで市民などに伝わるよう記載していただきたいと考えますが、市の見解をお示しください。

小樽市地域公共交通活性化協議会の中で進めてきた事業は、小樽市地域公共交通網形成計画に定めた地域公共交通網における利便性の強化、持続可能な交通体系の構築、市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり、地域公共交通の利用促進策の展開の四つの施策の事業であり、地域内外の移動の利便性の確保、交通結節点の利便性向上、車両等のバリアフリー化の推進、運行効率の向上、安定した運営形態の構築、関係者の連携・協力の仕組みづくり、分かりやすい情報等の提供という七つの目標達成に向けて行ってきました。

しかし、目標の達成度を評価する指標が計画には示されておりませんでした、どのように評価・検証するのか、お示しください。

小樽市地域公共交通網形成計画を策定し、それから小樽市の地域公共交通がどのように変わったのか、しっかりと市民など多くの方が理解できるよう評価の指標は必要と考えます。今回の見直しで目標に対する指標を計画の中で設定していただきたいと考えますが、見解をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域公共交通について御質問がありました。

初めに、自動運転E Vバスの実証運行についてですが、まず昨年、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金に採択されなかった理由につきましては、令和6年度においては、継続的に実証運行を実施している自治体が採択されている傾向は見受けられますが、国からは不採択の理由が開示されないことから経緯や原因は不明であります。

次に、事業の実施目的につきましては、バスの運転士不足が顕在化し、路線維持が厳しい状況にあることから、将来的にバス路線を維持していく手段の一つとして、自動運転バス導入の可能性を検討するものであります。自動運転レベルは、運転士が乗車し、その監視下で自動運転を行うレベル2での実施を予定しており、運行エリアは堺町通りと運河周辺を結ぶ循環ルートであり、運行期間は6月または7月の2週間として事業を計画しております。

なお、枠組みは市が事業主体となり、運行実績のある事業者に業務委託する予定であります。

また、実証内容の設定理由は、本市として初めての自動運転実証運行であることから、検証期間は課題が多いとされる降雪期を避け、夏の期間としたことや、平坦地で一定の道路幅が確保されているルートを選定したことなど、自動運転システムの安全性、安定性を検証する内容で設定したものであります。

次に、今回の実証運行で求める成果につきましては、運転士を必要としないレベル4での運行に向け、本市における検討課題を整理することです。

次に、自動運転レベル4導入に向けての想定スケジュールなどにつきましては、将来的に自動運転レベル4を本市において本格導入するに当たっては、冬場や坂道における自動運転技術の調査を行う必要があると考えておりますので、他都市で実施された実証運行の状況も確認しながら、今回の実証運行の検証を踏まえ、次の段階に移行するかを検討してまいりたいと考えております。また、国などの補助につきましましては、実証運行には多額の事業費が想定されることから、積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、実証運行事業の内容と検討につきましては、市内バス事業者などと運行ルートや運行時期等について調整するとともに、庁内での議論を踏まえた上で、小樽市地域公共交通活性化協議会において議論、検討をいただいたものであります。

また、実証運行の結果の分析については、技術的な課題の整理が必要であると考えていることから、専門的な知見を有する事業者に委託することとしております。なお、分析結果については、庁内及び協議会で情報を共有し課題の検証を行うとともに、今後の自動運転バス実証運行の方向性について協議してまいりたいと考えております。

次に、小樽市地域公共交通網形成計画の施策についてですが、まず、計画におけるバス路線の効率化に資する体系の検討に関する事業につきましては、バス事業者と共に検討はしておりますが、バス路線の効率化を図ることによって、市民の利便性低下を招くおそれなどもあることから、対応が難しく実施には至っておりません。今後も利用実態などを見ながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、計画の一部改定に係る調査につきましては、現計画策定以降の乗務員不足の顕在化に伴う現状や課題について交通事業者への聞き取り調査を行うほか、現計画における評価指標の推移を確認するため、アンケート調査などを実施する予定であります。なお、その成果は、計画の施策や評価指標に反映してまいりたいと考えております。

次に、実施事業の市民への伝え方につきましては、これまで実施してきた事業や、これから実施が確定している事業については、可能な限り具体的に計画へ記載し、伝えてまいりたいと考えております。

次に、計画に定めた目標の評価検証につきましては、基本方針を実現するために定めた目標であることから、それぞれの基本方針に設定した指標の評価検証により総合的に評価検証をしているものであります。

次に、目標に対して指標を設定することにつきましては、各目標については既に設定されている基本方針の指標に対応しているものであります。なお、各目標と事業を関連づけ、その実施状況について公表することによって、本市公共交通の維持に係る市民理解が進むよう努めてまいりたいと考えております。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

○10番（横尾英司議員） 何点か再質問させていただきたいと思います。

公債費の関係で、今後10年間の公債費比率の見込みと将来の負担が過度にならないようにということで、その取組についてお聞きしました。計画の見直しなど、そういったことを様々考えているということでしたけれども、これは具体的にどの時点で行う予定があるのか、もし決まっていれば示していただきたいと思います。

私が令和2年第3回定例会からアフターコロナを見据えて先々の取組を進めるように提案して何度か質問を続けてきたのですが、今回レスポンス・ツーリズム実現のための十分な取組を進めてきたかということで、十分ではなかったというお話だったのですが、一つ気になったのがDMOなどとの議論まで至っていないということでしたけれども、なぜ進まなかったのかという理由があればお示しいただきたいと思います。

令和7年度は今後の宿泊税の活用、あと今後の小樽市観光基本計画の改定などをどんどん進めていくことになるのですが、適正規模という考え方、また観光客1人当たりの消費額といったものの設定について具体的にお聞きしたのですが、質を求める部分に共感していただけるということなのですが、何かこの辺で具体的に私が挙げたものの中で、適正規模というものについて、宿泊者数を増やすにも宿泊施設の数だとかもちろんなってきますし、いろいろな部分でそれが足りているのか。実際、今、オーバーツーリズム状態になってきているということは、どこか規模的な問題というか、規模としてあふれているというような印象を受ける方が多いと思うのですが、現状は日帰りの方が多くて今後、宿泊にターゲットをしっかりと絞っていくことを示すといったことで、また新たな適正規模が見えてきたりするのかなと思うのですが、先ほど示した適正規模の考え方とか、観光客増というよりも観光客1人当たりの消費額といった設定について、改めてお聞かせいただければと思います。

あと、自動運転EVバスの関係と小樽市地域公共交通網形成計画について聞きましたけれども、いろいろな課題があって、今回は安全性、安定性を試すという内容であって、運転士不足の解消に向けての実証実験だというお話もありました。先ほど宮城県仙台市などは国の補助金が採択されて、小樽市は採択されなかった、その要因は継続して行っているところだろうと考えているというお話でしたが、やはり先を考えていかなければ、実際に国の補助金などを受けることもできないかと思っています。この結果を踏まえてある程度、先を読んで実施するとは思うのですが、例えば年度内にそういった国の補助金をもらってやるという方法もありますし、この実証実験を年度内にしっかり分析した後で、来年度にまた考えていることをきちんと示していかなければならないのかと思っています。

実際、令和6年度に国の補助金を採択されなかったのは、恐らく前年度予算にはそれが見当たらなかったもので、その部分で国に本気度を試されたのかとを感じる部分がありますので、もしやるのであれば、しっかり来年度にも行っていくというところを示していく必要があるのかと思っていました。

課題は、雪道での走行だとか様々あると思うので、実際に自動運転を導入するに当たっては続けていかななくてはならないかと思っているのですが、その辺がスケジュールとして見えなかった部分があるので、その点について確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

観光の適正規模ですとか、あるいは観光の質につきまして、どのような基準をこれから設定していくのかということのお尋ねだと思うのですが、先ほどの平戸議員への御答弁でも触れさせていただきましたし

たが、国が目指す外国人観光客の入込数は2030年度で6,000万人と設定されておりますので、この先まだ多くの外国人観光客が小樽市に訪れるのではないかと推測されるところであります。

そして、現に、この小樽市ではオーバーツーリズムという問題が顕在化しているわけですので、将来に向けて、どのぐらいの規模にするかは、これからいろいろな角度から検証していかなければいけませんけれども、適正規模というものは地域、小樽市全体としても、それぞれのエリアにおいても適正規模がどのぐらいになるのかについては、やはり将来に向けて意識していくというか、把握していく必要はあるのではないかと考えております。

また、観光客の質の面から申し上げますと、一例で挙げますと、消費という部分については、一つ質の向上にはつながってくるのだろーと思っておりますが、今回、GPSの人流データの取得するデータの中で滞在時間というのを把握することができますので、滞在時間はやはり消費との関わりも深いわけですので、滞在時間を分析し、滞在時間が短ければ、どう滞在時間を延ばしていくことができるのか、あるいは、どう消費に結びつけていくのかという検証もそのデータを使いながらやっていきたいと思っております。

そういったことにつきましては、これから業界の皆さんたちとも協議させていただきながら、いずれも適正規模ですとか、どこの時点まで質を目指していくのかということのレベルといったことは考えていきたいと思っているところでもあります。

こういった取組を進めることによって、議員の御質問の中にもありましたが、観光に対する市民の皆さんの理解も深まっていくことにもつながっていくのではないかと考えておりますので、その点について今後しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（柴田健治） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

公債費の関係でございます。公債費比率が過度にならないための取組といたしまして、建設事業費の精査や平準化、国の補助等の財源の最大限の活用ということでお答えいたしました。建設費の平準化や精査の部分につきまして、小樽市公共施設長寿命化計画ですが、令和7年度には中間の見直しを行う予定でございますので、この中で可能な限り検討していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

レスポンス・ツーリズムの取組が十分でなかった理由ということでございますが、前回、議員から御提案いただいた後に、今回御答弁させていただいたとおり、京都府京都市の事案も含めて他都市の事例なども我々で調べさせていただいたり、あるいはUNWTOの考え方なども勉強させてもらったり、その内容を地域DMOである小樽観光協会ともこういった御意見があったということで、共通認識として持つところまでは、お話しさせていただいていたのですが、実際にこの京都府京都市のように観光行動基準などを小樽市として表明するには、小樽観光協会との話し合いだけではなくて、観光事業者の御意見も聞かなくてはならないと思っておりますが、観光事業者と議論までの時間はなく、今回その議論までには至っていないことから不十分だと認識しておりますので、今後は観光事業者も交えて議論を深めていきたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総合政策部長。

○総合政策部長（柄澤晃人） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

自動運転E Vバスの今後の実証運行につきましてですが、議員から御指摘ありましたように本市において路線バスの完全代替ということを考えたときには、やはり降雪地であることだったり、坂道、それから道が狭かったりという課題があることについては認識してございます。

まずは、本市における実証運行の結果、それから他市の実証運行の結果、技術の進展状況などを確認しながら、次の実証運行の実施については検討してまいりたいと考えてございます。

また、国の交付金などは令和7年度の交付金も活用して、できれば令和7年度内の実証ということで2回目を検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時43分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 橋 本 布 美 絵

議 員 小 池 二 郎

令和 7 年
第 1 回定例会会議録 第 3 日目
小樽市議会

令和 7 年 3 月 4 日

開議 午後 1 時 0 0 分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松井真美子議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第 1 「議案第 1 号ないし議案第 37 号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15 番、中村吉宏議員。

（15 番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15 番（中村吉宏議員） 令和 7 年第 1 回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問いたします。

まず、今定例会に提案をされた議案について伺います。

初めに、令和 6 年度小樽市一般会計補正予算案について伺います。

令和 6 年度予算先議分に、一般会計予算で除雪費に 2 億円の追加予算が示されました。除排雪関係経費増ということですが、当初予算では、約 18 億円の計上でした。補正後の予算額は約 20 億円となっております。令和 5 年度は、約 18 億 5,000 万円の当初予算でしたが、令和 6 年第 1 回定例会での補正で 3 億 5,000 万円の追加補正を行っております。予算総額は約 22 億円となりました。

令和 6 年度補正後の予算は、令和 5 年度の補正後予算より約 2 億円少ないのですが、そこで気になるのは、昨年の冬と今年の冬の降雪状況です。昨年度より、物価、燃料、人件費は高騰の一途をたどっている中で、2 億円の追加予算で間に合うのかという観点から伺いますが、昨年と今年を比較して、これまでの気象の状況にどのような差があるのか示してください。また、補正額を 2 億円とした判断の根拠を説明してください。

市民の安心の観点から考えると、年度当初に十分な予算措置が行われることが求められると思いますし、それは迫市長が除排雪事業について、予防保全的に進めるとされる考え方にも合致するものと思います。

令和 7 年度では、当初予算で 19 億 2,520 万円が計上されておりますが、それでも令和 5 年度、令和 6 年度の補正後の予算より少額となっております。この当初予算に十分な予算措置を行うという観点について、本市の考え方をお示ください。

次に、その他の補正について伺います。

まず、物価やエネルギー高騰対策として実施した事業予算についてであります。地方創生臨時交付金などを財源にした事業群ですが、その多くは減額補正となっております。国の給付事業を受けて実施したものを除き、本市で独自に企画した事業のうち、大きい減額補正の事業としては、例えば高压電気料金高騰対策支援事業費で 5,281 万円、学校給食費保護者負担軽減事業費が 2,210 万円となっております。ほかにも、貨物自動車運送事業者支援事業費で 587 万円の減額であり、障害福祉施設電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費、介護保険施設電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費を合わせると 544 万円の減額です。

ほかにもありますが、これらは対象を見込んで予算計上し、申請のあった対象に給付した結果、残った金額ということだと思いますが、計上した金額は実際の支出と乖離があり、今示したものの合計だけでも8,622万円、他の事業での減額も合わせると1億90万円ほどの減額補正となります。

この金額を見ると、もう一つ、二つ、市民の皆様のための有益な事業を企画することが可能であったのではないかと思います。予算作成時の積算は時間的制約もあり、難しいと思いますが、本市の財政上貴重な財源となる交付金で行う事業です。この数字を御覧になった上で、見解をお示しください。さらに、この減額補正後、決算を経て、余剰分の処理はどうなるのか、併せてお示しください。

次に、財政について伺います。

本市の財政状況について、令和5年度決算は単年度黒字であり、3年連続の黒字であるとのことですが、しかし、その要因は特別交付税や国庫支出金による要因が大きく、自主財源確保が課題とされる中で、令和8年度からは、本市でも法定外目的税である宿泊税の導入が決まっており、一定の収入増が期待できるところであります。自主財源増に向けた取組としては、ほかにふるさと納税による歳入増を目指すことが挙げられます。ふるさと納税の税収増に向けて、各自治体が様々な取組を行っております。宮崎県宮崎市では、空港施設等にふるさと納税用の自動販売機を設置し、利用を呼びかけております。このような自動販売機導入など、本市でもふるさと納税の税収増に向けた取組を行うべきと考えますが、本市の今後の取組についてお示しください。

また、これまで本市議会でも、この自主財源獲得に向けて多くの議論がなされてきました。事業目的別のクラウドファンディングの実施を求める意見も挙げられる中で、ふるさと納税のメニュー充実を図るべきという議論も行われてきました。これらの議論も踏まえ、宿泊税やふるさと納税以外の自主財源獲得に向けた本市の取組への考え方や、現在の取組の状況を説明してください。

本市では、市内外から寄せられる寄附について、23の基金を用意し、寄附を募っております。このメニューを増やし、例えば「小樽市みんなの親孝行基金」などを用意し、高齢者支援策に利用するか、「動きやすい小樽応援基金」を募り、公共交通整備に充てるなど、様々な取組を行い、少額でも寄附が可能な仕組みを用意して、直面する課題に対し、より多くの寄附を募ることも効果的であると考えます。見解をお示しください。

さらに、財政に関する説明では、経常収支比率が90%となり、政策的事業実施に用いる財源が少ない構造になっているとのことです。予算編成時には、年度により増減はあるものの、財政調整基金からの繰入れによる収支均衡を保つ必要がある財政構造であります。

先述の自主財源獲得もさることながら、事務的経費の支出についても見直しと工夫が必要と考えます。中長期財政収支計画も実行する中で、物価高騰等の状況も踏まえ、今後、取り組むことについて、この見直し、工夫についても併せてお考えをお示しください。

次に、令和7年度の施策案から市役所本庁舎整備検討事業について伺います。

厳しい財政状況の中で、市民サービスを低下させることなく、さらに時代やニーズに即した施策実施のための予算編成が行われております。ここでは、市役所本庁舎整備検討事業費について伺います。

小樽市公共施設長寿命化計画の整備を終え、計画どおりの事業遂行を行おうとしている本市です。そのうち、市役所本庁舎については、当面の計画として別館を現敷地に建て替えるという方針ですが、大規模な事業となり、かかる経費の財源も定まらないのが現状と認識しております。令和7年度予算で、市役所本庁舎整備検討事業費として69万2,000円が計上され、小樽市本庁舎長寿命化計画を改定する旨の説明が記されております。

そこで伺いますが、この計画改定に当たっての主な検討事項をお示しください。さらには、小樽市本

庁舎長寿命化計画では、他の庁舎との統合を検討しましたが、この点を検討する予定はないのか、あるとすれば内容を併せてお示しください。

本庁舎整備については、今後の小樽市のまちづくりに大きく影響してくる課題です。対策を行っても、減少する人口動態を踏まえ、まちをコンパクト化して対応しようとするための小樽市立地適正化計画も策定目前であり、この計画も視野に入れての今回の小樽市本庁舎長寿命化計画改定であると思います。

中心市街地、とりわけ小樽駅前周辺の活性化なども踏まえ、図書館なども統合し、小樽駅前周辺への移転更新等も検討されないのか、お考えをお示しください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議案について御質問がありました。

初めに、令和6年度小樽市一般会計補正予算案についてですが、まず昨年度と今年度の気象状況につきましては、昨シーズンは1月7日に69センチメートルの降雪があったほか、1月下旬と2月中旬に暖気に見舞われるなど、異常気象の影響を大きく受けたシーズンでありました。今シーズンにつきましても、1月下旬までは比較的穏やかに推移しておりましたが、1月29日から2月2日にかけて、92センチメートルの降雪があり、積雪深は35センチメートルから一気に112センチメートルとなったことのほか、その後、暖気と寒気の影響も受けたところであります。

次に、補正額の根拠につきましては、大雪後の2月3日から、今年度末までの気象状況が過去30年の平年値で推移し、累積降雪量が520センチメートル程度、累積積雪深が7,200センチメートル・日程度になると想定いたしました。この値を基に、過去の実績から除雪海水や排雪量などを推計した結果、当初予算に対し、2億円が不足する見込みとなったものであります。

次に、当初予算の考え方につきましては、これまでは除排雪方法を事後処理型から予防保全型に切り替え、市民の皆さんに一定の評価をいただいた平成30年度の作業量を基本とし、年度ごとの労務単価などを乗じて、当初予算を計上してまいりました。今シーズンにおいて、平成30年度の気象を上回った場合は、補正予算を計上することで、気象状況に応じた適正な執行管理を行うことが可能であるため、適切であると考えております。

次に、令和6年度の地方創生臨時交付金活用事業の減額補正額に対する見解につきましては、それぞれの事業の積算に当たっては、対象となる人数や事業者数等を可能な限り正確に見込み、必要な経費を積み上げ、予算計上いたしましたが、結果として、実数と差が生じたことにより、不用額が生じる見込みとなったものと認識しております。今後におきましても、事業予算の計上に当たりましては、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、より精緻な積算に努めてまいりたいと考えております。

なお、事業費は減額となる見込みですが、国から交付された地方創生臨時交付金については、全額を各事業に充当できるため、返還はありません。

次に、減額補正後の余剰財源の処理につきましては、このたびの事業費の減額補正により、一般財源約1億90万円が余剰となりますが、令和6年度予算は、収支不足の財源対策として、財政調整基金の取崩しにより、収支均衡予算を編成していることから、その繰入額が減少することとなります。

次に、財政についてですが、まず、ふるさと納税の増収に向けた今後の取組につきましては、本市に

においては、宿泊施設や体験施設、飲食店など、その場で寄附を頂くことにより、電子商品券を返礼品として提供する現地決済型の仕組みを導入しておりますが、利用可能な施設や店舗の増加に努めてまいります。

次に、本市の自主財源確保の取組につきましては、市税においては、継続的に企業誘致に取り組むことで、銭函地区などで立地が進んできており、固定資産税の増収に寄与しているものと考えております。

また、企業版ふるさと納税では、トップセールスをはじめ、ウェブサイトの活用によるPR強化を図っていくほか、今夏にオープンを予定している小樽港観光船ターミナルに対して、現在、ネーミングライツスポンサーの募集を行っているところであります。今後もこうした自主財源を確保する取組を強化、推進してまいりたいと考えております。

次に、市内外から寄せられる寄附につきましては、寄附者の意向に沿い、現在の23の基金で運用させていただいているほか、ふるさと納税による寄附で、12種類の事業に活用させていただいております。現状におきましては、一定程度寄附者のニーズを満たしているものと考えていることから、現段階では新たな基金の創設は考えておりませんが、歳入増加への取組や寄附者のニーズ変化への対応は必要であると認識しておりますので、ホームページでの周知方法を含め、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、義務的経費における見直しや工夫につきましては、人件費は人事院勧告に伴う給与改定などにより増加傾向にありますが、デジタル化の推進や業務の見直しなどで改善を図り、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。公債費は、中長期財政収支計画において、早期から普通建設事業費の抑制や国の補助金の活用等に重点的に取り組むことで、市債の借入額を抑え、後年度の公債費負担を抑制していくこととしておりますので、本計画に基づき、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市役所本庁舎整備検討事業についてですが、まず、小樽市本庁舎長寿命化計画の改定に当たっての検討事項につきましては、公共施設の再編に関わる事業費をはじめ、様々な財政需要が増大する中、本庁舎につきましても、建設費の高騰が見込まれるため、新庁舎の規模、機能のほか、概算事業費、財源、スケジュールなどについて検討を行うこととしております。

次に、他の庁舎との統合につきましては、令和4年2月に策定した小樽市本庁舎長寿命化計画では、本庁舎別館、水道局及び保健所の統合について検討した結果、統合せずに、別館のみを建て替えることとしております。今回の改定に当たりましては、保健所の移転に伴う表現の修正は行いますが、水道局との統合を改めて検討することはいたしません。

次に、図書館などを統合し、小樽駅前周辺へ移転することの検討につきましては、現在、小樽駅周辺に適地がありませんので、移転については考えておりませんが、新庁舎の規模、機能を検討する中で、他の施設と統合することや、防災機能を持つことにより、さらなる財源を確保できる可能性があることから、庁舎の複合化については検討することとしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 次に、市内経済とまちづくり、そして港湾に関連して伺います。

まず、観光に関連して伺います。

最初に、観光需要の増加に伴う諸課題の解決について伺います。

今冬の外国人観光客の入込み数が急激に増加したことにより、市内で様々な問題が生じました。マス

コミを含め、世の中ではオーバーツーリズムという表現で、様々な報道や話題が発信されておりますが、このオーバーツーリズムという表現は、観光公害と訳されております。これまで観光都市宣言を行い、観光振興、誘致を積極的に行い、おもてなしの充実や滞在時間の延長策を行政、民間が一体となって進めてきた本市、来年度予算にも外国人観光客誘致広域連携事業費補助金を用意し、誘致策の推進を行っている本市にとって、いざ想定を超える観光客の来訪による課題が生じたときに、オーバーツーリズムという表現を用いて、観光来訪者を厄介者扱いする対応は正しい発想とは思いません。むしろ、しっかりと対応できる準備を整えて課題を解決し、市民の安心・安全を保ち、観光来訪者の満足度を確保し続けて、初めて観光都市として成立するものと考えます。本市がこの課題にしっかりと対応することで、全国他都市の先例的都市となることを目指すべきだと思います。

この外国人観光客の需要増加について、要因としては主にアジア圏の方々映画やドラマのロケ地巡りで来訪し、天狗山や船見坂、朝里駅周辺やおたる水族館周辺に赴いているとのこと。そこから生じる課題は、市内バス路線の混雑により、路線沿線の住民の利用に困難が生じていること。来訪者が民家の敷地に無断で侵入し写真撮影などを行うこと。さらには、JR朝里駅周辺では、列車と観光客の接触により、観光客の方が亡くなられるという大変、痛ましい事故が発生しております。

これらの対策のため、本市では小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会を立ち上げ、この課題への対応策を検討するとのことですが、まず、この協議会がどのようなメンバーで構成されているのか、お示しください。

このメンバーには、地域住民などは入っていないようですが、実際に発生している問題や、住民が求めていることを把握するためにも、地域住民の方も含めて協議を行う必要があるのではないかと考えます。見解をお示しください。

また、この課題解決のため、令和7年度予算にオーバーツーリズム対策事業費として1,269万4,000円を計上し、外国人観光客が多く来訪する時期に、警備員を配置する等の対応を行う予定です。警備員配置について、どのような配置になるのか、説明してください。

また、もう一つの課題について、市内バス路線の混雑やJRの混雑により、市民が利用しにくい状況も指摘されている中で、これらの課題に対応するメニューは用意されているのか、お示しください。

さらに、外国人観光客の関連で申し上げますと、様々な課題は文化やルール、マナーに対する認識の違いを指摘する声も聞こえてまいります。こうした観点について、本市では調査や分析、情報収集等を行っているのか伺います。

また、日本における生活様式や習慣、ルール、マナーを外国人観光客に対して発信することの必要性を訴える方々もおられる中、こうした対応を本市では行っているのか、お示しください。

観光需要の増加から生じる課題については、小樽市だけの問題ではないと考えます。京都府京都市や奈良県奈良市、その他の都市でも同様の課題が発生しており、問題解決の必要性が求められております。特に文化と一言でくくりますが、この違いから生じる問題の解決は、一地方都市だけの取組では限界があると感じます。禁止事項も含めて、日本での滞在時に注意すべき点などをまとめ、外国人観光客が日本来訪前に情報を把握できる取組は、これまでビジット・ジャパンなど、国を挙げての観光誘致に取り組んできた国にも、しっかりと対応してもらい必要があるものと考えます。この点、本市からも、国における対策、対応や地方自治体の取組を補助する仕組みを求めることも必要と考えます。お考えをお示しください。

次に、令和8年度から導入予定の宿泊税について伺います。

この使途についての議論が次年度本格化するとのこと。先述の観光需要拡大による課題解消につ

いての対策予算は、次年度に一般財源で対応するものと思われませんが、令和8年度以降はこうした対応策への財源として、宿泊税を使用することも重要と思います。見解をお示してください。

また、この使途の議論について、観光関連事業者のみではなく、観光需要拡大による課題の影響を受ける関連町内会の方なども含めた協議体の形成が必要だと思います。市の考えを示してください。

この宿泊税は、広く観光に関連する人が認められると考えます。観光に直結するエリアの道路整備、雪対策にも対応可能と解する上で伺います。冬の観光の安全確保のため、転倒者防止が課題であります。堺町通り商店街や市道浅草線、市道中央通線のロードヒーティング未整備箇所のロードヒーティング設備を施設し、冬の安全確保をお願いしたいと思います。見解をお示してください。

次に、ツーリズムメニューの増加策とニーズのヒアリングについて伺います。

先ほど、観光需要の増大から生じる課題について伺った際、ロケ地巡りが増大の要因との情報を示しました。このロケ地巡りは、一つには、映画「Love Letter」がアジアの各地で人気を博し、そのロケ地巡りに多くの方が来訪したとのこと。さらに中国では、小樽市をロケ地としたドラマが人気となり、そのロケ地を巡る多くの方が来訪しているとのこと。

一つ気にかかることは、受入れ側の我々が、こうした状況を把握できているのかということでもあります。本市では、アドベンチャーツーリズムのコンテンツ造成、販売にも利用可能な外国人観光客誘致広域連携事業補助金事業を展開しようとしている中で、そのコンテンツをつくる土台となる情報収集が進んでいるのかという疑問を持っております。観光について、我々が小樽市の歴史やまちを形成する文化等を発信し、魅力をアピールする反面、観光で来訪する方々は、それぞれの目的を持って、このまちを訪れることもまた現実であります。こうした観点から必要なことは、我々の情報発信と同等、あるいはそれ以上に、国内外の方々が何を求めて小樽市を訪れるのかを聞くことが必要と考えます。

そこで伺いますが、本市では、こうしたニーズ調査、ヒアリングを行っているのか、行っているとすればどのように行っているのか、お示してください。また、その集めた情報をどのように分析し、ツーリズムメニューの作成に生かしているのか、お示してください。

また、観光客から引き出した情報により、メニュー化した具体例などがあれば、お示してください。

観光は観光客のものであり、日本人と違った感覚、観点を持つ外国人観光客が増加する状況に対応した観光メニューの開発は、今後の小樽市にとって、選ばれるまちであり続けるために、また観光による経済振興を図る上で、ますます重要であると考えます。今後、より一層の観光客の方々からの情報収集と、それに基づくツーリズムメニュー開発に取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお願いします。

次に、中心市街地の展望について伺います。

本市の中心市街地について、これはどこまでを範囲とするかということも問題となりますが、今回は小樽駅前周辺等を想定していただくことで話を進めたいと思います。

最初に、小樽駅前周辺について伺います。駅前周辺の再整備について、これまでも議論させていただいておりました。駅前広場の再整備について取り組んできたことですが、策定目前の小樽市立地適正化計画により、都市機能誘導区域とされる駅前周辺整備について、実施の目途は立っているのかということが懸念されます。

初めに伺いますが、駅前広場再整備について、整備の内容や時期、負担すべき内容など、北海道中央バス株式会社やＪＲ北海道と協議など行われているのか、それが整う状況にあるのか伺います。

そして、これまで多くの質問をさせていただいた駅前第１ビルの再開発に向けた状況です。小樽市立地適正化計画に基づいた国の支援メニューを利用しても、計画当初から資材高騰などで見積りが高額と

なり、予定どおりの開発が行えないという声も聞こえてくる中で、行政がどのように対応するのか注目しております。小樽市の顔となる中心市街地の今後について、国の支援を受けるに当たっても、市がその窓口になるのであれば、駅前第1ビルのみならず、小樽駅前周辺の再開発の青写真をしっかりと描きながら、民間と協働し、事業を行うべきものと考えます。

少なくとも、昨今の物価資材の高騰をはじめとする経済状況で、民間の力のみではどうすることもできず、しかし、これを放っておくと、整備がなされないまま各施設の老朽化が進行します。これまでも、駅前周辺のグランドデザイン、青写真を描いてほしいと訴えてまいりました。今まさに、それが必要な状況であると考えます。市がリードして、周辺民間事業者とともに、小樽駅前周辺再開発のグランドデザインを描き、市長のおっしゃる投資を呼び込む引き金にしていきたいと思います。見解をお示してください。

中心市街地に関して、もう1点伺います。今春、ウイングベイ小樽に移転する小樽市総合福祉センターと、既に移転した小樽市保健所跡の利用についてであります。隣接の小樽市医師会の敷地と合わせると、相当の広さになりますが、どのぐらいの広さになるのか、お示してください。

この土地は、市所有であると思います。この利用について、昨年第4回定例会時点では未定とのことでしたが、現在何か方針等はあるのか、お示してください。

土地を売却し、売却益を小樽駅前の再開発の財源に充てるということも考え得る手段だと思います。見解をお示してください。

昨年、クルーズ・オブ・ザ・イヤー2024 特別賞、ポート・オブ・ザ・イヤー2024 と二つの榮譽ある賞の受賞に輝き、注目を浴びる本市の港湾について伺います。

まず、色内ふ頭の整備について伺います。平成29年8月より立入りを規制し、大規模な改修を行ってきた小樽港色内ふ頭ですが、本年2月より、小樽海上保安部の巡視船が接岸し、利用を再開しているように見受けられました。色内ふ頭について、整備が完了したのか、工事の進捗状況と今後の利用について示してください。

次に、護岸かさ上げ対応に関連して伺います。

国土交通省は、気候変動による影響で、2100年頃の海面が現在より40センチメートルから70センチメートル上昇すると、国際機関が見通していることを受け、全国の港の護岸はかさ上げが不可欠との認識の下、今年度中にガイドラインを作成し、港湾管理者にガイドラインに基づいたかさ上げの高さを算出し、完了までの道筋を示した計画策定を求めるとしているとのことでもあります。そして、国指定の重要港湾である小樽港もかさ上げの対応が必要となるわけでもあります。

一方、小樽港港湾計画は、令和3年に改訂を行ったばかりであり、迫市長の御尽力の下、第3号ふ頭の再整備が完了を目前に控える中で、新たな課題が本市港湾に生じる状況となりました。この小樽港港湾計画に基づいて、今後も港湾の整備を行う必要があるわけですが、物流機能を担う施設整備や耐震強化岸壁の整備などは、具体的な事業内容がまだ示されていないことを、前回定例会の経済常任委員会の議論で確認したところであります。恐らく今月中に示される国のガイドラインを受けて、今後の対応を検討しなければならないものと思います。

現段階では、具体的対応についての議論は難しいでしょうけれども、確認したいことがあります。それは、これまで想定していなかった護岸かさ上げについて、これは当然岸壁も含まれてくるでしょうけれども、小樽港港湾計画のみならず、小樽港長期構想自体ガイドラインを受けて、見直しを行う必要があると考えます。この点、見解をお示してください。

また、今後、港湾利用事業者との課題共有や要望等の聞き取りも重要と考えます。あわせて、見解や

進め方などをお示してください。

次に、クルーズ船の誘致について伺います。

第3号ふ頭供用開始により、大型クルーズ船が本市中心部に隣接する埠頭に着岸し、多くのクルーズ船客が市内を回遊することで、経済効果も生まれていることが、市内商店街の方の声からも伺えます。令和6年はクルーズ船が32回入港し、過去2番目となりました。クルーズ・オブ・ザ・イヤー2024特別賞の受賞を受けて、令和7年のクルーズ船の寄港数や何か寄港に前向きな変化が生じているのか、お示してください。

さらに、次年度以降のクルーズ船の誘致策について、新たな取組などがあればお示してください。

今年2月、3月と、クルーズ船の寄港予定が示されております。これまで、小樽港のクルーズ船の受入れは、初夏から秋にかけての季節でしたが、今後、冬季の入港も期待できるのは、第3号ふ頭整備の大きな効果と受け止めております。実績ができた今後において、冬季に向けた誘致も積極的に取り組むべきと考えます。市の考えをお示してください。

以上、第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市内経済とまちづくり及び港湾について御質問がありました。

初めに、観光についてですが、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会の構成につきましては、本市のほか、行政機関として、国、北海道、小樽警察署、交通事業者としては、北海道旅客鉄道株式会社、北海道中央バス株式会社、経済団体としては、小樽商工会議所、小樽観光協会で構成されております。なお、国は国土交通省北海道運輸局から、北海道は後志総合振興局から参画いただいているところであります。

次に、地域住民を含めた協議の必要性につきましては、協議会の構成に地域住民は入っておりませんが、事務局において、問題が生じている地域の町内会へのヒアリングを実施し、地域での困り事や発生している時期、時間帯、対策などについて確認いたしております。

また、ヒアリングで確認した内容は、2月20日に開催した協議会の部会において、事務局から報告し、地域住民の意見を踏まえ、具体的な対策を検討しておりますが、今後は地域住民にも協議会に入っただくことについて検討してまいりたいと考えております。

次に、新年度の警備員配置につきましては、配置する期間は令和8年2月から3月まで、時間帯は午前10時から午後4時まで、場所と人数については、船見坂に3名、朝里駅周辺、銭函駅周辺、三本木急坂には各2名の警備員を配置する予定であります。

次に、オーバーツーリズム対策事業費におけるバスやJRの混雑などの課題に対応するメニューの有無につきましては、当該事業費には含まれておりません。

次に、文化等に対する認識の違いによる問題に関する調査や分析等につきましては、国のホームページや民間事業者が発行する媒体を通じて情報収集を行っているほか、小樽国際観光客誘致実行委員会が実施している外国人観光客誘致のための現地訪問や招請事業等の際に、海外旅行代理店等に対し、外国人観光客受入促進に当たっての助言をお願いしております。

次に、外国人観光客に対し、市としてルール、マナーを発信する対応を行っているかにつきましては、中国、台湾、韓国などにサーバーを有し、多言語の情報発信が可能なウェブサイト「悠悠北海道」で、

外国人観光客が小樽市に観光に来られる際のマナーに関する注意喚起を行っているほか、小樽市のホームページに、観光庁が作成した外国人観光客向けのルールやマナーを紹介したコンテンツを掲載しております。

また、小樽観光協会におきましても、SNSを活用した外国人観光客向けの注意喚起に取り組んでおります。

次に、外国人観光客に対する訪日前の対応等を国に求める考えにつきましては、私といたしましても、旅マエの外国人観光客に対し、日本におけるルール、マナー等を情報発信することは、インバウンド誘致を推進する国におきましても取り組んでいただきたいと考えており、地方自治体の取組に対する補助も必要であると考えております。小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会には、国の機関にも参加いただいておりますので、本市の考えを伝えていただくとともに、北海道市長会を通じて、必要な対応を要望してまいりたいと考えております。

次に、観光需要拡大による課題の解消に宿泊税を活用することにつきましては、本市が導入を予定している宿泊税の使途の事例として、受入環境の整備を挙げており、その中には、オーバーツーリズム対策も含まれておりますので、今後、設置を予定しております（仮称）宿泊税活用検討会議において検討してまいりたいと考えております。

次に、町内会等も含めた協議体の形成につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後は地域住民も小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会に加わっていただくことについて検討してまいりたいと考えております。オーバーツーリズムの影響を受ける地域住民からの御意見は、その協議会の中で議論し、対応策に反映させることを考えておりますので、今後、設置を予定しております（仮称）宿泊税活用検討会議に地域住民が参加することは想定いたしておりません。

次に、宿泊税を使ったロードヒーティングの整備につきましては、宿泊税の使途の考え方に沿っているものと考えておりますが、施設整備やランニングコストにつきましては、多額の費用を要し、宿泊税の税収も限りがあることから、冬道の転倒防止対策については、今後、設置を予定しております（仮称）宿泊税活用検討会議や庁内での議論を進めたいと考えております。

次に、国内外からの来訪者のニーズ調査等につきましては、本市では5年に1度、観光客動態調査を実施し、来訪目的を確認しているほか、地域DMOにおきましても、小樽市を訪れる観光客を対象にアンケート調査を実施し、小樽市で関心のある事柄を確認しております。

また、小樽市が実施する観光客動態調査は、調査員が観光客から内容を直接聞き取るほか、宿泊施設にアンケート用紙を留め置きして実施しており、地域DMOが実施するアンケート調査は、グーグルフォームを活用いたしております。

次に、ニーズ調査で集めた情報の分析や活用につきましては、本市が実施している調査では、訪問目的といたしましては、すしやスイーツといった食べ物や歴史的建造物、ガラス、オルゴールであることが、また、地域DMOが実施をしている調査におきましては、景観、グルメ、カフェなどへの関心が高いことがそれぞれ確認できております。これらの調査で把握した内容につきましては、例えば外国人観光客誘致のため、海外の旅行代理店に商品造成をお願いする際の資料作成に活用いたしております。

次に、観光客からの情報により、商品化した具体例につきましては、小樽雪あかりの路の台湾ボランティア、ヨーハオの代表者から、台湾には旅行者として、小樽雪あかりの路に参加したいという需要があるとの提案を受け、民間事業者が商品造成を行っております。ツアー内容は、小樽雪あかりの路におけるボランティア体験のほか、市内で体験できる様々なアクティビティで構成され、これまで3年にわたり、商品造成がなされているものであります。

次に、外国人観光客からの情報収集と、それに基づく旅行商品の開発に取り組む必要性につきまして、先ほど申し上げました、小樽雪あかりの路におけるボランティアツーリズムに加え、日本遺産の地域活性化計画の中で、旅行商品の造成に結びつけるため、インタープリターやプロデューサーなどの人材育成やモニターツアーの実施などに取り組んでまいりました。今後も同様の取組は必要であると考えておりますので、商品開発を担う民間事業者と連携を図ってまいります。

次に、中心市街地の展望についてですが、まずＪＲ小樽駅前広場の整備内容等につきましては、整備内容は、バス、タクシー、一般車の乗降場、駐輪場、オープンスペースなどを設置するものであり、北海道旅客鉄道株式会社と北海道中央バス株式会社から基本的な合意は得られており、整備時期につきましては、駅前第１ビル周辺地区の再開発事業の実施時期を見極めた上で着手することになります。

また、整備費用は国庫補助を活用することのほか、土地所有者であるＪＲ北海道と本市が負担すること、基本的な合意は得られております。

なお、再開発事業の実施が決まった後、実施設計を進め、改めてレイアウトや負担割合などの詳細について、協議を進めてまいります。

次に、小樽駅前周辺のグランドデザインにつきましては、ＪＲ小樽駅前周辺から産業会館に至る国道沿いの小樽駅前周辺地区には、建築年や業態が異なるビルなどが建ち並んでおり、それぞれの所有者においては、現状のまま当面活用したい、あるいは老朽化などにより建て替えたいなど、それぞれ異なっていると考えられます。これらの状況を踏まえ、所有者等の合意を得たグランドデザインを描くことは困難なことから、まずは駅前第１ビル周辺の再開発の実施に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、旧保健所庁舎、小樽市総合福祉センター及び医師会館の敷地の面積につきましては約３,８００平方メートルであります。

次に、旧保健所庁舎等の跡利用につきましては、建物が老朽化しており、解体を前提に考えておりますが、解体後の土地利用については、現時点では未定であり、公共での活用に加え、売却も含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、港湾についてですが、まず色内ふ頭の整備につきましては、南側岸壁の工事は本年２月末に完了しており、突端岸壁や北側岸壁等の工事は、令和９年度末までの完成を目標に進めているところであります。

また、今後の岸壁の利用につきましては、南側岸壁は巡視船の係留場所として、北側岸壁は荒天時に漁船が避難する岸壁として、それぞれ予定いたしております。

次に、護岸及び岸壁のかさ上げ対応に伴う小樽港港湾計画や小樽港長期構想の見直しにつきましては、国が今年度末に、ハード、ソフト両面の対策を進めることを目的とした協働防護計画作成ガイドラインを作成する予定としておりますので、その内容を確認し、見直しが必要かどうかについて、国と協議してまいりたいと考えております。

次に、各種計画の策定に伴う進め方等につきましては、小樽港を利用する事業者や立地する企業など、関係者と課題を共有し、意見もお聞きしながら進める必要があるものと考えております。

次に、クルーズ船の寄港数などの変化につきましては、クルーズ・オブ・ザ・イヤー２０２４は第３号ふ頭及び周辺地域の再開発が生んだ新たな人の流れや利便性の向上などが評価されたものであり、寄港数は現在のところ昨年を上回る３３回を予定するなど、堅調に推移いたしております。

小樽港は市内中心部に近接した昔ながらの港であり、歴史的町並みや背後に豊富な観光資源を有することなどが評価され、港で船が１泊以上停泊する寄港が昨年の４回から８回に増え、また小樽港を発着

するクルーズも昨年の5回から7回に増えるなど、乗船客等の消費効果が期待できる前向きな変化が見られるところであります。

次に、クルーズ船誘致の新たな取組につきましては、新たに日本に投入されるクルーズ船の船社や総代理店など、セールス先の発掘や、環日本海クルーズ推進協議会が行う海外船社招請事業への参画のほか、受入れ環境の整備として、冬の気候に対応した暖房器具の整備を予定しているところであります。

次に、今後の冬季寄港に向けた誘致につきましては、昨年12月と本年2月の寄港は、共に前日からの荒天で入港時間が遅れたほか、ツアーバスの当日変更や渋滞等によるバスの遅れなど課題もありましたが、雪を楽しむ乗客の姿が数多く見られるなど、市内ににぎわいが創出されたものと認識しております。

今後も代理店等を通じ、冬季寄港に対する課題等を共有し、さらなる誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 次に、市民生活に関連して伺います。

まず、除排雪について伺います。

気象の異常さが各方面で指摘される昨今、本市の降雪状況も降らないときには降らない、降るときには大雪が一気に降るという傾向が、ここ数年見受けられます。昨冬は、12月に断続的降雪があった後、1月7日前後に大量の雪が降り、市内交通網が一部麻痺、二十歳を祝う会も参加者が難儀するという状況でしたが、今冬は12月にまとまった雪が降った後、1月は穏やかな状況で、事業者の方々が市による補償の心配をされていたところ、2月初旬に大雪となり、下旬まで寒波が繰り返し押し寄せ、相当な積雪となったという印象です。

しかし、12月の降雪の後、1月に排雪を進めたことで、2月の大雪時にも交通の麻痺、混乱は生じなかったものと思います。

迫市長は、予防保全的除排雪を掲げ、除排雪事業に臨まれておりますが、今年度ここまでの除排雪事業の状況について、市長はどのように見ておられるのか、御所見を伺います。

多くの除雪費を要する状況ですが、予算の質問は1項目めに行いましたので、ここからは除排雪事業に関連した内容の質問をいたします。

これまでの議会議論で、除排雪事業を担う事業者の人材不足、とりわけ重機オペレーターの不足が指摘され、育成や人材確保の方法について議論されてきました。今冬、市として何か行った対策などがあれば、お示ください。

もう1点、事業者に関連したことですが、事業者所有の重機等が除排雪作業中に故障し、一部では修理に時間を要するため、対応に苦慮されたという状況も発生したとのこと。本市では、市の除排雪重機等について、順次整備、更新するということが示されておりますが、除排雪事業者への対応はどのようなになっているのかという疑問があります。除排雪事業で、重機等の破損などが生じた場合、市が修理等を補助する制度があるのか、また、その間の地域総合除雪等が滞らないよう、市の重機の貸出しや他のステーションとの調整など対応策が用意されているのか、お聞かせください。冬の市民生活を支える除排雪事業者への配慮、対応を望むところであります。

次に、補聴器購入補助について伺います。

令和5年第4回定例会に、加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について陳情が提

出され、現在、厚生常任委員会で継続審査案件として審議されておりますが、この補聴器購入補助について要望が寄せられておりますので、伺います。

難聴に苦しむ市民の方が公的補助を望む現状、機能的に充実した補聴器を購入するには5万円程度の金額が必要とのことであります。この金額は、年金生活者にとっては高額で手が出ないため、購入を諦めるケースもあるということでもあります。様々な研究データからも、補聴器の使用が認知症予防にも有効であることも示される中で、本市でも補助事業に取組を望む声があることから伺います。

令和6年12月1日現在、一般社団法人日本補聴器販売店協会の調査によりますと、全国で390自治体、道内では31自治体が助成制度を実施しているとのことであります。近隣では、北広島市、旭川市などが実施しており、後志管内では、蘭越町、共和町、留寿都村、赤井川村等で実施しているとのこと。対象年齢も18歳以上を対象とする自治体が75自治体で、最も多いのが65歳以上を対象とする282自治体とのことです。

本市でも、難聴者への支援、とりわけ高齢難聴者の認知症予防、介護予防の観点からも、実施をするべきではないかと考えますが、本市の見解をお示してください。

次に、本市の課題解決に向けた大学との連携について伺います。

現在、札幌学院大学から、本市との包括連携協定の締結依頼が寄せられていると伺っております。私が把握している限り、本市で実施されているイベントで、地域課題を解決するための取組が幾つか行われております。雪かきの担い手を増やし、共助を促進するためのイベントや町内会単位で高齢者の方々にスマートフォンの利用方法をお伝えし、地域連携や連絡体系の形成、さらには町内会のデジタル化に寄与する活動を学生が中心となり行っているというもので、これらが基になり、本市のさらなる課題解決に貢献できるものと考えます。特に、LINE教室では、高齢の方がLINEの利用方法を覚えることで、災害時の安否確認にも利用できることが期待されております。

また、学生の皆さんが自ら考えたイベントの実施を通して、地域の小・中学生と交流を図り、様々な知識を伝授するという取組も行われております。今後もこうした活動が継続される中で、地域課題解決を目指すことは、大変重要であると考えます。

さらに、実際にイベントに関わる学生の話聞いたところ、小樽市でいろいろな方と関わるうちに、小樽市に魅力を感じ、小樽市で働きたい、小樽市に住みたいという希望を話す学生もおり、人材不足、人口減問題等の解決にも有用であると考えます。

これまで小樽商科大学との連携の中で、多くの取組を行ってきた本市です。本市と市民にとって、多くのメリットが期待できる札幌学院大学との包括連携をぜひ積極的に進めたいと考えますが、見解をお示してください。

また、今後さらに多くの大学との連携も進めたいと考えます。併せて見解をお願いいたします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市民生活について御質問がありました。

初めに、除排雪についてですが、まず、今年度の除排雪作業につきましては、予防保全的な作業を念頭に置き、小学校の始業式に対応するため、12月下旬から排雪作業を行い、その後、主要な幹線道路や

バス路線等の作業を行ったところであります。その後、1月29日から2月2日にかけて92センチメートルの降雪がありましたが、予防保全的な作業を行ってきたことにより、大きな交通障害等が発生することはなかったと考えております。

しかしながら、その後の暖気により、がたがた路面やざくざく路面が発生し、その対応に遅れが生じたことから、その対策について課題があるものと認識いたしております。

次に、除雪機械オペレーターなど、担い手確保の取組につきましては、現段階において具体的な取組は行っておりませんが、現在、他都市の担い手確保の取組について、情報収集を行っているところであります。

次に、除排雪機械に対する修理費の補助制度につきましては、現在、本市において助成制度はありませんが、除雪業務委託設計書の中で、通常の修理費等に当たる機械損料を計上いたしております。

次に、除排雪作業で、重機等が破損した場合の対応策につきましては、市で所有するロータリー除雪車が破損または故障等により使用できなくなった際は、ステーション間での調整を行うなど、除排雪業務が滞らないよう対応いたしております。

なお、グレーダにつきましては、ほとんどのグレーダは事業者の所有であるため、ステーション間での調整が困難な状況となっていることから、その対応策が課題であると考えております。

次に、補聴器購入補助についてですが、高齢難聴者の補聴器購入費への補助につきましては、高齢になると聴力や視力など様々な身体機能が低下し、かつ、それらには個人差もあることから、慎重な検討が必要であると考えておりますので、引き続き全国市長会を通じて補助制度の創設を国に要請してまいりたいと考えております。

次に、本市の課題解決に向けた大学との連携についてですが、札幌学院大学との包括連携協定の締結につきましては、同大学との協議が未了でありますので、今後、同大学の意向を確認しながら、判断してまいりたいと考えております。

また、大学との連携については、大学が蓄積する知識や情報等により、施策を立案することや、学生の参加により、地域に不足する若い人材によるまちづくりの推進は地域や行政の課題の解決に資するものであるため、今後も大学と連携してまいりたいと考えております。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

○15番（中村吉宏議員） まだ検討中のもの、それから、いろいろとこれから進めていただくものを御答弁いただきましたが、何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、観光に関連したところであります。外国人観光客の方々への文化、ルールやマナーに対する認識については、いろいろと本市でも情報収集、分析を行われていて、外国のツアー会社へ確認等を行われているということです。これは認識の違いの情報収集を行って、発信というところも本市では取り組んでいるということなのですが、何か、外国人観光客の方に直接伺うような機会、シーン、今回の質問でいけば、先ほど来、小樽雪あかりの路のボランティアツーリズムの外国人の方のお話も挙がっていました。そういった方にも聞く機会というのは、身近なところで結構チャンスがあるのかと思って答弁を聞いていたのですが、そういった実際に来た方のいろいろな声を聞きながら、文化等の相違を発見する作業が独自に行われてこなかったのかというのがありますので、伺いたいと思います。

次に、これも観光需要が増加して課題が生じているという質問の中で、オーバーツーリズム対策事業費についてであります。警備員の配置のほか、バスの混雑やJRの混雑に、市民が利用しにくい状況が指摘されていることについて、メニューは用意されているのかという質問で、今のところメニューは用

意されていないということでありました。

これについて、予算関連で伺ったのですが、予算に限らず、この解消に当たっての何か対応策というものを別枠で何か御用意をされているのか、あるいは御用意していただく用意があるのかというところをお伺いしたいと思いますので、お示してください。

それと、中心市街地の展望についてであります。青写真を描いてくださいとずっと言い続けていますが、確かに周辺の事業者たちの発想もあって、なかなか思いが統一しない、難しいということでもあります。

それで、まず小樽駅前広場、それから第1ビル周辺を視野に入れるのだという御答弁でした。これについて、所有者ですとか、JR、市と協議してということで、実施設計のお話がありましたけれども、もし、実施に向けてのスケジュール感というものが見えているのであれば、いつぐらいに計画、あるいは着手し、実施設計がいつぐらいで、完成はいつぐらいを目指すのだという具体的なスケジュールがあれば、お示しいただきたいと思います。

次に、市役所の本庁舎整備検討事業費について質問させていただきました。再編に当たって、物価の高騰、それから規模の見直し云々とありましたけれども、財源に触れた御答弁があったところで、小樽市本庁舎長寿命化計画策定時には、なかなか該当する財源がないのだということで、いわゆる先送りにしてきたと。何かふさわしい財源があればということも、議論の中には行われてきた経緯があるのですけれども、今この状況になって、財源として当てにできるといいますか、用いることが可能であると、検討の余地があるのだという財源が何かあれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

最初に、オーバーツーリズム対策事業費について、お尋ねがありました。

混雑に対応するための事業費については、今回含まれていないということで答弁させていただきましたが、今後、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会も随時開催していくことになりますので、その中での議論にもよりますけれども、混雑の問題解消のために必要ということであれば、何らかの事業は進めていかなければなりませんし、そのための必要な事業費も検討することになるのだろうと思っておりますので、まずは小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会の中での議論を待ちたいと思っていますのでございます。

それから、中心市街地の関係でお尋ねがありました。一つには、ランドデザインを描くべきだという御質問であります。今回、答弁の中では難しいとさせていただいておりますけれども、これから策定する小樽市立地適正化計画におきましては、小樽駅周辺地区は都市機能誘導地区になっておりますし、その中での中心拠点にもなっておりますので、これから地域のまちづくりをどういうふうに進めていくかということについては、将来にわたって議論していかなければなりませんし、そのプランづくりというのも当然必要になってくると思っております。

今後においても、ランドデザインをつくるのが難しいということではなくて、時期がいつになるかということについては、今、明言できませんけれども、そういったプランをつくっていくことの必要性は、将来に向けてあるだろうとは認識しております。

それとの関係で、小樽駅前広場の実施設計のことについてお尋ねがありました。小樽駅前広場の整備に当たりましては、土地の関係から、駅前第1ビルの再開発事業とセット、つまり、敷地を一部、駅前

広場の中に組み込む形になっておりますので、駅前第1ビルの再開発事業の目途が立たないと、実施設計を進めていくスケジュールのめどが立たないと今認識いたしておりますので、その辺について御理解いただきたいと思いますし、別途、再開発事業と切り離して、小樽駅前広場だけを先にやるかというのも選択肢としてはあるのだろうと思っておりますけれども、それについて、今、庁内で協議させていただいているというところで、御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

文化、ルール、マナーに対する認識の違いの情報収集を国、民間事業者、あるいは海外旅行代理店からはしているが、実際においでになっている外国人の方から、そういった情報収集は直接していないのかという御質問だと思います。

先ほどの答弁でも言いましたヨーハオのボランティアの方から、ボランティアツーリズムの情報についてお話を伺って、そういった旅行商品の作成につなげたという答弁はさせていただいたのですが、文化やルール、マナーに対する認識の違いという観点で、ヨーハオだとかオコボの方々から情報収集しているかについては、今の時点で確認は取れておりませんので、現場の担当職員にも話を聞いてみたいと思いますし、せっかく皆さんがいらっしゃって、ボランティアの作業以外でいろいろな話をする機会があると思いますので、そういった機会を通じて、生の声といいますか、いろいろな話を聞いてみるということは大事だと思っておりますので、その辺も確認して進めてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（薄井洋仁） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

市役所本庁舎整備にかかる財源の関係ですけれども、詳細は今後、検討することになりますが、現在想定しているものといたしましては、防災機能の関係を持つことによる緊急防災・減災事業債、そのほか、小樽市立地適正化計画に基づく公共施設の整備の関係の事業といたしまして、都市構造再編集中支援事業といったものを財源として想定しておりますが、繰り返しになりますが、詳細については、今後の検討ということで考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、新年度予算案と条例案等について質疑いたします。

重点支援地方交付金についてです。

推奨事業メニューは2023年度補正予算と比べて、2024年度補正予算は1.2倍の約6,000億円となりました。内閣府担当者は増額の理由として、政府の電気代、ガス代補助の縮小を踏まえ、自治体の実情に応じて対応できるようにした推奨事業メニューに灯油使用世帯への給付を追加し、算定式に寒冷地補

正を加えたと説明しています。

また、灯油以外にも、水道料金の減免、低所得の独り親世帯への給付金等の支援など、社会的に重点となっているものなどを改めて明確化したとしています。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業で、おたるプレミアム付商品券事業費が新規で計上されています。以前の類似事業でも、スーパーやコンビニエンスストアに多くが流れ、必ずしも市内経済活性化につながっていないという批判があります。

また、物価高騰の影響を受けている消費の下支えを図るとしていますが、商品券を買えるのは余裕のある市民です。余裕のある市民支援より、困っている市民への支援こそ必要ではありませんか。市長の所感をお聞かせください。

また、おたるプレミアム付商品券事業費が新規で計上された経緯をお示ししてください。

政府の推奨事業メニューに灯油使用世帯への給付は追加されたのですか。

また、以前実施した暖房費緊急支援事業と同様の対象世帯、金額で実施したとして、事業費及び郵便、振込手数料がどれだけかかるのか、お示してください。

新幹線開業を見据えたまちづくりです。

新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費は1億円の予算が示されました。独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、北海道新幹線の札幌延伸は2030年度末に間に合わず、新たな開業が数年単位で遅れる見込みと表明しています。今後の工事計画や事業費を明らかにせず、税金を雪だるま式に支出することは許されません。

また、本市の負担増も大きな懸念です。政府や鉄道・運輸機構がJR北海道の経営への影響や自治体負担を含めた事業費の全容を明らかにすることは、工事継続の大前提ではありませんか。市長の見解をお示してください。

また、当初の2035年度開業から5年も前倒した経過の公表、検証を政府に求めるお考えはありませんか。

そもそも、北海道新幹線札幌延伸見直しも含めた抜本的検討が必要ではありませんか。本市の見解を伺います。

行政情報システム整備事業費についてです。

標準準拠行政情報システム利用料として、総額が5億4,536万円と示されました。うち、2025年度計上分として2,726万8,000円が計上されています。2025年度末までに、介護保険や生活保護など、自治体の基幹20業務の情報システムを全国一律に標準化、統一化するための運用経費の高騰を受け、中核市市長会はこのほど、肥大化した経費を国が負担するよう、緊急要望を出しました。同会は、国が示すシステムの仕様書が経費増の主因としています。デジタル化で、行政の効率化が進むという国の方針は、根本から揺らいでいます。

では、本市は現在利用中のシステム利用料と比較して、標準仕様へ移行後のシステム利用料と国と地方が共同利用するガバメントクラウドの利用料の合計の増減がどうなる見込みかをお示してください。

中核市では、移行前後の経費比較で減少したのは3%、増加、2倍以下が46%、2倍から3倍が29%、3倍以上が22%ありました。政府は2018年度比で、少なくとも3割の縮減を目指していますが、本市で3割の経費縮減は可能でしょうか。

標準化移行後の運用費に国の補助制度はないため、今後の自治体財政に不安が残ります。想定を上回る運用経費の増大について、国の責任で適切に財政措置を講ずることとなるのですか。

地方財政計画では、公共施設の脱炭素化推進事業費として、引き続き計上されています。対象事業は、

再生可能エネルギー設備などの整備、公共施設等をZEB基準に適合させる改修や省エネ基準に適合させる改修、公共施設等のLED照明導入のための改修、公用車における電動車の購入等となっています。2027年には、蛍光灯の製造・輸出入が禁止されますので、公共施設へのLED照明導入が必要となります。本年度予算でも、公立保育所等LED化事業、朝里ダム記念館照明LED化事業、照明設備改修事業費（塩谷小ほか5校）などが計上されましたが、説明では相当な施設数があるとされています。

蛍光灯の製造・輸出入が禁止される中、公共施設のLED照明化はどのように進められているのですか。相当な施設数とはどれだけののですか。2027年度までに、間に合う見込みなのですか。

公共施設の全体的な脱炭素化を所管する部署はどこになるのですか。

高過ぎる水道料金について伺います。

基本水量に満たない20立方メートル未満の世帯は1万9,873世帯で、全体の4万7,395世帯に対して、実に41.9%に達しています。また、12立方メートル以下しか使用していない世帯は、1万587世帯にのびます。

市長は、12立方メートル以下しか使用していない世帯と20立方メートル未満しか使用していない世帯と同料金であることは、不公平感があるとは思いませんか。

基本水量に満たない世帯の料金見直しを早急に行うべきです。いかがですか。

小樽アニメパーティー10回記念事業費補助金が50万円計上されています。当該事業では、働く車として、除雪車や消防車などと一緒に例年、自衛隊の装甲車を展示しています。日本共産党に市民から、暮らしに関わる働く車には当たらない、戦争の道具はイベントにそぐわない、こういう市民への接近の仕方も問題などの声が寄せられています。市の補助金を投入する以上、自衛隊の参加を取りやめるべきではありませんか。

補正予算についてです。

2月以降、市内の降雪、積雪量が増え、除排雪費は3月上旬にも底をつく見通しから、除排雪関係経費として2億円が計上されました。しかし、想定以上に降雪が続けば、市民生活に影響が出かねません。想定以上に降雪があった場合には、再補正もあり得ると思いますが、市長のお考えを伺います。

議案第21号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について質疑します。

人事院勧告は、配偶者等に係る手当を見直す一方、子供に係る手当を増額するとしています。その理由として、民間において配偶者に対し、家族手当を支給する事業所の割合は減少傾向にあることを挙げています。しかし、人事院自身が実施した2023年の職種別民間給与実態調査の結果では、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は56.2%と、前年より微増しています。子供に係る扶養手当の増額は、配偶者に係る扶養手当の見直しとは関係なく実施すべきではありませんか。

議案第26号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について質疑します。

保険料賦課割合の改定では、応能割を現行の100分の42から100分の41とし、応益割を100分の58から100分の59に引き上げるとしています。標準保険料率賦課割合での目標値では、応能割を100分の38、応益割を100分の62としています。

被保険者の数に応じて、人頭税のようにかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割という協会けんぽにはない保険料賦課の仕組みは全廃するべきです。市長の見解をお示してください。

せめて子供の均等割は減免すべきです。高校生まで、中学生まで、小学生まで、未就学児までで、それぞれ半額減免した場合の対象人数と、それぞれの影響額をお示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新年度予算案と条例案等について御質問がありました。

初めに、重点支援地方交付金についてですが、まず、市民への支援につきましては、限られた交付金の中で、物価高騰の影響を受けた生活者に効果が幅広く行き渡るよう、学校給食費の負担軽減やプレミアム付商品券のほか、低所得世帯向けとして、先行して予算化した住民税非課税世帯への給付と併せて、住民税均等割のみ課税世帯への給付を実施することとしたものであります。

次に、おたるプレミアム付商品券事業費を計上した経緯につきましては、市といたしましては、当事業が物価高騰の影響を幅広く緩和し、市内経済への波及効果が期待できるものであると判断したものであり、また、小樽商工会議所や商店街等の地域経済団体をはじめ、市長への手紙等により、市民の皆さんからも事業実施の要望をいただいていたことから、新年度予算において事業費を計上したものであります。

次に、推奨事業メニューへの灯油の追加につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援及び消費下支え等を通じた生活者支援のメニューの中に、灯油が追加されております。

次に、暖房費緊急支援事業を実施した場合の事業費等につきましては、概算ですが、事業費については約9,744万円、郵便代等事務費については約680万円と試算いたしております。

次に、新幹線開業を見据えたまちづくりについてですが、まず、事業費の明示と工事の継続につきましては、事業主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、工事延期に伴う全事業費は示されておきませんが、北海道新幹線の札幌延伸は、国内の高速交通体系の骨格を形成する上で、極めて重要な事業であることなどから、工事の継続は必要と考えております。

次に、5年前倒しした経過の公表などにつきましては、現時点では、財源の確保に関する公表のみにとどまっている状況であります。前倒しは国において検討された結果であり、それ以上の公表や検証については、今後、国がその必要性を判断していくものと考えております。

次に、北海道新幹線札幌延伸の抜本的検討につきましては、先ほど申し上げましたとおり、北海道新幹線の札幌延伸は、国内の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な事業であり、北海道はもとより、本市においても、活力ある地域社会を創設し、大きな経済効果をもたらすものであると認識していることから、一日も早い開業となることを期待しているところであります。

次に、行政情報システム整備事業費についてですが、まず、現在のシステム利用料と標準仕様移行後のシステム利用料及びガバメントクラウド利用料の合計との比較につきましては、現状と比較し、移行後の利用料は一定程度の増になると見込んでおります。

次に、平成30年度との経費比較で3割減の可能性につきましては、ガバメントクラウドの利用料は利用するサービスの内容によって、金額が変わるものであり、今後、運用していく中で必要なサービスを見極め、一定程度経費を削減できる可能性はあるものと考えますが、システム利用料との合計で3割の経費削減を実現することは難しいと考えております。

次に、運用経費の増大に対する国による財政措置につきましては、本年1月24日付の総務省からの通知において、ガバメントクラウド利用料には普通交付税措置、システム利用料の増加分には地方交付税措置を講ずることが示されましたが、まだ詳細は示されておきません。2月6日には、北海道、北海道士長会、北海道町村会の連名で、国に対し、運用経費の削減について国が主体的に事業者と調整することや、運用経費の増加が見込まれる場合には、国が地域の実情を踏まえて、確実な支援を行うことを要

望しておりますが、今後も新たな財政負担が発生することのないよう、必要に応じて北海道市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の脱炭素化についてですが、まず公共施設のＬＥＤ化改修につきましては、施設を所管する各部、各課が整備時期や整備内容を検討し、予算要求のあった中から、同一年度の実施可能な事業費や事業量を勘案し、順次予算化しているところであります。財政部が予算編成時に行った各部紹介では、ＬＥＤ化改修が必要な施設数は 100 を超える見込みであり、改修整備は令和 9 年度以降も継続する見込みであります。

次に、公共施設の全体的な脱炭素化を所管する部署につきましては、脱炭素の取組は、各施設担当部署が進めていくものでありますが、全体的な推進や進捗の管理は生活環境部環境課が担当いたします。

次に、基本水量に満たない水道料金の引下げについてですが、まず、使用水量にかかわらず、同じ基本料金を負担することに対する不公平感につきましては、基本料金は施設を維持するためなどの固定的に関わる経費の一部を負担していただくものでありますが、単身世帯の増加などにより、基本水量に満たない世帯が増えているという状況を考慮いたしますと、不公平感を持つ世帯はあるものと考えております。

次に、基本水量に満たない世帯の料金見直しにつきましては、人口減少による減収や労務単価等の上昇による維持管理費の増加が今後も予想されます。

また、昨年 1 月の能登半島地震で、上下水道施設が甚大な被害を受けたことから、国土交通省では、経営改善、耐震化推進の課題解決に向けた手順等を示すガイドラインを策定するものと聞いておりますので、これらを踏まえた上で、基本料金等の見直しも含めて総合的に判断していきたいと考えております。

次に、小樽アニメパーティーについてですが、自衛隊の参加につきましては、小樽アニメパーティー実行委員会の企画により、消防車や除雪車、自衛隊車両等が展示されております。これまで展示された自衛隊車両には、ジープや給水車など災害支援に関わるものも含まれており、行政機関の行う活動に関わる様々な車両に触れる機会となっており、今後も自衛隊がイベントに参加することは問題ないものと考えております。

次に、補正予算案についてですが、除雪費の補正予算につきましては、2 月 3 日以降の気象状況を想定し、2 億円を計上いたしました。今後、想定した以上の気象状況となった場合は、改めて補正予算の計上が必要であると考えております。

次に、議案第 21 号についてですが、扶養手当の見直しにつきましては、人事院勧告の内容は、国として少子化対策を推進していることや、配偶者に家族手当を支給する民間事業所が長期的には減少傾向であることなどを踏まえたものであり、地方公務員法の均衡の原則に照らし、本市においても人事院勧告に準じて見直しを行うこととしたものであります。

次に、議案第 26 号についてですが、まず、国民健康保険料の賦課の仕組みにつきましては、国民健康保険法施行令において、所得など負担能力に応じて賦課される応能割と均等割、平等割など、保険給付などの受益に応じて賦課される応益割によって、賦課することが定められております。

また、北海道国民健康保険運営方針におきましても、令和 12 年度の保険料水準統一に向け、所得割、均等割、平等割の 3 要素による賦課方式に統一すると定められていることから、均等割、平等割の廃止はできないものと考えております。

次に、子供の均等割の軽減の拡大につきましては、令和 7 年度予算における保険料率での試算では、既に実施済みの未就学児では、対象者数 261 人、軽減額は 279 万 2,292 円となります。

また、小学生まで拡大した場合、638人、694万1,772円、中学生までの場合、845人、923万328円、高校生までの場合、1,081人、1,179万4,308円となります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）

○4番（酒井隆裕議員） 防災について伺います。

内閣府防災担当は、2024年12月に避難所運営等生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）を改定しました。避難所の質の向上では、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているかという質を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される生活水準とは全く異なる考え方であるため、ぜいたくという批判は当たりませんとしています。

また、北海道も北海道版避難所マニュアルを改定し、市町村にも避難所マニュアルの作成を要請しています。日本共産党は、国際的な人道支援の基準であるスフィア基準に基づいて策定、改定すべきと主張しています。市長は、この質の向上やスフィア基準についてどのような見解をお持ちですか。

本市の避難所運営マニュアルは、2018年3月に作成され、2021年9月に感染症対策や北海道胆振東部地震の検証結果など、北海道版避難所マニュアルの改正点などを参考として、マニュアルの一部変更を行っています。では、いつマニュアルの変更を行う見込みなのか。

内閣府は、分散備蓄拠点を東京都立川市に加え、北海道、東北、中部、近畿、四国、九州、沖縄に設置するとしています。そこでは、簡易トイレ、簡易ベッド、パーティション、炊き出しセット、入浴機材を備蓄する方針です。そこでは、自治体の備蓄と内閣の備蓄との連携が必要だとしています。内閣府の分散備蓄拠点について、どのような情報をお持ちですか。あわせて、自治体の備蓄と内閣府の備蓄等の連携について、市長はどのようにお考えですか。

避難所に関する取組指針、トイレの確保、管理についてです。

能登半島地震では、避難所においても、トイレの水は流れず、あるいは排水できなかったため、1月2日の段階で、既に多くのトイレ、あるいはトイレでないところもあふれていました。そのため、排泄されたものが入ったポリ袋で段ボールはいっぱいになっており、決して衛生が保たれていたわけではないことが報道されています。また、テレビに映し出される被災者は、トイレと書いたボードを道端で掲げていました。本市における携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの備蓄は十分だとお考えですか。

以前にも、マンホールトイレについて質問しました。日常使用している水洗トイレに近い環境を確保できるマンホールトイレは、災害対策基本法に基づき作成された防災基本計画でも、指定避難所での整備が推奨されています。本市のマンホールトイレの指定避難所への整備方針、現在の設置状況を伺います。

トイレカー、トイレトレーラーについてです。

今回、改めて緊急防災・減災事業債の対象として示され、ボランティアも含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者が、継続的に活動する上で有効としています。情報収集の結果はどうになりましたか。導入に向けた検討材料を示してはいかがでしょうか。

仮設トイレの快適トイレ仕様での調達の現在の状況はいかがでしょうか。

スフィア基準を満たしたトイレが20人に1基である整備方針について、市長はどのようにお考えですか。

食事の質の確保についてです。

キッチンカーやセントラルキッチンとして活用される施設の耐震化等も緊急防災・減災事業債の対象として示されています。スフィア基準、厚生労働省のエネルギー摂取目安等が追記されました。本市では、食事の質の確保についてどのようにお考えですか。

生活空間の確保についてです。

スフィア基準、3.5平方メートルの居住スペースについて市長はどのようにお考えですか。

応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備についてです。

どういったお考えをお持ちですか。

生活用水の確保についてです。

入浴機会や洗濯機会の確保はどうなっていますか。シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄についてのお考えはいかがですか。あわせて、スフィア基準、50人に一つについてのお考えについても伺います。

男女共同参画の視点を考慮したマニュアル等についてです。

男女共同参画局が昨年6月に公表した調査では、防災・危機管理部局における女性職員の割合、地方防災会議の女性委員の割合、地域防災計画で計画されている災害対策本部の本部員における女性職員の割合が示されています。地区町村上位ランキングでは、人口10万人以上の市区町村で、防災・危機管理部局における女性職員の割合は3位の16.7%、地方防災会議の女性委員の割合は1位の23.3%と上位になっていますが、地域防災計画で計画されている災害対策本部の本部員における女性職員の割合ではゼロ%となっています。

なぜ、小樽市地域防災計画で計画されている災害本部の本部員における女性職員の割合がゼロ%と記載されているのですか。今後のお考えはいかがですか。

避難所運営に関するマニュアル等の記載状況についてです。

問15のうち、その他を除き、三つが記載されていないとされています。「避難所内での託児所の設置」、「病人、障害者、高齢者などの世話をしている方への支援（ケア者への支援）」、「避難所を拠点とした在宅避難所、車中泊者などへの支援」について今後、記載するおつもりですか。

避難所運営に関するマニュアル等への男女共同参画の視点を考慮した設備の設置の記載状況です。問17のうち、その他を除き、三つが記載されていないとされています。同様に、「オムツ替えスペース（大人用・子供用）」、「男女別洗濯物干し場」、「簡易調理施設（調乳や離乳食、介護食の調理等のため）」の記載についてどのようにお考えですか。

国は緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業として、それぞれ事業イメージを示しています。どの事業も充当率100%で、元利償還金の70%を地方交付税措置するという有利な財源です。本市では、当初予算でどのような事業で活用しているのですか。市債メニューと事業名でお答えください。最も有利な財源である過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債活用についての本市の考えを伺います。

しゅんせつなどを行わなければならない事業に、緊急浚渫推進事業の活用はできないのでしょうか。緊急自然災害防止対策事業債が拡充されています。積雪寒冷特別地域における凍上災害について、これまで舗装の表層だけが対象だったものをさらに深い基層、路盤、路床も追加されました。こうした拡充について、活用できないか、研究するお考えはありますか。

避難所となる公立小・中学校の体育館などへの空調設備を設置するため、2024年度補正予算に空調設備整備臨時特例交付金が計上されました。算定割合は2分の1、下限額は400万円、増減額は7,000万円、起債充当率は100%で、元利償還金の50%を交付税措置します。大きいのが緊急防災・減災事業債

だと、空調設備そのものだけの工事になりますが、屋根や窓、床や壁、ドアなどの建具においても、断熱、遮熱対策工事にも活用できることです。文部科学省は、避難所となる全国の学校体育館への空調設備の加速化に必要な経費を計上し、新たな臨時特例交付金を創設、発注方法や整備手法等の工夫によって、短期間で空調整備を進めることや、学校の授業、行事等への影響を抑制することが可能、断熱性を高めることで、空調設備のインシヤルコストやランニングコストを低減することが可能とし、2035年度に95%とするために、さらなる加速が必要だとしています。しかし、北海道は全国平均の18.9%を下回る5.1%です。

本市として、文部科学省の学校体育館等への空調整備の加速化をどのように捉えられていますか。空調設備整備臨時特例交付金の対象期間は2033年度までとなっています。緊急防災・減災事業債の活用となるか、特例交付金の活用となるか、いずれにしても、避難所となる体育館へ計画的に空調整備を進めることを求めます。市長のお考えを伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災について御質問がありました。

初めに、避難所等の質の向上についてですが、まず、内閣府が示す避難所の質の向上やスフィア基準の見解につきましては、過去の災害時での避難所生活を教訓に、トイレの衛生環境の悪化による健康被害や食料の確保、寒さ対策など、被災者の健康維持が強く求められていることから、内閣府が示す質の向上や、被災者が尊厳ある生活を営むための基準であるスフィア基準を踏まえ、避難所の環境改善に取り組むことは重要であると考えております。

次に、本市避難所運営マニュアルの改訂予定につきましては、北海道では現在、公表している日本海沿岸の地震による被害想定に、津波による被害を加えた新たな被害想定を今年度中に公表することとしております。これを受け、令和7年度に、小樽市地域防災計画と小樽市業務継続計画の見直しを行うほか、新たに受援計画の策定を予定しており、これらの状況を踏まえた避難所運営マニュアルとする必要があることから、改訂時期は令和8年度中を予定しております。

次に、内閣府の分散備蓄拠点の情報などにつきましては、内閣府が昨年11月に発表した令和6年度小樽市一般会計補正予算案概要では、現在の東京都のほか、新たに北海道を含めた全国7か所に簡易ベッドやパーティション、簡易トイレなどの備蓄品を分散備蓄することとされ、本年2月末には北海道においては札幌市に設置することが、また備蓄品は来年3月までに納入することが公表されました。このたびの国による備蓄の分散化により、災害時に必要となる物資支援が迅速に行われるほか、国との連携により、備蓄品の拡充が図られるなど、被災者の生命と生活環境を守ることにつながるものと考えております。

次に、避難所に関する取組指針についてですが、まず、本市における携帯トイレ等の備蓄につきましては、本市では下水道が使用できない場合に備え、携帯トイレ、簡易トイレを備蓄しておりますが、北海道が示す想定避難者数や国が示す平均的な使用回数を踏まえると、十分な備蓄とはなっておりません。

なお、仮設トイレについては備蓄しておらず、市内業者が保有するトイレの活用を想定しておりますが、十分な数とは考えておりません。

次に、マンホールトイレにつきましては、これまで指定避難所への整備は行っておりませんが、国の

防災基本計画において整備が推奨されているほか、道内において整備している自治体もあることから、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、トイレカー、トイレトレーラーにつきましては、北海道で唯一トイレトレーラーを導入している沼田町では、4室の水洗便座と汚水及び給水タンクを装備する牽引式のトイレトレーラーを1台所有しており、停電時でも利用可能な仕様になっていることから、災害時のトイレ環境の改善に効果があるものと考えられます。

しかしながら、本市の規模では、複数台が必要となり、購入費用が高額となることや、専用の車庫を用意することなどを考慮いたしますと、直ちに導入することは難しいものと考えております。

次に、快適トイレ仕様の仮設トイレの調達状況につきましては、調達を想定する保有業者からは、一部のトイレは仕様を満たしているとお聞きしておりますが、正確な把握はできておりません。

次に、スフィア基準における20人に1基のトイレにつきましては、北海道南西沖地震では、約20人に1基のトイレを設置したことで、混乱がなく利用できたことが報告されておりますので、そうした検証を踏まえ、設置基準になるべきものと考えております。

次に、食事の質の確保につきましては、本市では食数を基本に備蓄しており、今定例会においても、食数を増やすための予算を提案しておりますが、長期での避難生活を考慮いたしますと、国が示すエネルギー摂取基準も重要な要素であると考えますので、今後の備蓄に当たっては、そういった視点も参考にしながら整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、指定避難所における居住スペースにつきましては、本市の避難所運営マニュアルでは、感染症対策への配慮など、災害関連死を防ぐため、1人当たり4平方メートルを目安に居住スペースを確保することとしており、スフィア基準の3.5平方メートルを満たしております。

次に、応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備につきましては、本市が市内の民間宿泊施設と締結している災害時における協力に関する協定に基づき、宿泊施設を確保することとしているため、現時点で整備の検討は行っておりません。

次に、入浴機会や洗濯機会の確保などにつきましては、市内の民間宿泊施設や小樽公衆浴場商業協同組合との協定に基づく対応のほか、自衛隊による入浴支援や洗濯支援により、対応することとしております。このため、入浴や洗濯に関する資機材の備蓄は他の備蓄品整備の優先順位もあり、現時点では検討いたしておりません。

また、スフィア基準において、入浴施設を50人に一つとすることにつきましては、避難所運営時の目安となる数値と考えております。

次に、本市災害対策本部員における女性職員の割合につきましては、災害対策本部は本部長である市長以下、部長職を中心とした構成員としており、令和5年末の国の調査時点において女性職員がいなかったため、ゼロ%となっているものであります。なお、災害対応における女性の視点は重要でありますので、本部の体制については、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルに、「避難所内での託児所の設置」、「病人、障害者、高齢者などの世話をしている方への支援（ケア者への支援）」、「避難所を拠点とした在宅避難所、車中泊者などへの支援」を記載することにつきましては、本市として必要な体制を整備した上で、避難所運営マニュアルに記載することが望ましいものと考えております。

次に、「オムツ替えスペース（大人用・こども用）」、「男女別洗濯物干し場」、「簡易調理施設（調乳や離乳食、介護職の調理等のため）」につきましては、本市として必要なスペースなどを確保した上で、同様に避難所運営マニュアルに記載することが望ましいものと考えております。

次に、防災関係の予算についてですが、まず、令和7年度予算において、財源として有利な市債メニューの活用予定事業につきましては、緊急防災・減災事業債は、後志共同消防指令センター整備事業費のほか、機動力増強・近代化事業費、花園出張所庁舎等改修事業費であり、緊急自然災害防止対策事業債は、住吉町地すべり対策事業費であります。緊急浚渫推進事業債は、活用予定の事業はありません。

また、過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債といった充当率や元利償還金に対する交付税措置率の高い市債メニューは、後年度における市の実負担の軽減につながることから、要件に合致する場合には、他のメニューに優先して活用することとしております。

次に、緊急浚渫推進事業債につきましては、地方公共団体が策定する河川維持管理計画に基づき、緊急的に実施されるしゅんせつ事業が対象となっております。

本市においては、これまで定期的な維持管理としてしゅんせつを実施していたため、当該事業債の対象外とし、計画の策定は行っておりませんでした。改めて事業債の活用の可否について、今後、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、緊急自然災害防止対策事業債における道路防災に係る事業につきましては、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、特に緊急を要する事業が対象となっておりますが、今回の対象事業の拡充に伴い、事業債の活用が可能なのか、今後、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、文部科学省が示した学校体育館等への空調整備の加速に向けてにつきましては、小・中学校の体育館は、子供たちの学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たすことから、空調設備を整備し、環境を改善することは、子供たちに安全・安心な環境を創出するとともに、避難所機能が強化されるものと考えております。

次に、避難所となる体育館の空調整備につきましては、これまで小樽市の公共施設への設置に当たっては、市内小・中学校の普通教室を最優先に実施したほか、子供や市民が多く利用する施設を優先しながら整備を進めておりますが、学校体育館につきましては、大型扇風機の全校への設置のほか、スポットクーラーなどを活用しているところであります。

市の公共施設への整備は、今後も必要な施設が多く、優先度を勘案しながらの整備となりますが、このたびの交付金の創設を踏まえ、学校体育館への設置についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）

○4番（酒井隆裕議員） 年間学校給食費は2023年度、全道平均で小学校低学年は約5万円、中学校で約6万円です。そうした中でも、北海道教育庁の「北海道の学校給食」によれば、道内で小・中学校ともに無償化となっている市町村が2020年度に27自治体、2021年度に33自治体、2022年度に40自治体、2023年度に54自治体と急速に増えています。新年度は、学校給食費保護者負担軽減事業費として、物価高騰により値上げが必要となる学校給食費について、保護者負担額が増額にならないよう、2025年度の値上げ予定額の全額を補助する案が示されました。2022年度と2023年度は4か月間、2024年度は2か月間、給食費保護者負担額が無償化されました。しかし、新年度は値上げ予定額を補助することにとどまっています。

せめて2024年度程度まで給食費保護者負担の無償化を実現できなかったのですか。2024年度並みに

実施したならば、どれだけの金額がかかるのですか。

道内で、急速に小・中学校ともに無償化となっていることへの教育長の所感を伺います。

給食費の公会計化で教員負担軽減を実施するべきです。検討状況はどのようになっているのですか。

就学援助制度は、小・中学生がお金の心配なく学校に通えるように、給食費や修学旅行費、学用品費などの費用を援助する制度です。日本国憲法第26条の教育を受ける権利、義務教育無償の原則に基づきます。学校教育法は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとしています。対象費目も、部活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費など、広がっています。それぞれの費目ごとの小・中学校合わせた試算をお示してください。

就学援助制度の拡充について、教育長のお考えを伺います。

制服代、部活動費、教材費など、義務教育の中で発生する隠れ教育費も重たい負担となっています。文部科学省の2023年度、子供の学習費調査の結果によれば、公立小学校において、1年間に保護者が負担する学校教育費は約8万円超、中学校において約15万円とされています。

本市小・中学校での学校給食費は、それぞれ幾らくらいと見込んでいますか。保護者負担について、教育長はどのような所感をお持ちですか。

道内では、知内町で教育費無償化事業として、①小学校入学準備金支給事業（1人当たり5万円助成）②小・中学校教材費等支給事業（教材費、宿泊研修、修学旅行の費用）③中学校制服等購入費支給事業（制服、ジャージ、学校指定リュック等）④高等学校等進学応援給付金支給事業（進学した生徒1人当たり8万円）⑤学校給食無償化事業（小・中学校）と子供たちの成長と子育て世帯の負担軽減に取り組んでいます。洞爺湖町では、中学校の制服等を購入助成。鹿部町は、義務教育期間の制服などの無償化。美瑛町では、小・中学校の入学時の制服とジャージの贈呈をしています。紋別市では、ふるさと納税の寄附金を財源として、小・中学校の修学旅行費の補助、ワークやドリルなどの学用品と宿泊研修にも助成金を出します。

本市の小・中学校の学用品、宿泊研修、修学旅行の金額は、それぞれどれくらいと見込んでいるのですか。

紋別市教育委員会は、義務教育の機会を保障し、出産、子育てしやすい地域づくりに努めると意義を語っています。知内町や紋別市、洞爺湖町、鹿部町、美瑛町の取組を踏まえて、教育長の所感を伺います。

紋別市では、毎年、紋別市PTA連合会から家計負担を減らすための要望が上がってきたことも理由としています。小樽市PTA連合会からの要望はどのようになっているのですか。

教育環境の充実として、トイレ改修事業費(中学校)が計上されています。計画的に進められていますが、一方でまだ残っている学校があります。2023年第3回定例会決算特別委員会で、松井真美子議員が質問した際には、2023年度実施中の3校を除いて、残り7校と答弁されています。トイレの洋式化改修が必要な学校は、何校残っているのですか。

学校図書館の充実を求めます。以前より、日本共産党は蔵書数100%を目指すべき、学校司書の100%配置を求めてきました。新年度末の蔵書数の見込みと、学校司書配置数をお示してください。学校司書の全校配置に向けた教育長の思いをお聞かせください。

長橋中学校に、学校には行けるが、教室に入るのが難しい生徒の居場所として、校内教育支援センターが設置されました。大変すばらしい取組です。現在の利用状況をお示してください。さらに、拡充するために、専任教員の確保や他校への拡大などへの教育長の思いをお聞かせください。

校内教育支援センターには、普通教室に設置されているエアコンが設置されていません。今後の環境整備に向けて、市教委はどのように考えていますか。昨年の第1回定例会予算特別委員会で、特別支援教育支援員（介護員）について、質問しました。他自治体と比べても少ない特別支援教育支援員について、他自治体の事例などを調査・研究することを求めます。小学校では、特別支援教育支援員が足りず、低学年に授業に行くと高学年は行けなくなり、後回し。中学校では、生徒指導や進路指導、児童・生徒の人間関係、不登校、いじめなどの課題を抱えており、教員と一緒に学校を支える人が必要との声があります。こうした声をどのように捉えていますか。

市内のある小学校6年生で深刻な学級崩壊が起こっていると日本共産党へ保護者から通知がありました。なお、市教育委員会には学校名を通知しています。教員の指示に従わず、授業が成立していないこと、掃除用具の破壊、うざい、きもい、帰れなどの暴言、授業中にタブレットでユーチューブの視聴やゲームをしている、授業中に殴り合い、廊下を走り回るといった状況に、学校側は8月に担任を代えて、2度にわたる保護者説明会を実施しましたが、改善していません。

子供たちの学習権の保障と心のケアはどのようなになっているのですか。

学級に課題が見られ始めた時期ときっかけ、これまでの学校と教育委員会はどのような対応を行ったのですか。他の学校で、同様なことが起こらない取組はどうなっていますか。早期解決に向けて、市教委は学校と一緒に取り組む必要があります。今後の対応を伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、学校給食についてですが、まず令和7年度の給食費保護者負担の無償化につきましては、これまで国は地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度から、保護者負担分を据え置くとともに、令和4年度、5年度は4か月分、令和6年度は2か月分の無償化を実施しております。令和7年度につきましては、市全体の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を勘案して、保護者負担分を据え置く事業を優先し、令和6年度と同様の無償化については、実施を見送ることといたしました。

また、令和6年度と同様に、2か月分の無償化を実施した場合の金額は3,710万円程度と試算しております。

次に、道内小・中学校での給食費無償化に係る所管につきましては、無償化を実施する市町村の多くは、比較的人口の少ない自治体であり、道内の人口10万人以上の市では、年間を通して無償化を実施している自治体がないことから、無償化の実施には、財源の確保に大きな課題があると考えております。

次に、給食費公会計化の検討状況につきましては、公会計化を実施した他都市を参考に、歳入歳出の方法などにおける課題の抽出や収納管理システムについて、事業者への聞き取りを行うほか、導入費用などについても調査・研究しているところであります。

次に、就学援助についてですが、まず、就学援助費における部活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費の費目ごとの小・中学校を合わせた試算につきましては、国の基準額を用いて、令和7年度分として試算すると、部活動費が約1,540万円、児童・生徒会費が約570万円、卒業アルバム代等が約300万円、オンライン学習通信費が約1,710万円となります。

次に、就学援助制度の拡充につきましては、就学援助制度は経済的な理由によって、子供たちの就学が困難な状況とならないように行っており、教育機会の均等という観点に立てば、できるだけの支援を

講じていくことが望ましいと考えておりますが、限られた財源の中での予算措置となることから、予算全体でどの事業を優先するか、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、隠れ教育費についてですが、まず、制服代などの学校教育費につきましては、文部科学省の令和5年度子供の学習費調査は、抽出調査で実施されたものであり、本市では、市内の全小・中学校を対象とした調査を実施しておりませんので、学校教育費については把握しておりませんが、同調査によると、人口10万人以上30万人未満の区分では、小学校が年間7万8,224円、中学校が年間15万6,400円と公表されております。保護者負担については、市教委では、各学校が実施する校外学習に要する費用の一部を助成するなどの支援を行っておりますが、各家庭において、学用品費や修学旅行費など、一定程度の御負担をいただいているものと考えております。

次に、小・中学校の学用品等の金額につきましては、令和6年度分の1人当たりの平均金額を各校へ聞き取ったところ、小学校ではワークやドリルなどの学用品費が約7,000円、宿泊研修費が約4,000円、修学旅行費が約2万3,000円、中学校ではワークやドリルなどの学用品費が約7,000円、宿泊研修費が約2万1,000円、修学旅行費が約6万9,000円となっております。

次に、知内町や紋別市などの取組についての所感につきましては、それぞれの自治体の取組は、少子化や人口減少など、自治体の状況に合わせた研究施策の一つとして実施されているものと認識しており、保護者負担の軽減になっているものと考えております。紋別市のように、ふるさと納税の寄附額が全国でも上位である自治体や、学校規模が小さいまちもあることなどに加え、それぞれの自治体での財政状況も異なっており、本市ではこれらの自治体と同様の無償化の取組を実施することは難しいものと考えております。

次に、小樽市PTA連合会からの家計負担を減らすための要望につきましては、令和7年度の教育予算要望の中で、校外学習を充実させるための学校配当予算の増額、見学旅行や修学旅行などに係る費用の補助のほか、教材費や給食費、部活動への助成など、保護者負担軽減に関わる御要望をいただいております。

次に、教育予算についてですが、まずトイレの洋式化改修が必要な学校数につきましては、令和7年度予算案に計上している2校を除き、残りは3校となります。

次に、令和7年度末の蔵書数と学校司書につきましては、蔵書数の見込みは小学校が約10万4,000冊、中学校は約8万4,000冊、学校司書配置数は小学校が13校、中学校が10校の見込みとなっております。

また、学校司書につきましては、令和10年度まで計画的に毎年度1名ずつ会計年度任用職員を増員し、全校に派遣することを目指しており、読書活動の拠点として、児童・生徒が読書を親しむために、進んで訪れるような学校図書館の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、長橋中学校の校内教育支援センターの利用状況と他校への拡充につきましては、今年度開設した校内教育支援センターの利用者は、最も多い月で12月の延べ110人となっております。

また、専任教員の確保や他校への拡充につきましては、本年度の実績として、不登校傾向の生徒が校内の安心できる別室において、オンライン授業や個別の学習支援などにより、自信を持って登校できるようになった生徒もいることから、次年度は道教委の加配により、専任教員を確保し、複数校に校内教育支援センターを設置することで、不登校児童・生徒の支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、校内教育支援センターの今後の環境整備につきましては、校内教育支援センターは今年度開設したばかりであり、昨年の夏は、スポットクーラーなどで暑さ対策を行ってまいりましたが、エアコン

の設置につきましては、今後、開設する教室環境の状況を把握した上で、設置の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育支援員について、他の自治体の事例を調査・研究することにつきましては、特別支援教育支援員は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学級担任と連携し、児童・生徒の安全の確保や学習支援を行うなどの役割を担っており、本市においては、各学校に1名ずつ配置しております。他の自治体の事例につきましては、その配置状況や効果などについて、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、小学校では特別支援教育支援員が足りず、中学校では教員と一緒に学校を支える人が必要との声があることにつきましては、各学校においては、特別支援教育支援員のほか、いじめや不登校など、生徒指導に対応する職員、個別の学習指導に当たる職員など、その学校の実情に応じた人員が必要との声があることは承知しております。

次に、子供たちの学習権の保障と心のケアにつきましては、市内の小学校において、一部の児童が教員の指示に従わず、学級が落ち着かない状況にあることを承知しており、当該校においては、子供たちの学習権を保障するため、少しでも落ち着いた環境の中で学習することができるよう、管理職を含めた複数の教員による指導や、保護者の協力を得て、授業の見守りサポートを行うほか、学習内容の定着を図るため、希望する児童には放課後に学習会を行うこととしております。

また、心のケアにつきましては、学校では子供たち一人一人の悩みなどをしっかりと受け止め、指導に生かすことができるよう、当該学年の全児童と個人面談を実施しており、市教委としましても、スクールカウンセラーの派遣回数を増やし、中学校進学に向け、子供たちの不安を取り除き、希望を持って学校生活を送ることができるよう、心のケアに努めているところであります。

次に、課題が生じたきっかけやこれまでの対応、同様のことが起こらないための取組と今後の対応につきましては、当該校からの報告では、課題が生じたきっかけは、昨年5月に担任の指導方法と、子供たちの考えが合わず、関係が悪くなったことによるものであると聞いております。

その後の対応につきましては、学校は複数体制での授業を実施するとともに、当該児童や保護者との面談を繰り返すほか、保護者会において、学級の様子と担任の交代などについて説明し、理解を求めています。市教委は、事態を把握してから、繰り返し学校を訪問し、子供との接し方や危険な行為があった場合の対処方法などについて、助言を行ってまいりました。

他校での同様のことが起こらないための取組については、生徒指導上の課題の背景には様々な要因がありますので、一例を申し上げますと、子供のよさを認め、自己肯定感を高めることや、学校全体での組織的な対応、保護者との信頼関係の構築などが大切であると考えており、それらの取組を充実させるよう、校長会議などにおいて指導しております。

今後の対応につきましては、学校は2月末にも改めて保護者会を開催し、卒業に向け、保護者への協力を求めている、市教委としても、毎日の学校訪問を今後も継続し、学校の困り感に寄り添いながら、連携して対応してまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）

○4番（酒井隆裕議員） 小樽市立地適正化計画について伺います。

市は、人口減少への対応を理由として、小樽市立地適正化計画策定を3月下旬に行おうとしています。

この計画は、今後のまちづくりにとって大きな影響を及ぼします。国土交通省の手引きでは、立地適正化計画の作成にあたっては、十分な住民の合意形成プロセスを経ることが重要としています。しかし、市が開いた住民説明会は4回であり、市民に計画案が知られているとは言えない状況です。パブリックコメントで、各地域の住民説明会を開催できないでしょうかという意見には、改めて開催する予定はありませんと一顧だにしません。周囲の意見や状況を無視して、冷淡に市の考えだけを貫く姿勢は大問題です。

今からでも策定期間を延ばすことや、各地域での説明会を複数開催するなどして、計画策定に住民参加の機会を設け、広く市民の意見が寄せられるようにするべきではないですか。

パブリックコメントでは、各町内会がこの説明会のことを知ることができるように、回覧板が回ることなどをどのように徹底していたのか疑問です。市民のほとんどがよく分からないうちに決まってしまうのは問題です。対策を求めますという意見がありました。回答では、市のホームページ、STV、FMおたる、SNS、町内会への回覧にて周知したというものでした。

十分周知されていないことが問題であるのに、周知しているのだから問題ないとするような回答は誠意に欠けるのではありませんか。

具体的にまだよく分からないことが多いので、説明を丁寧にする機会を設けてほしいという意見には、計画策定後に概要をお知らせするとしています。

よく分からないという意見に、策定後に知らせるとするのは、市民意見を無視しているのではありませんか。

計画策定に住民参加の機会を設けることが必要です。第7次小樽市総合計画では、パブリックコメントのほかに、市民アンケート、地区別アンケート、団体別アンケート、市外在住者アンケート、観光客アンケート、全5回にわたる小樽市民会議100、おたる子ども会議、これらを経て小樽市総合計画審議会で審議されました。

これまでの各種計画の進め方と比べても、粗雑な進め方だと思いませんか。計画策定に住民参加の機会を設けるべきです。

住民の分断と対立を招くおそれがあるのではということです。居住推奨エリアとゆとり居住エリア、その他区域に分けるとしています。ゆとりとは、物事に余裕があること、窮屈でないことを指す言葉ですが、ゆとり世代、ゆとり教育はマスコミなどの間で差別やバッシングの用語として用いられました。差別やバッシングにならない保証はありますか。

他自治体では、都市計画再生特別措置法に基づく居住誘導区域のみ定める計画があります。しかし、本計画では、小樽市独自区域（法定外の区域）として、地域特性活用居住区域、一般居住区域、自然共生区域を定めています。なぜ、小樽市独自区域（法定外の区域）を定めることになったのですか。

自然共生区域に関する記述では、これまでと変わらず不便ではあるが、自然に囲まれたゆとりある多様な暮らしを満喫できる区域と説明されています。

不便さを強調するなどあってはならないことです。居住権は憲法で定められているのですから、どこに住むのも自由であるはずで。現在、居住している方をばかにする表現ではありませんか。

地価への影響についてです。地価は居住環境の総合的な価値を反映していると考えられるほか、住民にとっては資産価値、自治体にとっては固定資産税を通じて、税収に直結する重要な指標です。特に郊外住宅地では、区域によって地価への影響が想定されます。本計画で、地価への影響はどのように考えているのですか。

他自治体では、2050年を見据えた計画となっているものがあります。しかし、本計画案では、20年と

その先の20年を考慮するとしています。小樽市総合計画でも10年なのに、40年後を見据えることへの違和感があります。いかがですか。結局のところ、40年かけて地価を下げ、小樽市を・・・させる計画なのではありませんか。

本市では、他都市では考えられないところに住宅が建設されています。また、ほとんど無秩序に乱開発が進められてきました。こういった乱れた都市計画への反省はないのですか。

朝里ダムは、小樽市の人口は22万人になるとの想定で建設されました。ところが、逆に人口が減り、給水人口も減少しています。国の推計では、2040年には7万2,000人まで減少するものとされています。これまでの小樽市政の失敗の現れではありませんか。

札幌市や本州から買物や上質なエンターテインメントを楽しみに、小樽市にやってくるとの触れ込みで、マイカル誘致のために建設事業に注ぎ込んだ税金の総額は約142億2,000万円でした。鳴り物入りで、小樽市が誘致した旧マイカルは、僅か開業2年半で破綻しました。築港ヤード再開発は大失敗だったことへの反省はありますか。

新幹線新小樽（仮称）駅周辺についてです。新幹線工事のために立ち退きを行って、今度は都市型居住推奨区域だというのは、かつての住民を愚弄することではありませんか。

国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室による2024年1月9日の事務連絡では、2025年度予算における社会資本整備総合交付金の重点配分方針の見直しにおいて、重点配分を行わない市区町村などを示しました。

他自治体では、こうした国の考え方があることを示した計画に示した上で、策定はやむを得ないもので、計画は最小限にとどめる例もあると聞きました。なぜ記載しなかったのですか。

今後、大規模開発を行おうとするならば、社会資本整備総合交付金重点配分は不可欠です。結局は、交付金目当てではないですか。これだけの問題がある以上、計画策定は延期するべきです。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽市立地適正化計画について御質問がありました。

初めに、住民理解についてですが、まず、住民参加の機会につきましては、本計画の策定に当たっては、市民アンケートや子育て世代等を対象としたワークショップのほか、基本方針骨子の策定段階でも、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんからの意見を幅広くお聞きしました。

また、小樽市立地適正化計画策定委員会には、総連合町会や市民に加わっていただき、計画について議論を行っていただきました。さらに、計画案に関わる市内4会場での住民説明会や総連合町会理事会での説明なども行っておりますので、改めて説明会等の開催や策定の延期は考えておりません。

次に、計画策定に関わる周知につきましては、計画策定の過程においては、先ほど申し上げましたとおり、一定程度、住民参加の機会や周知を行ってきたと考えております。

次に、計画内容がよく分からないという意見への対応につきましては、計画の詳細が十分に伝わっていない部分があることは認識しておりますので、計画策定後にはなりますが、広報おたるのほか、町内会への回覧や要請に応じて説明に伺うなど、情報を分かりやすく発信し、市民が理解しやすい丁寧な説明と周知に努めていきたいと考えております。

次に、計画策定の進め方につきましては、本計画の策定に当たっては、先ほど申し上げましたとおり、

住民参加の機会を設け、検討してきたことに加え、都市計画の専門的な視点から、小樽市都市計画審議会での5回にわたる協議、諮問を得て、策定してきたものであり、慎重かつ丁寧に進めてきたと考えております。

次に、住民の分断と対立のおそれについてですが、まず、ゆとりという表現につきましては、ゆとり居住エリアは、生活空間に余裕を持たせ、小樽市ならではの自然とともに多様な暮らし方ができる環境であることを示した名称であることから、用語としては問題がないものと考えております。

次に、小樽市独自区域の設定につきましては、国が示す一律の基準では、本市の地域特性を適切に対応することが難しいことから、古くから歴史や文化が育まれてきた地域の状況などを踏まえ、独自の区域を設定したところであります。

次に、「これまでと変わらず不便ではあるが」という表現につきましては、小樽市立地適正化計画策定委員会の議論の過程で、この部分の不便という表現を修正すべきとの御指摘があり、「利便性は高くないが」と修正いたしました。その後の令和6年11月22日に、市議会議員を対象として開催した小樽市立地適正化計画（案）の報告会で、提示した資料の中で修正し切れていなかった箇所があることが判明いたしましたので、改めてこれを修正し、最終的にこの表現は使用いたしておりません。

次に、地価への影響についてですが、まず、計画策定による影響につきましては、本計画は国の考え方としても長期間かけて緩やかに居住等を誘導するものであり、急激な地価変動は見込まれないとされておりますが、本計画の策定のみをもって、地価がどのように変動していくかを見通すことは難しいものと考えております。

次に、40年先を見据えた計画につきましては、本計画は国の指針や第2次小樽市都市計画マスタープランを踏まえ、おおむね20年後を計画期間としておりますが、本市の人口減少等は全国や道内の同規模他都市に比べ、進行が早いことから、当初から長期的な視点で、さらに20年先の40年先を見据え、居住誘導区域等を設定したものであります。

次に、計画の目的につきましては、人口減少がもたらす様々な市民生活への影響を最重要課題として40年先を見据えて、我々の次の世代、またさらにはその次の世代の方々が、この小樽市に住み続けることができるよう、長期間かけて緩やかに住宅などを一定の区域に集め、持続可能なまちづくりを目指すものであります。

次に、これまで乱開発を許してきたのではないかについてですが、まず、都市計画につきましては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。

本市におきましても、この目的を達成するため、都市計画法に基づき、用途地域や市街化調整区域など、土地利用に関する規制、誘導を都市計画決定し、まちづくりを進めてきておりますので、無秩序に乱開発が進められているとの認識はありません。

次に、朝里ダムの建設につきましては、人口は建設当時の想定より下回っておりますが、ダムの計画に基づき、水の効率的な運用や水道施設全体の配分計画の見直しを進め、当時9か所あった浄水場を現在は3か所に集約することができたことから、朝里ダムの規模は適切だったと考えております。

次に、築港ヤード再開発につきましては、中高層住宅地区では中高層住宅が定住人口の確保に、商業レクリエーション地区ではホテルが滞在型観光に、商業施設が雇用の確保に寄与しているほか、医療福祉関連サービス地区では公的病院が立地し、地域医療に大きく寄与いたしております。

また、商業施設の運営会社は、公的病院と連携し、質の高い福祉や介護サービスを提供するウエルネスタウン構想を進めているほか、本市といたしましても、保健所をはじめとする行政機能の一部移転を

行っておりますので、様々な施設や機能が集積する築港地区は、本市にとって重要な地区であると考えております。

次に、新小樽（仮称）駅周辺の都市型居住推奨区域につきましては、新幹線新駅の利便性を考慮し、設定したものであり、新駅などの建設のため移転をお願いしたこととは次元が異なるものであります。

次に、社会資本整備総合交付金についてですが、まず重点配分方針の見直しなどにつきましては、本計画は人口減少下における持続可能なまちづくりを進めるための計画であり、社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるために策定するものではありません。

次に、計画策定の延期につきましては、一定程度住民参加の機会や周知を行っていること、また小樽市立地適正化計画策定委員会や小樽市都市計画審議会で、十分議論を重ねてきていることから、計画策定の延期は考えておりません。

（「議長、10番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

○10番（横尾英司議員） 先ほどの酒井議員の発言の中で、小樽市を・・・させるという部分については、市民に誤解を招くおそれがあり、議長において発言の訂正を命じられるよう求めます。

○議長（鈴木喜明） 今、横尾議員から、議事進行がありました。・・・という言葉は確かに酒井議員がお使いになっていまして、どちらかという適正ではないと私も考えておりますので、その言い方は、後ほど削除させていただきたいと思います。よろしいですね。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

○4番（酒井隆裕議員） 議事進行について一言だけ申し上げたいのですが、この言葉というのは私が勝手に言っている言葉ではありません。市民からのパブリックコメントの中で、・・・させるのではないかという形で引用されております。正しくそう書けばよかったとは思いますが、議長が不適切だと思われるのであれば、それを削除することについては何も問題はあります。

○議長（鈴木喜明） 今、酒井議員からそういう御発言がありましたけれども、例えば市民がそういう言葉を使われていたとしても、議員として、そのことをきちんと書くか、その言葉をそのまま使わずやるか、そういう判断はするべきだと考えます。今回の場合は、削除させていただきます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

○4番（酒井隆裕議員） 再質問させていただきたいと思います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてでありますけれども、暖房費緊急支援金については、先ほどの御答弁の中では、灯油使用世帯への給付は追加されているということでありました。

また、暖房費緊急支援金については、事業費が約9,744万円、手数料などが約680万円という形で出ていました。やはりこう示されているわけありますから、私は実施すべきだと改めて思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

次に、行政情報システム整備事業費についてであります。ここでは、標準化移行後の運用費について、行政情報システム整備事業費についてでありますけれども、先ほど運用経費の増大については、市長会等を通じて要望していくということであります。適切に行われるということが私は望ましいと思うのです。ただ、その一方で、本当に国はそういった交付税措置や、その他の経費などについてもしっかりとやるとは言っているのだけれども、私は本当に大丈夫かなという心配があるのです。これについても、適切にやられるといった見込みについてというか、保証か、担保はあるのかどうかについて、改めてお

伺いたいと思います。

次に、公共施設の脱炭素化で蛍光灯について質問いたしました。100 を超える施設ということが相当な施設だということでありました。また、継続もされるということでありましたけれども、いつ頃までに公共施設のLED照明化を実現する見通しなのか、見通しすら立たないのか、その辺についても伺いたいと思います。

次に、防災について、避難所におけるトイレは、十分ではないが備蓄していると、仮設についてはそうではないという話でありましたが、これについても、今後どのように考えているのかを改めて伺いたします。

次に、マンホールトイレについて、引き続き調査していくということだったのですが、私は、もう調査の段階を過ぎたのではないかなと思っているのです。といいますのが、この質問したのはかなり前ですが、総務常任委員会で視察した後に、自治体で調査を進めてはいかがですかという形で言って、調査していきますと言われていましたけれども、例えば、今後、新設する施設に対して、マンホールトイレの設置が可能かどうか、その場合の費用はどうかとか、議員が判断できるような、そういった数字を示していくことも必要ではないかと思うのですが、お考えについてはいかがでしょうか。

次に、トイレカー、トイレトレーラーについてであります。これも言ってみれば難しいという話なのですが、緊急防災・減災事業債の対象として示されたということですから、かなり有利に使える、しかも無駄にはならないです。

このときに課題となるものは何かと聞きましたら、先ほど専用の車庫が必要だと。専用の車庫を1つ造るのに、どれほどの金額がかかるのかということから考えれば、私は、これもまた同様に、実際にこの緊急防災・減災事業債を活用したとして、小樽市が幾ら持ち出して、それから経費は幾らなのかということも改めて示した上で、やはり難しいのか、やれる可能性あるかなどを考えてみるべきではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

次に、人口規模を考えると複数台必要だと言うのだけれども、別にこだわる必要はないと思うのです。まずは実験的に1台を導入してみて、それをいろいろなものでやってみて、それでどうなのかということも必要だと思うので、その点についても併せてお答えください。

次に、緊急浚渫推進事業債、緊急自然対策防止対策事業債についても、緊急的にやるものであって、可否については協議するとのことでありましたけれども、私が地方財政計画の資料を拝見した次第では、緊急的なものに限らず、定期的なものでも使えるような書きぶりだったのです。それが拡充だという形で言っていたわけなのです。

改めて、こうしたしゅんせつ、凍上についても活用できるかどうかということをしっかり研究していただいて、例えば、常任委員会などで説明していただくとか、一定の考え方を私は持ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、避難所となる公立小・中学校の体育館についてであります。これについても、子供の視点の話を大分されていました。もちろん子供の安心・安全という面では、私は大切なものだと思うのですが、文部科学省は子供のことについては一切言っていないのです。今回の空調設備整備臨時特例交付金については、あくまでも避難所となる公立小・中学校の体育館などへの空調設備を整備するということを言っているのです。そして、その中では整備目標を2035年度までに全国で95%としています。ですから、北海道は全国の設定状況である18.9%を大幅に下回る5.1%なのです。だからこそ、文部科学省はこうした交付金などをしっかりつけましたから、活用してくださいと言っているのです。

だからこそ、今回言われたような大型扇風機であるとか、スポットクーラーなどは、避難所において

は言われていないのです。観点が少し違う。子供たちのためにやるという形だったら、私は教育長に聞きます。ではなくて、避難所となる小・中学校の体育館への整備という観点から言っているのです、市長に聞いているのです。

改めて、そういったスポットクーラーや大型扇風機などでやっていくということが文部科学省の考え方になるでしょうか。そうではないと思います。やはり小樽市としても、2035年度までに95%以上の小・中学校、避難所等の体育館に設置することを目指していくと明言すべきだと思うのです。その点についてはいかがでしょうか。

次に、教育についてであります。給食費の公会計化について、今、調査・研究などをしていると。これも大分前から言われているのです。実施に向けて行っていくということを言われたのだけれども、すぐにはできないということでは言われていました。最短でいつ頃までにできる見込みなのでしょうか。それとも、これについては全く見通しも立たないような状況なのでしょうか。

次に、就学援助についてであります。これについて、試算をそれぞれ示していただきました。その中でも一番少ないのが卒業アルバム代等、小・中学校を合わせて約300万円ということでありました。やはり卒業アルバム代の援助がないという形というのはあり得ない話だと思うのです。そういった形では、今年度にやってくればなおいいけれども、次年度以降の検討に向けて、調査なども行っていくということも必要なのではないかと思うのですが、お考えを改めて伺います。

次に、トイレの洋式化についてであります。2校を除いて残りが3校ということですが、いつまでに洋式化改修が終わる見込みなのか伺います。

次に、校内教育支援センターについてであります。これについては、北海道教育委員会からの加配を受けて、複数校に設置という話で、私はすごくうれしいと思うのです。ぜひ進めてほしいと思います。まだ具体的にどの方面とは言われていないと思うのです。例えば、東方面とか西方面とか、私はできればそういった形でやってもらったほうがいいのかと思うのですが、考え方としては中心部に持ってくるのか、もしくは東と西に持ってくるという形なのか、イメージとして何か出せるものはあるでしょうか。

最後に、小樽市立地適正化計画についてお伺いいたします。

パブリックコメントで、市民の方からは、「各町内会はこの説明会のことを知ることができるように閲覧板がまわることをどのように徹底していたのかギモンです。」「市民のほとんどがよくわからないうちに決まってしまうのは問題です。対策を求めます。」ということで、これに対して市の回答では、ホームページ、テレビ、FMおたる、SNSや町内会への回覧で周知しましたと回答しているのです。

私が先ほど質問したのは、十分周知されていないことが問題であるのに、周知していたのだから問題ないという回答は誠意に欠けるのではないですかと聞きました。お答えは、そのようなことを行ってきましたと言うのです。パブリックコメントでこう答えた市民は、知らないと言っている、知らないのは問題ではないですかと言ったのですけれども、市は周知してきたと。それは、私はかなり問題があるのではないかと思います。改めて、こうした周知については、十分周知はされていなかったからこそ、こういったことになったのではありませんか。この点についてお伺いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

順を追ってお答えさせていただきたいと思います。まず1点目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてお尋ねがありましたけれども、暖房費緊急支援金を採用しなかったのか、用意しなか

ったのかということでございますが、全体といたしまして、今回交付いただきました重点支援交付金の額は限られた額であります。そういった中で、物価高騰の影響を受けた市民の皆様には、その効果が幅広く行き渡るように、さらにバランスにも配慮した形で、事業メニューを決めていったということで、御理解いただきたいと思っておりますのでございます。

それから、行政情報システムの関係で2点目に御質問がありました。答弁の中で、国の考え方をお示しさせていただきまして、それについての見込みだとか、保証があるのかということでございましたけれども、まだ詳細は示されておりませんが、総務省からの通知によりますと、ガバメントクラウドの利用料については普通交付税措置、それから、システム利用料の増加分には地方交付税措置を講ずることが通知によって示されておりますので、そのとおり実現されると考えているところでございます。

それから、脱炭素の関係で、これにつきましては公共施設のLED化のことでございますが、蛍光灯は令和9年度までに製造が中止されるということで伺っております。LED化を進めることにつきましては、脱炭素にも大きく貢献するものではありませんが、初期投資に多額の費用を要するというでもありますので、令和9年度以降の在庫の状況なども販売店に確認させていただきながら、整備を進めていきたいと思っております。そういった中で、適切に対応していければと考えているところでございます。いつ頃までという見通しについては、現時点ではお答えすることはできません。

続きまして、備蓄品も含めたトイレの関係について何点かお尋ねがございました。私どもの災害対策につきましては、これまで、私が市長になってから申し上げますと、北海道胆振東部地震がありました。今回、能登半島地震がありましたけれども、それぞれの災害を教訓にいたしまして防災対策を講じてきましたが、まだ災害を教訓にしてきた中で、御答弁の中にもありましたけれども、対策が十分ではなくて、備蓄品もまだ十分ではない中で、何を優先的にしていくかということについては、しっかりと考えていかなければならないと思っております。

防災トイレ、避難所のトイレについてもお話がありましたし、マンホールトイレの問題、トイレトレーラーの問題についても御指摘がありましたけれども、今後、先々を見通した中で、備蓄品をどのような形で整備していくのかということをししっかりと考えながら、その中でマンホールトイレ、トイレトレーラーに関してもしっかりと考えていければと思っておりますのでございます。

次に、体育館の空調設備についてのお尋ねでございます。市の答弁の中では、子供たちの学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たすことからということで答弁をさせていただいておりまして、決して児童・生徒のことだけを考慮しての答弁ではないということについては、まず御理解いただきたいと思います。先ほど答弁申し上げましたとおり、市の公共施設への整備につきましては、今後も必要な施設が多くあります。優先度を勘案しながらの整備ということになってまいります。このたびの交付金の創設も踏まえまして、学校体育館の空調整備設置についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市立地適正化計画のパブリックコメントについて御質問がありました。市民の皆さんから、分からないまま進められるのは心配だという御意見があったということでございますが、小樽市立地適正化計画につきましては、先ほど来御答弁させていただいてきておりますけれども、住民説明会を4回のほか、市民アンケートですとか、あるいはワークショップ、それから小樽市都市計画審議会での審議ということで、一定程度、説明と周知には努めてきたと考えております。ただ、市民の皆さんの中にそういった御意見もあるということについては、私としても承知いたしておりますので、これからは様々な機会を通じまして、この小樽市立地適正化計画について市民の皆さんに分かりやすく説明していくことについては心がけていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(松浦裕仁) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の二つについてお話しさせていただきたいと思っています。

まず、緊急浚渫推進事業債につきましては、目的として緊急的に実施される事業が対象となっておりまして、先ほど答弁させていただきましたが、現在、行っている錢函等で定期的な維持管理が緊急的に実施されるものに該当するかは関係機関とも協議しなければ分かりませんので、適用できるかどうかについて検討させていただきたい。

また、公表等につきましては、これが緊急的に実施される事業と判断されたときには、河川維持管理計画を策定しなければならないので、この計画も併せて公表していく形になっていこうかと思っています。

次に、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、これも同じく、緊急を要する事業が対象となっております。現在、これに該当するのではないかと思われる事業というのは、やはり舗装の補修ですとか、パッチ当て、穴ぼこというものに該当するのではないかと思います。これはあくまでも通常の維持管理の範囲というところもございまして、果たして緊急を要する事業に当たるかどうかというのも、我々としては検討しなければならない。これも併せて、関係機関ともこの事業債が対象となるかについては、検討させていただきたいと考えております。

もしこれが対象となるといった場合にも、緊急自然災害防止対策事業計画も立てなければなりませんので、これも併せて採択される見込みがあれば、計画については公表していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

1点目、給食費の公会計化の進捗状況と、いつまでにそれを行うのかの御質問に関してですが、前回の定例会の中で、小貫議員の御質問でお答えしております。そのときは、早くても2年間は必要であると答弁させていただいたところでございますが、早い段階での導入に向けて、今後も市長部局との協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目です。就学援助の拡大、特に卒業アルバム代についての拡充ということの御質問だったかと思っています。就学援助の拡大は、保護者の負担軽減につながるものと考えております。しかしながら、限られた財源の中でどの事業を優先すべきか、また、教育予算のバランスの中でどの事業を優先すべきか、引き続き財政部局とも協議を進めていく中で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

3点目です。残り3校のトイレの洋式化改修をいつまでにということの御質問だったかと思っています。今の就学援助の関係もありますが、教育施設の修繕なども行う必要もありまして、市全体の財源を勘案して、段階的にトイレの洋式化を進めて、残り3校という段階となりました。教育委員会としては、なるべく早く全校の洋式化が進められるように、今後とも市長部局と協議してまいりたいと思っております。

4点目、校内支援教育支援センターの設置場所についてという御質問だったかと思いますが、校内支援センターは、複数校の実施を目指しておりまして、現在、道教委から加配の配置校がまだ示されてございませんので、示された段階で配置校決定するとともに、やはり希望する学校というものを大事にして配置することが大切であると思いますので、そういうことも勘案しながら、今後、決定してまいりたいと思っております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

○4番（酒井隆裕議員） それでは、再々質問を行います。

災害におけるトイレについてでありました。そこでは、私が聞いたのは、導入に向けた検討材料を示してはいかがですかと質問いたしました。しかし、これについても考えていくという形なのです。考えるにしても、どれだけの費用がかかるのか、また、どういったものに活用されるかということが見えてこない、私は検討材料がないのではないかなど。

だからこそ、材料を示してはいかがかという形で、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラーについても、材料を示してくださいと言ったのですけれども、それを改めてお答えしていただけますでしょうか。

次に、同様に緊急自然災害防止対策事業債についてでありました。ここでも、本質問の中で、これまで舗装の表層だけが対象だった。要するに、パッチです。これをさらに深い基礎路盤、路床も追加された。言ってみれば、凍上しない道路に変えることができるということなのです。国の説明の中では、道路などが凍上することについて、これも積雪寒冷地帯における凍上災害だとはっきり言っているのです。だからこそ、活用できるのですという形で言っていました。

改めて、こういった従来型のパッチを当てるだけではなくて、基礎路盤、路床などもできるということ、を国から示されているわけですから、これについても、改めてしっかり年度途中であっても活用ができないかどうかということについて、真剣に調査・研究してみるということ、私は必要だと思うのですけれども、その2点をお伺いして再々質問とさせていただきますと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（薄井洋仁） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

防災のトイレの関係で検討材料ということでございます。答弁の中でも、例えばトイレトレーラーの使用といったことをお示しさせていただきましたが、具体的に経費がどのくらいかかるのかといった詳細になりますと、またそれはいろいろ詰めなくてはならない部分もありますので、そういったところをお示しするということでありましたら、どういう場面かというところは調整もさせていただくとして、何らかの形でこういった内容、経費をお示ししたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

緊急自然災害防止対策事業債の關係の御質問だったと思いますが、これは、基本的には凍上災害の予防と拡大防止対策ということで、新たに路盤までやることも拡充されたわけですが、今の段階では、北海道もしくは国に、我々が行っている穴ぼこのパッチ当てといったことが可能かどうかということで、お聞きしている最中でございます。もし、今、我々が行っている維持的作業も緊急的な作業に当たりますという話になりましたら、当然ながらこれは活用する方向で進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 酒井議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 5時20分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表して質問いたします。

初めに、令和7年度当初予算案について伺います。

令和7年度の予算編成の基本方針は、まちの強みと民の力による未来を志向したまちづくり。2月4日に日本遺産に認定された「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」を連想させるとても力の入ったテーマだと印象を受けました。

基本方針の説明には、歴史や海、港などの本市の強みと市民、民間の力を最大限に生かしながら、人口対策をはじめ、新たなにぎわいの創出、脱炭素など、時代の変化に柔軟に対応した未来志向のまちづくりを推進されていくという内容になっています。

主要事業の一覧を拝見すると、51事業が新規となっており、昨年と比べると、大きく新規事業が増えている予算案です。昨年は、「危機」に立ち向かい、希望が集まるまちづくりと題して、次世代に活力あるまちを引き継ぐため、人口半減社会という危機に立ち向かう必要性を市全体で共有しながら、小樽市ならではの魅力と可能性を発揮して、人や企業、投資が集まるまちづくりを推進するとして、予算案が構成されていました。少し早いのですが、令和6年度の基本方針と推進を図ってこられた事業を振り返り、市長の御所見をお聞かせください。

令和7年度一般会計の予算規模は、対前年度当初予算比約41.6億円増、割合にして6.7%アップの約661.8億円で、直近20年間では最大の当初予算規模となっています。しかし、その内容は厳しいものであると推察いたします。2021年後半から、様々なものの物価が高騰し、現在もその傾向に変わりはありません。その影響は、全国の地方自治体の運営にも大きく影響することは当然であり、本市においても、燃料・光熱費、労務費、建設資材などの高騰による歳出増は幾ばくかの影響があることは明白です。

行政サービスの運営に係る経費や、公共事業の建設事業費の増加など、地方自治体が執行する事業費が上がっても、地方自治体の主な歳入源である税収の税制改定は行われることはなく、また使用料などにも転化できていないのが現状だと思います。

今回示されている予算編成の状況では、財源対策前の一般財源収入はプラス約8.2億円で、昨年度比約2.4%増、歳出面では、歳出充当一般財源必要額がプラス約7.3億円で、昨年度比約2.1%増となりました。昨年度より割合的には改善されましたが、当初予算における財源不足は慢性化しており、収支均衡を図るため、財政調整基金の取崩しが毎年行われています。しかし、決算での実質収支は、令和5年度決算まで14年連続の黒字となっており、財政調整基金は、若干の増減を繰り返していますが、増加傾向にあり、また、他会計からの借入金は、令和8年度には償還が完了する予定です。

数的に財政状況だけを見ると、極度に悪い財政状況ではないと感じます。しかし、市民からは小樽市はお金がないからまちづくりが進まないという類の言葉をよく聞きますが、現在小樽市としては、市民の皆さんに対して、どのような財政状況であると説明することができるのか、より簡潔にお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、歳入については、令和6年度に実施された政府の経済対策である定額減税の影響を受けていた市民税が増収となるが、国から定額減税の減収補填として交付された地方特例交付金は減少となります。昨年度、定額減税で減収となった金額と減収補填として交付された地方特例交付金の金額をお知らせください。

臨時財政対策債について伺います。

以前より、臨時財政対策債については、地方の厳しい財政状況を鑑み、廃止や地方交付税の法定率の引上げによって、臨時財政対策債に頼らない安定的な交付税総額を確保するよう、全国知事会などから提案や要望が出され、令和7年度地方財政対策の中では、新規発行額がゼロと示されております。臨時財政対策債が皆減となった要因と、本市への影響について御説明ください。

次に、一般会計の経費別歳出について伺います。

突出している費目は、建設事業費が前年度比プラス30.5億円です。建設事業費に関しては、各分野において計画的に整備や改修を進めていることと存じ上げますが、令和7年度の建設事業費が前年度と比較して、およそ倍額になっている主な要因について御説明ください。

次に、建設事業費のうち、一般財源とそれ以外の財源の金額と割合についてお示しください。

次に、一般会計における各部の令和7年度予算要求額と令和7年度予算額について伺います。

初めに、生活環境部についてです。予算要求額と予算額の開きは約5億円となっています。今回、予算化に至らなかった事業について、主な事業とその事業費についてお示しください。

次に、消防本部について伺います。令和6年度の予算要求額は4億1,600万円で、査定額としては2,100万円減額で、予算額は3億9,500万円でした。ほとんどの要求が通ったという印象を受けます。しかし、令和7年度予算要求額が20億8,200万円で、査定額が1億5,200万円減額で、令和7年度予算額は19億3,000万円です。後志共同消防指令センター整備事業費の15億1,800万円が予算規模を大きくしている要因ですが、本事業を差し引くと4億1,200万円となります。

令和6年度の予算額における査定額のマイナス割合と令和7年度を比較すると、大きな差が生じているように受け取ることができますが、主な要因について御説明をお願いいたします。

次に、個別の事業費について伺います。

冒頭でも述べたとおり、令和7年度の主要事業一覧では、51の新規事業が示されております。その中から幾つか質問いたします。

初めに、おやこの集いの場整備事業費の5,000万円について伺いますが、本事業は、小樽市こども家庭センターとの連携や、商業施設内で気軽に来館できるメリットを生かし、ウイングベイ小樽に子供たちやその保護者たちが安心して過ごすことのできる地域・子育て支援拠点を開設すると説明がありますが、具体的にどのような拠点をイメージされているのか、お示しください。

また、その拠点を整備するに当たり、利用者等への要望などを聞き取る機会を設けていただけるのか、御見解をお示しください。

ウイングベイ小樽には、済生会小樽病院が運営する済生会ビレッジにおいても、様々に福祉関連事業を実施されていますが、本市が整備するおやこの集いの場でも、済生会ビレッジとの連携を考えていらっしゃいますか。

次に、放課後児童クラブ運営業務委託料について伺います。

昨年、放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザルを実施されました。概要や審査結果が市ホームページに掲載されていますが、公募型プロポーザルには何団体が応募されたのか、お示しください。

以前の議会答弁では、現在、放課後児童クラブで従事されている方へ委託業者への転籍の意向や、不安を感じる部分の聞き取り調査を行うと答弁いただいておりますが、転籍の準備がスムーズに進んでいるのか。また、雇用主が変わることによる雇用環境の変化などに対する不安について、意見が寄せられていないのか、御説明ください。

次に、地方就職学生支援補助金について伺います。

今回計上されている事業費では、東京都に本部がある大学、大学院生に対し、市内企業において実施される就職活動等に参加するための交通費や実際に移住する際に要した移転費への支援を行い、U I J ターンを促進する内容です。就活のための経費や移住に関するコストを支援する制度は大変ありがたいものだと学生には感じてもらえると思いますが、他の市町村においても、同様の支援制度があふれているようにも感じます。そんな中でも、小樽市が選ばれるように、どのような周知を行っていかれるのか、お示しください。

さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンでは、札幌U I ターン就職センターの広域的利用を実施しており、就職活動にかかる交通費の一部を補助する支援制度が設けられています。本市の地方就職学生支援補助金と一部重複することになりますが、それぞれの事業のすみ分けについてはどのようにお考えか、お示しください。

私の希望としては、奨学金の返済に対する支援制度の導入を進めていただきたいと考えています。国全体で見ても、少子化の勢いは止まることなく、2023年の日本の出生数は72万7,277人で、2024年は70万人を割る可能性が高いと有識者からは分析されています。地方では、人材不足、少子高齢化が進み、今や若い世代の争奪戦のような政策が全国各地で進んでいます。私個人としては、そのようなトレンドに流されてほしくないという思いはあるものの、小樽市だけ取り残されるわけにはいかないという思いも強く持っています。

奨学金返済の一例ですが、国立大学に自宅から通う学生が4年間、第一種奨学金を利用した場合、毎月1万3,000円弱の奨学金を14年かけて返済する必要があるとのこと。もちろん私立大学に通う場合は、さらに奨学金の借入額が膨らみ、月々の返済額も増えます。

北海道中小企業家同友会のアンケート調査では、2023年の大卒の初任給は、職種にもよりますが、全道平均で19万円から20万円程度と公表されています。例え話ばかりで恐れ入りますが、この学生が北海道の平均的な企業で、奨学金返還支援制度を行っている企業へ就職した場合、支援制度を行っていない企業の初任給と比較すると、手取りで約7%増える計算になります。

実際に、奨学金返還支援制度を企業に対して、バックアップしている独立行政法人日本学生支援機構では、支援制度を導入している企業の反応はポジティブな意見が多く寄せられており、機構のホームページにも、若手人材へのアピール力強化、離職率の低下、返済支援額が経費の一部として課税優遇できる可能性、企業のイメージ向上など、メリットについて提示されています。

奨学金返還支援制度も、さっぽろ連携中枢都市圏の取組として札幌市が実施しています。行政の取組だけでは、本支援制度の導入は厳しいものかもしれませんが、市内企業に対しても理解を深めていただき、令和7年度に新規事業として実施する地方就職学生支援補助の動向を見守った上で、今後、奨学金返還支援制度の導入企業が増えるように御検討いただきたいと思います。御見解をお聞かせください。

次に、自動運転E Vバス実証運行事業費、約3,280万円について伺います。

事業の目的として、バスの乗務員不足の中、市内バス路線網の維持に向け、課題解消の手段の一つとして、自動運転E Vバスの実証運行を実施すると示されています。まず、事業を実施する運行エリア、運行時期、料金体系についてお示しください。

自動運転バスについては、社会的に認知度も低く、課題も多々ございますが、国では一定条件下で無人運転を行う自動運転レベル4の普及を目標として掲げています。今回の本市における実証運行では、自動運転レベル4の実現に向けて、どのような検証をする予定なのか、御説明をお願いします。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、令和7年度当初予算案について御質問がありました。

初めに、令和6年度の基本方針と事業につきましては、人口の社会減を抑制し、将来に備える方針に基づき、放課後児童クラブ利用手数料の無償化やこども医療費助成の拡大などを実施したほか、まちの魅力を生かし、地域経済を活性化する方針に基づき、第3号ふ頭及び周辺の再開発や日本遺産の認定に向けた取組を進めてまいりました。

さらに、安全・安心を確保し、市民の暮らしを守る方針に基づき、災害に備える取組や冷房設備の整備などを進めてきたことで、人口半減社会という「危機」に立ち向かい、希望が集まるまちづくりという全体テーマの推進が図られているものと考えております。

次に、本市の財政状況につきましては、令和7年度当初予算編成においても、多額の財政調整基金の取崩しによる収支均衡予算を編成する状況は変わっておりません。今後においても、人口減少や少子高齢化の進行により、市税など歳入の大幅な増加が見込めない中、老朽化した公共施設の更新に加えて、物価高に伴い様々な歳出増加要因が拡大する傾向にあることから、業務の効率化や改善による経費の縮減のほか、ふるさと納税やネーミングライツなどによる収入増など、さらなる財源の確保に努め、持続可能な行政サービスを維持できる財政構造を目指してまいりたいと考えております。

次に、令和6年度の定額減税による個人市民税の減収見込額と、その減収補填分として交付された地方特例交付金額につきましては、減収見込額は約3億8,000万円で、地方特例交付金は約3億9,000万円であります。

次に、臨時財政対策債が皆減となった要因と影響につきましては、臨時財政対策債は、国の地方財政対策において、地方交付税の財源が不足する場合に、その一部を各自治体が市債として借入れし、後年度に元利償還金の全額が交付税措置される仕組みであります。令和7年度は、国税収入が好調を維持して推移することなどから、臨時財政対策債の新たな発行によらず、地方交付税の財源を確保できる見込みとなったため皆減となり、本市においては、市債としての借入れをすることなく、普通交付税が交付されることになり、借入れと元利償還金の支出事務が軽減することになります。

次に、一般会計における建設事業費予算額が前年度と比較して、およそ倍額となった主な要因につきましては、後志共同消防指令センター整備事業費で約15億2,000万円の増となったほか、住宅事業特別会計の廃止に伴い、塩谷B住宅の建て替えや緑A住宅改善事業費で約6億2,000万円、第3号ふ頭の基部緑地整備事業費で約4億4,000万円、それぞれ増となったことなどによるものであります。

次に、建設事業費の財源内訳につきましては、事業費総額67億5,275万8,000円のうち、一般財源は1億315万5,000円で事業費総額に占める割合は約1.5%、それ以外の特定財源は66億4,960万3,000円で、事業費総額に占める割合は約98.5%であります。

次に、生活環境部の予算要求のうち、予算化に至らなかった主な事業と事業費につきましては、市民会館の大規模改修事業について、令和7年度は舞台照明設備の改修費として、約1億9,000万円の予算要求がありましたが、老朽化したホールの冷房設備更新の優先度が高まったため、次年度以降へ先送りいたしました。

このほか、生活環境部の所管施設の一部における照明設備のLED化事業費合わせて約1億8,000万

円について、市有施設全体の照明設備のLED化には多額の費用が必要となるため、7年度は主に学校と保育所を優先し、次年度以降へ先送りいたしました。

次に、消防本部における令和7年度の査定額が6年度より大きくなった主な要因につきましては、査定となった1億5,200万円のうち、所管5施設の照明設備LED化事業費が約1億円であり、先ほどの生活環境部と同様の理由により、次年度以降へ先送りしたことによるものであります。

次に、おやこの集いの場の具体的なイメージにつきましては、現在3か所の市立保育所に設置している小樽市地域子育て支援センターと同様の児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点として、主としておおむね3歳未満の子供と保護者を対象に、子育て等に関する相談や地域の子育て関連情報の提供、講習会等を実施するほか、障害児を含む子供たちが安全に楽しく遊び、学べる空間を整備したいと考えております。

また、要望の聞き取りにつきましては、令和5年12月に実施した第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査及び令和6年9月に実施をした小樽市屋内型おやこの集いの場に関するアンケートにおいて、一定程度のニーズを把握しており、それらも参考に、整備に向けた仕様書作成などの準備を進めているところであり、改めて要望をお聞きする機会を設ける予定はありません。

次に、済生会ビレッジとの連携につきましては、本市と北海道済生会とは包括連携協定を締結しており、子供や障害児等の居場所づくりなどに関し、共同で取り組むこととしております。このため、具体的には、おやこの集いの場の整備に当たっての助言をいただいたり、運営面においても集いの場で受けた保護者の相談を済生会ビレッジ、きつずてらす等の専門的知見を有する職員へつなぐことや、子育て支援講座の実施を検討していただくなど、子育てに関する悩みの解消や早期の療育につながるよう、連携してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブ運営業務の公募型プロポーザルにおける応募事業者数につきましては、1事業者であります。

次に、委託開始に向けての放課後児童支援員等の転籍に関わる準備等につきましては、受託事業者が支援員等との個別面談を実施しており、事業者からは順調に進んでいると伺っております。

また、支援員等からは、事業者が決定する前には、雇用主が変わることで、今後どのように変わるのか、漠然とした不安があるなどの声が寄せられておりましたが、事業者決定後の全体説明会や個別面談等において、事業者が丁寧に具体的な説明を行いながら、疑問点の解消を図っていると聞いており、現時点では、雇用環境の変化等に対する不安については特段、寄せられておりません。

次に、地方就職学生支援補助金の周知につきましては、この事業は内閣府の地方就職学生支援事業を北海道と共同で実施するものであり、道が事業を実施する道内の市町村を記載したリーフレットを作成し、東京圏の大学に周知することとなっておりますが、本市も独自のリーフレットを作成して、大学の学内ポータルサイトでの事業周知を行うとともに、今後、作成予定の市内企業を紹介するポータルサイトへの誘導を行うことで、周知効果を高めてまいりたいと考えております。

次に、さっぽろ連携中枢都市圏における事業とのすみ分けにつきましては、地方就職学生支援補助金と札幌Uターン就職センターの交通費補助は、東京圏の大学生及び大学院生が本市で選考面接を受ける際の交通費について、補助対象が重複することになりますので、補助限度額がより高額である本市の事業の申請を勧奨したいと考えております。

次に、奨学金返還支援制度につきましては、札幌市が本市の企業も対象にさっぽろ圏奨学金返還支援事業を実施しておりますが、本市の認定企業は少ないのが現状であり、事業に対する市内企業の認知が進んでいないことが、その一因と考えられますことから、引き続き周知に努めてまいりたいと考えてお

ります。

次に、自動運転E Vバス実証運行事業の概要につきましては、運行エリアは、堺町と運河周辺を結ぶ循環ルートとし、運行期間は6月または7月の2週間、乗車料金は無料として事業を計画いたしております。

次に、実証運行における検証内容につきましては、このたびの実証運行は運転士が乗車し、その監視下で自動運転を行う自動運転レベル2での実施を予定しておりますが、運転手を必要としない自動運転レベル4での運行実現に向けて、自動運転システムの安全性、安定性や路上駐車、歩行者の検知状況のほか、本市の道路状況など、地域特性への適用など技術的な検証を行う予定であります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）

○17番（面野大輔議員） 次に、日本遺産認定に関わって伺います。

日本遺産の認定制度は2015年から始まり、小樽市は2020年1月に地域型日本遺産の申請を行い、このたび、2月に「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」は、候補地域から本認定に至りました。まずは、関係者の皆様方の御尽力に感謝と敬意を表するところです。

認定後に、迫市長はSNSで認定証授与の御報告と今後に向けた抱負を発信されました。改めて、小樽市初の単独認定についての思いをお聞かせください。

2021年度、日本遺産制度としては初となる候補地域認定が導入され、その中に小樽市を含む3件が候補地域の認定を受けました。しかし、今回、本認定に至った候補地域は小樽市のみとなりましたが、小樽市が本認定に至った理由について、どのように受け止められているか、御見解をお示しください。

次に、小樽市は地域型以外にもシリアル型2件が以前より認定されていますが、地域型のメリットと考えられる点についてお示しください。

迫市長は、認定後に、今日がゴールではなく、スタートであるとコメントを残されていましたが、私も同感です。今後、日本遺産認定をどのように活用し、取り組んでいくかという視点は重要なことだと考えます。

そこで、主に日本遺産を通じた地域活性化計画の中から質問いたしますが、認定後のマスコミ報道で市民に対して、日本遺産を知っていますかという質問に対して、知らないという意見もあったようです。また、過去に日本遺産地域型の認定を受けている石川県小松市へ視察を行った際、タクシードライバーに日本遺産について伺ったところ、知らないという返答があり、印象に残っています。

まずは、今回の認定を市民の皆様と共に祝い、加えて周知していくことがスタートダッシュとして必要な取組になってくると考えますが、認定記念イベントや市民向け周知活動について、今後の開催、実施予定と、既に実施している取組があれば概要をお示しください。

次に、日本遺産認定が一般市民の生活や今後の小樽市の活性化にどのような影響があるのかをしっかりと伝える必要があるのだと考えます。今回、新年度予算案のテーマにも掲げていらっしゃる民の力を生かすためにも、日本遺産の重要性を理解促進していただく取組を大事にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、事業推進体制の中に、小樽市日本遺産地域プロデューサー、小樽市日本遺産インタープリター、次世代のまちづくりプレーヤーという肩書が登場しますが、地域プロデューサー、インタープリターについては、以前から、小樽市日本遺産推進協議会が地域型認定に向けてプロジェクトを進めてこられた

ことは承知しております。地域活性化計画に追記された次世代のまちづくりプレーヤーとは、どのような方々のことを指していて、日本遺産と連携して、どのような取組を進められているのか、説明ください。

次に、現在、国の支援を受けて、歴史的風致の維持向上を図るために、市が策定中の歴史的まちづくり法による小樽市歴史的風致維持向上計画と、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の関係性について御説明ください。

次に、文化庁の令和6年度における日本遺産点数評価プロセス採点結果及び評価結果から質問いたします。

このたびの認定は、日本遺産審査・評価委員会における点数評価プロセスを経て、決定されていると伺っています。その評価結果内での指摘やアドバイスは、今後の本市日本遺産事業の取組に大きな示唆となるのではないかと考えられますが、例えば、現時点で、小樽文化遺産ポータルサイトの英語ページに飛んでも、ページが見つからないとなり、また最新情報をポータルからは入手できない。継続的な更新や管理について、改善の余地があるとの指摘がございましたが、現時点では既に改善されているようです。

今後、課題と指摘されている点について、改善の取組を重点的に図る必要があるという点は想定されていますか。現時点でのお考えをお示しください。

次に、採点結果は40点ということで、公表がなされました。今回、評価対象となったストーリーは5件あり、同点40点がほか1件、30点台後半が2件で、僅差の評価でした。また、残念ながら、認定地域から候補地域になったストーリーも1件ありました。

このことから、本市においても、認定になったからといって油断はできません。常に磨き上げていく必要があると思うのですが、この点について市のお考えをお聞かせください。

次に、日本遺産認定の中でも、特別重点支援地域、重点支援地域、認定地域、認定地域（条件付）、候補地域に分類されています。今回、小樽市と同点であった六根清浄と六感治癒の地は、重点支援地域に認定されましたが、重点支援地域や特別重点支援地域に認定される条件や、認定地域との違いについてお示しください。

この項の最後に、今後、本市の歴史文化行政の役割は重要度を増し、多岐にわたることが必定です。市役所の現体制では、民の力を総合的に支える体制は難しくなるのではないかと危惧しています。新たな機構体制が必要になるのではないかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、この項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、日本遺産認定に関連して御質問がありました。

初めに、単独認定についての思いにつきましては、本市単独の日本遺産認定は関係者の悲願であり、これまで官民一体となって取り組んできた努力と情熱のたまものであると考えております。認定に向けて御尽力いただいた全ての皆様に心より感謝を申し上げますとともに、これを機に本市の魅力をさらに磨き上げ、国内外に広く発信することで、歴史と文化を生かしたまちづくりを進め、文化、経済、観光の好循環を実現し、地域活性化へとつなげたいと考えております。

次に、本認定に至った理由につきましては、文化庁の評価結果の採点理由、コメントにおいて、産学官の連携体制が構築され、既に具体的な動きを進めている点や、多様な事業が開発されており、民の力

を感じる点などを評価いただいております、これまで小樽市日本遺産推進協議会が中心となり、官民一体となって、オール小樽の体制で取り組んできたことや、歴史的遺産を活用したイベントの開催をはじめ、市民の皆さんが主体的にまちづくりに参画したことなどが、本認定につながったものと考えております。

次に、地域型のメリットにつきましては、一つの自治体内で完結する日本遺産であることから、地域ブランドを打ち出しやすく、自治体の特色を前面に出した観光PRや商品開発に生かしやすいことや、シリアル型と比較して観光客が分散せず、地域の経済効果をより直接的に得られること、また自分の住むまちへの誇りが高まり、郷土愛の醸成につながるなどがあると考えております。

次に、記念イベントや市民向け周知活動につきましては、日本遺産の認定後、小樽市日本遺産推進協議会が主体となり、これまで小樽雪あかりの路の開催に合わせて、市民や観光客の皆さんを対象に日本遺産の魅力を体感いただくことを目的とした日本遺産カフェを開催し、好評を博したほか、今後、市民ガイドや構成文化財所有者をはじめとする関係者を対象とした記念セレモニーの開催や、JR小樽駅をはじめとする市内3か所に横断幕等による普及啓発を予定いたしております。

また、新年度には、市民の皆さんに日本遺産への理解を深めていただくことを目的とした市民向けフォーラムの開催も予定いたしております。

次に、日本遺産の重要性の理解促進の取組につきましては、日本遺産が地域活性化に与える影響を市民の皆さんに御理解いただくことは、今後、認定を契機として、地域一体となって日本遺産を生かしたまちづくりを進めていく上で重要なことと考えておりますので、記念イベントや普及啓発活動を通じて、理解促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、次世代のまちづくりプレーヤーの概要につきましては、市制100周年や小樽運河100周年を契機に、歴史的遺産を活用したイベントを開催するなど、本市のまちづくり活動に積極的に関わることになった若い世代の方々を指しており、これまで小樽市日本遺産推進協議会と連携して、日本遺産をテーマとした川柳コンテストの実施や日本遺産カフェの運営、謎解きイベントの開催などの取組に御協力いただいております。

次に、歴史的風致維持向上計画との関係性につきましては、現在策定中の本計画において、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」のストーリーを、本市の歴史的風致が形成された背景の一つとして記載することで、検討を進めております。

また、本計画は歴史的建造物及びその周辺の市街地と歴史を反映した人々の営みが一体となった歴史的風致の維持、向上を図ることを目的としており、地域の歴史的なストーリーを通じて、点在する遺産を面として活用、発信することで、地域活性化につなげる日本遺産との関係性は、いずれも地域の文化遺産の保存と活用の両立を目指した取組であり、今後、歴史を生かしたまちづくりを連携して推進する関係にあるものと考えております。

次に、日本遺産審査・評価委員会から、課題として指摘されたもののうち、今後、重点的に改善を図る必要がある点につきましては、当面の取り組むべき課題として、ストーリーや構成文化財の価値、意義を来訪者に伝えるための解説、案内板の充実が挙げられます。

また、中期的に解決すべき課題といたしましては、南運河に集中する観光客を北運河方面に誘導することがあると考えております。

次に、認定後に常に磨き上げていく必要性につきましては、文化庁が日本遺産の認定件数を100件程度とし、今後も認定地域の入替えを行う方針とする中、本市が日本遺産であり続けることは、本市にとって大きな財産になるものと考えております。そのために、認定後も常に魅力の磨き上げを行い、地域活性化につなげるとともに、市民の皆さんが誇りを持って、まちの文化を大切に守り、活用する意識の

醸成を図っていくことが重要であると考えております。

次に、重点支援地域等の認定条件と認定地域との違いにつきましては、まず重点支援地域は、総括評価の結果、認定地域のうち、インバウンド需要を取り込む意欲、ポテンシャルが高い地域が認定されるもので、文化庁の予算事業において、補助率のかさ上げなどの支援が講じられるものであります。

次に、特別重点支援地域は、重点支援地域の中でも卓越して優れた実績、計画と認められる日本遺産ストーリーが認定されるもので、日本遺産のモデルとして、文化庁が様々な場面で活用するほか、文化庁の予算事業において、補助率のかさ上げや審査時の加算要素とするなどの優遇措置が講じられるものであります。

次に、新たな機構体制の必要性につきましては、現在、日本遺産の推進に当たり、産業港湾部に加えて、建設部の一部職員を兼務の体制としているほか、小樽市歴史的風致維持向上計画の策定を建設部、産業港湾部、教育部の3部連携体制で進めるなど、組織横断的に業務を推進しているところであります。

新たな機構体制の構築は現時点では考えておりませんが、今後も現在の体制を生かしながら、関係部局の連携の下、一体的に業務を進められるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）

○17番（面野大輔議員） 続いて、オーバーツーリズムについて伺います。

小樽市は運河を代表とする歴史的な町並みで知られ、北海道内でも有数の観光地として発展し、国内外から多くの観光客を集めています。また、市と連携して、小樽観光協会などはコロナ禍をはじめ、常に観光誘致事業を進めてきました。現在では、コロナ禍前の観光入込客数の推移まで復活してきており、日常的にも観光客を目にするタイミングが増え、観光事業者の方からも安堵の声を聞く機会も増えてきた印象を受けています。

しかし、1月23日、JR朝里駅で大変残念な事故が起きてしまいました。朝里駅では、以前から中国映画「恋する都市 5つの物語」のロケ地として、外国人観光客から人気の撮影スポットとなっており、多くの観光客であふれかえっている状況が続き、警備員を配置するまでに至ったと伺っています。

また、船見坂においても、撮影のため慢性的に観光客が殺到し、交通に対する危険行為や近隣住宅への侵入などによる迷惑行為が多発していると聞きます。今ほど例示した地点は、そもそも観光客を受け入れるための整備がなされておらず、また地域住民が日常的に利用する駅や道路であるため、以前から近隣住民の方は頭を悩まされていたこととお察しします。

小樽市が1月下旬から、船見坂へ警備員を配置することを決定したとほぼ同時に、朝里駅での死亡事故が重なり、小樽観光のいわゆるオーバーツーリズムが広く知られるようになりました。今後、このような残念なアクシデントが起こらないよう、行政としても徹底した対策が求められている状況だと考えます。

そのためには、なぜオーバーツーリズムと呼ばれる現象が起こってしまうのかという原因を分析する必要がありますと考えます。根本的な原因は、観光の量を重視し過ぎた、住民より観光業を優先した、観光が特定の場所に集中した、観光業に依存し過ぎたことにあり、本市のみならず、他市においても同様のことが起きていると考えられます。具体的には、コロナ禍で従業員を減らした観光産業に、今度は急激に観光客が増えたことで、人材も足りない。特定のスポットに人が集中する。文化や日本のマナーが伝わっていないことで、悪気の有無とは関係なく、地元の住民にとって望ましくない行為が見られるなど

です。

政府は2030年までに、訪日外国人旅行者数の目標を6,000万人まで伸ばすと掲げており、本市への入込客数は今後も増えていくと想定することが妥当です。ですが、オーバーツーリズム対策として、現場での対応や規制ばかりを目指しては、魅力的な観光地づくりとはかけ離れてしまうと考えます。現在、取り組まれている看板の設置や警備員の配置はミニマムに抑え、美観を損なうことのないように、観光インフラの整備やSNSを活用した注意喚起を行う。加えて、来られた観光客を追い返すように感じさせてしまう対応は避けていただき、今後の対策を講じていただきたいと思います。

国内をはじめ、世界各国でもオーバーツーリズム解消に資する事例が幾つも施されているようです。例えば、観光税です。最近、耳にされた方も多いと思いますが、京都府京都市では、宿泊税の上限を1泊1万円まで引き上げる方針が発表されました。また、近年、ヨーロッパの有名観光地においても、宿泊税の増税や入域税の導入などを通したオーバーツーリズム解消を目的とする観光税の在り方が定着しているようです。

そのほかにも、ナッジ理論を活用したオーバーツーリズム解消について、様々な場面で役立っているという先進事例が確認できます。アムステルダムでは、グーグルマップと連携して、観光客に対し、現在地から、より快適に観光できるエリアへ誘導する通知を発信すること、このエリアは混雑しています、ほかの魅力的なスポットを訪れませんかと表示させることで、観光客の流れを分散させ、混雑の軽減を図ったという事例もございます。

このように、イニシャルコストをかけずとも、既存の制度を見直しすることや、システム、ツールの機能を拡張することによって、少しずつオーバーツーリズムの解消が進んでいくのだと考えます。そこで、現在、本市では、オーバーツーリズム対策はどのような方針の下、検討が進められていますか。

とはいえ、観光から恩恵を直接的に受けられていない近隣住民の方からすると、平穏な生活を送るために、徹底した対策を講じてほしいという思いはそのとおりだと思います。近隣住民の方への理解を深めつつ、観光インフラの整備を進めるという大変難しい取組になることと思いますが、ぜひ小樽観光の振興のため、御尽力いただけたらと思います。

次に、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会について伺います。

先日、産業港湾部観光振興室より、協議会の設置について御報告いただきました。設置要綱には、必要に応じ部会を設置できると規定されていますが、現在、部会は設置されたのでしょうか。また、設置されていまして、その取組についてもお示しください。

次に、今後の小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会の開催スケジュールをお示しいただき、オーバーツーリズムに関する具体的な対策について、協議会からはどのような形でお示しいただけるイメージであるか、御説明ください。

次に、小樽市以外にも、SNSや報道で幾つかの地域のオーバーツーリズムとその対策を目にすることがありますが、先ほど申し述べたように、政府は2030年までに訪日外国人旅行者数を6,000万人まで増加させるという目標を立てています。国としても、オーバーツーリズムに対する補助メニューが準備されているところだと推察いたしますが、本市で抑えている国の補助メニューを御紹介ください。

少し視点を変えますが、朝里駅、船見坂以外にも、オーバーツーリズムにつながるような地域があるように感じます。私は、ふだんから市道山の上線、いわゆる三本木急坂、あと市道東通り線、位置的にはJR南小樽駅の入船へ向かう下り坂から職人坂の辺りを通行しますが、今、挙げた二つの路線はJR南小樽駅と観光地の中心部を結ぶ動線であり、多くの観光客がよく通るルートです。住民はもちろんですが、交通量が比較的多いので、市民の方もよく通るルートだと思います。

それらの路線について、特に冬場の状況ですが、観光客がスーツケースを引きながら、車道を歩いている光景をよく目にします。その原因は、歩道が雪で埋まり、車道まではみ出している雪山を避けると、自然とそのルートしか歩けない環境になっているからです。当該路線は、除排雪計画で、車道のみを実施する路線ですが、観光客などの歩行者も多く、自動車との接触の可能性もあり危険ですし、加えてオーバーツーリズムとも取られるような行動を誘発しているとも取れますので、大きなアクシデントが発生する前に対策すべきだと考えます。

この路線は、観光に配慮した除排雪を行う地点に含まれているものの、慢性的に危険な道路環境であると確認しています。しかし、市内後半で降雪時の除雪や排雪を行っている中で、この路線を最優先して除排雪することは現実的ではないので、別の雪対策を講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

引き続き、観光に配慮した除排雪から伺いますが、今シーズンから堺町本通線の歩行空間を確保するため、歩道の人力除雪班を新設されました。しかし、こちらの通りも、先ほどの状況と同様で、観光客がスーツケースを引いて、車道を歩いている光景を目にします。今シーズンは1月下旬から2月上旬にかけて、大雪を記録しました。そこから一転して、除排雪作業が忙しくなったことと思いますが、2月上旬以降の堺町本通線の歩道の人力除雪班の出動回数や作業内容について、お示してください。

以上、この項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、オーバーツーリズムについて御質問がありました。

初めに、オーバーツーリズム対策の方針及び検討につきましては、過度の混雑やマナー違反による住民生活への影響や旅行者の満足度の低下が懸念される状況において、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを目指し、関係機関との連携を密に、地域の実情に応じた具体的な対策を講じることとしており、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会において、協議、検討を進めているところであります。

次に、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会の部会の設置につきましては、本年2月10日に第1回協議会を開催し、具体的な対策は部会を設置し、検討を進めることで確認しております。これを受け、2月20日に第1回部会を開催し、市内の現状や課題、地域住民や地域事業者へのヒアリング内容を共有した上で、「受入環境の整備・増強」、「需要の適切な管理」、「需要の分散・平準化」、「マナー違反行為の防止・抑制」、「地域住民と協働した観光振興」の五つの柱立てに沿って、政策案の検討を進めているところであります。

次に、今後の小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会開催スケジュール等につきましては、オーバーツーリズム対策は協議会における継続的な協議、検討が必要であると考えておりますが、令和7年度は今年度内に取りまとめる予定で作業を進めており、そのため、第2回協議会の開催は、3月中旬から下旬を予定いたしております。

また、具体的な対策は、令和7年度当初予算案に盛り込んだ警備員の配置や注意喚起のための街頭放送などのほか、今後、協議会において、五つの柱立てに沿って取りまとめる予定の新たに実施する対策につきましては、必要に応じて補正予算などの措置を講じていきたいと考えております。

次に、国の補助メニューにつきましては、例えば手荷物配送スキームを通じた手ぶら観光の推進や観

光スポットや周辺エリアの混雑状況を可視化し、リアルタイムで配信する取組、マナー啓発コンテンツの整備、観光が地域にもたらす恩恵を地域住民に対して周知する取組などを総合的に支援する令和6年度観光庁関係補正予算のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業が挙げられます。

次に、ＪＲ南小樽駅周辺の道路の冬期間における対応につきましては、観光に配慮した除排雪路線として位置づけた通称三本木急坂は車道の排雪時に歩道の雪をかき出しすることとし、南小樽駅から入船に下る道路は、通常より幅広く排雪することを基本とし、対応しております。

しかしながら、市内全域に短期間で大雪が降った場合や、暖気の影響などにより、対応に遅延が発生していることから、今後どのような対策が可能か検討してまいりたいと考えております。

次に、堺町本通線の歩道人力除雪班による作業につきましては、大雪後の２月３日から２月２３日時点までの出動回数は１２回であり、主な作業といたしましては、歩道の段差解消や砂散布などを行っております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第４項目めの質問に入ります。

（「議長、１７番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） １７番、面野大輔議員。

（１７番 面野大輔議員登壇）

○１７番（面野大輔議員） 前市長に対する求償金請求事件に係る経過等について伺います。

令和５年３月２７日に訴状を提出されてから約２年が経過し、これまで口頭弁論の機会が２度、証人尋問が１度行われました。

初めに、令和５年７月４日に行われた１度目の口頭弁論での市の主張と相手側の主張はどのようなものだったか、御説明ください。

次に、令和６年１０月８日に行われた証人尋問に出廷された人物と、その証言内容について概括的に御説明ください。

次に、２度目に行われた令和６年１２月１０日の口頭弁論では、市の主張と相手側の主張に１度目と変わった点があれば、その内容を御説明ください。

次に、この裁判の内容は公表されているのか、また今後されるのかどうか、説明をお願いします。

最後に、２月２５日の判決を受け、裁判費用は原告である小樽市が負担することと記されていますが、第一審で負担した裁判費用の総額と内訳について御説明ください。

このたびの判決としては、前市長の行為が国家賠償法第１条第１項の違法とは認められず、また、故意や重過失も認められないため、市が前市長に求償することはできないというものであります。

他方で、前市長は観光船事業計画に関心を持ち、市の許可を得るほうへ動くために、港湾行政に関する情報を収集し、産業港湾部港湾室の不許可方針に対して、難色を示すなどの働きかけを行ったこと、市の訴えは退けられたものの、前市長が全く関与していなかったわけではなく、一定の影響力を行使しようとしたことは認められています。

つまり、許可に対する意思決定プロセスにおいて、明示できた証拠だけでは、前市長の言動が決定的な要因とは認められず、故意や重過失を断ずるに足るものではなかったということでもあります。

この後の対応をどうするのか、市の判断はこれから検討されることと存じますが、当時から議会でも多くの指摘をしてきた身としては、故意や重過失が認められない点については、大変じくじたる思いであることを申し述べたいと思います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、前市長に対する求償金請求事件に関わる経過等について御質問がありました。

初めに、1度目の口頭弁論での市の主張と相手側の主張につきましては、市側は前市長が観光船事業に関する許可等が違法なものであることを認識しながら、産業港湾部港湾室の不許可の方針に反対し、故意に違法な許可等を導いたものであるということ。また、仮に違法性を明確に認識していなかったとしても、僅かな注意を払っていれば、容易に違法性を認識することができたことから、前市長には重大な過失があるということを主張したものであります。また、相手側は港湾室からは不許可の方針が示されていないということ、自分は観光船事業会社に協力すべきとする姿勢を示したことはないということが主な主張であります。

次に、証人尋問に出廷した人物とその証言内容につきましては、市側からは当時の産業港湾部参事、当時とその前任の港湾室管理課長の計3名が出廷し、港湾室が示した強化の方針に対し、前市長から反対の意向が示されたために、許可せざるを得なかったということなどを証言しております。相手側からは、前市長と当時の観光船事業会社の取締役の2名が出廷し、前市長は港湾室からは不許可の方針が示されていないということ。また、自分は不許可に反対の意向も示していないということなどを証言しております。

次に、1度目と2度目の口頭弁論における主張の変化につきましては、両者とも主張自体に変わりはなく、最後となる2度目の口頭弁論では、裁判の中での相手方の主張に対する反論をした上で、改めてそれぞれの主張を述べております。

次に、裁判の公表につきましては、通常裁判所が裁判の内容を公表することはなく、この裁判についても公表はされておられません。今後も公表されることはないと考えられますが、民事訴訟法に基づき、訴訟記録の閲覧を裁判所に請求することは可能であります。

次に、第一審の裁判費用につきましては、弁護士への着手金約203万円と訴訟手数料等の約22万円で、合計約225万円であります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

○17番（面野大輔議員） 何点が再質問させていただきます。

まず、臨時財政対策債が皆減となった影響についてお答えいただきましたけれども、普通交付税の中に算定されているということで、令和5年度は約2億円で、少し前になると平成26年度が約22億円とかということだったのですが、近年減少傾向ではあるものの、今回皆減となったその分はどのぐらいで試算されて地方交付税の中に盛り込まれているのか、国で示されている根拠みたいなものが何かあればお聞かせいただきたいのが、まず1点です。

次に、個別事業の中で、おやこの集いの場整備事業費について伺います。この拠点を整備するに当たって、利用者等への要望については、ニーズ調査、それからアンケートを過去に行っていたということだったのですが、その調査内容はどのような形で拠点整備に生かされるのか、今のところ何か想定があればお聞かせいただきたいです。

次に、放課後児童クラブ運営業務委託についてですが、公募型プロポーザルに応募された件数が1件

ということで、残念な結果だと受け止めました。やはり公募型プロポーザルの目的の一つとしては、公正な競争を通じて最適な事業者を選定するということですので、もちろん1者とはいえ、審査を厳正に行われたとは思いますが、やはり公正な競争という部分では欠けていたのかという印象を受けたので、市としては多数の事業者に来てほしいという多分理想、希望があったとは思いますが、1者のみの応募となった要因について何か分析されていたら、御説明をお願いいたします。

次に、地方就職学生支援補助金の中で、私の要望として、奨学金の返還支援制度の導入、企業が増えるように、市としてもいろいろと御検討していただきたいです。やはり認知が進んでいなくて、進めたいというような答弁だったと思うのですが、やはり今まで進めなかった理由ももちろんあるでしょうし、では、今後どうやって進めていくのだという具体的な取組の方法とかもあると思うのですが、現在のところ、その辺は考えられているのか、お聞かせください。

次に、オーバーツーリズムについて、今年度中に取組、対策を決めて、足りなければ来年度補正予算で組んでいくということで、一緒に国の補助メニューについても御紹介いただいたのですが、まず令和6年度の国の補助メニューを御紹介いただいた中で、市としてはそれに手挙げ、申請されていたのか、またきつと令和7年度においても同様の補助メニューが国では用意されると思うのですが、次年度に向けてはそういった申請をする検討はされるのか、その点についてお聞かせください。

あとは、前市長に対する求償金請求事件に係る経過等について、一旦区切りというか、判決が出たということで、私が確認させてもらったペーパーでは、A4、1枚で判決内容が書かれていまして、実際にこれからも公表はされず、請求すれば裁判記録が見られるということです。やはりA4、1枚で、さすがに私も素人なものですから、ここから先、争うのか、争わないのかという判断が正直全く分からない状態です。

言い方は少し失礼かもしれませんが、あの判決内容だけで、なかなか議会の意見だったり、市民の意見だったりというのを受けていくのは、多分これから難しいのかと思うのですが、今後の争う、争わないの判断というのは、いつまでに判断すべきことなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再質問にお答えいたします。

裁判の関係についてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、争うか、争わないか、つまり控訴するかどうかということの判断についてですが、近い時期に判断させていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（柴田健治） 面野議員の再質問にお答えいたします。

臨時財政対策債の額の根拠は、答弁の中にもありましたが、本来、普通交付税として交付すべき額のうち、国の財源が足りなくて、地方に交付できないという額になります。なので、国の財源不足額というのは、その時々で変わってまいりますので、以前はかなり大きな額を各自治体が臨時財政対策債を発行するというようになっておりましたが、近年、国の税収が上がってきたという状況が続いていて、その財源が国で確保できる状況になっているということで、令和7年度については、臨時財政対策債の発行がゼロでよいとなったものですから、根拠といいますと、なかなか難しいのですが、国の財源がきつ

ちりできているという状況での発行額ということになると思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 面野議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目が奨学金返還支援制度の利用企業が少ないということで、増やしていきたいということなのですが、これまでも市内の経済団体を通じて周知については努めてきたところではありますけれども、同様に経済団体に改めて、周知依頼をするとともに、そこからさらに一歩進んだ周知依頼といえますか、やり方については、例えば直接、何か説明する機会を設けていただくということも含めて考えていきたいと思っております。

もう1点、オーバーツーリズムの補助金の関係です。まず令和6年度の国の補正予算の補助申請につきましては、現在、協議会で対策内容を協議しているところで、申請に向けて準備を進めているというところではあります。

それから、令和7年度についても、対策に対する補助メニューは確認しておりますので、今後また開催される対策協議会の中で必要な対策が出てくれば、当然申請についても検討していきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 面野議員の再質問にお答えいたします。

おやこの集いの場整備事業に関するのと、放課後児童クラブ運営業務委託化に関する二つについてお答えいたします。

まず、おやこの集いの場のアンケート等の内容をどのような形で反映されていくのかという御質問かと思っております。おやこの集いの場のアンケートの中では、どんな空間を求めるかですとか、どのようなサービスを期待するかという項目がございました。そういった回答と、おやこの集いの場を整備しようとしているウイングベイ小樽の中にも、子供の遊戯施設が2か所ほどございます。それから、連携のところでもお話ししました済生会小樽病院との関係もございまして、そうした民間事業者ともどのような空間にすべきか見交換も徐々に行っておりますので、アンケートの結果とそうした事業者の御意見も踏まえながら、今後、整備していきたいと考えております。具体的には、こういった空間、こういったサービスというのは仕様書に盛り込んで、プロポーザルにかけていきたいと考えております。

それから、放課後児童クラブ運営業務委託化に関して、プロポーザルで1者のみであったと、どのような理由なのか分析されているかということなのですが、明確な分析を実はまだしておりません。改めて考えますと、やはり市内に二十数か所ある放課後児童クラブ、それから、そこで働く百数十名の支援員等について、面倒を見ていただく形になります。そうした施設ですとか、人員を管理、監督できる放課後児童クラブといった運営をやっていく専門的な知識や経験を持つ事業者というのが非常に限られる中で、結果として今回手挙げしていただいたのは1者だったのか考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時41分

再開 午後 7時05分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第12号については、先議いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議案第12号小樽市一般会計補正予算について討論します。

この予算案は、除排雪予算を2億円追加するものです。先ほど市長から答弁がありましたが、今年は1月に雪が降らず、1月末からの大雪で積雪が一気に増えました。1月28日で積雪28センチメートルが2月3日には103センチメートルに増加、その後落ち着きますが、2月19日には117センチメートルになりました。まだ対応が遅れている部分があります。その一例を紹介いたします。

2月13日に、この補正予算についての説明が会派にありました。このときに、私は住ノ江地域の排雪予定について建設部に聞いたところ、来週には入りますとの返事がありました。信じて、期待して待っていました。翌週、まだ排雪に入っていないので、再度聞いたところ、国道の上は排雪したとのことでした。病院がある私の要望箇所については、繰り返し聞いても、排雪は考えていないと、つれない返事です。

この路線は、とある前市長の時代に、排雪抑制の影響を受けた路線で、市長が替わってから例年2月中旬には排雪が実施され、新しい市長は違うと市長に期待の声が寄せられていたのです。ところが、今年は排雪路線Aで、除雪路線は第2種にもかかわらず、除雪対策本部は雪の状況がひどいときに除排雪に入らず、暖気で雪が解け、雪山が小さくなったからといって、排雪しないという対応を取りました。この対応は、市長が昨年第1回定例会の所信表明で、雪対策について、予防保全的に早めに作業を行い、効率的な雪対策を推進すると述べたことができていないことを示しています。

明日、私が一般質問するJR南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想でも、重点整備地区に定められている区域の道路です。ですが、繰り返し言いますが、排雪は入っていません。

この例のように、現状の除排雪は、市民要望を実施できない状況であり、さらに先日の暖気で、路面状況が悪化しているところが増えています。今後、私が紹介した例も含め、補正予算を通すことにより、市民要望に沿った除排雪が実施できることを期待して賛成するものです。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、議案第12号について、採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時10分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 井 真 美 子

議 員 佐 藤 奈 緒 美

令和7年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和7年3月5日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、横尾英司議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第37号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 一般質問をします。

初めに、児童発達支援等についてお伺いいたします。

発達障害には、自閉症スペクトラム、注意欠陥・多動性障害、学習障害などがあります。厚生労働省が発表している2022年の調査結果によると、約10人に1人が発達障害の診断がされており、発達障害と診断されるケースは年々増加傾向にあります。発達障害を持つ方が安心して社会生活を送ることができるようにするためにも、発達障害を早期に発見し支援につなげていくことが必要です。

まず、本市の状況や支援についてはどのようなになっているのか伺います。

小樽市では、子供の発達に心配があるときなどは、こども発達支援センターが主な相談窓口となっています。2019年には200件近く相談がありましたが、直近のこども発達支援センターの年間相談件数はどのようなになっていますか。また、主に相談内容はこういった内容が多いのでしょうか。

早い方は乳幼児健診、1歳半、3歳児健診のときにこども発達支援センターでの相談を勧められると聞いています。他都市では、発達相談について申込みをしても最低でも3か月から半年は待ち、長いところでは1年待ちもあると聞いていますが、本市ではどのようなになっていますか。

発達検査を受け療育が必要である場合も、保護者によっては、我が子に障害があると認めたくない、時間が経過すれば何とかなるのかもしれないと、療育を受けるための手続をしない方もいると聞きます。こうした方に対しては、どのように支援を行っているのでしょうか。

また、そうした手続をする、しないにかかわらず、療育に関わる保護者の方が安心して育児をすることができるための支援などがあればお知らせください。

障害福祉サービスを利用する際に、未就学児であれば児童発達支援を利用し、言葉の発達に遅れや心配がある子供を対象に日常生活における基本動作や、小学校への入学に向けた集団生活への適応訓練などの支援を受けることができ、学校通学中の子供であれば放課後等デイサービスを利用して、放課後や夏季休業などの長期休暇中において生活能力向上のための支援を行うことができます。

障害児通所支援の2023年度の利用状況では、児童発達支援が174人、放課後等デイサービスが281人と、合わせて455人となっています。小樽市内で通所サービスを利用されている方は、障害児通所支援の1か月当たりの利用日数が最大23日となっており、上限を超える月は仕事を早めに切り上げるなど大変苦勞し、安心して働けないといえます。

厚生労働省は、児童発達支援の利用数は各月の日数から8日を控除した原則23日としています。しかし、それぞれの子供や家庭のニーズにも配慮する必要があるため、原則として定めています。

原則は、上限日数は23日だとしても、子供の状況や家庭環境などによって市区町村が必要と判断した場合には、利用日数を増やすことは可能ということでしょうか。

上限があることで、職場の理解があるところでなければ安心して働くことができないなどの声もあります。障害児通所支援の1か月当たりの利用上限を増やすように国に働きかけることも必要ではないでしょうか。

市長は、子育て世帯の経済的負担の軽減や、切れ目のない支援の充実の一つとして、昨年4月に放課後児童クラブ利用手数料の無償化を行いました。利用されている保護者からは喜びの声がありますが、その一方で、放課後等デイサービスを利用されている方は、所得によっても違いますが、負担金は月4,600円かかり、負担軽減にならないのだろうかとの声があります。本市において、負担軽減について考えていただけないでしょうか。

障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための特別支援学級は、小樽市内全ての小・中学校で設置されています。2020年度の特別支援学級の設置状況は、小学校では54学級、143人の在籍、中学校では29学級、57人の在籍となっており、小・中学校を合わせて200人が在籍していました。2024年度は小学校で55学級、在籍数は189人、中学校で32学級、在籍数は80人、小・中学校を合わせて269人と、4年前の2020年度と比べ2024年度は69人増えています。

特別支援学級が一番多い小学校では6学級、中学校では4学級が設置されており、特別支援学級の在籍数は毎年のように増えている状況です。特別支援学級を希望する児童・生徒が今後、増えたとしても、対応することはできるのでしょうか。

次に、オーバーツーリズムについて伺います。

各地では深刻なオーバーツーリズムが引き起こされ、コロナ禍後はさらに深刻な問題となっています。公共交通の混雑、生活道路での駐車や交通渋滞、私有地等への侵入、騒音やごみ、写真撮影などのマナーに関するトラブルが多発し、地域住民の生活と安全が脅かされています。

本市では、映画のロケ地として知られる複数の場所などに国内外から観光客が多く訪れています。観光客による経済効果がある反面、写真を撮るために車道や線路に立ち入る姿が相次いで確認され、1月23日には線路内で列車にはねられ亡くなる事故も起きました。

観光客が集中することで、地域住民生活に影響を及ぼしていることが度々問題となっており、日本共産党の酒井隆裕議員も昨年の第1回定例会でこの問題について取り上げてきました。小樽市では、2月に交通事業者や警察などと対策をするため協議会を発足させたと聞いていますが、これまで本市として関係機関とどのように連携して、どのような対策を行ってきたのでしょうか。

船見坂では、道路にはみ出して写真を撮るケースや、近隣住民の敷地に入る問題が起きており、警備員を配置することになりましたが、警備員配置後の状況はどうなっていますか。

祝津にお住まいの方からは、買物や通院で小樽駅前まで行っても、小樽駅前から観光客がたくさんバスに乗るので、バスで家に帰れずタクシーを利用することもある。また、小樽駅周辺で仕事をしている方は、駅前からバスに乗れないので、南小樽駅方面まで歩き、そこからバスに乗る。また、JRも観光客の利用が多く利用しづらいなどと聞きます。

市民の方が公共交通を利用しづらい状況は、通勤や通学にも大きな影響を与えるので、対応を考える必要があるのではないのでしょうか。

小樽市は、さらに観光客増加を見込んでいますが、市民からは日常生活への心配の声が多くなってい

ます。2月4日には、小樽市の「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が文化庁の日本遺産に認定され、喜びの声が上がる一方、市民からは、さらに観光客が増えて困る場面が増えるのではないかと懸念の声も聞いています。

文化や歴史・遺産など、小樽市の魅力が広がること、そして観光を通じて国際相互理解が進むことは歓迎するものです。しかし、インバウンド需要に固執し続け、稼ぐことを第一義とするあまり、住民の生活や自然、文化財を犠牲にするような政策は見直しをするべきです。観光と市民生活の両立をしっかりと図る必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、児童発達支援等について御質問がありました。

まず、直近の年間相談件数につきましては、令和5年度にこども発達支援センターで受付した件数は118件となっております。

次に、主な相談内容につきましては、集団生活になじめない、気持ちや行動の切替えがうまくいかない、かんしゃくが強い、言葉が遅い、落ち着きがないなどの発達の遅れを心配する相談が寄せられています。

次に、発達相談を受けるまでの期間につきましては、乳幼児健診後、こども発達支援センターと保護者との間で日程調整を行います。早い方ですと2週間、遅くとも2か月以内には相談が行われております。

次に、療育の手続を行わない保護者への支援につきましては、保護者の同意を得た上で保育所等を訪問し、子供の様子を保護者と共有したり、次の健診の際に改めて相談ができる旨を助言するなどの対応を行っております。

また、手続をする、しないにかかわらず、療育に関わる保護者の方が安心して育児ができるための支援につきましては、引き続きこども発達支援センターで相談をお受けするとともに、障害のある子供を育てた経験のある親を相談相手として派遣し、面談などを行う北海道のペアレントメンター事業と連携するなど、療育が必要な子供を持つ親の不安や悩みを軽減するよう支援に努めております。

次に、障害児通所支援の上限日数につきましては、国からは支援内容の適正化の観点から通所給付決定の留意事項が示されており、その中で各月の利用上限は23日とされております。上限日数を超過する申請があった場合には、その必要性を十分に精査するとともに、障害認定審査会の意見も参考に市が判断することになります。

次に、国へ要望することにつきましては、障害児通所支援では、日常生活における基本的な動作や生活能力向上のための訓練を行うものであり、国の留意事項では、障害児の家族の就労支援や一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援などを活用することが示されていることから、本市といたしましては考えておりません。

次に、児童発達支援等の利用者負担軽減につきましては、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援では、原則としてサービス利用にかかる費用の1割を負担していただくこととなりますが、世帯の市民税課税状況に応じて負担上限額が定められております。

また、現在3歳になって初めての4月1日から小学校入学までは国による無償化となっておりますが、さらに本市の独自施策で3歳になった年度末までは利用者負担の2分の1を補助していることから、さらなる負担軽減については考えておりません。

次に、オーバーツーリズムについて御質問がありました。

まず、関係機関との連携や対策につきましては、観光客による迷惑行為への対応として、ホームページでマナーの周知や注意喚起を行うとともに、注意喚起ポスターの制作や掲示等について小樽警察署や北海道旅客鉄道株式会社などと連携しているほか、過度の混雑によるバス利用者への影響に対しては北海道中央バス株式会社と情報を共有し、バスを増便いただくなどの対策を講じております。

特に、船見坂につきましては、道路上での写真撮影による車の通行を妨げる行為のほか、他人の土地に無断で侵入する行為が発生していたことから、小樽警察署と協議し、本年1月28日から警備員3名を配置しております。

次に、警備員配置後の状況につきましては、警備員を配置したことで警察への通報も減っていると聞いており、先ほど申し上げましたような観光客による迷惑行為は抑制できていると考えております。

次に、観光利用により市民が公共交通を利用しづらい状況となっていることにつきましては、観光客の利用により一部の路線では混雑が生じ、市民に影響が生じていることや、その対策として、バス事業者が混雑時には観光地への直行便を含めた増便を実施していることなどは認識しております。

なお、今後の対応については、オーバーツーリズム対策連絡協議会における議論を通じて、観光需要の分散化など実効性のある対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光と市民生活の両立につきましては、過度の混雑やマナー違反による迷惑行為など住民生活への影響や旅行者の満足度の低下が懸念される状況が発生している中、持続可能な観光地域づくりを目指すためには、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立する必要があると考えていることから、関係機関と緊密な連携を図り、地域の実情に応じた具体的な対策を講じる必要があるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の御質問にお答えいたします。

児童発達支援等について御質問がありました。

特別支援学級を希望する児童・生徒が増えたときの対応につきましては、特別支援学級は障害の種別ごとに設置され、在籍児童・生徒数に応じ、学級数や教員数が定められており、対象となる児童・生徒が増えた場合においても、道教委の義務教育諸学校学級編制基準規則に基づいて開設することとなっておりますので、本市においても適切に対応してまいります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） 幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、児童発達支援についてなのですが、原則、利用日数の上限が23日というお話がありました。そうなのですが、やはり先ほどお話があったように、相談などがあれば市町村で判断できるということですので、それは知らないということがないように丁寧にぜひやっていただきたいと思います。

やはり、上限日数が決まっているから仕事を選ばなければいけないといった声もありまして、療育支援が大前提だとしても、現実問題、家庭によっても様々な事情というのがありますので、柔軟に対応していくためにも、そういった面から、ぜひ国に意見を上げていただきたいと思いますので、改めて答弁

をお願いしたいと思います。

特別支援学級については、種別ごとに学級数もしっかり対応していますという話だったのですが、今後もきちんと行っていたりするのかということも聞いています。特別支援学級を希望する子供たちが増えて、一人一人にきちんと寄り添った学びの実現ができないとなったら困りますので、そういった面でもきちんと今後も対応していくということでもいいのか、その点を伺いたいと思います。

あとは、オーバーツーリズムについてなのですが、ほかの議員からもいろいろ御質問があったと思うのですが、本当にバスやＪＲが混雑して利用しづらいということを市民から多数聞いています。特に、通勤・通学の方に影響が出ないように、公共交通を利用する観光客が特に多い時間帯というのを把握するのが大事ですし、対応が必要だと思うのですが、やはり住民の声をしっかりと聞いてぜひ対策につなげていただきたいと思います。

今後、対策を考えるオーバーツーリズム対策連絡協議会の中に地域住民を入れることも検討するというお話もありましたけれども、積極的に地域住民の声を聞いて、時にはアンケートを取るなどの対応が必要だと思いますので、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

オーバーツーリズムに関してお答えさせていただきたいと思っております。議員からの御指摘のように、特に、公共交通におきまして大変な混雑の状況が指摘されているわけではありますが、これらの課題につきましては、オーバーツーリズム対策連絡協議会の中でしっかりと議論をさせていただきたいと思っておりますし、昨日までの質問に対して答弁もさせていただいておりますが、オーバーツーリズム対策連絡協議会への住民の皆様の参画も今後、検討していきたいと思っており、そういった中で市民の皆さんの声をしっかりと聞いていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、持続的な観光地域づくりのためには、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立する。その必要性については、我々も十分認識いたしておりますので、しっかりと住民の声に耳を傾けながら対策を講じていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 高野議員の再質問にお答えいたします。

児童発達支援の関係で、幾つか御質問をいただきました。

まず、障害児通所の日数の上限が23日ということですが、相談があれば市で判断するということについては、周知が不足しているのではないかとということもございました。実際に相談も何件か過去にあったようですが、申請には至っていないということもございます。これにつきましては、障害者ハンドブック等に記載はしているのですが、まだ不十分な部分があるのかと思いますので、周知についてはまたいろいろ工夫して考えていきたいと思っております。

あと、療育支援の関係でもう1点、国への意見の関係でございますが、国からも原則23日と示されております。ただ、これは、その方の状況に応じて必要となれば日数を超えて支援することができることになっています。実際にそういう事例は今のところないですが、現時点では対応していくこともございます。国へ意見を上げていくことは考えてございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の再質問にお答えいたします。

特別支援学級は、子供一人一人の状況に応じて設置するものになっておりますので、希望する子供が増加したという場合においても、保護者や本人の意向を踏まえて設置してまいりたいと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） 1点だけ再々質問させていただきたいと思います。

オーバートーリズムについてなのですが、先ほど市長から御答弁がありましたオーバートーリズム対策連絡協議会の中で住民の参画を検討していくというお話で、それは本当に大事だと私は思うのです。ただ、私が気になっているのは、私にはJRやバスが混雑していて病院に通うのもおっくうになるぐらいだという話など、市民の方からかなりいろいろな声が寄せられているけれども、実際は市に対して、問合せがあまりないということがあったりするのです。だから、中には、不満とか心配事があったとしても住民からなかなか言いづらい、言えない方もいらっしゃると思うのです。

ただ、そういうことが大きくなり、観光客とのトラブル、住民とのトラブルも大きくなったら困りますし、観光客の方にもせっかく小樽市に来たのに楽しくなかったと思われるので、オーバートーリズム対策連絡協議会に参加しない住民の方に対しても、観光客が多い住宅街には積極的に大丈夫ですかといったこともきちんと聞きながらやっていってほしいということなのです。その点について、最後に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

オーバートーリズムについての御質問ですが、私どもといたしましては、たくさんの観光客の皆さんが小樽市にお越しいただくことについては歓迎すべきことだとは思っております。一方で、急速に来訪者が増えることによって、住民の皆さんとのトラブルですとかあつれきが増えていくこと、あるいは事故が起きるということは、決してあってはならないことだと思っているところでございます。

先ほど、オーバートーリズム対策連絡協議会の中に住民の皆様にも参画をいただくことについては検討していく旨を答弁させていただきましたが、市長への手紙の中でも少なからずこういった御要望なり苦情をいただいている実態もありますので、こういった形になるか今の時点でお話しすることはできませんが、いろいろな形で市民の皆さんの御意見をいただきながら、適切なオーバートーリズム対策を講じていきたいと思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 一般質問をします。

初めに、築港海岸通線への信号機設置についてです。

昨年11月、生活環境部より各議員に市道築港海岸通線の信号設置の遅延が報告されました。当該箇所への信号機設置は、2020年第4回定例会に提出された陳情を全会一致で採択され、進められたものです。その後、北海道警察本部において必要性が認められ、北海道警察と小樽市で現地確認し、具体的な設置

場所を確定させてきました。今年度予算で境界縁石設置を降雪前に完工するとの報告でしたが、まだ発注されていません。

北海道警察が設置を判断した公共性が高いこと、危険を回避する必要があることについて、私は必要性は低下していないと考えますが、市長は信号機及び横断歩道の必要性についてどのように考えていますか。

遅れる理由として、電力を供給するための電柱を新たに設置する必要があることが挙げられています。また、緊急輸送道路に指定された場合、電柱による占用が禁止になるといいます。

国の占用の禁止に関する運用指針では、信号柱その他の警察が設置・管理する物件及び街灯は電柱には含まれないものとするのとあります。警察が設置する電力を供給するための電柱は、これに該当しないのですか。

そもそも道路法第33条では、占用許可の基準として、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものと定めています。このことから、電柱を道路外に設置することは本来の措置です。仮に、電柱が倒壊しても緊急輸送道路を閉塞しない位置、例えば隣接する公園用地に電柱を設置することは考えられるのではないですか、お答えください。

緊急輸送道路に指定されるかどうかは、北海道の計画を待たないと分かりません。北海道が指定する前に設置されている電柱について、その移設・埋設等の費用は誰が負担することになるのでしょうか。指定前に設置されている占用物も道路法第37条の対象になるのでしょうか。

北海道無電柱化推進計画では、優先的に推進すべき対象道路として緊急輸送道路を明記しています。また、道路改良事業や交通安全事業、街路事業など、ほかの事業と連携して総合的、計画的に取り組むように努めるとしています。現時点の協議で、北海道警察は無電柱化により信号機の電源確保をする考えを持っているのですか。

道路管理者である小樽市が、縁石の除去など道路管理に必要な工事を実施する必要がありますが、信号機設置に係る工事等の実施責任は北海道公安委員会にあります。道路交通法第4条では、都道府県公安委員会は、信号機を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。公安委員会は、交通の危険を防止するために、必要と認められる場所には信号機を設置するように努めなければならないと定めています。また、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律でも、都道府県公安委員会が行う事業として信号機の設定に関する事業が定められています。

さらに、道路交通法第76条では、何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならないと定めているように、信号機は公安委員会以外が設置できないとなっています。また、緊急輸送道路の指定も北海道です。北海道が主導して設置を進めることを強く要請することを求めます。お答えください。

また、仮に北海道が信号機設置に係る費用負担を道路管理者に求めることがあれば、地方財政法第4条の5で定める、地方公共団体は他の地方公共団体に対し、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないことに抵触するおそれがあります。地方財政法との関係で、信号機設置に係る費用を市が負担することにはならないと考えますが、市長の見解を示してください。

次に、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想についてです。

小樽市は、2017年3月に南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し、その後、駅舎、ホームのバリアフリー化工事を実施してきました。歩道の幅員確保や誘導ブロックの設置・補修などの道路特定事業、歩行者用信号における青信号時間の確保などの交通安全特定事業が実施されてきました。

基本構想に定められている道路特定事業のうち、小樽市立病院と小樽市立病院の駐車場をつなぐ横断

歩道の部分の横断勾配の傾きについて、以前、2022年第3回定例会で質問したときは未実施でしたが、今後の予定を示してください。

冬の時期になると、傾斜がある駅前広場で転ぶ観光客を見かけます。駅前広場の改善が必要です。南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想では、駅前広場と市道住吉線の段差解消について示されています。駅前広場と市道住吉線の段差解消について、解消の時期を示してください。

南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想では、進行管理についてPDCAサイクルを活用したスパイラルアップの仕組みづくりが重要と記述しています。どのようにしてスパイラルアップの仕組みをつくってきたのか、現状を示してください。

国土交通省の基本構想ガイドラインでは、おおむね5年で分析、評価して、必要ならば見直しをしています。南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想の見直しについて、今後の予定について説明してください。

私は、JR南小樽駅のバリアフリー化については何度も質問で取り上げてきましたが、そのうちの一つに、2018年第1回定例会で南小樽駅舎の改築について質問したことがあります。当時の答弁では、約60年を経過している建築物でありますので、将来的には抜本的な改築が必要になると認識している。駅舎を改築した場合の事業費などの検討は行っておらず、市としても提示は求めているところと述べていました。当時の上石建設部長は、決して我々としまでも検討しないということではなくて、いろいろな事例等を調査・研究していく必要があると答弁しました。駅舎の改築についても、JR北海道と協議していく時期ではありませんか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、築港海岸通線への信号機設置について御質問がありました。

まず、当該箇所への信号機設置の必要性につきましては、済生会小樽病院やみどりの里とウイングベイ小樽との間の往来の利便性向上のため、また乱横断による事故の危険性を回避するため、信号機及び横断歩道の必要性は高いと考え、これまで小樽警察署を通じて、北海道公安委員会に対し、設置の要望を行ってきたところであり、現状におきましてもその考えに変わりはありません。

次に、緊急輸送道路に指定された場合の電柱の取扱いにつきましては、北海道が緊急輸送道路に指定した場合、本市は道路法第37条第1項の規定により、関係機関と協議の上、道路の占用を制限する区域に指定することとなります。区域の指定後は、電気事業者及び電気通信事業者などが新たに電柱を設置することは原則できませんが、警察が設置する信号柱や電力供給のための電柱などは国土交通省の運用指針により除外されます。

次に、公園用地に電柱を設置することにつきましては、北海道警察とのこれまでの協議の中では、道路敷地以外の土地に公安委員会の施設を設置することはできないとの回答がありました。また、北海道電力ネットワーク株式会社からも、当該箇所においては公園用地経由による電力供給は行わないとの回答があることから、公園用地への電柱設置は難しいものと考えております。

次に、緊急輸送道路に指定される前に設置された電柱の移設などにつきましては、指定前に設置されている電柱は、国の運用指針により移設などの対象になるため、道路管理者と電気事業者等が具体的な

移設時期や費用負担などについて協議するものと考えております。

次に、北海道警察の無電柱化による電源確保の考えにつきましては、これまでの協議の中では、北海道警察の費用負担により無電柱化を実施する予定はないと伺っているところであります。

次に、北海道の主導による信号機の設置につきましては、北海道警察とはこれまで設置する方向で協議を進めているところですが、信号機までの電力の供給方法について調整が必要な状況となっておりますので、引き続き速やかな設置に向けて協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、地方財政法との関係につきましては、このたびの信号機設置に係る費用負担については、これまで北海道警察と協議を進めてきているところでありますので、強制的な徴収には当たらないものと考えております。市といたしましては、今後とも地方財政法の規定に十分配慮しながら協議してまいりたいと考えております。

次に、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想について御質問がありました。

まず、小樽市立病院と小樽市立病院の駐車場をつなぐ横断歩道につきましては、8%程度の横の傾きがあり、歩行しづらい状況にあります。これらを解消するためには、横断歩道部や接続する市道大通線の大規模な改良工事、また、横断歩道の位置や信号機移設に伴う関係機関協議が必要になることから、詳細な工事内容や実施時期について改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、駅前広場と市道住吉線の段差解消につきましては、市道との高低差や駅前広場の勾配など地形的に制約があることから、現状では抜本的な対策が難しく、解消に向けては引き続き検討が必要と考えております。

次に、スパイラルアップの仕組みにつきましては、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想の進捗管理は市が整備事業の主体となる各施設管理者から進捗状況や利用者等の要望について取りまとめ、継続的な改良や向上に結びつけるため、必要があれば改善を検討することとしておりますが、現在のところ要望等はないところであります。

次に、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想の見直しにつきましては、現基本構想に位置づけられた事業において検討中の事業があることや、各施設管理者等との協議の中で新たに必要な整備が確認されていないことなどから、現在のところ見直しは予定いたしておりません。

次に、駅舎の改築につきましては、他の駅の状況を確認したところ、北海道旅客鉄道株式会社において主体的に改築の必要性を検討していただかなければならないものでありますので、今後、意見交換を行っていく中で方向性を伺ってまいりたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

○6番（小貫 元議員） 再質問をします。

まず、信号機の設置の関係で、やはり必要性が高く、変わっていないのだというのが市長の考えだと。電力を供給する電柱については、除外されるということもありました。そうなってくると、やはり北海道警察がどういう手法で設置するのかをまず第一に示すことが必要だろうと今、思っています。

先ほど協議していくということと、北海道との関係だと電力の供給方法の調整が必要で難しいところがあるという話もありましたけれども、今の法律等に照らし合わせれば、北海道の責任でいち早く設置すべきだということを市として迫っていくことができるのではないかと。そこで、市としてはいつぐらいをめどに設置を求めていくのかについてお答えください。

あと、地方財政法との関係で、費用負担について市が受け持つことはないのではないかとという聞き方をしましたけれども、協議していくということなのです。信号機の設置そのものに対して、市が費用負

担を受け持つことはないということでもいいと思うのですが、再度確認をお願いします。

あと、南小樽駅周辺地区のバリアフリー化の関係で、駅前広場と市道住吉線の段差解消については難しく、引き続き検討が必要なのだという答弁だったと思います。引き続き検討してほしいのですけれども、現状は歩車分離になってもいいし、なかなか危険な状況にありますので、これについてしっかり目標というか、目安を持って検討してほしいと思いますけれども、お答えください。

あと、スパイラルアップと基本構想の見直しの関係です。基本構想の見直しについては、現状は考えていないということだったのですが、昨日、除雪の関係で討論しましたけれども、やはり基本構想の上では重点整備地区に定められているわけで、特定事業ではないこういった重点整備地区のバリアフリー化については、どのようなPDCAサイクルを実施しているのかについてお答えいただきたいのと、見直しをしないというのであれば、特定事業の実施とか整備というだけではなくて、維持管理についてもPDCAサイクルを確立すべきではないかと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、築港海岸通線への信号機設置についての再質問についてお答えさせていただきたいと思います。

信号機の電力供給について、北海道警察が考えている手法ということでもまず御質問いただいたかと思いますが、信号機までに一つ電柱を建てるということで、埋設ではなく電柱での考えを持っていらっしゃるかと伺っているところでございます。

それと、北海道の責任で設置すべきというお話があったかと思いますが、信号機の設置自体については、北海道警察で設置していただくというのが本来だと思ってございます。今回課題になっている、そこまでの電力供給をどうするかという部分につきましては、道路管理者としての市の責任についても考えなければならない点があるかと思ってございますので、この点も含めてどうしていくかを北海道警察と協議してまいりたいと考えているところでございます。

設置の時期の見込みについてですが、設置に当たりましては、まず道路改良といいますか、中央分離帯の切り下げ、歩道の切下げ等を行わなければならないことになってございます。これについては市の負担で行わなければならないことになります。これが済み次第ということになるのですが、私どもといたしましては、できるだけ速やかに設置の準備を進めさせていただきまして、北海道警察に引き続き信号機等の設置をお願いしていくことになるかと思っております。

費用負担については、先ほどもお答えをさせていただきましたが、信号機の設置者としての責任と、道路管理者としての市の責任ということを踏まえて協議させていただきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

南小樽駅前広場と市道住吉線の段差についてお答えさせていただきたいと思います。現在、南小樽駅前広場と市道住吉線については、かなりの段差があると認識しております。この段差解消を図るためには、やはり駅前の高さと同じような高さで広場を整備しなくてはならないと。こういたしますと、やはり市道住吉線の段差は今以上に大きくなる現象が生じます。こうなっていきますと、市道住吉線から駅

前広場に下りる落差が大きくなりますので、では、人をどのように下ろしていくか。下ろすことによって、駅前広場自体もかなり狭くなるという懸念がございますので、これと併せてどういう方法がいいか。また、これに対する工事がどのぐらいかかるのかも含めて、今後、検討が必要ではないかと思っています。

こういった方策を踏まえまして方向性を定めて、今後いつを目標に整備をやっていくのか、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上石 明） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

ただいま南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を見直ししないということであれば、維持管理も含めてPDCAサイクルで管理すべきではないかという御質問がございましたが、今の構想の中では維持管理の部分が入ってございませんので、構想を見直ししないという形になりますと、この中で、PDCAサイクルで回すという形は現実的ではないと考えております。

ただ、議員の御質問のとおり、こういった形で周辺の進捗を管理していくかという部分がございますので、維持管理につきましては、改めて違う形の中で、こういった形でPDCAサイクルができるのかは今後、検討はしていきたいと考えているところでございます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

○6番（小貫 元議員） 再々質問をします。

一つは、信号機の関係で、北海道警察としては電柱を建てることを考えていて、無電柱化を考えてなくて、そのための費用負担のところで市がどうあるべきかという答弁をしているのですけれども、信号機に電力を供給するための電柱などは、信号機を管理する人が負担すべきものではないのですかというのが私たちの考えで、そこに横断歩道を造るにしても、確かに縁石を除去するのは道路管理者です。ただ、横断歩道に関わる部分は、横断歩道を管理する人が費用負担するものです。

そういう面で言えば、市がそういった信号機に関わる場所の費用負担はしないのだと明言できないところが不思議なのです。費用負担は全部、北海道でしょう。ただ、道路管理者は市であるから、どういう計画を持ってやっていくのかというのは市と相談の上進めていくというのは分かるのですけれども、信号機設置の部分の費用負担が小樽市に来るような答弁に聞こえたので、その部分はということなのか、確認したいと思います。

もう一つ、南小樽駅周辺地区のバリアフリー化の関係で、やはり駅前広場を下げなければいけないのだという答弁が今ありましたけれども、本来そうなのです。ただ、それはもう現状は難しいところが出てきているということは、もう何年もかかっている話なので、例えば市道住吉線と駅の入り口の傾斜と、駅前広場の傾斜はやむを得ないとしても、駅の入り口まではせめてバリアフリーにできるようなことも含めて、多分しばらく議論がストップしていると思うので、引き続きJR北海道とさらに協議を進めていくことをお願いしたいと思いますので、これについて答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 小貫議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私からは信号機に関しての費用負担のことでございますけれども、信号機の電力供給ということで、

電柱の場合について、初めは基本的に北海道警察から、電柱を北海道警察の費用負担でやるというお話で伺っていたところでございます。

ただ、私どもとしましては、あの辺一帯が無電柱化ということで景観上の問題などもございますので、そういう形でお願いしていた経過もあるのですが、北海道警察としては、要は埋設するものについての費用負担までは考えていないということでございます。私どもとしましては無電柱化ということでお願いしている立場ということもありますし、市道の管理者ということもございますので、その辺も含めて費用負担について北海道警察と協議させていただきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

南小樽駅前広場の段差の関係だったのですが、先ほど申しましたとおり、抜本的な解消はなかなか難しいことでございます。そういった中で、現状を踏まえまして、今後、ＪＲ北海道とも協議して、入り口までの傾斜に対してどういった解消法があるのか、模索していきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）（拍手）

○14番（佐藤奈緒美議員） 自由民主党の佐藤奈緒美でございます。

2014年にまち・ひと・しごと創生法が施行されました。それとともに、地方の活性化を目指す地方創生の取組が全国各地で行われ、政府関係機関の地方移転や地方創生交付金などにより様々な好事例が生まれましたが、10年の節目を迎え、さらに効果的に強化するべく、2024年12月に、石破首相は地方創生2.0の基本的な考え方をまとめました。本市でも、2014年以来、計画を立てて地方創生に取り組んでまいりました。

地方創生について、小樽ファンを一人でも多くすることで小樽市を強くできるのではないかと思います、質問させていただきます。

これまでも小樽市は、観光都市として全国的に非常に評価されており、昨年の市町村魅力度ランキングでは、2023年には8位まで下がった順位も再度5位に浮上いたしました。外国人観光客も増加の一途をたどり、また、昨年は修学旅行による宿泊客数も増えたことで、観光入込客数は令和6年度の上期で396万人を超えており、さらに多くの小樽ファンが誕生していくことが予想されます。

先日、日本遺産を通じた地域活性化計画についてお聞きいたしました。それによりますと、本市における2029年の目標観光客数は790万人と、コロナ禍から復活してきた2023年の761万人から約30万人増となっており、宿泊客延べ数も2023年より23万人ほど多い135万人を目標値に掲げております。

観光客数、宿泊客延べ数を本市において目標値まで引き上げるために、本市ではどのような計画を立て、どのような方法で増やしていくのでしょうか。現時点での本市のお考えをお聞かせください。

さらに、地域の文化に誇りを感じる住民の割合は、2023年の63.8%から2029年には64%に引き上げる目標を立てております。観光客を増やすことは、本市の経済循環やさらなる観光都市アピールにつながるというメリットがあると思います。ところが、観光客が増えることによって、住民からは暮らしづらくなったという声も上がっており、全国ニュースにも取り上げられております。私個人も、いかに小樽市民の皆様が従来の生活を続けられるのかは、重大な、そして重要な課題であり、市民が暮らしやすい環境の整備は至極大切と考えております。

それとあわせて、地域の文化に誇りを感じる住民を増やすこと。最近では、いわゆるシビックプライドなどとも言われておりますが、郷土への愛着度の向上はとても重要と考えます。

それを踏まえてお聞きいたします。令和5年度のアンケートについて、本市の文化に誇りを感じる住民の割合をどのように算出しているのでしょうか。調査の対象者、調査の時期、調査人数、また調査方法、アンケート項目などについてお聞かせください。

このアンケート結果について、市長はどのようにお考えでしょうか。所感をお示しください。

また、目標値を64%とした理由をお聞かせください。

地域の文化に誇りを持つ住民をどのように増やしていきますか。

先月、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が、日本遺産の認定を受けました。日本全国でも三つの日本遺産を持つ都市は、本市以外には13都市と多くはありません。炭鉄工や北前船での認定はシリアル型でしたが、このたびの認定は小樽単独の日本遺産の認定であり、市民として非常に誇らしく感慨深いものがあります。

先ほども申し上げましたが、本市では、日本遺産認定記念事業、今後6年間の地域活性化計画では、先月開催された小樽雪あかりの路と連携したPRイベントを皮切りに、今月に入り広報おたる3月号にて周知、啓発を行っております。また、今月末には市役所、小樽駅、高速道路にて横断幕による周知や、今後は関係者向けセレモニーや市民向けのフォーラムの開催なども予定されております。

先日、2月5日の北海道新聞の記事によって、市民の皆様には周知できたのではないかと思います。ところが、私の周りでも意外にまだ御存じない方もいらっしゃるようです。ですので、これからは4月にリニューアルオープンの重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店も併せて、もっと市内の文化財や文化遺産のアピールを続けることで、観光都市小樽という認知度だけではなく、文化都市小樽としての名声も高くなるのではないかと心から望んでおり、また、その実現を楽しみにしております。

日本遺産の認定と今後の取組について伺います。

例えば、比較的手軽に全国で行われているイベントに、日本遺産をはじめ、文化財、文化遺産などを巡る健康増進ウォーキングというものがあります。本市ホームページにある小樽歴史探訪散策コース「たるたび」には、8コースの探訪コースがとても分かりやすく、地図やコメント、また建物の写真やQRコードの表示もあります。市民が見ても楽しく興味が持てますので、観光客にとりましては非常に好評なのではないかと想像いたします。

それとは別に、市のイベントとして、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」のストーリーを語る上で欠かせない小樽運河をはじめ、小樽を代表する文化財を市民が巡るウォーキングを開催してはいかがでしょうか。ガイドつきで回るのか、またはスタンプラリー形式とするのか、方法は幾つか考えられますが、このたびの認定を受けたことで、雪が解けたら文化財を巡ろうとお考えの方も少なくないと思います。

市民が手軽に和気あいあいと市内の文化に触れることで、いま一度、小樽市が単独で日本遺産に認定されたことを認識し、小樽市に誇りを持つ方も増えるのではないかと考えますが、本市の見解をお示しください。

教育行政執行方針から、教育委員会では、小樽市の自然及び小樽市の歴史の活用などのふるさと教育学習を継続するとともに、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を含めた日本遺産に関する教員向けの研修講座を開催するとお伺いいたしました。これはどのような研修講座を計画しているのでしょうか。

その研修で学んだことを市内の子供たちの授業に取り入れていく予定はありますか。

市民が自分の地域をよりよく知ること、シビックプライドが高まり、より定住率が向上し、新たな住民を引きつける効果が期待できると言われており、各自治体では様々な取組を行っております。また、シビックプライドの醸成には、小・中学校での地域学習が有効的とも言われております。本市でも、教育委員会にて監修しております「わたしたちの小樽」という小学校社会科副読本があり、学年、発達に応じて教科書を補って学ぶことができる体制を整えております。

小樽市に生まれ育ったことに誇りを持つ子供が増えたら、一度は小樽市を離れてもUターン転職する可能性も増えるのではないかと私は考えます。

このほかに、市内の小学生は小樽市の歴史についてどのように学んでおりますでしょうか。

ある自治体の首長がインタビューで、外向きの情報発信を通じて多くの方を呼び込み、まちの活性化につなげるシティプロモーションを進める中で、市民こそ意識するべきだとお考えになった旨をお答えになっておりました。閉塞感の中にいる市民に、自分のまちの魅力や特徴は市民にこそ発見してもらうべきだとのこと。私は小樽市に置き換えて考えてみました。

運河や石造りの倉庫群があまりにも身近過ぎて、逆にその価値に気づかない市民も多いのではないかと思いますし、趣味のウインタースポーツを楽しみながら目の前には青い海原、その海を挟んで対岸の山々の雄姿を堪能できるスキー場など、小樽市は歴史を物語る風景や自然の美しさが融合しております。この本市の魅力は、他都市では味わうことはできません。全国にある水族館の中でも、おたる水族館のクオリティは高く、私の市外の友人は年間パスポートを持って楽しんでおります。

シティプロモーションの目的の一つに、地域住民の愛着度の形成があります。小樽市の魅力を小樽市民が再確認できることで、小樽市民としての誇りを持つ。今まさに、本市にとっては重要なことと考えます。

本市では、第7次小樽市総合計画において、将来都市像として「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽～あらたなる100年の歴史～」を掲げており、市のホームページなどで広く紹介されております。他都市では、このようなキャッチフレーズやブランドメッセージを学生を含む市民の手で策定している例がありますが、これはシビックプライドの醸成にもつながると感じております。

シビックプライドを向上させることは、地方創生にとっても欠かすことができないと考えますが、市長の見解をお示しください。

最後に、関連してお伺いいたします。

文化庁ホームページの補助金や支援制度のページを見ますと、多種多様な支援を打ち出ししております。その中には、伝統文化親子教室事業、「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業など、興味を引く事業が幾つもあります。また、別のページには、日本遺産の広報活動をされている日本遺産大使が9組、10名の紹介がされております。きゅりーぱみゅぱみゅさんやお笑い芸人のナイツさん、有名なシェフであられる三國さんなど多岐にわたる陣容です。

その中に、重要無形文化財総合認定保持者 能楽師 はやし方大倉流大鼓 大倉正之助先生がいらっしゃいます。本市には、道内唯一の能楽堂を有する小樽市公会堂があります。例えば、小樽市で人間国宝であられる大倉正之助氏をお迎えし、演舞の御披露を賜るなど、そんな大きなイベントがもし可能であれば全国的に大きなインパクトとなり、認知度が一気に高まるのではないかと思います。今後の小樽市公会堂の活用について本市ではどのようにお考えになりますか。

今後、地方創生に向けて大きなチャンスとなった日本遺産認定を受け、市民が小樽市の文化を身近に親しむことで、小樽市の歴史に誇りを持つ方が増え、また、2地域居住など移住による関係人口の増加の促進につながることを願い、この項目を終わります。

次に、本市の指定ごみ袋についてお聞きいたします。

先月ニュースになりましたが、札幌市では、2月1日より札幌市家庭用指定ごみ袋をレジ袋の代わりとして活用する実証実験を実施しております。2月17日には非常に好評で、ごみ袋が売り切れているとマスコミに取り上げられました。数年前から、このような傾向は全国的に広がりを見せておりますが、この事業に取り組む自治体が増えてきているということは、先行している自治体で市民や市にとって何かしらの効果が出ているのではないかと考えます。

この事業を実施することで、どのような効果が得られるのか、本市はどのようにお考えになりますか。

現在、この実証実験を実施している自治体はこれを機にデザインを公募して、今までの指定ごみ袋より買物時にも抵抗がないように工夫しておりますが、本市の指定ごみ袋には小樽運河とガス灯が描かれておりますので、買物時に使用することに抵抗感を持つことはないのではないかと考えます。

道内はもとより、日本全国または海外からの観光客も多く訪れる本市のごみ袋のデザインは、きっと気に入っていただけるものと想像されますし、現在のレジ袋より販売数も増えるのではないかと考えます。

先行他都市の実施状況や実証実験などを研究し、本市で取組を考えてみてはどうかと思うのですが、本市の所感をお示しください。

次は、本市のごみ処理手数料の減免についてお聞きいたします。

本市では、家庭ごみの減量を目的として有料化を実施しておりますが、減量の努力をしても減量できない事情を考慮し、子育て支援や介護支援などの観点から燃やすごみ用の指定ごみ袋を無料で交付しております。

その支援の中で、紙おむつ等の助成を受けている方々に交付されているごみ袋については、何リットルのものを何枚交付しているのでしょうか。

高齢者の方にとりまして、30リットルのごみをごみステーションまで持っていくのは大変ではないかと考えます。実際に、30リットルの袋は使い切れず、市役所に返したことがあるとおっしゃる方もいらっしゃいます。今後は、20リットルや10リットルなど小さめのサイズにしてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

このごみ袋の支援は必要な支援ですので、より市民の皆様喜んでいただける取組をお願いしたいと思います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地方創生について御質問がありました。

まず、日本遺産を通じた地域活性化計画に基づく目標達成に向けた取組につきましては、本計画では、ビジョン実現のための具体的な展開として、育成した人材活用の民間協業、磨き上げた魅力の発信、さらなる魅力の掘り起こしを三つの柱とし、日本遺産ストーリーを体感するための環境整備やストーリーを活用した周遊促進、情報発信などの取組を行う計画としております。

観光入込客数などの目標数値は、日本遺産の取組による効果だけを示すものではありませんが、これらの取組を着実に推進し、本市の魅力を高めることで観光客の誘致につなげてまいりたいと考えており

ます。

次に、アンケート調査の方法等につきましては、本調査は小樽市日本遺産推進協議会が実施したもので、令和5年10月に日本遺産をテーマに開催した謎解きイベントの参加者を対象に、QRコードを用いてアンケートを実施し、約600件の回答があったものであります。

アンケート項目では、あなたは小樽の文化に愛着または誇りをお持ちですかという問いに対して、10段階の点数で8点以上を選択した人の割合を、地域の文化に誇りを感じる住民の割合としたものであります。

次に、このアンケート結果に対する私の考えにつきましては、令和3年度から5年度までの調査結果が堅調に増加傾向にありますので、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が、候補地域になってからの3年間、認定を目指して地域一体となって取り組んできた効果が現れているものと考えております。

また、この間、市制100周年や運河100周年など本市の節目となる出来事を通じて、市民の皆さんが主体的にまちづくりに参画したことなどにより、まちへの誇りが着実に醸成されてきたものと考えております。

次に、地域の文化に誇りを感じる住民の割合の目標値を64%とした理由につきましては、小樽観光協会が策定する観光地域づくり法人形成・確立計画における令和7年度の住民満足度の目標値60%を参考とし、以降毎年1%ずつ増加する目標設定としたものであります。

次に、地域の文化に誇りを感じる住民を増やす方法につきましては、新年度に市民向けフォーラムを開催することで、市民の皆さんに日本遺産への理解を深めていただくほか、今後、日本遺産を通じた地域活性化計画に基づいて普及啓発や情報発信の取組を進めることで、まちのブランド力を高め、地域の文化に対する誇りの醸成につなげてまいりたいと考えております。

次に、構成文化財を巡る市民向けのウォーキングイベントの開催につきましては、日本遺産を通じた地域活性化計画において、小樽市日本遺産推進協議会や民間事業者が推進する取組として、モデルルートの作成やストーリー体験を組み込んだ着地型観光商品の開発などに取り組むこととされておりますので、今後これらの取組の推進に当たり、ウォーキングイベントの開催について実施主体となる協議会等と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、シビックプライドの向上につきましては、地域住民が自らの地域に誇りを持ち、愛着を感じる事が地域の活性化や人口流出の抑制など、地方創生につながるものと考えております。このため、日本遺産認定を契機として、本市の歴史や文化のほか、民の力によってまちづくりが進められてきたことを市民の皆さんに再認識していただく機会を創出するとともに、次代を担う若い世代が地域の理解を深めるためのふるさと教育など、シビックプライドの醸成に資する取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、能楽堂を含めた小樽市公会堂の活用につきましては、令和5年度には、民間において市指定の歴史的建造物である小樽市公会堂を活用し、インバウンドをはじめとする観光客を対象としたカフェやバー、ライトアップが実施されております。市としても歴史的価値を生かした活用方法を視野に入れ、近年では施設内の利便性や美観を向上させるため、内装工事や瓦屋根の改修も行ってきたところであります。今後とも、市民の皆さんはもとより、観光客の方に対しても歴史的価値を再認識していただけるような魅力的な活用方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、指定ごみ袋について御質問がありました。

まず、家庭用ごみ袋をレジ袋の代わりとして活用する取組の効果につきましては、市といたしまして

はエコバッグの利用が基本と考えておりますが、その取組の効果といたしましては、直接的にはレジ袋の削減につながることで、また、取扱いをする協力店にとっては環境問題に対する取組姿勢を示すこととなり、企業のイメージアップにつながることを考えられます。

次に、本市での取組につきましては、指定ごみ袋は1枚単位で販売しておりますのであくまでも任意となりますが、現状でもレジ袋の代用は可能となっております。札幌市では、効果検証のため、この取組を始めたと聞いておりますので、今後その有効性に関し、情報収集を行ってまいりたいと考えております。

次に、燃やすごみ用の指定ごみ袋の無料交付につきましては、基本的に新生児がいる世帯に対しては出生時に20リットル袋200枚を、介護用品助成事業対象者及び身体障害者補装具給付者に対しては、毎年1回20リットル袋75枚、30リットル袋50枚をそれぞれ交付しております。

次に、無料交付している指定ごみ袋を小さい容量に変更することにつきましては、30リットル袋を小さい容量に変更することはごみ出しの際の負担軽減につながることを考えられますが、この件につきましては、市民の皆さんからも多様な声が寄せられているところであります。また、総容量を維持することを前提といたしますと、小さい容量の袋に変更することに伴い、ごみ袋作成枚数や搬送費用の増が想定されますので、その点も踏まえ検討する必要があるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

地方創生について御質問がありました。

初めに、日本遺産に関する教員向け研修講座につきましては、本年2月に認定された「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を含めた日本遺産について、まずは子供たちの指導に当たる教員自身が本市の歴史的価値や魅力を理解することが大切であると考えますことから、本研修講座は教員を対象として、歴史的事実や背景、構成文化財などについて講義を通して学ぶことを計画しており、より多くの教員が受講することができるよう複数回の開催を予定しております。

また、本研修講座で学んだことは社会科の授業や総合的な学習の時間における探求的な活動など、子供たちへの学習指導に生かされるものと考えております。

次に、小学校社会科副読本「わたしたちの小樽」のほかに、小樽市の歴史をどのように学んでいるかにつきましては、本市では市教委が作成した教材「小樽の歴史」を活用し、市内全ての小学校で5年生の総合的な学習の時間を中心に、外部講師による講義のほか、アイヌ文化や北前船、鉄道など自らの興味・関心により決めた課題について調べ発表し合うなど、小樽市の歴史について理解を深める学習を行っております。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

○14番（佐藤奈緒美議員） 何点か再質問させていただきたいと思います。

まず一つ目なのですが、小樽市公会堂の活用についてお尋ねいたしましたが、私がホームページでこんな方もいますよということで、能楽師の先生もいらっしやったのですが、こういった日本遺産の大使をされている方々を活用したようなイベントですとか催物は、今のところ計画されているのか、お聞かせください。

あともう1点は、教員向けに日本遺産の研修講座を行うということを御答弁いただきました。学んだことを生徒たちにもアウトプットしていく御予定であるというような内容だと思われるのですが、教員

方によりまして受ける感じですか感覚というのは、ばらつきが出るような気もいたしますし、せっかくいい講座を受けましても、それが統一されて小樽市内の子供たちに受け継がれていくのかということが心配です。子供たちにアウトプットする際の研修のまとめとか、どのような内容でやるのかということや学校が独自でつくっていくのか、もしくは、教育委員会で統一したものをつくる予定なのか、お聞かせください。

3点目です。ごみ処理手数料の減免のことなのですが、高齢者の方にとりまして30リットルのごみ袋はなかなか重たくて持てないという、これはあくまでも市民の目線なのです。運用面の観点で配布する側からの御答弁を今いただけたのですが、やはり実際にそれを使っている市民の方からの御意見ということも含めてお考え直していただきたいと思ひまして、質問させていただきました。

3点についてお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

小樽市公会堂の活用について答弁させていただきたく思っております。先ほど答弁させていただきましたが、令和5年度に民間企業におきまして、小樽市公会堂を活用いたしまして様々な取組がされました。その会場に私も何度か足を運びましたし、日本国宝の能楽の小鼓奏者の大倉さんがお見えになって演奏されておりました。こういった歴史的な価値のある建物を使って、例えば松前神楽ですとか能といった伝統芸能を披露する、あるいは市民の皆さんに鑑賞いただく。また、場合によっては今クルーズ船で多くの外国人観光客がお見えになっておりますので、そういった方々に見学していただくということは大変意義深いことだと思いますし、経済効果も高まるのではないかと感じているところであります。

従来までは、市民の皆さんにいろいろな会合でお使いいただくという役割を果たしてきましたけれども、その役割に加えて、歴史的な価値を生かして観光資源として活用していくということもこれから考えていかなければいけないと思っております。そういった中で、今御提言がありましたような日本の伝統芸能に携わっている方々などをお招きして、いろいろな事業をやっていくということは、それこそシンビックプライドにもつながっていくことだと思っておりますし、今の時点でどなたをお呼びするということについてはまだ考えておりませんが、そういった視点でこれからの小樽市公会堂の活用方法はしっかりと考えていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

ごみ処理手数料の減免の関係で、30リットルの指定ごみ袋だと重たいので考え直しをということでの御質問があったかと思います。

もともと、30リットル袋の配布につきましては、今は30リットル袋と20リットル袋を分けてお届けしている形なのですが、一番初めは30リットル袋を100枚ということで始めて、令和元年度から30リットル袋と20リットル袋に変更させていただいているという経過がございます。

実際に、30リットルは重たいという声も直接担当に届いてはいるのですが、その一方で30リットルだと足りないという声も実際に届いていることもございまして、今の形を取らせていただいているということでもあります。

先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、作成枚数の増とか搬送費用の増などが想定されるということでお答えさせていただいているのですが、今実際にその辺の額がどうなるのかというところを、改めて見積りをいただきまして、その額を見ながら今後どう考えていくか、改めて検討させていただきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会が主催する研修講座は、修了後に必ず教員へのアンケート調査を実施することとしておりますので、研修講座で学んだことをどのように授業に返していくかというのは、まず受けられた教員方からの声も生かしながら教育委員会としてしっかりと把握してまいりたいと思っています。

それから、先ほど「小樽の歴史」というものの内容に、このたびの日本遺産に関わる内容、例えばニシンでありますとか北前船、鉄道と小樽港、小樽運河保存運動などの内容が記されておりますので、その内容を教える小学校高学年の教員方には参加していただきたいと思っています。それから、学校の教育課程、いわゆるカリキュラムを作成する教務主任等に参加していただくことで、学校の教育課程の編成に当たってこのような小樽市の歴史が活用できないか、検討もしていただきたいなと期待しているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 佐藤議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）（拍手）

○2番（白川貴城議員） 一般質問に入らせていただきます。

初めに、投票環境の整備について。

選挙公報の電子化、電子投票について伺います。

最近では、インターネット選挙運動によってこれまで政治に興味がなかった有権者から注目を浴びることとなった反面、行き過ぎた運動行為や真偽不明の情報が拡散するなど、選挙運動の自由を悪用する行為が問題視され、実効性のある対策が必要とされています。

選挙管理委員会におきましても、これまで様々な媒体を通して選挙啓発活動を行ってきたかと思いますが、昨年の衆議院議員選挙の開票結果から、投票率について、若年層、高齢者層にどのような変化があったか、また、それに対する見解をお聞かせください。

昨今のインターネット選挙運動から認識される課題について、本市ではどのような対策が必要と認識されているか。また、それが本年に行われる参議院議員選挙にどのように生かすお考えなのか伺います。

インターネットの利便性は、選挙運動だけでなく投票行動を促すことにも活用できると考えます。公益財団法人明るい選挙推進協会の調査によれば、有権者が最も役立つと感じている情報媒体は選挙公報とのことでした。従来の選挙公報を紙媒体で速やかに配布することも重要ですが、期日前投票利用者には忙しい日常を送る働き盛りの層も多く含まれると思われ、より速やかに情報を届けるとなれば、選挙公報の電子版の周知、利用促進も重要であると考えます。

例えば、投票所入場券に電子版選挙公報のURLやQRコードを記載する方法も考えられますが、仮に導入するとした場合、どのような工程を経て実現できるのか、また、それに係る費用はどれくらいなのか、お示してください。

政治に関心の低い層や、さきにも挙げた忙しい日常を送る働き盛りの層であっても、容易に立候補者に関する情報を収集できるよう、インターネットを活用して立候補者情報を一元的に取得できる仕組みは重要であり、導入を検討していただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

他市でも選挙に係る電子化を進めており、紙の投票用紙を使用する代わりにタブレットなどの電子端末を利用して投票する電子投票が、昨年12月に大阪府四條畷市の市長選挙、市議会議員補欠選挙で実施されました。期日前投票の期間も含め、投票所の記載台には専用のタブレット端末が置かれ、有権者はタッチペンを使って画面に表示された候補者名を選び1票を投じるものでした。

投票先は、端末ごとに外付けされたUSBメモリーとバックアップ用のSDカードに記録されます。また、二重投票を防ぐため、1度投票が終わるごとに画面にロックがかかる仕組みです。そして、投票所の担当者がパスワードを入力してロックを解除し、次の有権者を案内する流れとなります。実際に電子投票を済ませた70歳代の女性は、候補者名を書くよりも簡単にできたと語っていたそうです。

このように、電子投票は投票と開票、集計の一連の作業を電子端末を用いて行えるのが特徴となっています。開票作業の効率化や書き間違いなどによる疑問票、無効票の解消、手書きが困難な有権者の投票を容易にするといった利点があります。投票所に足を運ばずにインターネットを経由して投票を行うネット投票とは異なりますが、将来的にその実現に向けてこの技術は不可欠となるのではないのでしょうか。本市でも電子投票を視野に入れた投票所の整備の検討をされてはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、期日前投票所の増設について伺います。

高齢者に限らず働かれている有権者の方も、仕事などの都合から期日前投票の必要性が増しているものと考えます。令和5年第2回定例会では、さらなる期日前投票所増設の検討状況について伺いましたが、さらに増設となると、場所、人件費、システムの観点から検討はしていないとのことでした。

一方で、令和4年6月の参議院議員選挙、令和5年4月の統一地方選挙の実施に当たり、大手小売業者のイオンは全国130店舗以上の商業施設に期日前投票所や当日投票所を設置しました。投票率向上に向けた課題に関する調査研究の報告書によれば、期日前投票所は役所や支所、ショッピングセンター等に設置される例が多く、通勤・通学や買物のついでに投票することが容易となるため、投票所に行く負担が減るとのことです。

期日前投票者数及び利用率は伸びており、今後も期日前投票の需要が見込まれるため、期日前投票所の拡充も重要な取組となります。投票期日に台風直撃などの災害発生が予見される場合における投票機会の確保や投票率の低下を抑制する効果も期待できます。

投票所へのアクセスのよしあしが、投票行動に大きな影響を与えており、期日前投票所の増設は投票率向上の有効な手段の一つと考えられますが、これについて、我が党の議員が以前質問した平成25年、平成28年当時とは状況もかなり変化しております。改めて見解をお聞かせください。

本市では、昨年12月から順次、市役所機能の一部をウイングベイ小樽に移転しております。仮にウイングベイ小樽やイオンの中に期日前投票所を開設した場合、塩谷サービスセンター、銭函サービスセンターと同様に2日間と仮定して、場所に係る費用は概算でどれくらい必要なのか、ウイングベイ小樽内の市役所機能を一部移転したフロアで、期日前投票所を増設する際の場所に係る費用との差はどれくらいなのか、お示してください。

また、その差から市役所機能を一部移転したフロアでの期日前投票所の増設について、場所の課題はクリアできると考えますが、見解をお伺いします。

これまでに可決となった公共施設等再編関連予算には、ネットワーク配線工事等も含まれており、過去の答弁でもあった本市の選挙システムとのネットワークに接続するための回線工事の了解を得られたとしても、その維持や管理には選挙時以外にも多額の費用を要するという課題をクリアできているものと考えますが、これについての見解をお聞かせください。

ここまでお聞きしたことから、ウイングベイ小樽内の市役所機能を一部移転したフロアへ、さらなる期日前投票所の増設を実現していただきたいと提案しますが、見解をお聞かせください。

投票所の数は全国で減少傾向にあります。平成15年に制度創設された期日前投票所の数及び平成28年に制度創設された共通投票所については、共に増加傾向にあるとの調査結果がありますが、本市での人口分布や地形の問題もあるかと思いますが、今後の投票環境の整備についてどのように進めていくのか、お考えをお示しください。

次に、子供の夢を応援する事業について伺います。

小樽市教育推進計画の基本理念に、「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」とありました。児童・生徒が自ら描いた夢や目標に向かって挑戦することは、主体的行動につながり、その過程でいろいろな学びや気づきがあるものと考えます。そこで個性が磨かれ、自身の能力を伸ばすきっかけとなります。

また、周りの応援や協力があることによって、自分だけでは経験することができないより広い、より深い可能性を開くことにもつながるので、その機会を与えてくれた応援者、協力者への感謝の気持ちが生れます。そして、支えてくれる周りの人たちのように、自分も次の世代を支えていきたい、恩返しをしたいという思いに立った人材に成長していくのではないのでしょうか。それが可能なまちであれば、そのまちに誇りを持ち、そして、その延長線上には自分が育ったまちに対する愛、ひいてはシビックプライドにつながり、まちのさらなる活性化につながると考えます。

また、現在、市で取り組まれている、おたる子ども未来塾では、目標に向かって努力することを学習という形でサポートしており、非常に素晴らしい取組であると思います。いろいろな可能性、様々な使命がある子供たちは、みんな平等に希望を持っていいはずです。それが難しい境遇にある子供たちをしっかり支えていることは、その子供たちの可能性を広げ、豊かにし、そして社会で活躍することで社会も豊かになると考えます。おたる子ども未来塾に通われた方の感想や、これまでの取組の成果があればお示しください。

現在までに認識されている課題と、それについてどのような対策を進める予定があるのか、お聞かせください。

この事業は、こども未来部の所管だと思いますが、事業の実施に当たり市教育委員会はどのように関わっているのか、お聞かせください。

小樽市教育推進計画の八つの目標、32の施策項目を実践していく中で、例えば、次の世代を担う児童・生徒について具体的に目標ができましたとなったときに、どのような応援をしているのか、現在、実施している事業などがあればお聞かせください。

具体的にできた目標や夢を支援することも、本市を盛り上げる大きな意義があると考えます。児童・生徒を含め、若者が将来の夢を実現するためのチャレンジを応援する自治体があります。それは、自治体として助成金を支給して夢へのチャレンジを後押しするという取組です。この取組は、近隣自治体では北広島市で事業として行われ、平成28年度の事業開始に伴い詳細について市民や報道機関の問合せが

あるなど、大きな注目を浴びました。

この事業は1人50万円の予算で、年間3人の夢を実現させるというものでした。夢の内容も様々で、バレリーナになるための海外への短期留学や、落語家になるために浅草でプロの落語家から指導を受けたり、JAXAで宇宙に携わりたく北海道大学で勉強したりと、平成31年度まで4年間続けられ、多くの夢を実現してきた事業です。

この事業には、夢を実現したいと考えるたくさんの児童・生徒の皆さんから応募があったとのことでした。1次選考では、自身の将来の夢とその実現のためにチャレンジしたいこと。そして、チャレンジの実現に必要なだと思うことを応募用紙に記載し、内容が具体的で積極性や現実性があるのかを審査し、10件程度に絞られ、2次選考では応募者本人の言葉で夢やチャレンジを述べ、審査員がその思いを伺う選考会を行い、その中からその年度の代表として3件が選出されます。

選ばれた応募者に対し、チャレンジの実現に必要な人、もの、お金などを市がつなぎ合わせ、応募者やサポートしてくれる方と何度も話し合いながらチャレンジの実現に導きます。そして、チャレンジの実現後、多くの方に向けた報告会で体験や経験の成果を応募者本人から報告する流れとなっております。

応募する児童・生徒の皆さんに対しても、自分の夢をかなえるために企画を立てることや、それを第三者にプレゼンすること、そして、チャレンジを終えてから報告してもらうこと、この一連を見ても、社会で活躍するための貴重な経験になると考えます。また、この経験は国語をはじめ、学力の向上にもつながると考えますが、見解をお聞かせください。

市長が示す重点公約では「子どもたちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進めます」とありますが、文化・芸術・スポーツに取り組む児童・生徒の活動を支援し、先ほどの公約を実現するための環境づくりを進めることで、その子供たちがどう成長してほしいか、市長の思い、考えをお聞かせください。

また、子供の夢を応援することが先ほどの市長の重点公約の実現につながるとは思います。これについても考えをお聞かせください。

将来の小樽市が、いろいろな可能性を実現できる魅力あるまちにするために、この子供の夢を応援する事業をぜひ本市でも実現するべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、行政評価について伺います。

平成26年度から本格的な実施となった本市の行政評価ですが、よりよい仕組みとなるようにこれまで実施、議論、改善がなされて今日に至っていると思います。この行政評価について、市長の過去の議会答弁では、行政ニーズの多様化により、選択と集中の観点から限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指していくことであると認識しているとの内容でした。

行政評価を実施することで、現在進めている施策の効果や事業の妥当性を確認でき、事業の見直しや改善へつなぐことができ、その先に市民満足度の向上があり、重要な取組であると考えますが、令和5年度の行政評価については公表されておりませんでした。このことについて以前、問合せをしたところ、その理由として第7次小樽市総合計画基本計画の中間見直しを進めているために、行政評価を行っていないとのことでした。なぜ、基本計画の中間見直しをすることで行政評価の実施ができなくなるのか、理由を含めて御説明ください。

実施しないことをいつ決定したのか、実施しないことについて、議会や市民へのアナウンスなどはあったのか、お聞かせください。

行政評価が実施されていなかったこのたびのケースで、第7次小樽市総合計画基本計画に設定した指標の推移などから、施策の効果や施策を構成する事業の妥当性の点検はどのように行われるのでしょうか。

か。また、事業の見直しやPDCAサイクルにどのような影響が現れるのか伺います。

過去にも、平成30年度から令和2年度までの期間、行政評価を中止しておりました。その間、原部、原課での事業の評価・点検については、第7次小樽市総合計画の策定のときに各部において施策を検討する際に実施しているほか、毎年度の予算要求時などに各部において行うよう努めていたと過去の議事録でありました。令和7年度の各事業についてはいかがでしょうか。評価・点検について、どのような方法で進められたのか、お聞かせください。

平成30年第3回定例会において、行政評価と一体となった小樽市総合計画の運用の仕組みについての説明で、第7次小樽市総合計画では何を行ったかよりも、どのような効果がもたらされたのかという成果を重視するため、行政評価を前提として施策の効果を的確に図ることができる指標を設定するとともに、行政評価でその指標を用いて施策の点検を行うことにより効果がどの程度発揮されたのかを把握し、その後の施策の進め方に生かしていくという仕組みを考えているものでありますとありました。このお考えについて変化はないか、お聞きします。

変化がない場合、行政評価が実施されていないことについて、行政評価を実施する上で基づくとされる四つの視点は、どのようにフォローされているのでしょうか。四つの視点の内容をお示しいただくとともに、そのフォローについてお聞かせください。

そして、今回質問するに当たり、私自身が議会で行ってきた行政評価に関する質問と御答弁を見返してみると、令和6年第3回定例会で、行政評価のPDCAサイクルの期間についての妥当性を質問した際、本市の行政評価では主に施策の進捗状況を点検しており、施策の効果が現れるには時間を要することから、おおむね妥当なものと考えておりますとの御答弁でした。PDCAサイクルに要する期間については理解できたものの、本市の行政評価が主に施策の進捗状況の点検なのであれば、第7次小樽市総合計画の進捗状況についてという資料で完結してしまうのではないのでしょうか。

第7次小樽市総合計画の進捗状況についてという資料、行政評価調書のそれぞれの位置づけと、それぞれが持つ役割について御説明ください。

行政評価について、小樽市自治基本条例の第22条では、「市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。」とあります。また、第22条第2項には、「市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。」とあります。行政評価が行われていないことで、市民への公表は第7次小樽市総合計画の進捗状況についてという資料を確認するほかないと思います。

公表される行政評価の中で、行政サービスの向上など市民生活にどのような効果が出ているかも市民にしっかりと示すことが大切であると思いますが、行政評価調書や第7次小樽市総合計画の進捗状況についてでは、そのことが示されているのか伺います。

行政評価を行う目的について、市のホームページでどのように公表されているか、お示してください。また、市長が思う行政評価を実施することの意義、行政評価が現状の市政運営、行財政運営に生かされているか、見解をお聞かせください。

第7次小樽市総合計画の見直しがなされたことから、今後、行政評価が再開されるものと思います。これまでに、我が会派の秋元議員が、行政評価がよりよいものとなるよう様々な提案を行ってきました。今後の行政評価について、いつ再開するのか、そして、先ほど挙げた四つの視点に基づいて進めていくことを引き続き行っていくのか伺います。

また、現在までに認識している課題と、それについて今後どのように対応、改善していくのか、お聞かせください。

最後に、お悔やみ専門の窓口について伺います。

令和7年1月7日の小樽市長記者会見にて、お悔やみ専門の窓口について言及されておりました。市民の方の声からその必要性を認識していただき、新年度に開設するという事で先日、議会に報告があり、大変ありがたく思っております。

何とか新年度に開設を間に合わせたいとのことでしたが、新年度まで1か月弱となっておりますが、開設に向けて市民の皆様への周知はどのように行っていくのか、お示してください。

記者会見では、相続の問題をはじめとする終活に対しても触れておりました。終活のサポートについても、令和6年第1回定例会で私が質問させていただき、また、相続については空き家問題を通して令和6年第3回定例会で質問させていただきました。相続の問題をはじめとする終活となれば、空き家問題なども含めての総合的な窓口となるのか、可能な範囲で対応業務についてお聞かせください。

総合的に対応できる窓口となることから、逆にお悔やみや終活に関しての窓口であることが分らなくなるようなことは避けていただきたいと思います。広く市民に認知されやすい窓口としていただきたいと思います。この点について、どのように進めていくのか、お伺いいたします。

このおくやみ窓口、終活については、私が質問させていただいて以来、今日に至るまで多くの市民の方から期待や実現を望む声が寄せられてきました。引き続き、市民の皆様の期待に応えていただきたいと思います。開設に向けての市長の思いをお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供の夢を応援する事業について御質問がありました。

まず、おたる子ども未来塾への感想やこれまでの成果につきましては、令和6年3月に行ったアンケートにおいて、生徒からは、前よりも勉強へのやる気が出るようになった、分からないところがすぐ理解できて勉強が楽しく感じるなどの感想や、保護者からも、親切、丁寧に子供のペースに合わせて学習を進めてもらってありがたいなど、おおむね肯定的な感想をいただいております。

また、これまでの成果につきましては、令和2年度以降に参加した中学校3年生の生徒が、志望校に全員合格という大変うれしい報告をいただいているほか、令和6年3月には高校3年生の参加生徒が希望する大学に合格し、進学するなど、子供の未来を応援する事業として一定の成果を上げることができているものと認識いたしております。

次に、おたる子ども未来塾の課題等につきましては、令和5年2月に実施した中学生の子供を持つ市内の独り親家庭を対象としたアンケートでは、会場について、住んでいる地域での開催を望む声や、自宅から通うのが難しいとの声が一定数寄せられており、会場が市内中心部の1か所しかなく、住んでいる地域によっては参加しにくいことが課題であると認識しております。このため、住んでいる地域にかかわらず、参加を希望する生徒が参加しやすくなるように、開催場所や実施方法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会との関わりにつきましては、経済的に困りの世帯を対象としている事業の性格上、直接的な関わりはありませんが、委託事業者の選定に当たり、学習支援の要素を適切に評価するために、教育委員会の職員も選定に参加しております。

次に、子供たちの成長に対する思いにつきましては、学校内での学びに加え、文化・芸術・スポーツなどに接する機会を通じて豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進め、子供たちが興味や関心を持つことでそれぞれが夢を見つけ、その実現に向けて挑戦してほしいと考えております。また、子供が夢を実現しようとする思いを応援することは、この公約の実現に資する取組であると考えております。

次に、子供の夢を応援する事業につきましては、本市におきましては、学校内での学びのほか、子供たちが可能性を広げられるように、文化・芸術の分野では小・中学生を対象とした札幌交響楽団のコンサート鑑賞、スポーツの分野ではプロ選手との交流など一流と触れ合える機会を設けております。また、中学校の部活動におきましては、拠点校方式を導入し、種目の拡大により多くの生徒が希望する部活動を選択できるように取り組むなど支援を行っており、こうした事業を継続し拡充することで子供たちの豊かな感性が生まれ、可能性を引き出すことにつながるものと考えております。

次に、行政評価について御質問がありました。

まず、行政評価の休止理由につきましては、第7次小樽市総合計画の中間見直しでは、行政評価における評価基準となっている指標についても見直しを行うこととしたため、行政評価は行わなかったものであります。

次に、休止の決定時期とそのアナウンスにつきましては、令和4年11月に第7次小樽市総合計画の中間見直しを行う令和5年度、6年度の行政評価の中止を決定し、市議会には令和4年第4回定例会で報告しております。

次に、行政評価休止中の対応と影響につきましては、休止中は施策の効果や施策を構成する事業の妥当性の点検は行っておりませんので、この間、行政評価に基づく事業の見直しのタイミングが遅れることになるものと考えております。

次に、令和7年度の事業の評価・点検につきましては、予算編成作業において、各部から事業の必要性の検証や費用対効果の観点での意見を求めた上で見直しなどを行うよう努めたところであります。

次に、行政評価の考え方につきましては、行政評価で指標を用いて施策を点検し、その後の施策に生かすという考え方は基本的には変わりありませんが、指標の推移のみで施策の効果を的確に把握することの難しさも感じているところであります。

また、四つの視点につきましては、第7次小樽市総合計画の各施策の効果的・効率的な推進、目標管理型・成果志向の市政運営の推進、事業の見直しやスクラップアンドビルドなどの改善に対する職員意識の醸成・向上、市民意見の反映と市民への説明責任の確保としており、行政評価の休止中は指標の推移の把握や個別の事業の見直しなどで一定程度フォローされているものと考えております。

次に、行政評価調書と昨年公表した第7次小樽市総合計画の進捗状況の位置づけ等につきましては、行政評価調書は小樽市総合計画のチェックの役割を担う行政評価の結果を表すもので、令和4年度の調書では、指標の推移の評価とその改善に向けた事業の方向性の検討結果等を示しております。

第7次小樽市総合計画の進捗状況につきましては、主に指標の推移を示すことにより総合計画の進捗の報告を行うものであります。

次に、市民生活への効果を示すことにつきましては、第7次小樽市総合計画の進捗状況は行政サービスを享受した人数などを、行政評価調書は、これに加えて施策に関する市民意識を記載しており、それをもって市民生活への効果が一定程度読み取れるものであります。

次に、行政評価の目的と意義につきましては、市のホームページにおいて、行政評価の目的は「限られた行政資源を効果的に配分し、効率的な市政運営を目指すこと」と示しております。

また、行政評価の意義は、総合計画の各施策の効果的・効率的な推進を図ることや、事業の改善に対する職員意識の向上などであり、評価結果は市政運営に一定程度生かされていると考えております。

次に、今後の行政評価につきましては、令和7年度の再開に向け、先ほど申しあげました四つの視点を基本に改めて評価の在り方を検討するとともに、指標による的確な効果測定の難しさや、御指摘のありました市民生活への効果の示し方などを課題として、適切な評価の手法と公表の仕方について検討してまいりたいと考えております。

次に、お悔やみ専門の窓口について御質問がありました。

まず、開設に向けての周知につきましては、今後、市のホームページへの掲載等により市民周知を図るとともに、リーフレットの配布等により窓口の活用について案内してまいりたいと考えております。

次に、おくやみ窓口での対応業務につきましては、おくやみ窓口では親族などが亡くなった際に必要となる43種類の手続のうち、各種被保険者証の返還や市道民税納税通知書の送付先変更など、23の簡易な手続についてワンストップ化を図ります。また、年金の手続や未納の保険料がある場合などの専門的な対応が必要となる20の手続や、終活や空き家などの相談については窓口でその内容をお伺いした上で、その内容に応じ担当課や関係機関へ御案内することとしております。

次に、広く市民に認知しやすいおくやみ窓口の設置につきましては、おくやみ窓口は本庁舎別館1階に開設する予定であり、案内表示板の設置のほか、今回のおくやみ窓口設置に合わせ、おくやみガイドブックを作成いたしましたので、先ほど申しあげましたリーフレットと併せ、広く市民の皆さんに認知されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、おくやみ窓口の開設に向けての思いにつきましては、おくやみ窓口は親族の方が亡くなられた際、何の手続をすればよいか分からない、どこで手続をすればよいか分からないといった市民の皆さんの不安を解消する窓口として、議会議論も踏まえ設置することとしたものであります。

一方で、今後の窓口の在り方につきましては、DXの推進も含め、書かない窓口、さらには市役所に来なくても手続ができる体制の構築が不可欠になるものと考えております。今回のおくやみ窓口にとどまらず、引き続き市民の皆さんの利便性の向上に向け、窓口の在り方の検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 白川議員の御質問にお答えいたします。

子供の夢を応援する事業について御質問がありました。

初めに、児童・生徒の目標を応援する事業につきましては、現在、市教委では児童・生徒の目標を応援する具体的な取組は行っておりませんが、自身の目標を見つける可能性を広げるための取組として、中学校の部活動では生徒が希望する部活動をより多く選択できるよう、拠点校方式による合同部活動を実施するとともに、生徒の移動にかかる経費を支援しているほか、スポーツや文化芸術活動に取り組んでいる児童・生徒が全国規模の大会に出場する際、個人や団体に対して奨励金を交付しております。

また、各校においては、外部人材による講話や職場体験の実施など、キャリア教育を充実させることにより児童・生徒が自らの目標を見つけられるよう取り組んでおります。

次に、児童・生徒が企画を立てプレゼンや報告を行うことが貴重な経験となり、学力の向上につながることにについての見解につきましては、児童・生徒が自分の夢をかなえるために企画を立て、必要な情報を収集し、自ら思いを表現することは未来を担う子供たちにとって貴重な経験であり、思考力や表現力、コミュニケーション能力などが身につく、学力の向上にもつながるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（平口山和弘） 白川議員の御質問にお答えいたします。

投票環境の整備について御質問がありました。

初めに、選挙公報の電子化、電子投票についてですが、まず昨年の衆議院議員選挙における投票率の世代別の変化につきましては、若年層が低く高齢者層が高い傾向で、この傾向は全国的に変わらず続いているところであり、今後も特に若年層に向けての選挙啓発が重要であると考えております。

次に、インターネット選挙運動の課題と対策につきましては、全国的に誹謗中傷や真偽不明の情報の拡散などが問題となっており、現在、国においてその対策を審議中ですので、その状況を注視し、今夏の参議院議員選挙において国で定めた対策の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、投票所入場券への選挙公報のURLやQRコードの記載につきましては、工程や費用の面ではこれまでの投票所入場券の作成工程や費用の中で可能と考えております。

次に、インターネットを活用した立候補者情報を取得できる仕組みにつきましては、入場券の発送後に選挙公報が北海道のホームページ上に掲載されるため、時差は生じますが、国や北海道の選挙においては本市ホームページに選挙公報へのリンクを掲載して、立候補者情報を取得できるように検討してまいります。

次に、電子投票を視野に入れた投票所の整備につきましては、電子投票にはメリットがある反面、システム的な不安定さや多額の費用から過去に電子投票をやめた自治体があり、近年システムの改善がなされてきているとはいえ、まだ実施する自治体が少ないものと認識しております。今後、全国的な傾向を注視するとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、期日前投票所の増設についてですが、まず、期日前投票所の増設と投票率の向上につきましては、増設することですぐに投票率が大幅に向上することは難しいものと考えておりますが、増設する際には、その費用対効果などを見定めて慎重に検討していかなければならないものと考えております。

次に、期日前投票所をイオンに開設する場合と、市役所機能を移転したフロアに開設する場合の差などにつきましては、市役所機能を移転したフロアに開設する場合は賃借料や回線の費用は不要となりますが、仮にイオン4階に期日前投票所を2日間開設した場合、場所の賃借に係る費用は概算で約35万円、また、開設には別途、回線敷設が必要であり、施設側の許可のほか費用が約25万円となり、開設費の差は賃借料と回線分で約60万円となります。市役所機能を移転したフロアに開設する場合は、場所に係る費用面での課題はクリアしているものと考えております。

次に、選挙システムとのネットワークにつきましては、市役所機能を移転したフロアに期日前投票所を開設する場合、既に設置している回線を延長する作業が必要となりますが、回線に係る費用面での課題はクリアしているものと考えております。

次に、ウイングベイ小樽の市役所機能を移転したフロアへの期日前投票所の増設につきましては、まだ一部が移転したばかりでもあり、今後の人の流れや集客状況のほか、その費用対効果についても見定めてまいりたいと考えております。

次に、今後の投票環境整備の進め方につきましては、現在、当日の投票所は市内に45か所あり、できる限りこの投票所数を維持していくことが市民サービスの維持につながるものと考えております。投票所を維持することが困難となる地域があった場合には、その地域の事情を考慮しながら代替となる方策を進めていかなければならないものと考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

○2番（白川貴城議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

子供の夢を応援する事業の部分ですが、最後のところで市長から御答弁いただいております。私が思う子供の夢を応援する事業ということについてお話しさせていただきたいのですけれども、先ほど教育長からの御答弁でもあったとおり、自分で企画しプレゼンをして、それが実現した後に報告するという一連の流れが、今後の社会生活をしていく上で非常に重要なのではないかとというところで肯定的な御意見をいただいたと思うのです。

やはり、このプロセスを子供のうちから経験できることはすごく大事だと思っております、これを経験し、継続していくことで、長い目で見れば自分が会社を起業するという意識の醸成にもつながっていくのではないかと考えているわけでございます。そう考えたときに、小樽市では今、起業の応援をしていて、そこで雇用も生み出したいとも考えていると思うのですが、中長期的に今この取組が始めることが将来の小樽市の起業、雇用を新しくつくり出すところにも寄与できるのではないかと考えておまして、すぐには出ないのですけれども、結果的にそういった部分で経済的にも非常に効果が出てくるのではないかと考えておまして、最後の質問をさせていただいたわけでございます。その部分について、今、私が申し上げた観点で、再度御答弁いただきたいと思います。

それと、期日前投票所の増設についてなのですが、まだ市役所機能を一部移転したばかりで、費用対効果についてはこれからいろいろ検討していく部分があるということで伺ったのですけれども、ここまで環境的に非常にいいところまでできている中で、期日前投票所があることで投票率が莫大に上がることは考えにくいとしても、下がらないということは考えられると思うのです。

その取組をイオンで場所を借りてやると考えたときに、経費は約60万円にプラスアルファであるかもしれないと思うのですが、市役所機能を一部移転したフロアでやることによって、そういった部分が削減できる中で投票行動を促す取組ができることについては、非常に意義があることなのではないかと思うのです。そういうことから考えて、前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めるとは思いますが、白川議員の再質問の中で、子供の夢を応援する事業の中で、小樽市の将来の起業の人材となったり、小樽市の経済の発展にも寄与するというニュアンスをどう思うかという趣旨の質問がありました。

若干将来について触れているので、ぎりぎりお答えできればしていただきますけれども、その効果のほどについては答えられないかもしれないので、そのことは御了承ください。

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（川嶋広士） 白川議員の再質問にお答えさせていただきます。

期日前投票所の増設ということで、ウイングベイ小樽内の市役所機能を一部移転したフロアへの増設を前向きにという御質問でございました。委員長の答弁にもありましたが、現在、保健所とこども未来部の一部が移転、4月以降に市のほかの施設も移転していくことになりますので、今後のフロアの4階、それから1階から4階までの人の流れですとか集客状況というものを見なければ、市の機能が移転したからすぐということにはなりませんので、状況を見定めさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 教育長が再答弁した部分だと思いますけれども、市長にということでしたので、私から白川議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

質問の趣旨につきましては、子供たちが自分で企画を立ててプレゼンしていく。そして、それを報告するというこの一連のプロセスについて、将来において、社会人になっても非常に役立つプロセスではないのかという趣旨のお尋ねではなかったかと思っているのですけれども、やはり我々にとってもまさにそうだと思いますし、子供たちだけではないと思っています。

それを子供たちが自分で、つまり自ら企画を立ててプレゼンし、そして自分の考えを表現して報告するという一連のプロセスを行うというのは、その前提としていろいろなことを調べていかなければいけない中で、自分の中でそれを十分そしゃくして表していくわけですから、それは将来にとっても非常に役立つことですし、それを早い段階から経験させていくということは非常に大事なことでとは認識しております。

また、議員は起業というお話をされておりましたが、そういったことを通じて、社会に出て新しい仕事をしたいといったことを願う、希望する子供たちにとっても非常に大事だと思っておりますので、私の感覚としては、非常に貴重な経験ではあるとは認識しているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 白川議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）（拍手）

○19番（小池二郎議員） 一般質問いたします。

小樽市立病院の紹介制についてお聞きいたします。

小樽市立病院では、令和4年10月の消化器内科に始まり、順次紹介制を導入する診療科を拡大してきました。まず、現在、小樽市立病院で紹介制を導入している科をお示ください。

次に、令和6年度の紹介制導入となっている科の新規受診患者総数と、その中で実際に紹介されて受診した患者数をお示ください。

基本的に、紹介状のない患者が受診した場合は、選定療養費を徴収することになっておりますが、実際に選定療養費を徴収することになった件数をお示ください。

紹介制になったものの、紹介状を持たない患者から受診を強く求められることもあると予想されますが、そういった場合の対応はどのようにされているのでしょうか、お答えください。

小樽市立病院のホームページでは、選定療養費の対象外となる項目が13項目示されております。予想以上に項目が多く驚いたのですが、選定療養費の対象となるのか、ならないのか、誰がどのタイミングで判断されているのか、お示ください。

選定療養費とは、厚生労働省が定めた定額負担制度だと思いますが、本来の目的としては、軽症の患者が外来を多く受診することで地域の中核病院として本来、果たすべき重症者の診療や専門的な診療に専念できず、医療従事者の負担が重くなっていることから導入されていると認識しております。小樽市立病院において、この制度を導入したことでどれだけ受診患者数に影響があったのか。また、目的に沿った導入になっているのか見解をお示ください。

紹介状を持たない患者が、選定療養費を支払えば誰でも受診ができるのか。それであれば、軽症の患者だとしても受診が可能となり、目的と逆行しているようにも考えられますが、実際の受診はどうなっているのか、お聞かせください。

現在、救急車で運ばれてきた患者に関しては、選定療養費の支払いの対象外になっていると思いますが、搬送後に緊急性が認められない場合、選定療養費の対象としている自治体もあります。今後、対象とすることは検討されているのか、お聞きいたします。

小樽市立病院としての機能、役割を果たすために、紹介制と選定療養費の徴収は不可欠であると考えます。しかしながら、制度自体は複雑で、利用者にとって分かりづらいこともありますので、できる限り分かりやすく周知していただけるようよろしくお願いいたします。

小樽市立病院の看護師不足についてお聞きいたします。

これは市全体の課題ではありますが、地域医療支援病院として後志管内の重要な役割を持つ小樽市立病院の看護師不足は極めて重要な課題と考えます。新たな看護師確保も大事なことです。同時に今働いている看護師の離職をどう食い止めるのかに関して具体的にお聞きいたします。

まず、小樽市立病院の現在の定数に対する欠員についてお示ください。

次に、公益社団法人日本看護協会が発表している看護師の離職率は、令和4年度は、看護師全体では11.8%、新卒採用者は10.2%と示されています。では、小樽市立病院の過去3年の離職率についてお示ください。

また、近年の小樽市立病院において離職の多い世代、経験年数など、傾向や特徴があればお示ください。

次に、今年度末までの1年間で離職される看護師の人数をお示ください。

定数に対する人員が不足していなくても経験年数の浅い看護師を1と考えるのは、幾ら定数に達しているとしても、指導が必要など、現場としては充足されていると感じないことも考えられます。定数の配置数をそのようなことも考慮した上で設定されているのか、お聞かせください。

離職する理由は様々だと思いますが、どのように調査しているのか、お聞かせください。また、調査しているのであれば、その中で回答数が多い理由についてお示ください。

現在も定数に達していない病棟もあると思いますが、これ以上、欠員になった場合の病院全体としての影響と、病院機能が保持できなくなった場合、小樽市立病院としてどのように対応されるのか、お考えをお示ください。

新たな看護師確保も重要な課題ではありますが、まず第1に、今働いている看護師にできる限り長く働いていただくため、離職しない魅力ある現場への取組が重要と考えます。現在、どのような取組をされているのか、お示ください。

現在の看護師不足における問題は、今すぐに解決できる簡単なことではないと考えます。現場だけではなく、病院全体として考えていかなければなりません。例えば、多職種間の業務整理、派遣看護助手の業務拡大など、考えられることもあると思います。小樽市立病院に限らず、看護師をはじめとした多くの医療従事者が、本市の医療体制を守るために使命感を持って働いてくださっております。しかしながら、個人の使命感、責任感などには限界があると思います。仕事にやりがいを持って働いていただけるよう、本市としての対策を強化すべきと考えます。

次に、外国人の迷惑行為について御質問いたします。

先日、市民の方からこんな連絡がありました。家の前の坂道で外国人が車を止め、スノーボードを取り出し、複数人がその道路でスノーボードを滑り始めたとのことでした。驚いた市民の方は警察に通報し、その後、警察の方は来ましたが、警察が来た頃には外国人は帰っており、直接注意することはできなかったようです。現場を見ると、どうやら外国人はお酒も飲んでいたようで、道路にはビールの空き缶が落ちていました。通報した市民の方は、警察から市役所にも相談したほうがいいですよと言われた

そうですが、市役所のどの部署に連絡するべきか分からず、私に連絡がありました。

これまでも様々な外国人による迷惑行為があったとは思いますが、今回の件は、観光名所とは離れた一般的な住宅地で起こった事案であり、観光客なのか外国人住民なのか断定できませんが、市民にとっては外国人に対するイメージが悪くなることも予想されます。

こういった事案に対し、まずは警察に相談することが一番だと考えますが、本市としてはこのような事案に対し、どのように認識されているのか、また、どのような対応をされているのか、お聞きいたします。

まず、観光客の多い本市であることから、いわゆるオーバーツーリズムなのか、また、本市では外国人の方も住んでいることから、地域としての課題になるのか、様々な事案があるとは思いますが、この件についてはどのような見解を持たれるのか、お示ください。

また、オーバーツーリズムかどうかの判断は、どのように考えられるのか、市の見解をお示ください。

私としては、このような市民からの相談は初めてであり、私自身も判断ができませんでしたが、この事案において迷惑行為をした方々が仮に観光客であった場合、市民からの相談を受ける窓口はどこになるのか、お示ください。反対に、本市に住まれている外国人の迷惑行為であった場合の窓口についてもお示ください。

外国人の迷惑行為の中で、観光地ではなく一般的な住宅街で起きた事案について、今回の事案以外にどのような迷惑行為がこれまであったのか、お聞かせください。

また、このような事案については、基本的に警察の方々に対応していただいていると思いますが、警察からの情報は市に提供されるのか。また、依頼をすれば提供してもらうことはできるのか、お聞かせください。

今回の市民からの相談、事案について、またいつ起きるかは分かりません。特に道路での迷惑行為は、歩行者や車との接触事故にもつながる大変危険な迷惑行為であり、こういったことが繰り返し行われた場合、住んでいる市民にとって安心して暮らすこともできないと考えます。本市として、このような事案について、相談者に対してどのような対応をされているのか、お答えください。

次に、公共施設の駐車場料金についてお聞きいたします。

昨年10月、広島県尾道市に視察に行きました。市役所新庁舎の視察が目的でしたが、市役所に着いてまず驚いたのが、市役所の駐車場が有料化されていたことです。市役所利用者は最初の30分は無料でしたが、30分以上の場合は有料でした。有料化にした理由を職員の方からお聞きしたところ、市役所近隣が観光地であることが主な理由で、料金に関しては近隣の有料駐車場の水準に合わせた料金設定にし、7月に駐車料金の引上げも行ったそうです。

その考えを本市に置き換えてみると、運河や堺町からは一定程度の距離がありますので、観光客が市役所駐車場を利用しているとは考えづらいかと思います。しかしながら、近隣の駐車場が足りていないこともあり、総合体育館や市民会館、図書館等の利用者が市役所駐車場を利用していることもあります。また、夏場によく見るのは、市役所駐車場に止めて近隣の店舗に向かっている方や、国道に向かって歩いて行かれる方も見受けられ、公共施設の利用者だけが駐車場を利用しているとも言い難いのではないのでしょうか。

本市において、市役所や総合体育館など公共施設の駐車場が無料となっていることは、市民の方は当たり前の感覚だと考えますが、小樽市立病院の駐車場は最低でも100円がかかることに対して一定の理解があるとも考えます。

道内を見れば、函館市は函館アリーナ、市民会館の駐車場も施設利用者は2時間まで無料で、2時間を超えた場合30分ごとに100円の駐車料金がかかります。全国他都市を見れば、もちろん本市と同様に無料の駐車場もありますが、市役所や公園の駐車場が有料化されているなど各自治体の特性や考え方によって設定されているのかと思います。

では、本市において今後、総合体育館や市役所など、建て替えに向けて駐車場においての協議もされ则认为ますが、一般的にどのような要素があった場合に有料化されるのか、お考えをお示してください。

冒頭、広島県尾道市についてお話ししましたが、尾道市役所の駐車場収入は大きな財源になっているともお聞きいたしました。市民としては、無料のほうがよいと考えられると思いますが、有料化することで適正な利用の促進にもつながることや、収益を維持管理費等に使えることで市の負担軽減になることも考えられます。

もちろん、施設利用者の短時間利用については無料や100円程度がよいと考えますが、それでも一定程度の収益が見込まれます。一方、運用コストの発生や市民の理解が必要であることから、慎重に考える必要性も感じます。では、これまで公共施設の駐車場料金の設定は、本市では小樽市立病院のみと思いますが、どのように決められたのか、プロセスをお聞かせください。

公共施設の駐車場有料化について、財源確保や公共交通機関の利用の促進、不正利用の防止というようなよい面もありますが、一方、利用者の負担が増えることや公共施設の利用減少の可能性、市民の理解を得られるかなど課題もあります。今後の公共施設駐車場の有料化について考える必要性があると思いますが、見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、外国人の迷惑行為について御質問がありました。

まず、議員の御指摘の事案につきましては、本市において詳細な確認を行っておりませんが、住民生活への影響が懸念される事案であると考えております。

また、オーバーツーリズムとは、特定のエリアにおいて観光客が増加し、地域住民の生活環境や観光客の観光体験に悪影響を与える状態が生じることと考えており、御指摘の行為につきましては、オーバーツーリズムの可能性があると考えております。

次に、観光客が議員の御指摘の行為を行った場合の相談窓口につきましては、観光客による公道でのスノーボードの滑走や飲酒、空き缶を捨てる行為は犯罪や事故の可能性のあることから、まずは警察に御相談いただくことになると考えております。なお、警察への相談があった後には、このたび設置した小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会等において関係機関が情報を共有し、その対応策を協議していくことも必要であると考えております。

次に、本市に居住する外国人の方の迷惑行為に関する相談窓口につきましては、外国人の方であるかどうかにかかわらず、迷惑行為の対応に応じて担当部署が異なることとなります。このため、電話での相談であれば市の電話交換等で、来庁されたのであれば案内窓口等でその相談内容をお聞きし、適切な部署につなげることとなります。

次に、住宅街で起きた外国人の迷惑行為に関わる相談につきましては、全庁的な相談事例は把握でき

ておりませんが、一例といたしましては住宅敷地への立入りやごみの出し方、共同住宅内の騒音に関するものがあつたと聞いております。

次に、警察からの情報提供につきましては、個別の案件について小樽警察署から逐一情報提供があるわけではありません。また、市が情報提供の依頼をした場合には、捜査上の秘密に該当することや個人情報情報の取扱いに関することも想定されますので、個別の案件に応じた対応になるものと考えております。

次に、外国人の迷惑行為に関する相談者への対応につきましては、担当部署が相談内容をお聞きし、解決に向け対策を講じていくこととなりますが、例えば、道路交通法違反など明らかな違法行為が複数回発生しているような箇所については、再発防止に向け、小樽警察署に対しパトロールの強化などをお願いしているところであります。

次に、公共施設の駐車場料金について御質問がありました。

まず、駐車場を有料化する場合の一般的な考え方につきましては、他の自治体では、駐車場の利用者は施設の一定のスペースを占有し、その駐車場の整備や管理には費用がかかっていることなど特定の受益があることから、施設利用の公平性の確保と受益者負担の適正化の観点により、有料化の実施に至っている例があります。

次に、本市における公共施設の駐車場有料化につきましては、現時点では既存施設の無料駐車場を有料にする考えはありませんが、今後、新たに整備する場合等においては、施設利用の公平性や受益者負担の適正化、当該施設の利便性や駐車場周辺の需給バランス、有料化に伴う費用に対する効果などを総合的に判断する必要があるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市立病院の紹介制と選定療養費について御質問がありました。

まず現在、当院で紹介制を導入している診療科につきましては、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、眼科、泌尿器科、脳神経外科、心臓血管外科、外科、皮膚科の9診療科であります。

次に、令和6年度において紹介制を導入している診療科の新規受診患者総数と紹介患者数につきましては、令和7年1月末現在、新規受診患者総数は8,619名であり、そのうち、紹介患者数は4,488人となっております。

次に、紹介状がなく選定療養費を徴収し診療を行った件数につきましては、令和7年1月末現在、10件となっております。

次に、紹介状を持たない患者が当院での受診を強く希望された場合の対応につきましては、まず患者支援センターの看護師が症状を確認し、医師が緊急性は高くないと判断した場合には、近隣の医療機関を御紹介しております。その際、当院での受診を強く希望される患者に対しては、看護師が当院の役割、選定療養費の制度について丁寧に説明し、まずは地域の医療機関へ受診するようお願いしているところです。

次に、選定療養費の対象の判断につきましては、紹介状を持たずに来院し症状の確認を行った後、最終的に医師が緊急性は高くないと判断し、他医療機関での受診を勧めても当院での受診を希望された際には、選定療養費の対象となるものです。

次に、選定療養費を導入したことによる受診患者数の影響や目的に沿った導入になっているのかにつきましては、選定療養費を導入したことにより、まずはかかりつけ医を受診するという受診行動の変容が進んできており、他医療機関から紹介された患者数は、前年度と比較しますと約9%増加しております。

す。また、当院において専門的な治療が終了し、日常的な身体管理が必要な患者は地域の医療機関にお願いしているため、再来患者数は約3%減少しております。

そのほか、医療機関ごとの機能分化・連携強化が促進され、当院が本来担うべき専門的な治療に専念できるとともに、以前に比べ、診療までの待ち時間に関する苦情も減少しておりますので、導入によって期待されている効果が少しずつ現れてきているものと考えております。

次に、選定療養費を支払うことで誰でも受診できるのかにつきましては、当院での受診を希望し、選定療養費を支払うという患者に対しては、看護師が当院の役割について丁寧に説明し、患者の症状に適した医療機関を紹介し受診をお願いしており、選定療養費の支払いを条件に誰でも受診できるわけではありません。ただし、外来患者数が通常より少ない場合や、患者の症状からなるべく早期に検査や処置をすることが望ましいと医師が特別に認めた場合は、診療を行っているケースもあります。

次に、救急搬送された患者が軽症であった場合の選定療養費につきましては、近年、緊急性が低い軽症患者の救急搬送が増加していることから、地域における救急医療体制を守るため、緊急性が認められない救急搬送患者や入院に至らなかった軽症患者に対して選定療養費を徴収する自治体が増加してきております。

現在、当院では救急患者を一旦受け入れ、初期治療を実施した後に連携する他の医療機関での対応が可能と判断される場合には、他院へ転院していただく、いわゆる下り搬送を効果的に運用しておりますので、現時点で選定療養費の徴収については検討しておりません。

今後、本市の救急医療体制が逼迫した場合には、地域全体で選定療養費の導入を考えていかなければなりませんので、市民の皆さんには救急車の適正利用や医療機関への適正受診をお願いしているところであります。

次に、看護師不足の質問がございました。

まず、当院の現在の定数に対する欠員につきましては、令和6年度の看護職員の定数は381人、これに対する欠員数は、令和7年2月末現在で39人となっております。

次に、過去3年の離職率につきましては、看護師全体では令和4年度は8.8%、5年度は7.5%、6年度は11.5%でありまして、全国平均より少し少なめです。このうち、新卒者は令和4年度が15.4%と多くありましたが、5年度は8.3%、6年度は7.1%となっております。

次に、近年の離職傾向や特徴につきましては、これまでは年代や経験年数などにかかわらず、広く退職者がおりましたが、コロナ禍以降は経験年数10年未満の主に20歳代の看護師が退職する傾向に変わってきております。

今年度末までの1年間で離職する看護師の人数をお示しくださいとありましたが、3月までの退職者の見込みは38人となっております。

次に、定数や配置数に対する考え方につきましては、定数は診療科や病床数などにより決定しており、職員の経験年数は勘案しておりません。看護師の各部署への配置に対しては、年代や経験年数のバランスを考慮し、ペア制により、経験の浅い看護師と経験豊富な看護師と一緒に業務をするよう工夫しております。

次に、離職理由の調査方法と回答数の多い理由につきましては、離職理由の把握は年2回の人事面談の際に状況を確認しているほか、退職願の提出があった時点で面談を行い、理由を調査しております。主な退職理由としましては、一番多いのは、やはり結婚や出産などの私生活に関する事、他の施設への興味という理由が多いようであります。しかし、近年は職場の人間関係や自分の精神的、メンタルな面の健康問題を挙げる退職者も多くなってきております。

次に、欠員の影響により病院機能が保持できなくなった場合の対応につきましては、職員数に合わせた病棟運営など、職員の負担が重くならないように配慮しながら、病院機能の選択と集中を進めることにしております。

次に、魅力ある職場への取組につきましては、看護部では時間外勤務の多さと年次有給休暇の取得が課題と捉えて取り組んでいるほか、今後は医療DXの推進として、AI問診やスマートフォンの活用などによる業務の省力化に向けて取り組むことにしております。

次に、小樽市立病院の駐車料金を決定したプロセスにつきましては、新小樽市立病院開院の際に、駐車場の管理運営について院内で検討を進め、駐車可能台数が約250台と規模が大きく、維持管理経費がかかることや、来院する皆様の駐車スペースを確保するため有料とすることを決定いたしました。

また、駐車場の管理運営業者は公募型プロポーザル方式で選定し、料金の設定については事業者からの企画提案内容を採用したものであります。

なお、駐車場の利用方法や料金につきましては、広報おたるや小樽市立病院ホームページのほか、来院される皆様に説明チラシを配布し、周知を図ったものであります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

○19番（小池二郎議員） 再質問させていただきます。

小樽市立病院の看護師不足の質問の中で、過去3年間の離職率と今年度の離職者数をお聞きました。今年度の離職者が例年に比べて多いと聞いているのですが、その要因について分かればお聞かせいただきたいということと、今年度の離職率も分かればお聞かせいただきたいと思います。

あと、離職の理由の調査についてもお聞きいただきましたが、年2回調査しているなどということでした。離職理由をどのように生かして対策を取られているのか、何か具体的に取組はされているのか、あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） どのように面談し、人を見つけ出しているかということでございますが、看護部では、面談に来た看護師に対応する看護師がいて、所属する病棟の看護師長と主査の2人が主となって面談しております。そこで対応が難しい場合は、看護部の副部長が担当し、そこで話し合っ、さらに看護部長に行くという形式でやっております。

それから、一時、離職者数が多くなったときがありましたが、ここはちょうどコロナ禍で急速に多くなりまして、若い人たちが対応の仕方を十分に教育されていなかったということなどがありまして、看護などに自信がなくなったということが一つ影響しているということと、やはり忙しくなりますと、医師と看護師の間のいろいろな話合いがうまくいかないことが多かったということがございます。最近、そういうことはなくなっておりますが、そういう形で、患者に対する管理の仕方云々が、自分が思っているよりかなりハードなものだったということで自信がなくなったということが大きな理由でございました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局事務部次長。

○病院局事務部次長（伊藤雅浩） 小池議員の再質問にお答えいたします。

看護師の今年度の離職率というお話がありましたが、まだ年度が終わっていないこともありまして、

今年度の離職率については今のところ分からなくなっております。

それから、対応についてどのように生かしていくかというところですが、昔からありますが、看護部では、やりがいを持ってもらうような教育としてセミナーですとか研修を実施しております。そのほかに、病院全体として、先ほどもありましたが、全て紙でやっているの、医療DXを推進するような形で、当院が遅れていると感じないようなことを取組としても進めているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 今日、看護部の看護師にいろいろ聞いてきたのですが、今言いましたように、自信を持って働けるような体制云々というものをやはり積極的につくっていかなくてはいけないと。委員会なり、そういうものをこれからつくっていきたいということを言っておりまして、そういうものができましたら、かなり収まっていくのではないかと思います。

そういう意味では、今、看護師だけではなくて、一般に教育というものがすごく重要になってきております。充足していかなければ、これからの病院は成り立っていかないのではないかとというぐらいに重要となってきていますので、そういう面での予算面のいろいろな配慮などもこれから市長にお願いしていきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 小池議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 5時05分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）（拍手）

○8番（白濱 聡議員） 一般質問をさせていただきます。

本市の観光行政について、まず、観光案内所について伺ってまいります。

令和6年上期の本市の観光入込客数は、対前年度比108.6%と水準を上回り、対令和元年度比99.8%とコロナ禍前の水準に近づいてきております。また、インバウンドについては、前年同期及びコロナ禍前の水準ともに上回る状況にあるとの概要報告が上がっております。

令和4年10月の日本政府の水際措置の大幅な緩和や国際線運航便数の増加、円安効果などが相まって堅調に回復してきていると思われます。今後につきましては、第3号ふ頭及び周辺の再開発が進み、クルーズ船の寄港増、小樽市単独の日本遺産認定なども相まって、さらなる観光入込客数の増加が期待されるものと思われます。ますます観光都市小樽として、観光行政の手腕を発揮していかなければならないものと思っております。

このような背景の中で、観光案内所について質問してまいります。

現在、市内には小樽観光協会が管理・運営されている案内所が3か所、小樽堺町通り商店街振興組合連合会で運営されている案内所が1か所、計4か所あります。今さらではありますが、最初にお聞きいたします。本市における観光案内所設置の目的をお示してください。

それぞれの案内所においては、日本政府観光局の外国人観光案内所、ビジット・ジャパン案内所のカテゴリー1ないしカテゴリー2に認定されております。この認定制度は、観光庁が外国人観光案内所の提供するサービスの内容によって、三つのカテゴリーに区分する基準を策定し、その基準に合致する案

内所をJ N T O、独立行政法人国際観光振興機構が認定する仕組みとなっております。

外国人旅行者の受入れに積極的な地域の質の維持と向上を図ると同時に、外国人旅行者に対してサービス内容の見える化を行い、旅行者が安心して利用できる体制の構築が図られております。認定基準には、認定区分として三つのカテゴリーがあるようなので、伺います。それぞれのカテゴリーの認定基準についてお知らせ願います。

それでは、次に4か所の案内所について、現在のカテゴリーと認定を受けることによる効果について、それぞれお知らせください。

次に、現状、多くの国や国内からたくさんの観光客の方が小樽市に訪れておりますので、お聞きいたします。それぞれの案内所には年間どれぐらいの方が訪ねてきているのか、データがあればコロナ禍前の令和元年、コロナ禍後の令和5年について、それぞれの案内所別にお示しください。

現在、観光入込客数が増加傾向にあるということで、市内に四つある観光案内所のうち、小樽観光協会が運営する小樽駅観光案内所、浅草橋観光案内所、小樽国際インフォメーションセンターの三つの案内所について、観光案内所の機能の強化と、案内所の課題や問題点にスポットを当てて伺ってまいります。

まずは、今後、本市としてカテゴリー1の案内所を2に機能強化していくお考えはありますか。お尋ねいたします。

次に、観光案内所は観光地の顔でもあると思いますので、案内所の職員確保についてお尋ねいたします。

小樽駅観光案内所と小樽国際インフォメーションセンターには、多言語対応のための職員が常駐し案内業務に当たっていますが、浅草橋観光案内所にも多言語対応のための職員を常時配置する必要があると考えます。そこで確認ですが、現状の職員の確保状況や人員配置状況について、多言語対応の職員やその配置についても分かるように御説明願います。

今後、労働人口が減少していく中で、職員の確保はより難しくなることも予想されます。また、少し極端な例となりますが、旅行者の来訪時間は、ある案内所では混雑している時間でもほかの案内所では全く訪れていないということもあり得ますので、効率的なスタッフ配置についての課題も発生するのではないかと考えております。そこで伺います。本市の案内所では、職員の確保について課題はありますか。

御存じとは思いますが、人員についての課題解決の一つとして、デジタルを活用したリモート接客による観光案内があります。旅行者のスマートフォンやパソコンなどからインターネットを通じてつなぎ、画像で職員が御案内を行います。この方法であれば、職員は必ずしも観光案内所に常駐しなくても御案内ができるため、人の課題解決にもつながります。また、旅行者にとっても困り事があればスマートフォンを用いて相談することができるので、場所を選ばずに案内を受けることが可能となります。

気をつけることとしては、対面接客では旅行者と職員が直接コミュニケーションを取りながら思考やニーズを把握し、最適な提案を行うことができますが、オンラインでは言語コミュニケーションが制約されるため、信頼関係の築き方や旅行者との距離を感じさせないようなサポート体制が重要となることです。

旅行者の不安感を軽減するために、より充実した情報提供とサポート提供をしていく必要があるのではと考えられます。観光案内所があるから相談してみようといった情報拠点としての機能はリアルならではですし、これからの観光案内所はデジタルとリアル、それぞれの強みを生かして共存していく形もよいのではと思いますので、伺います。

情報検索用のタブレット設置、情報提供用のモニター設置について、本市の案内所の現状をお知らせ願います。

さらに、観光案内所の機能強化として、デジタル技術を活用したリモート接客による観光案内などを含む、デジタルとリアル対面のそれぞれの強みを生かして共存する形の観光案内についてどう思われるか、見解をお示しください。

次に、案内所の機能強化の一つとして、ユニバーサルデザインを意識した案内所がありますが、本市の案内所の在り方においても必要と考えますが、見解をお示しください。

地域にとって、観光案内所は地域観光の最前線として魅力を旅行者に伝え、回遊を促していくための情報発信拠点であります。観光スポットや季節行事、御当地グルメ、伝統工芸など地域独自の情報を魅力的に紹介することが、旅行者が目的地だけでなくもう1か所、もう1時間、地域を滞在する回遊のきっかけになります。そこで伺います。案内所における人材教育について、運営している一般社団法人小樽観光協会ではどのように行っているのか、御説明願います。

旅行者による混雑、マナー違反などの課題や人材不足といった構造的課題も生じてきた昨今、観光が置かれている状況の変化も的確に捉え、これらの課題解決に取り組んでいかなければならないものと思われま。消費額拡大や地方誘客をキーワードに、観光を通じて稼げる地域の実現を目指し、自然と文化の保全と観光が両立し、地域住民とも連携して、住んでよし、訪れてよしの高付加価値で持続的な観光地域づくりを進めていただくためにも、さらなる観光行政の手腕を発揮されていっていただきたいことをお願い申し上げます。

次に、オタモイ海岸・再開発について質問いたします。

このことにつきましては、令和5年第2回定例会の会派代表質問において、我が会派の中村岩雄議員が、この開発事業により整備される施設が長期滞在型観光の拠点としての期待感がある一方、実現に向けた課題もある中で事業化の可否を判断する必要がある旨を質問しております。その後、オタモイ遊園地跡の再開発を検討する小樽商工会議所のオタモイ開発特別委員会は、令和6年3月8日の会合で最終報告を行いました。まず、この報告内容につきましてお知らせください。

この開発計画は、自然景観を生かした施設整備を目指しているため、観光事業としての集客効果が見込まれる一方、解決しなければならない課題も多くあると考えます。次に、この業務内容に対しての市内部での検討状況についてお知らせください。

また、開発に当たって解決しなければならない課題がある中で、オタモイ海岸周辺はニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、重要な観光資源であります。今後の再開発の実現性について、市長のお考えをお聞かせください。

オタモイ海岸・再開発、この事業がさらなる小樽観光の発展につながるものと願っておりますので、今後進捗状況について注視してまいりたいと思います。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願い申し上げまして質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白濱議員の御質問にお答えいたします。

本市の観光行政について御質問がありました。

初めに、観光案内所についてですが、まずその設置目的につきましては、本市の情報発信拠点として

訪れる観光客に対し、観光スポットやイベント、グルメなどの各種情報の提供や、観光マップやパンフレットなどの配布を行うことで回遊性を高め、少しでも長く地域に滞在してもらおうきっかけづくりであると考えております。

また、観光客の様々な相談にも対応するとともに、増加する外国人観光客に対し、多言語による情報提供の必要性から通訳を配置するなど、情勢の変化にも対応してきたものであります。

次に、日本政府観光局の外国人観光案内所認定制度の基準につきましては、有人の観光案内所において、カテゴリ１は英語での対応が可能なスタッフは常駐でなくてよいが、電話やリモートなど何らかの方法で英語対応が可能であり、地域の案内を提供すること。カテゴリ２は、少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐するか、リモートによる案内が常時可能であり、広域の案内を提供すること。カテゴリ３は、常時英語による対応が可能であり、その上で英語以外にも二つの言語以上での案内が常時可能な体制であることと、全国レベルでの観光案内の提供が可能であり、原則年中無休でWi-Fiがあることに加え、国際空港等の交通の要衝であり、著名な観光地など外国人来訪者が多い立地であることとなっております。

次に、本市の４か所の観光案内所のカテゴリにつきましては、小樽駅観光案内所並びに浅草橋観光案内所はカテゴリ１、小樽国際インフォメーションセンター並びに小樽堺町通り商店街振興組合観光案内所はカテゴリ２の認定を受けております。

また、認定を受けることによる効果につきましては、認定を受けることは日本政府による認証を意味することから、外国人観光客の信用の向上につながることや、日本政府観光局が発信する海外向けのサイトで認定案内所として紹介されるなどのメリットがあります。

次に、観光案内所別の利用人数につきましては、コロナ禍前の令和元年度は、小樽駅観光案内所が12万5,999人、浅草橋観光案内所が8万1,549人、運河プラザ観光案内所が15万43人、堺町通り観光案内所は3万613人となっております。また、コロナ禍後の令和5年度は、小樽駅観光案内所が11万2,779人、浅草橋観光案内所が8万2,398人、運河プラザ観光案内所が17万3,288人、堺町通り観光案内所は1万2,359人となっております。

次に、現在カテゴリ１である案内所をカテゴリ２に機能強化していくかにつきましては、観光案内所の機能を強化することによって、本市を訪れる外国人観光客に対する受入環境が充実することとなり、外国人観光客誘致の観点からその必要性はあると認識しておりますので、今後、運営を担う小樽観光協会と協議してまいりたいと考えております。

次に、現状の人員配置の状況につきましては、各案内所の定数は小樽駅観光案内所が２名、浅草橋観光案内所が１名、小樽国際インフォメーションセンターが３名となっております。

また、人員確保の状況につきましては、外国語に対応できる通訳スタッフ４名、日本語対応のスタッフ４名、合計８名を確保しており、この８名をローテーションにより配置いたしております。なお、カテゴリ２である小樽国際インフォメーションセンターにおいては、英語で対応可能なスタッフが常駐するよう対応しております。

次に、案内所の職員確保の課題につきましては、近年、人手不足が深刻化する中、外国語の通訳スタッフの求人を出してもすぐに申込みが来ない状況にあると聞いており、特に英語以外の言語の通訳の確保が課題であると考えております。

次に、本市の３か所の案内所におけるタブレットやモニターの有無につきましては、現状ではいずれの案内所にも設置いたしておりません。

また、デジタル技術とリアルのそれぞれの強みを生かした観光案内につきましては、現状、人手不足

が深刻化している状況において、デジタル技術の活用は課題解決の有効な手段の一つであると認識しております。一方では、対面ならではのきめ細かい対応も依然として必要であると考えておりますので、それぞれの強みを生かしながら対応する必要があると考えております。

次に、ユニバーサルデザインを取り入れた案内所の必要性につきましては、近年、高齢の方や障害のある方の受入環境の整備が求められる中、全ての方が安心して観光を楽しめるようにするため、観光案内所のバリアフリー化は必要であると考えております。なお、小樽駅観光案内所及び小樽国際インフォメーションセンターについては既にバリアフリー化されており、浅草橋観光案内所についても、今後バリアフリー化する予定であります。

次に、観光案内所のスタッフの人材育成につきましては、小樽観光協会では、外国語や接遇などの外部の研修に参加させるほか、新規施設がオープンした際にはスタッフに現地視察をさせ、最新の知識を身につけることにより適切な情報発信が行えるよう指導していると聞いております。

次に、オタモイ海岸・再開発についてですが、まず、オタモイ開発特別委員会の最終報告につきましては、観光客の回遊性を高め、長期滞在化など小樽観光の活性化を目指すため、休憩展望施設であるオタモイテラスや情報発信拠点施設であるオタモイゲートを整備し、その間を遊歩道で結ぶほか、休憩展望施設と旧オタモイ遊園地跡地をジップラインでつなぐこととしており、本事業の工事費として15億円と示されております。

次に、本市としての検討状況につきましては、報告により示されている事業実施予定地の地盤の安全性のほか、報告には示されていない観光バスや一般車両の通行に必要となる市道の幅員の確保、旧オタモイ遊園地跡地に通ずる市道の落石対策やその工事費などの検討を行っているほか、遊歩道整備につきましては、管理者である北海道と協議を行っております。

次に、オタモイ海岸・再開発の実現性につきましては、事業実施予定地の地盤の安全性について調査や評価がなされていないなどの課題があるものと考えております。しかしながら、オタモイ海岸は国定公園にも指定されている重要な観光資源であり、その開発は本市の観光振興にとって効果があるものと考えますので、今後も引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 白濱議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）（拍手）

○16番（下兼 薫議員） 一般質問をします。

まず、小樽市の除排雪について。

今シーズン始めの雪はかなり少なめで、年が明けても1月中旬の時点ではこのまま春に向かうのではと思われました。ですが、1月末の大雪から現在まで、累積降雪量がどんどん増えている状況にあります。建設部をはじめ、除排雪事業に携わっているたくさんの皆様は、大変な御苦勞をされていると思います。心から感謝を申し上げます。

ここ数年は、私も経験したことがないような気候が続いております。夏には暑い日が続く、冬はどか雪が何回も降るなど、来年、再来年もまたこのような冬のシーズンが来るのかと考えると不安を感じる市民もたくさんおられると思います。特に、除雪をしている高齢者の方々の体への負担は相当なものだと思います。

令和6年第3回定例会の代表質問でも、除排雪のことをお尋ねしたのですが、今の時期、またもう一度お聞かせください。現時点における今シーズンの降雪量や積雪深、気象状況などについてお聞かせく

ださい。

今年度、第6ステーションと第2ステーションの担当区域の見直しを行いました。現在までのところ見直しの効果はありましたか。

今年度、市民の方々から寄せられる市民の声の主な項目としては、除雪依頼、除雪後の苦情、排雪依頼が挙げられますが、その他という項目にはどのような声が寄せられていますか。

昨年12月に小樽市雪対策基本計画の中間見直し（案）が出ました。その中からお尋ねします。

「重点施策Ⅱ 市民との協働による雪対策の推進」では、地域で支え合う雪対策を進めるためには、町内会等の近隣町民の皆さんのふだんからの助け合いが必要となりますので、市は様々な支援を行うことを検討しますとあります。

「恒久的な雪堆積場等の確保」についてお尋ねいたします。「融雪施設、流雪溝の調査、研究」では、新たな情報収集を行うなど引き続き調査・研究を進めていきますとあります。令和5年までの情報収集件数は2件とありますが、どのような内容なのでしょうか。

次に、「排雪量を減量する工夫」では、雪押し場等に堆積している雪を排雪せずにその場で融雪を促すことなど、コスト削減の取組として地域からの排雪量を減らす工夫について検討します。このことにより、排雪に関わる運搬経費等、雪堆積場等の管理経費の削減につながる取組となりますとあります。

見直しでは、排雪条件付雪押し場箇所数の目標値数が、現状値98か所の2割減、80か所にしていますが、どのように実現する予定なのでしょうか。

「「冬のルールとお願い」の周知」の方法ですが、現状値、これまでの周知方法5種類とあります。どのような周知方法なのか、お示してください。

地域の実情に応じた雪対策の推進では、市と町内会団体が、さらなるコミュニケーションを図り、その地域に合った雪対策を一緒に考えていくことが必要だと考えていますとあります。現在、1団体とありますが、試行の内容をお示してください。

札幌市では、パートナーシップ排雪制度を導入しているとお聞きしています。制度の目的としては、市民要望の高い生活道路の除排雪について、地域の皆様、市、受託業者がそれぞれの役割を分担しながら連携し、生活道路の排雪を実施することにより、快適な冬期生活環境を創出することを目的としています。現在、見直し中とのニュースも聞いております。生活道路の除排雪の課題については、市民の方々からたくさんのお声を頂戴しております。本市でも、町内会など地域の皆様と協力して生活道路の除排雪を実施するなど、ぜひともお考えいただきたいです。

次に、福祉除雪についてお尋ねします。

昨年度と今年度の登録世帯数と、それぞれの延べ実施世帯数をお聞かせください。

今年度の除雪ボランティア団体及び個人の登録数と、現在までの延べ実績世帯数をお聞かせください。

先ほども申し上げましたが、高齢者の方々が除雪で大変な御苦勞をされています。御自身で除雪ができない高齢者のためにも、ボランティアの方々が増えてくれるようお願いを申し上げます。

季節は確実に春へ向かっております。ですが、建設部や除雪事業者の皆さんの御苦勞はまだ続くと思われます。小樽市民の皆さんのためにも事故なく無事に終了し、春を迎えていただきたいです。

次に、小樽市消防本部の外国人への救急対応についてお聞きいたします。

令和6年第2回定例会予算特別委員会で、小樽市の救急体制について質問させていただきました。小樽市においては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して観光客の入込数が増加している状況でオーバーツーリズムが問題となっています。2月に開催された小樽雪あかりの路にも、海外からたくさんの観光客が訪れていました。本市としても、外国人や外国人観光客に対して様々な対策を講じているの

は承知しております。そこで、今回は消防本部がどのように対応しているのか、お聞きいたします。

初めに、小樽市の救急搬送者数について、コロナ禍であった令和4年から令和6年までの年ごとの救急搬送者数をお聞かせください。

また、今の時期ですが、大雪等により道幅が狭くなるなど、救急車が路上転倒した外国人の近くに行くことが困難な場合には、搬送距離が長くなるなど患者の搬送に苦慮しているケースがあると思います。そこでお聞きします。そのような状況が発生したときには、消防本部はどのように対応していますか。

救急搬送された方のうち、外国人について令和4年から令和6年までの年ごとの搬送者数をお聞かせください。

先ほども触れましたが、雪が降る今の時期は小樽市のすばらしい魅力の一つでもあります。ですが、雪道に慣れていない観光客は歩くのにも大変な様子で、転倒している方も見受けられます。令和6年の冬期間における路上転倒で救急搬送された外国人の数をお聞かせください。

それでは、日本語を話すことのできない外国人の方が病気やけがをした場合に119番通報をすることがあると思います。そこでお聞きします。日本語を話せない外国人の方が、119番通報をしたときの消防指令センターはどのように対応していますか。

また、消防指令センターが対応できる外国の言語について確認します。対応できる主な言語と、そのほかに対応できる言語はどのくらいありますか。

令和6年の119番通報で、消防指令センターが対応した外国の言語を多い順に三つ挙げてください。

さらに、救急現場に到着した救急隊員の方は、どのように外国の言語に対応していますか。

1年を通して、本市を訪れる外国人はますます増えていくと思われます。特に、冬の時期に訪れる場合には靴や服装などの準備をしっかりしていただき、小樽観光を楽しんで帰国していただきたいです。ですが、万が一けがや病気になった場合でも消防本部や救急隊員の皆様がしっかりと対応していただいていると思います。

三つ目の項目に移ります。高齢者の単身世帯について。

令和6年第3回定例会厚生常任委員会でも質問させていただきましたが、いま一度、高齢者の単身世帯についてお聞きします。

高齢者の単身世帯といいましても、それぞれ全く違う事情をお持ちです。元気にお仕事をされ、社会とつながって活躍されている方々もたくさんいらっしゃいます。令和6年3月に策定された第2期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画の中で、令和4年度小樽市の高齢者単身世帯は1万8,023世帯でありましたが、その後の世帯数は確認されていますか。直近で確認されている世帯数をお聞かせください。

令和4年度の世帯数1万8,023世帯は、全世帯の約3割にもなります。人口は減少しているにもかかわらず、高齢者単身世帯の数はさほど変化していないように感じます。自分が暮らしている地域の三、四軒に1軒は高齢者単身世帯となるわけです。やはりその数には驚いています。

市民の方々からも、高齢者が住んでいた家がいつの間にか空き家になっているというお声もたくさんお聞きします。今の時期ですと、空き家になった屋根からの落雪や玄関周りの雪が心配だとも言っておられました。

第7次小樽市総合計画の中の高齢者福祉の中で、地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進とあります。そのためには、町内会や老人クラブ、民生・児童委員の皆様との協力が不可欠であると、さきの第3回定例会でお答えをいただきました。

高齢者単身世帯へ対応するに当たっては、どのような課題がありますか。

まだお元気で自分のことは自分でできる高齢者の方々もたくさんいると思いますが、親族が離れていたり、全く身寄りがいない高齢者の方もたくさんいらっしゃいます。特に、身寄りがいない高齢者の方は、身元保証人を頼める親族や家族がいないことにより、介護施設への入居や入院を断られてしまうことが考えられます。

独りでいると体調の変化にも気づきにくくなり、生活習慣病のリスク、身体能力の低下によって転倒する危険もあります。頼れる人がいないことは、精神的な不安や孤独を抱えてしまい、さらに食生活の悪化や服薬の間違い、火の不始末などによる命の危険にもつながりかねません。

自助、共助、公助という言葉はかなり浸透されてきていると感じていますが、もしも災害が発生し避難しなければならなくなった場合、何をどうすればよいのか分からない単身の高齢者はいらっしゃいます。御自身で避難できる高齢者も多くいると思いますが、御自身で避難できない単身の高齢者世帯の方が避難するときに、どういう位置づけをされていますか。また、どのように対応しますか。

超高齢化社会である今の日本では、高齢者という言葉をはかにつけて耳にすることが多くなりました。一般的に、高齢者とは65歳以上の人を指しますが、寿命が延びている現実には自他ともにお年寄りだと感じている60歳の方は少ないのでしょうか。ですが、この先70歳、80歳に向かい、加齢により身体も衰えてきます。まして、単身世帯では予期せぬ事態も想像できます。それは孤独死です。独り暮らしの身寄りのない高齢者が、ひっそりと亡くなって発見されるという痛ましい事態が起こる前に、我々には何ができるのかをしっかりと考えなければならないと思います。そして、一人も取り残さない地域共生社会であってほしいと切に願います。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 下兼議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の除排雪について御質問がありました。

まず、今シーズンの気象状況につきましては、1月下旬までは比較的穏やかに推移し、1月28日時点では積雪深が35センチメートルであり、昨年度と比べて少ない状況でありました。しかし、1月29日から2月2日にかけて92センチメートルの降雪があり、積雪深は一気に112センチメートルとなり、昨年度と比べて多い状況になりました。その後、2月22日の積雪深が今シーズン最大の119センチメートルとなり、昨年度の116センチメートルと同程度になったところであります。このような状況から、今シーズンにおきましても、近年と同様に短期間にまとまった降雪があるという特徴があると考えております。

次に、第2、第6ステーション区域の見直し効果につきましては、第6ステーション区域では、これまで緑地区など山間部の狭隘なバス路線の排雪から作業を行っていたため、中心市街地の排雪着手に遅れが生じておりましたが、山間部の一部地区を第2ステーション区域へ編入したことにより、中心市街地と山間部の排雪が同時期に着手できたものであります。

次に、市民の声の受付件数のその他の項目内容につきましては、主に砂箱の補充依頼、砂散布の依頼のほか、雪が解けていないなどロードヒーティングに関する問合せが挙げられます。

次に、融雪施設などの情報収集内容につきましては、下水処理水などを利用した流雪溝と、下水処理水や工場から出る余熱などを利用した融雪槽の事例について情報収集を行いました。本市における活用が可能かどうか、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、排雪条件付雪押し場につきましては、雪押し場に堆積した雪を排雪せず、自然融雪で対応することについて今後、土地所有者の方に御協力をお願いすることのほか、周辺に自然融雪が可能で代替となる土地について情報を収集してまいりたいと考えております。

次に、冬のルールとお願いにつきましては、その内容を記載した除雪だよりを新聞に折り込みするほか、除雪懇談会、除雪に関する意見交換会での配布や、市のホームページ、SNSを用いて広く周知を図っております。

次に、町内会等との雪対策の試行につきましては、令和5年度から地域との連携、協力の一環として市が所有する小型除雪機を町内会等の団体にお貸しし、市の除雪が行き届かない道路や除雪が困難な高齢者宅前等の除雪作業を町内会の皆さんに実施していただくという内容になっております。

次に、福祉除雪の実施状況につきましては、令和5年度は登録世帯数が665世帯に対し、福祉除雪サービス事業の実施世帯数は延べ184世帯、屋根雪下ろし助成事業の助成世帯数は322世帯、令和6年度は2月末日時点で、登録世帯数620世帯に対し福祉除雪サービス事業の実施世帯数は延べ190世帯、屋根雪下ろし助成事業の助成世帯数は35世帯と、小樽市社会福祉協議会より報告を受けております。

次に、除雪ボランティアにつきましては、本年2月末時点で団体ボランティア登録数が9団体、個人ボランティア登録数は27名、ボランティアが実施した延べ世帯数は62世帯との報告を受けております。

次に、小樽市消防本部の外国人への救急対応について御質問がありました。

まず、本市の救急搬送者数につきましては、年ごとの人数を順に申し上げますと、令和4年が6,250人、5年が6,796人、6年が6,685人となっております。

次に、大雪等により救急車が患者の近くに行くことが困難になった場合の対応につきましては、救急車が離れた場所に停車することになり、隊員による患者の搬送距離が長くなることから、搬送補助として速やかに消防隊の増強を行って対応しております。

次に、救急搬送された方のうち、外国人の搬送者数につきましては、年ごとの人数を順に申し上げますと、令和4年が31人、5年が86人、6年が108人となっております。

次に、令和6年の冬期間における路上転倒で救急搬送された外国人の数につきましては、28人となっております。

次に、日本語を話せない外国人からの119番通報への対応につきましては、本市は外国語による119番通報の通訳業務を外部委託しており、外国人からの119番通報を受けた消防指令センターが委託先の電話通訳センターに接続し、通報内容を共有することでその内容を把握し、対応いたしております。

次に、消防指令センターが対応できる言語につきましては、英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語など32の言語となっております。

次に、令和6年の119番通報で対応した外国語につきましては、多い順に申し上げますと、中国語、英語、ベトナム語となっております。

次に、救急現場に到着した救急隊員の外国語対応につきましては、タブレットの翻訳アプリや電話通訳センターの通訳により対応しております。

次に、高齢者の単身世帯について御質問がありました。

まず、本市の高齢単身世帯数につきましては、本年1月末現在1万7,986世帯となっております。

次に、高齢者の単身世帯への対応についての課題につきましては、独り暮らしの高齢者は、相談する家族や友人もなく、様々な不安や困り事を自分で抱えてしまい、望まない孤独・孤立の状態になってしまうリスクが高いと認識しております。こうした高齢者を把握し、必要な支援につなげることが重要で、そのためには地域における町内会、老人クラブ、民生委員の協力が必要であります。高齢化による見

守りの担い手不足のほか、個人情報理由として世帯状況の確認ができないなどの課題があります。

次に、自力での避難が困難な単身高齢者につきましては、小樽市地域防災計画において高齢者を要配慮者として位置づけているほか、障害者手帳の交付や要介護認定を受けるなど、特に支援を要する避難行動要支援者に該当する場合は名簿に登録することとしており、災害発生時には、名簿を提供している消防や警察などの避難支援等関係者と市が連携をしながら、情報伝達や安否確認、指定避難所等の安全な場所までの避難支援を行うこととしております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼議員。

○16番（下兼 薫議員） 一つだけ再質問させていただきます。

いつも市長に申し上げるのですが、やはり最近の雪は質が変わってきております。今年も重たい雪がたくさん降って、本当に除雪が大変。それは皆さんも分かっていると思うのですが、やはり自分のうちの雪だけはやりたいという方がたくさんいらっしゃるって、できれば流雪溝の研究をしていただきたいと思うのです。

先ほどの御答弁で下水処理水、あと工場の排水などとありましたけれども、可能性としてはどのくらいあるのでしょうか。そこだけお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 下兼議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、建設部では、どういった融雪施設があるのかということで、研究、情報を収集しているところでございます。事例といたしましては、札幌市で幾つか事例がありまして、その中で流雪溝と呼ばれるものにつきましては、例えば河川の水ですとか、下水処理水といった水を使って流して、家庭から流雪のますというのですか、そういうところに流し込んで、自宅の前の雪をなくすといった工法でございます。

ただ、まずこれには一定の水量ですとか勾配が必要になってきます。それとあわせて、建設費がかなり大きくなりまして、小さい口径の管ですと、やはり詰まってしまうということがありますので、かなりの水量が必要となります。

札幌市の場合は下水処理水を使っておりまして、下水ですから一定程度の温度があるということと、札幌市は一部合流式になっておりまして、下水処理水と雨水が一緒になっているところがございますので、一定程度水量があると。ただ、小樽市につきましては分流式ということになっておりまして、下水だけの水で流して処理しているものですから、なかなかそれを活用するというのが難しいという現状になります。

もし可能性があるとするれば、河川を使った水ということになりますが、河川につきましては流れている場所がある程度限られているということと、どちらかというと冬場に渇水するということがあるので、現実的にはなかなか難しいという状況になります。

このほかにも、融雪槽というのが札幌市にございまして、これも同じく大きな道路もしくは土地の下に箱みたいなものを造りまして、雪を投入するのですが、これも工場ですとか下水処理水といった何らかの温かい温度のものを使いまして融雪していく。槽の中で雪を解かすのですが、それを排水しなければなりませんので、近くに例えば河川といったものが必要になってくることになってきます。

これをトータル的に考えますと、現状におきましては、建設自体は難しいと考えておりますが、これは引き続き、ほかの市町村も含めて調査を行って、その可能性について探っていきたいと考えておりま

す。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第11号、議案第13号ないし議案第18号、議案第20号ないし議案第23号、議案第26号、議案第28号、議案第30号ないし議案第32号、議案第35号及び議案第36号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。白川貴城議員、松井真美子議員、小貫元議員、横尾英司議員、佐藤奈緒美議員、中村吉宏議員、面野大輔議員、中村岩雄議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第19号、議案第24号及び議案第37号につきましては総務常任委員会に、議案第25号につきましては厚生常任委員会に、議案第27号、議案第29号、議案第33号及び議案第34号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2、「議案第38号及び議案第39号」を一括議題といたします。

まず、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第38号令和6年度小樽市一般会計補正予算につきましては、輸出先国の規制に対応したHACCP等の基準を満たすため、市内食品製造事業者が行う施設整備に係る経費を助成する、食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業補助金を繰越明許費として計上いたしました。これに対する財源といたしましては、道支出金を計上いたしました。

議案第39号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及びその扶養に関わる加算額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 本日、追加提案されました議案第38号及び議案第39号については、さきに設置されました予算特別委員会に付託の上、審議することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月20日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 横 尾 英 司

令和7年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和7年3月21日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新井田邦宏議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第39号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、松井委員ほか1名から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第11号、議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第26号、議案第28号及び議案第36号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第1号に対して、松井議員外3名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、議案第1号令和7年度小樽市一般会計予算に対する修正案について、提案理由を説明申し上げます。

歳入において、市税では、滞納繰越分について多額の納税者の収入増が見込まれるため、固定資産税で1億円、都市計画税で2,000万円を増額し、財産売払収入と貸付金元利収入を加え2,312万円を増額し、1億4,312万円の歳入増を見込む一方、マイナンバー関係経費、北海道新幹線関連経費、第3号ふ頭及び周辺開発事業などに対する特定財源を削るなどで13億7,784万2,000円の歳入減とします。

歳出においては、増額するものとして、移住・定住促進住宅取得費等補助金について、補助要件の緩和と補助額の引上げで400万円、冬期特別生活支援事業費として福祉灯油を高年齢世帯、障害者世帯、独り親世帯などへ1世帯当たり8,000円を補助するための予算で1億1,710万円、老人福祉費でふれあいパス事業費の冊数制限をなくし、補聴器購入費の助成をするための予算として7,350万円、国民健康保険料は、1世帯8,000円を引き下げ、18歳未満の均等割を半額にするため1億2,688万6,000円、介護保険料は、

基準額を引き下げのために4,633万円、水道・下水道は、基準水量未満の利用世帯の負担を軽減するため、それぞれ1,380万円、駆け込み緊急資金貸付金2,000万円、住宅リフォーム助成制度の復活に1,500万円、就学援助費は、卒業アルバム代を支給するため、小・中学校合わせて300万円、学校給食支援事業費として、給食費2か月分を無償化するために3,720万円、保育所入所待ち児童対策として、保育士を正規職員として追加雇用するための予算として2,168万円を増額し、歳出増として4億9,229万6,000円を計上しました。

一方、減額すべきものとして、マイナンバー関係経費、北海道新幹線推進費、石狩湾新港管理組合負担金、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費などの予算を削ることで18億7,013万8,000円を減額するものです。

このことにより、修正案として、歳入歳出ともに13億7,784万2,000円を減額し、647億9,813万4,000円とします。

日本共産党は、大型開発優先の予算ではなく、物価高騰への支援や福祉、子育てなどを優先し、少しでも安心して小樽市で暮らせるよう予算修正案を提案するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木喜明） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第11号の各会計予算、議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第26号、議案第28号及び議案第36号については否決、議案第1号修正案の可決を求め、討論します。

初めに、新年度予算案についてです。

反対の理由の第1に、大型開発の継続です。行き詰まっている北海道新幹線の推進。貨物量と使用量が増えないにもかかわらず、多額の港湾建設費をつぎ込む石狩湾新港では、その負担を母体にかぶせ、母体負担金が減りません。小樽港では、第3号ふ頭の整備で観光目的の港へ変質を遂げようとしています。さらに、小樽市立地適正化計画や用途地域の見直しで、住民の住環境のための規制から開発しやすいまちづくりへと変えようとしています。

第2に、国が進める社会保障の削減に手を貸していることです。国民健康保険では、低所得者への保険料を引き上げ、保険者努力支援制度では都道府県への配分が増え、さらに医療費抑制を進めようとしています。介護保険でも高過ぎる保険料の一方で、利用できないサービス、障害福祉でも昨年4月から生活介護の報酬が変更され、事業所の経営を苦しめています。

健康保険でも、介護でも、障害でも、報酬を引き上げ、国の負担割合を増やすことが求められていますが、国は社会保障を削っています。市として、国に財政措置を求めるとともに独自に特別会計へ繰り出し、社会保障の充実を図ることが必要です。

第3に、市民の暮らしへの支援が不足していることです。物価高により市民の生活が苦しめられています。水道では、2か月5立方メートルでも10立方メートルでも、2か月20立方メートル使用している方と同じ水道料金、下水道使用料、少量利用者にとって高い水道料金の見直しが必要です。

国が軍事費を増やし、社会保障と教育への予算を切り詰める中であっても、住民の最も身近な行政である市がその防波堤になる必要があります。福祉灯油の実施、ふれあいパスの制限撤回、加齢性難聴への支援などの実現に踏み出すべきです。

第4に、子育て支援へのさらなる拡充が求められていることです。こども医療費助成や保育料の助成、産後ケアの拡大など、これまでの子育て支援への予算拡大は評価できます。物価高対応で給食費の値上げを回避しましたが、前年度のように数か月でも無償化を実施すべきです。

保育でも、国では1歳児の保育士配置を5対1にするために交付税措置を取るといいます。この動きに対し、札幌市では新年度から5対1に改善すると言っていますが、小樽市は6対1のままであり、年度途中からの変更すら拒否しました。交付税措置するというのはですから、改善すべきです。

以上の4点を申し上げましたが、このような問題点を変えてこそ、市民のための市政を実施することができます。

日本共産党の修正案は、先ほどの提案理由の説明のように石狩湾新港などの大型開発から、市民の暮らしに予算を振り分けるものです。さらに、予算総額を少なくすることで市債の発行も減り、後年度負担を減らしています。

次に、議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案についてです。刑法等の改正により、懲役刑と禁錮刑が拘禁刑に統一されました。しかし、拘禁されている犯罪者に作業を義務づけ、反した場合には懲罰を科す規定は国際基準に反するものであり、このような規定を条例に設けるべきではありません。

次に、議案第21号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案についてです。扶養手当をなくするべきではありません。

次に、議案第23号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案についてです。雇用保険法の改正に伴い、就業促進手当を縮小するものです。手当を縮小するべきではありません。

次に、議案第26号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。国の標準保険料率に変更するほど低所得者への保険料が引き上がります。国の負担割合を増やし、国保料の引下げを行うべきです。

次に、議案第28号小樽市公共船客待合所条例の一部を改正する条例案についてです。第3号ふ頭周辺開発に伴う大型開発の一部であり、反対です。

次に、議案第36号工事請負契約について、後志共同消防指令センター整備工事についてです。消防の広域化により、住民に密着した安全、防災機能が遠のくことにつながります。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第11号、議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第26号、議案第28号及び議案第36号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

(12番 松岩一輝議員登壇) (拍手)

○12番（松岩一輝議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第37号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、議案第19号及び議案第24号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇) (拍手)

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第19号小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案、議案第24号小樽市税条例及び小樽市宿泊税条例の一部を改正する条例案は否決、議案第37号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を主張し、討論を行います。

議案第19号及び議案第24号は、行政の法律の一部改正に伴い、対応する引用条項の変更を行うための改正ですが、どちらの法律も国民への徴税強化、給付削減につながるマイナンバー制度に関わるものであり、反対です。

議案第37号についてです。ロシアの核威嚇に対し、NATO、北大西洋条約機構が核抑止力の維持強化を進めるなど、核兵器への依存を強める危険な状況が続いています。そうした中で行われた核兵器禁止条約第3回締約国会議は、核兵器禁止条約はこの激動の時代における希望の光だと述べ、核兵器廃絶への揺るぎない決意を表明しました。87か国が参加したこの会議に、唯一の戦争被爆国である日本の政府は、アメリカの核の傘を理由にオブザーバー参加すら拒みました。広島と長崎に原爆が投下されて80年という節目に当たり、日本の政府が核廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体から運動を起こ

すべきです。小樽市は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。今こそ、本条例案の制定が求められます。

陳情第1号についてです。公共交通の減便が進む中、塩谷地区に住む住民、特に自家用車を持たない高齢者などは通院や買物にもタクシーを利用しなければならない状況があります。保健所に続き、4月には小樽市総合福祉センターもウイングベイ小樽へ移転されます。公共施設の移転を進める市の側にも、住民が安心して施設まで行ける環境を整える責任があるのではないのでしょうか。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にに行っている学校です。地域の介護事業者を講師に高齢者の大変さを疑似体験する総合学習授業の様子が今年も新聞で紹介されていました。小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域コミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校は必要です。

陳情第5号についてです。憲法第26条は義務教育を無償と定め、給食は教育の一環であることは間違いありません。物価高騰の加速で、子育て世帯の生活は困窮さを増しています。国の責任で一日も早く給食無償化を実現させることが必要です。しかし、国が具体的な方針を示すに至っていない以上、まずは自治体として先行して子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、佐々木秩議員。

（25番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○25番（佐々木 秩議員） 立憲・市民連合を代表し、議案第37号小樽市非核港湾条例案の可決を求めて討論いたします。

本条例案の目的として、第1条の中に日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとりとなります。

今、世界の情勢はロシアのウクライナへの侵攻、アメリカの自国第一主義、中国の覇権主義など、国際協調の機運は薄れ、世界は分断され、日本国憲法の掲げる平和主義からは程遠い現状です。

一方、日本においてもアメリカとの核密約が明らかになったことや世界情勢が混迷化する中で、いわゆる核の傘、核抑止論など核兵器による平和が声高に叫ばれ、その結果、我が国の国是である非核三原則を揺るがす事態となっています。

そして、昨年の地方自治法改正では、国による地方への指示権が規定され、国による恣意的な行使のおそれが生じ、地方自治の本旨、地方分権の後退が危惧されています。

こうした状況だからこそ、一地方都市が本条例案第1条の目的を掲げ、平和で安全な港湾都市を目指すことを世界に示すことの意義は確かにあると考えます。

さて、本市を顧みれば、昨年4月、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する港を核としたまちづくりを目指し、みなとオアシス小樽として登録されました。

続いて、昨年12月には、港周辺のにぎわいの創出に貢献したとして、一般社団法人日本外航客船協会主催のクルーズ・オブ・ザ・イヤー2024の特別賞を受賞、さらに今年1月、公益社団法人日本港湾協会選定のポート・オブ・ザ・イヤー2024を受賞し、小樽港一帯の整備やまちづくりが内外から高く評価されています。

こうした華々しい受賞歴やクルーズ船観光、市民のにぎわいの場というプラスイメージは、いずれも小樽港が平和で安全な港であることが大前提になっているのではないのでしょうか。毎年のように小樽市に寄港する米国艦船は、以前の入港目的はそれでも親善としていましたが、近年は通常入港、その目的

は乗組員の休養と補給と通告してきています。これは小樽港寄港が既に特別なことではなく、通常、ふだんからいつもやっていることにいつの間にかされてしまっているということではないでしょうか。

核兵器搭載の疑いがある艦船が通常に入港する港にしては、せっかく高評価をいただいているイメージが崩れます。今こそ、小樽市非核港湾条例を制定し、小樽市は歴史、文化と平和なまち、港であることをアピールしましょう。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第37号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第19号及び議案第24号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査と裁決いたしました。

次に、議案第25号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、全会一致により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第25号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、否決を求めて、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論します。

議案第25号は、基準府令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものです。深刻な保育所待機児童を解消するため、2015年、子ども・子育て支援新制度と同時にスタートした地域型保育事業は、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業などを対象としています。委員会質疑で、本市には該当する施設はないとのことですが、規制緩和と中心の安上がり保育ではなく、保育所等の拡充こそが必要であり、本議案に賛成はできません。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）（拍手）

○14番（佐藤奈緒美議員） 自由民主党を代表し、陳情第11号市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情方について、不採択を求めて討論いたします。

本市では、平成27年3月に小樽市いじめ防止対策推進条例を制定いたしました。さらに、令和6年9月には小樽市いじめ防止基本方針が改定されました。

教育委員会を中心に、11月から12月をいじめ防止強調期間として市内各小学校や関係機関と連携し、重点的な取組を行っております。

また、自殺に関しても、昨年3月には小樽市健康増進・自殺対策計画を策定し、既に数値を公表しており、それを見ると、本市の自殺者数値は全国、全道に比べ低い状況であります。

児童虐待においては、先日の痛ましい事件を踏まえ、再発防止にしっかり取り組むことは重要です。ただ、この陳情に沿ったことではなく、本市主体で行うことが必要と考えます。ゆえに、現状の本市で執行している取組を改める必要性はないものと考えます。

以上より、本陳情を採択する必要性がないため、不採択を主張し、討論いたします。（拍手）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○9番（橋本布美絵議員） 公明党を代表し、陳情第11号市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情方について、不採択を主張し討論いたします。

この陳情に述べられております取組方法には、明確な裏打ちがなく、特に17の項目の抽出が事案をどのように関係するかが不明瞭であり、一部市民が誤解を招くおそれがある表現もあります。

また、本市では例示された項目に対する施策、事業は既に行っていることから、不採択を主張いたします。本陳情については、今後、議論の参考とさせていただきたいと思います。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第25号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号及び陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方については採択を求め、討論を行います。

陳情第4号は、これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止のためにも安全対策を考える必要があります。

陳情第10号です。陳情者から貸出ダンプ制度の見直しについて述べられています。現在、貸出ダンプ制度を町内会等が利用する場合は、積込み業者を町内会等が見つけて依頼しなければならず、今の制度は十分利用しやすい制度とは言えません。積込み業者が決まるように町内会等への情報提供などは必要です。

また、陳情者からは、交通障害が起きないようにと除排雪路線の拡充についても挙げられています。要望の道路は、道路幅が狭く雪押し場がないなど、除雪が困難だと聞いていますが、住民アンケートでは通勤・通学等で危険を感じたことがあると回答している割合も高いことから、今後の状況を見て何らかの対応について考える必要があると考えます。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第40号及び議案第41号」を一括議題といたします。

まず、議案第40号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 提出者を代表して、議案第40号小樽市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、提案説明をいたします。

この条例案を提出したのは、刑法等の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うためであります。

以上、概括的に申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第41号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、ただいま上程されました議案第40号小樽市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、否決の立場を表明し、討論します。

理由は、先ほど議案第18号の討論で申し上げたとおり、刑法等の改正により国際基準に反する規定が盛り込まれた内容を条例に反映するものだからであります。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第40号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第41号について、採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第6号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 提出者を代表して、意見書案第1号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）並びに意見書案第3号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める

意見書（案）について提案趣旨説明を行います。

まず、意見書案第1号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）について、我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員、地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されています。選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利である被選挙権、立候補の自由は憲法第15条第1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして憲法の保障する重要な権利であると最高裁判所において見解が示されています。我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し、代表取締役役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満25歳以上となっています。

一方で、OECD加盟国では下院での被選挙権年齢は満18歳以上が最も多く、日本の衆議院のように25歳以上というのは少数派であり、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国は過半数を超えており、主要政党も令和4年の参院選から被選挙権の引下げについて公約に明記しています。参政権は、選挙権と被選挙権が主な柱であり、良識の府と言われる参議院の独自性は、衆議院より長い任期や選挙制度の違いで発揮できることや、全国町村議長会から近年の議員選挙において無投票、定数割れがこのまま増え続けるとした場合、次の統一地方選までには全体の3分の1以上の議会が無投票になる可能性があり、被選挙権年齢引下げ等の対策が求められていることなどからも一律で18歳以上とすること望ましいと考えます。

よって、被選挙権年齢を満18歳上に引き下げるとともに若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや、地方議会議員の報酬の在り方や若者団体の活動継続に必要な支援の在り方など、抜本的に改革を求めるものです。

次に、意見書案第3号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）について、我が国では夫婦同姓制度が取られており、民法第750条では、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称するとされていますが、現実として婚姻に際しては、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っています。名義変更の負担に加え、仕事上の通称と戸籍上の姓の不一致による不利益など、特に女性が負っている現実があります。

平成8年に法制審議会は、夫婦が望む場合にそれぞれの旧姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする民法の一部を改正する法律案要綱を法務大臣に答申しましたが、改正法案の国会提出には至らず、議論は長年にわたり平行線のまま推移しています。その後、最高裁判所では平成27年12月と令和3年6月に夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところです。

令和6年6月、一般社団法人日本経済団体連合会は夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言し、同年10月には国連の女性差別撤廃委員会が夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っています。この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼし得るものであることを示しています。

このようなことから、国においては選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く求めるものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 提出者を代表して、意見書案第2号ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書(案)の説明を行います。

ハラスメントを受けた労働者が会社の窓口にも相談しても救済されない実態が存在します。国際労働機関、ILOのハラスメント禁止条約批准と包括的なハラスメント禁止の対策を求めるものです。

各会派の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 次に、意見書案第4号ないし意見書案第6号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

(15番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○15番(中村吉宏議員) 自由民主党を代表し、意見書案第1号及び第3号について、否決を求めて討論いたします。

意見書案第1号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書(案)についてであります。若者の積極的な政治参加には、賛意を示すものであります。選挙権が18歳以上に改正され、若者の政治参加を促すためには、被選挙権についても一定の引下げが行われることも必要なことであると思います。

しかしながら、成人年齢、選挙権が18歳に引き下げられたことを受けて、被選挙権を同じ年齢に引き下げることや、それに伴う支援の在り方などについては、様々議論を要するところであると解します。特に、選挙権と被選挙権年齢が相違することについて、その趣旨は被選挙権を行使し、国民、住民の負託を受けた議員や各旧首長は就任後、その負託に応える仕事を行うための十分な知識、経験を有することが必要であるためであることに鑑みても、諸外国は様々対応しているにせよ、18歳という年齢が我が国においてそれを十分に満たすと一般的に判断できるかは不明であり、今後、様々な情報を基に議論が必要なところであると考えます。今の段階で、年齢引下げを国に求めることは時期尚早と判断せざるを得ないものであります。

よって、本意見書案に直ちに賛成はできかねるため、否決と判断させていただきます。

続いて、意見書案第3号についてであります。前回定例会では、我が会派は反対の意思を示したものでありますが、選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書(案)が可決されました。今定例会で、意見書案第3号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書(案)についても、賛成することはできません。

理由として、法制化が前提であり、それを早急に進めることには賛意を示すわけにはいきません。我が国では、選択的夫婦別姓制度導入の可否について、まさしく議論が行われているところではありますが、それは法制化を行うべきか否かという議論になります。

報道等では、積極的に導入を進めるべきとの論調が多いところではありますが、各種調査では必ずしも国民の多数がこの制度導入について積極的に賛意を示しているとは言えない状況と解します。

我が国の家族に関する家族観、法制度、戸籍やその関係法令等を含め、それらについて様々な議論が十分に行われた後に、選択的夫婦別姓制度を法制化するべきか否か本格的な検討を行うべきであると解

します。

本意見書案では、家族の一体感や戸籍制度を守ることとの両立を図りつつと記されておりますが、子供の姓をどうするのかなど、将来にわたっての配慮を要する大きな課題もある中、これまで我が国で培われてきた家族観や戸籍制度が選択的夫婦別姓制度導入ありきで議論されることに危機感を抱かざるを得ません。社会的な場面で同一姓による不都合が生じる場合も、通称使用の拡大により、課題が解決されるよう整備が進められているところでもあります。選択的夫婦別姓制度については、より慎重な議論が行われ、前進させるべきものであると考えるため、本意見書案に賛成はできません。

以上より、意見書案第1号及び第3号について、否決を主張し、各会派議員各位の御賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号は可決を求めて討論いたします。

初めに、意見書案第1号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）についてです。参政権は、候補者を応援し、投票する権利だけではなく自ら候補者となり、政治に参加する権利も当然含まれています。選挙権と被選挙権を一体として考えるべきであり、若者の政治参加を保障する上でも被選挙権の引下げが必要です。

また、全国都道府県議会議長会の研究報告書では、女性や若者にとって立候補の際に要求される供託金の負担が大きなハードルになっているとして、供託金見直しの必要性も指摘しています。国際的に見ても、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリアのように供託金がない国や、カナダでは供託金が廃止になったように、供託金廃止が世界の流れであり、見直しが必要です。

次に、意見書案第2号ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）です。ILOがハラスメント禁止条約で、ハラスメントの禁止や被害者救済の制度の導入を加盟国に求めています。条約は、これまでの国際的な人権保障の到達を踏まえ、暴力とハラスメントは許されない人権侵害だと断じました。暴力とハラスメントの定義について、身体的、精神的、性的、経済的な被害をもたらす、または可能性のある許されない行為と慣行とし、単発か反復かを問わないと明記しました。

画期的なのは、対象範囲の広さです。正規、非正規の雇用形態にかかわらず、フリーランス、求職者、実習者、雇用が終了した人、ボランティアまで働く全ての人が含まれます。各国政府に求める対策では、法令による禁止に加え、対処、防止のための包括的な戦略の策定、法の実施、監視のための仕組みの確立と強化などを挙げました。被害者の救済支援と加害に対する制裁を定めることも規定しました。これは、日本にとっても不可欠な課題です。

意見書案第3号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）です。先ほど、自民党の中村吉宏議員からありました旧姓使用の拡大の議論は、不利益を解決するものでないどころか、今以上に煩雑な手続を強いられるおそれさえあります。

（「そんなことないよ」と呼ぶ者あり）

何よりも、姓名は個人がそこまで生きてきた人生の象徴であって、変更が強制されないことは人格権の大事な一部です。だからこそ、30年前、法制審議会は選択的夫婦別姓の導入を答申したのです。女性差別撤廃委員会から20年以上前から4回にわたって勧告を受けてきた課題であり、3回目のフォローアップ項目になりました。フォローアップ項目は2年以内に進捗を報告する項目です。

今回の改善勧告では、日本は夫婦同姓を定めた民法第750条の改正のために、何一つやってこなかったという指摘がされました。先ほど、旧姓使用の拡大のところで、そんなことはないよと松岩議員からやじが飛びましたけれども、こういったことを日本政府代表団は審査の中でも説明したのですが、女性差別撤廃委員会はその意見を受けても、何もやってこなかったと一蹴したのです。

（「言ったのは中村吉宏議員」と呼ぶ者あり）

さらに、勧告だけでは日本政府が何もしないことを予想して、2年以内に改正のために取った措置を文書で報告せよと求めました。先送りは許されません。

以上、各会派の賛同を求め、討論いたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）（拍手）

○2番（白川貴城議員） 公明党を代表し、意見書案第1号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）及び意見書案第3号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）について、可決、意見書案第2号ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）について、否決の態度を表明し、討論を行います。

まず、意見書案第1号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）についてです。平成27年の法改正では、戦後約70年を経て、少子高齢化で若年人口が減る中、未来を担う若い世代の意見がより政治に反映されるようにと選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

しかし、被選挙権年齢は据え置かれたままであり、現行の被選挙権の年齢設定では成人ながら満18歳から20歳代前半の若い世代が含まれておらず、高校生や大学生の年代の声が政治に反映されにくい状況にあると考えます。

我々公明党は、若い世代が将来に希望と責任を持てる社会を目指すことから意思決定の場に新しい価値観を持った若い世代が加わることが重要であり、被選挙権年齢を満18歳以上に引き下げるとともに、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬の在り方、さらには若者団体の活動継続に必要な支援の在り方等について抜本的な改革を行うことが必要であると考えます。

続いて、意見書案第3号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）についてです。我々公明党は、自らのアイデンティティーを守る人権上の観点から、選択的夫婦別姓制度の早期導入を求めています。何より、結婚で姓の変更をしているのは、約95%が女性であり、女性活躍を阻害する象徴的な制度とも言えます。名前はアイデンティティーそのものです。結婚で改姓を強いられてつらい思いをする人や不利益を受け入れる人がいなくなるよう実現を求めます。そのようなことから、選択的夫婦別姓制度は、別姓を希望する人に新たな選択肢を示すものであり、多様性の尊重を求める時代の要請にかなうものであり、早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望することは必要と考えます。

続いて、意見書案第2号ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）についてです。パワハラやセクハラをはじめ、カスタマーハラスメントや就活等セクシュアルハラスメントなどの第三者が関与するハラスメントを含め、職場におけるハラスメント防止対策は、重要な課題であると考えます。ハラスメントに関するILO第190号条約について、条約の趣旨はおおむね妥当であると考えますが、批准との関係では、条約において仕事の世界におけるハラスメント等を禁止するための法令の制定を求められていること、条約の保護の対象にボランティアなど雇用関係のない者が含まれていること等について、国内法制との整合性のさらなる検討が必要と考えております。

さらには、ILO第111号条約、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約についても、国内法制との整合性が必要となることから、まずは令和4年に完全施行された職場におけるハラスメント防止対策の強化に関する法改正の周知、啓発や履行確保等に取り組んだ上で、改正法の附帯決議等も踏まえ、執行状況や諸外国の動向などを把握しつつ、必要な対応を検討する段階であり、批准に向けての法整備等の取組を早急に進めることは求めています、慎重な判断が必要と考えます。本来であれば、継続しての議論を希望しますが、可否の態度を表明するとなれば、現時点では否決の態度を取らざるを得ません。

以上の理由により、意見書案第1号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）及び意見書案第3号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）については可決、意見書案第2号ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）について否決の態度を表明し、各議員の賛同を呼びかけて、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表し、意見書案第1号若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）に対する討論を行います。

まず、若者の政治参加の促進は必須であり、被選挙権年齢の引下げという方向性にも賛同はいたします。その上で、本意見書案の核となる被選挙権を一律で18歳に引き下げるべきという点について議論が尽くされていないと考えることから、否決の立場を取るものです。

被選挙権年齢の引下げの議論でよく見るやり取りとして、18歳では社会経験が乏しく、政治的判断力が十分に育っていない、18歳でも優秀な人材はいるため、そういう人の政治参加が狙いだというものがあります。年を重ねることで優秀になるわけでもなく、経験の数は年齢よりもどんな環境に身を置くかによって変わります。また、逆に若いからといって政治家としてよい働きをするわけでもありません。能力は年齢だけで測ることはできません。

そのため、政治家としての適性を問われるのが選挙であり、そこになるべく多くの人がチャレンジできるよう年齢の壁を解消していくことは望ましいと考えますが、そこに向けた課題もまだ残されています。

例えば、被選挙権の引下げによって、世襲が加速するのではないかという指摘もございます。人気投票的になることで、ポピュリズムが過熱するおそれもあります。そうした問題点を解消するためにも政治リテラシーを向上させること、政治的無関心の状況を脱し、投票率を上げることが先決ではないでしょうか。

現在の日本における若者の政治参加の実態を見てみましょう。内閣府の調査によると、13歳から29歳の若者の政治への関心は43.5%でした。指標として18歳から19歳の投票率は2019年の参議院選挙で34.68%と全体の投票率48.8%を大きく下回っています。これは国会議員の選挙では世界147位であり、このような状況下で被選挙権年齢を引き下げたところで、果たして若者が積極的に立候補し、投票に行くようになるのかは疑問が残ります。

さらに、OECD加盟国のデータを見ても、被選挙権年齢を18歳以上に設定している国が多い一方で、若者の投票率が高いとは限りません。例えば、アメリカでは18歳の選挙権があるのにもかかわらず、若者の投票率は依然として低迷しています。これは、単に年齢を引き下げただけでは若者の政治参加を促進することにつながらないことを意味していることにほかなりません。

また、無投票や定数割れの問題についても触れなければなりません。全国町村議長会は、議員選挙における無投票、定数割れが増加していることを指摘していますが、これは被選挙権年齢の引下げでは解決できない問題です。無投票の原因は、地域の政治環境に起因することが多いからです。そもそも25歳以上の大人がやりたいと思っていないのに、若い人たちに期待するというのも乱暴な話ではないでしょうか。若い人の意見を取り入れるのは、本来は今の候補者たちにもできることですし、被選挙権を引き下げることで、若者の政治的な関心を高めるというのは手段の目的化が起こっているように感じます。

ここからの政治改革で重要なのは、政治家の発信力強化が云々などというこれまでの延長ではなく、有権者との関わり方などの根本的な部分を考えていくべきです。

政治的教育の充実と被選挙権年齢の段階的な引下げなどによって効果を見ながら進めることが望ましいのではないかと考え、意見書案に対して、否決の態度を示すものであります。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **新井田邦宏**

議員 **高野さくら**

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和 7 年小樽市議会第 1 回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和6年12月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)
- (2) 監査委員から、令和7年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。(3月21日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

令和7年度当初予算において、市政アンケートモニター事業費が新規で計上されているが、この事業は、市民のニーズを適切なタイミングで、迅速に把握するとともに、市政への市民参加を図るため、インターネットアンケートモニター制度を導入し、回答実績に応じてデジタルギフトの謝礼を進呈するものであるという。

この制度は、インターネットを介するため、モニター会員の年齢が偏り、高齢者の層が薄くなってしまう懸念はないのか。

また、アンケートの結果が予算編成に反映され、アンケートに回答した人が自分自身の意見がしっかりと市政に反映されているという実感を得られるようなやり方もあると思うがどうか。

市政アンケートモニター事業は、市内在住の方から1,000人程度のモニター会員を募集するものであり、無作為抽出型ではなく、応募型の方法を採用していることから、忙しい方やこの事業について知らない方などは参加できないため、アンケート結果に偏りが出る懸念があるが、市はどのように考えているのか。

また、アンケートの取り方について、アンケートの設問次第で回答を誘導してしまうといったことも心配されるが、設問作成に当たる職員に対して、設問の作り方や回答の作り方の留意点を周知するといった運用についてどのように考えているのか。

親子ワーケーションは、発達障害のある子供を持つ家族が本市に滞在し、作業療法士が設計したプログラムを実施しながら本市での生活を体験してもらうことで、関係人口の創出や移住・定住につなげることを目的とした事業であり、参加した家族からは専門家の先生と交流できて小樽に来て良かったなどの声が寄せられているという。

しかし、令和5年度実績は、目標40家族に対し1家族と、利用者数が目標に達しておらず、周知が足りていないと感じることから、市には、厚沢部町の取組を参考に、全国の人たちに本市の取組を見てもらい、利用したいと思ってもらえるような周知を行ってほしいと思うがどうか。

また、今後も利用者数が目標に達しない場合、本事業の見直しを検討する必要があると思うがどうか。

移住支援金は、東京23区に在住または通勤している方が本市に移住し、5年以上継続して居住する意思を持ち、かつ対象法人に就業した場合に、単身には60万円、世帯には100万円、さらに18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は1人当たり100万円を加算し、移住支援金として支給する制度であるというが、本市と同様の制度を実施している他自治体の中には、移住支援金のほかに、住宅建築費を最大200万円まで助成する自治体もあることから、本市でも、支援を厚くすることを検討してほしいと思うがどうか。

ふるさと納税について、近年、返礼品を通じた地域振興が全国的に注目されているが、他都市では、水産高校の生徒と地元の企業が共同で開発した商品をふるさと納税の返礼品としている事例がある。

次世代を担う生徒たちが学びの成果を広く発信できるこの取組は、教育効果やモチベーションの向上にもつながり、地域全体の活性化にもつなげられると考えることから、本市の水産高校の生徒たちが、製造や商品開発に携わった水産加工品を返礼品に採用することの実現に向けて、具体的な取組を進めてほしいと思うがどうか。

デジタル外部人材関係経費は、民間の知見を活かして本市のDXを推進するため、専門的な知見からアドバイスや技術的支援を行う外部人材を招聘するものであり、実際に専門性の高い人材の助言により、庁内の課題解決が着実に進んでいる一方、せっかく民間から来ていただいているにもかかわらず、その知識等を活用する場が限られているようにも感じることから、今後は、外部人材の知見をより意識的に活用してほしいと思うがどうか。

また、市は、外部人材を研修の講師とするなど、人材育成の観点からも活用しているというが、RPAのシナリオ構築など、自治体独自で対応するのが難しい分野における職員のスキル向上が必要であると考えことから、先々を見据えて、本市のDX推進及び人材育成に取り組んでほしいと思うがどうか。

市税の当初予算額を令和5年度と7年度で比較すると、約4億円の増となっているが、その理由は何か。

また、市税のうち、個人市民税の当初予算額を令和5年度と7年度で比較すると、約1億円の減となっているが、その理由は何か。

シリアル型日本遺産に認定されている「炭鉄港」について、市教委は「炭鉄港」に特化した学習は取り入れていないというが、この「炭鉄港」は他地域のことを学ぶ良い機会であることから、例えば、小学校の宿泊学習や修学旅行、中学校の宿泊研修といった行事を利用し、関係都市間で連携して、児童・生徒の相互交流の学習機会を設けることは有効だと思うがどうか。

また、学校教育の一環として、児童・生徒が「炭鉄港」の歴史を見学し、直接体験することは、非常に貴重な機会であり、日本遺産の認定継続という観点からも、シビックプライドの醸成に有効であるほか、今後、本市が認定された日本遺産を持続させる取組の柱にもなっていくものだと思うことから、積極的に検討し、取り組んでほしいと思うがどうか。

部活動改革推進事業費は、部活動改革として拠点校方式を導入し、将来的に部活動の地域移行を目指していく中で、生徒が在籍校から拠点校へ移動する際の送迎支援等を行うものであるが、地域スポーツ団体の指導員が中体連等の大会に参加する際の旅費については、国や道の財政支援がなく、当該事業費に計上できないことが課題となっているため、市には、引き続き、国や道へ支援を要望するとともに、基金等を活用した市独自の支援に向けて検討してほしいと思うがどうか。

また、合同部活動として、本市の特色を活かした英会話部が開設されるなど、小樽市らしい新たな取組も始まっていることから、市には、今後も拠点校方式による合同部活動の取組をしっかりと進めてほしいと思うがどうか。

合同部活動の拠点校方式における生徒の移動支援を目的として、令和7年度予算では、昨年度に引き続き、部活動改革推進事業費が計上されているが、市は、学校部活動の地域移行を最終目標とし、拠点校方式の部活動はその移行過程の一環であるという。

道教委が策定した「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」では、休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することについて、令和5年度から7年度までの3年間を重点期間としているが、市は、本市の部活動地域移行のスケジュールについてどのように考えているのか。

また、部活動の地域移行を円滑に進めるためには地域や民間の協力が不可欠であり、協議の場を設けるとともに、取組の内容や目的を広く発信することも重要であることから、関係機関のみならず、市民に対しても現状や進捗を周知し、不安を解消しながら協力を得られるような形で着実に進めてほしいと思うがどうか。

照明設備改修事業費は、法律の施行により水銀灯の製造及び輸出入が原則禁止になることに伴い、市内小・中学校の屋内運動場照明設備のLED化を順次進めるものであり、令和7年度当初予算案では、小学校6校分の更新として2億3,920万円が計上され、1校当たりで割り返すと約4,000万円の事業費となる。

体育館の照明設備を更新するには足場を組む必要があることや、労務単価の上昇等により事業費が増加する傾向になるのは理解するものの、他自治体では600万円程度でLED照明を導入している例もあり、事業費を抑えている自治体の中には、リースで導入しているケースもあることから、残り13校の照明設備については、リースで更新することも検討してほしいと思うがどうか。

教育用端末整備事業について、令和7年度に教育用端末が5,942台更新されるが、令和2年度に整備した端末は故障等により使えない端末を除いても、約5,000台がまだ使用できる状態であり、市教委では、現在、その端末の明確な使い方が決まっておらず、学校で教育用として使えるようにするというが、全てを活用することは難しいことから、単純に廃棄処分とするのではなく、費用を要しない活用策を考えてほしいと思うがどうか。

また、学校内の通信環境が不安定であるため、授業中のインターネット接続の切断、同時接続による通信速度の低下などの課題があると聞くが、市教委には、その課題を調査し、通信環境の改善をしてほしいと思うがどうか。

小樽港物流促進プロジェクト事業は、中国コンテナ航路やフェリー航路の利用促進及び国内ポートセールスを行うものであるが、令和7年度は、フェリー航路利用促進事業において、市民限定の割引商品の追加や小樽周遊ツアー商品の造成を行うことにより、予算額が増額している。

フェリーの認知度向上や個人利用者の底上げを図り、港を起点としたにぎわいづくりによる経済の活性化を目指した事業拡大であるとのことだが、市には、本市の港の活用や営業活動に加え、効果検証も進めてほしいと思うがどうか。

小樽港の老朽化対策について、市は、小樽港維持管理計画に基づく詳細点検の結果を受けて、利用状況や優先順位を考慮しながら、港湾施設の改良の必要性や事業規模を判断していくため、現時点では明確な整備スケジュールを示した計画はないというが、小樽港港湾計画や小樽港長期構想の中で老朽化対策が位置づけされていることから、点検の結果によって、老朽化対策をその都度判断するのではなく、今後、どのようなタイミングで、どういった施設の整備が必要なのかをしっかりと定めた計画の策定が必要であり、それを議会側に公表していく必要があると思うがどうか。

観光案内所運営費交付金は、小樽観光協会が運営している観光案内所のスタッフ人件費分を交付するものであり、多言語に対応できる通訳スタッフ等の人材確保は重要であるため、引き続き取り組んでほしいと考えているが、機能強化の観点でいうと、例えば、長崎市では2022年9月のリニューアルにより、観光案内所にモニターやタブレットが導入され、観光情報の検索や動画での紹介など、機能・サービスの充実が図られていることから、本市においても、観光客数が順調に推移している今だからこそ、受入れ環境の一層の充実と観光客のさらなる誘致の観点から、観光案内所の機能強化に取り組んでほしいと思うがどうか。

また、2023年5月にオープンしたナイトインフォメーションについても、本市の夜の観光振興に寄与していることから、今後も継続してほしいと思うがどうか。

観光都市小樽において、観光客に対して寛容であることが重要と考えている一方で、特に銭函地域では、観光客の増加により、歩行者の車道へのはみ出しなど交通の危険性が高くなっていることや、観光客が私有地に侵入するケースなどもあり、市民と観光客の間に対立の構図が生じつつあることを懸念しているため、市には、オーバーツーリズムの問題が発生している地域において、課題解決に向けた意見交換会などの場を設けてほしいと思うがどうか。

また、オーバーツーリズムによって、多くの市民がこれまで直接的・間接的に我慢を強いてきたが、これだけ多くの観光客が来訪することにより、来年度は、市税収入の増加が見込まれることから、市民に見える形で還元し、観光への理解につながるような取組をしてほしいと思うがどうか。

オーバーツーリズムの解消については、観光客を分散させることが有効であり、例えば、市内の異なるエリアへの誘導、新たな観光資源の開発、商業施設の営業時間変更による繁閑の調整、さらには季節ごとの来訪者数の平準化など、多角的に施策を組み合わせる必要があると思うが、市は、どこに重きを置いて分散させることを想定しているのか。

また、観光客に禁止事項を伝えるだけでは情報が届きにくい懸念があり、小樽観光の魅力を紹介しつつ、規範的な行動やNG行動について周知する仕組みが必要と考えるが、例えば、ウェブアプリ「おたるあそび」や地域通貨「おたPay」などの既存の観光施策と市が取り組んでいる人流データを組み合わせることで、人流の捕捉やAIによる混雑アラート、環境や町並み保全などについての意識啓発などの情報周知と情報収集が可能となり、観光エリアの拡大・分散が期待できることから、市には、既存の観光施策と新たな事業を組み合わせることを前向きに検討してほしいと思うがどうか。

令和7年度当初予算には、旧第3倉庫保全・活用経費として620万1,000円が計上されており、旧北海製罐第3倉庫については、当面、対症的に修繕していくというが、計上された予算で十分なのか疑問である。

今後、不特定多数の方が旧北海製罐第3倉庫を利用するには、さらなる消防設備の設置などが必要になってくることから、この予算で対応するということにもならないと思うが、市はどのように考えているのか。

また、今後の旧北海製罐第3倉庫の活用には産学官連携が必要であり、民間から投資してもらうためには、いきなり本市と民間の連携ということではなく、大学を仲介し、大学が持つ知恵を借りて、民間が投資しやすい環境をつくってほしいと思うがどうか。

旧第3倉庫の利活用について、第3倉庫活用ミーティングから提出された提言書には、旧第3倉庫単体の利活用だけでなく、北運河エリアや商工会議所が取り組んでいるみなと観光プロジェクトの関連性についても記載されていたり、行政に対しては旧第3倉庫周辺地域計画の策定を求めたりなど、官民で連携した多岐にわたる取組を期待する内容となっている。

旧第3倉庫のように、本来の役目を終え、文化的・歴史的な施設として利活用していくためには、マンパワーや資本、行政上の手続きなど、重層的な支援が必要であると思うが、旧第3倉庫の利活用を進める上で市や企業が抱えている課題と、その課題を踏まえた今後の取組について、市はどのように考えているか。

「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が日本遺産に認定されたことは大変喜ばしいことであり、厳しい審査の中、最高得点を獲得したことは、本市のストーリーの魅力はもちろんのこと、地域一体となった取組が高く評価された証だと考えるものの、観光客の北運河への回遊性や観光客目線に立った整備体制等、文化庁からは幾つかの課題も示されており、この認定を活かして地域活性化につなげるためには、それらの課題を解決していくことが重要であるが、市は、文化庁が示した課題に対して、どのような取組を行う予定なのか。

また、今回の認定は、本市が持つ歴史と文化の価値を改めて証明するものであり、これを活かして、観光振興や地域経済の活性化につなげることは、市民にとっても、大きな希望でありチャンスでもあることから、市には、今後とも、日本遺産を軸に据えた持続可能な地域活性化の取組を力強く推進してほしいがどうか。

小樽産品販路拡大強化支援事業費は、百貨店の閉鎖や人口減少に伴う市場規模の縮小に対応するため、小樽産品の販路維持・拡大と新商品の開発支援を行う事業であり、昨今、販路の新規開拓が難しくなっている中、この取組は有意義な事業であると考えますが、市が関わる以上、信用できる相手と取引を行うことが前提であることから、そのための取組や今後の強化についてどのように考えているのか。

また、この事業があるから小樽で事業所を設けたり起業したりしたい、小樽で商売を行えば成功する力がつくなどと事業者に思わせるような事業に発展してほしいと考えるが、市は、今後の展開について、どのように考えているのか。

事業承継事業費について、令和5年度は、事業承継に関する実態調査の実施やセミナーの開催経費及び事務経費などで予算額が300万円であったのに対し、7年度は、実態調査を行わないだけでなく、参加者が少ないことを理由にセミナーの開催も見送られたため、予算額が10万円とかなり低くなっている。

本市は、長く事業を続けることにつながる支援が不足しており、以前陳情が提出された店舗リフォーム助成についても、対象者が相当数見込まれるため財政的な問題で実施は難しいというが、安全性の確保や後継者問題、店舗の機能維持や経営力強化などを考慮すると、店舗改修等の費用助成こそが事業継承につながると考えるため、前向きに検討してもらいたいと思うがどうか。

令和7年度は、老朽化した小樽市民会館ホールにおける冷房設備の改修のため、市民会館空調設備改修事業費として9,500万円の予算が計上されており、令和5年度や6年度においても、改修工事として多額の予算が計上されていたが、これまで市民会館を建て替えずに、改修を続けている理由は何か。

また、市民会館は公共施設であるため、収益性よりも公共性を優先すべきであると思うが、老朽化した施設は、保守・修繕などにかかる費用の捻出が課題であることや、今後も改修に多額の費用がかかることが予想されることから、市には、利用者を増やすことで赤字の圧縮を目指し、本市の財政への負担軽減につながるよう、取り組んでほしいと思うがどうか。

勤労女性センターの運用について、移転により施設が刷新されたことを踏まえ、日曜日及び祝日も開館してほしいと要望したことに対し、市は、現状の利用者からの要望等が少なく、ニーズは低いと考えているというが、現状の利用者は、日曜日及び祝日が閉館していることを前提に利用しているため、ニーズが低いのは当然であることから、今まで施設を利用していない方に対し、アンケートやニーズ調査を行ってほしいと思うがどうか。

また、施行規則にて、市長が特に必要と求める場合は、開館できる旨が規定されていることから、単発的に日曜日及び祝日に開館してほしいという要望があった際、開館できるよう配慮してほしいと思うがどうか。

市有施設太陽光発電設備導入事業は、既存市有施設へ太陽光発電設備を導入することで、市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減し、ゼロカーボンに寄与することを目的としており、令和7年度は市有施設における太陽光発電設備の導入の可能性を調査し、その施設を選定するとしているが、どのような基準で可能性のある施設を選定するのか。

また、このような本市の取組により、市民や市内事業者にも、温室効果ガス排出量削減についてしっかり意識してもらえるきっかけになると考えることから、先を見据えた取組をしてほしいと思うがどうか。

放課後児童クラブ運営業務委託料について、市は、令和7年度から放課後児童クラブを民間委託することにより、児童、保護者、支援員にとって、よりよいサービスの充実が図られ、特段のデメリットは生じないと考えているという。

しかし、民間委託することで、行政から内情が見えづらくなったり、保育の質や支援員の待遇の低下が心配されたりすることから、今後は、市のほうから積極的に保護者や支援員に意見や要望を聞き取っていくなど、直接市へ伝えやすい仕組みを作してほしいと思うがどうか。

ヤングケアラー支援体制強化事業は、外部講師が市内全小・中学校及び高校を訪問し、全児童・生徒に対して講習会を行い、ヤングケアラーの定義や相談先について理解を深めてもらうとともに、ヤングケアラーの早期発見や直面している課題を把握するためのアンケート調査を行う事業であるというが、アンケートに関して、どのような方法と内容にするか現時点で決まっているものはあるのか。

また、不登校や休学中の児童・生徒が、家にいることでヤングケアラーになってしまうといった実例があることから、可能な限り漏れなく講習会を受けられるような対応が必要だと思うがどうか。

空き家調査について、本市では、5年に1度の空家実態調査に当たり、より正確な空き家数を把握するため、地域に精通している町内会に対して調査の協力を依頼しているが、町内会による調査期間が年末年始で多忙な時期であったことから、市は、町内会の負担を少しでも軽減するためにどのような対応をしたのか。

また、今回の調査では、ある町内会が年末年始の多忙な中で苦勞して調査を行い、提出したにもかかわらず、その後、市から何の反応もないと不満の声が上がっているが、小樽市自治基本条例にある「協働」の考え方に基つけば、行政と町内会がお互いの立場を尊重し、よりよい関係の中で進めることが大事であり、今回の調査協力に対して、市からの配慮が必要であったことに鑑みれば、市には、今後、町内会に気持ちよく協力していただけるような体制を築いてほしいと思うがどうか。

空き家対策について、本市が独自に行う空家実態調査は、主に空家等対策計画の策定基礎資料として使用され、本調査を活用した市の取組などは特にないという。

本市には倒壊の危機があつたり、景観に悪影響を及ぼしたりしている空き家が多数あるため、空家等対策計画の策定には、他市のように国が実施している調査結果を用いることとし、空き家を1棟でも減らす代執行などの取組に予算を計上してもらいたいと思うがどうか。

また、様々な理由により解体が進まない空き家については、D I Yの視点を取り入れることも有効な手段であると考えするため、市には、ユーチューブやSNSでD I Yについて発信している方との連携、D I Yに関する現状の把握なども含めて取り組んでももらいたいと思うがどうか。

除排雪について、市が保有するグレーダは1台だけであるため、業者所有の機材に故障や破損が生じた場合、ステーション間での機械の調整を行うことは難しいというが、除排雪作業が滞ると市民の安心・安全の不安材料となることから、課題解決に向けて対応を検討してほしいと思うがどうか。

また、重機オペレーターなどの除排雪事業を行う人材不足が深刻であるが、人材バンクを活用して退職者の協力を得ることが経験者を集める有効な手段であると思うことから、市には、他市の事例だけでなく、本市独自のスキームを作成し、人を集めるような取組を行ってほしいと思うがどうか。

都市公園安全・安心事業に関連して、公園の維持管理については、人口が減少している本市の状況を踏まえると、建設部が管理している93か所の公園を今後も維持し続けることが適当であるのか検討する必要性を感じているが、ただ数を減らせばよいということではなく、その一方で、人口減少対策としての公園整備が市民から求められており、小樽公園や色内埠頭公園の整備が今後行われることは喜ばしく思っている。

本市には、色内埠頭公園のように、クルーズ船や海上保安庁の巡視船を見ることができるよう素晴らしいロケーションの公園もあることから、既存の公園の魅力を市ホームページなどでもっと市民にアピールし、今後の公園整備においては、市全体を俯瞰して捉えた回遊性や観光資源の向上といった考え方が必要ではないかと考えるがどうか。

北海道新幹線札幌延伸について、昨年5月に鉄道・運輸機構から2030年度末の開業が困難であると示されており、開業延期に伴い、工事費が増加し、自治体の負担金も増えてくると報道されているが、この負担金について本市の見通しはどうなっているのか。

また、新小樽（仮称）駅の利用人数を約2,000人と想定し、駐車台数460台とする整備事業が新年度予算で計上されているが、令和5年度の小樽駅の利用人数は約8,300人で、小樽駅の駐車台数が100台にも満たないことと比較すると、新小樽（仮称）駅の460台という駐車場は大き過ぎるため、一旦立ち止まるべきだと思うがどうか。

住宅エコリフォーム助成事業は、市内における環境負荷の低減などを目的として、既存住宅の断熱性の向上を図る改修や、省エネ型設備機器及び再生可能エネルギーを利用する設備機器を設置する住宅の工事に対し助成を行うものであるが、市が以前実施していた住宅全体に使える住宅リフォーム助成制度は、市民から大変好評で、アンケートでは助成制度を続けてほしいという回答が一番多く寄せられていた。

当時のリフォーム工事費は2億円を超えていて、市内経済を活性化していたことや、市民が安心して長く住み続けられるための助成であったと思うことから、制度を廃止するのではなく、住宅築年数で助成対象を絞るなどして継続する選択肢もあったと思うがどうか。

また、全国では300を超える自治体で住宅リフォーム助成制度が実施されていることや、人口減少対策が課題である本市に住んでもらう方をより増やすために、住宅エコリフォーム助成では対象にならない部分のリフォーム助成を行ってほしいと思うがどうか。

建築技術職員資格取得助成事業は、将来的な資格者の確保や建築技術職員の人材育成等を図るため、業務上不可欠な国家資格である一級建築士または一級建築基準適合判定資格者の資格を取得した職員に対し、必要経費の一部を助成するものであるが、今回の資格取得に対する予算計上は、改定された人材育成基本方針の「目指すべき職員像」の実現のための先陣を切ったもので非常に重要なことだと考える。

当該資格は、法令上、建築住宅課長や建築指導課長の職務に就くため不可欠な資格であるが、今後は職員のモチベーション向上や業務充実のためにも、当該資格に限定することなく、業務上必要と考えられる資格の取得について広く助成を進めてほしいと思うが、このことについて、市が課題と考えているものは何か。

・議案第1号及び議案第13号について

職員の退職について、近年、管理職自らが仕事のプレーヤーとなるプレイングマネージャーが増えているが、本来、管理職の仕事は、課内職員が一丸となるようにリーダーシップを発揮するとともに、人材育成を行うことなど、マネジメント業務に重きが置かれるものであることから、管理職が役割をしっかりと果たせるよう、業務改善、働き方改革といった取組を徹底すべきだと思うがどうか。

また、安定的な行政運営を行っていくためには、職員の離職防止の取組を実現することが重要であることから、小樽市人材育成基本方針に基づく取組の実現に向けて進んでいることが職員に伝わるよう、市長がリーダーシップを発揮しながら、しっかり進め、実現してほしいと思うがどうか。

石狩湾新港について、議案第13号令和6年度一般会計補正予算の中で、石狩湾新港管理組合負担金の減額補正が計上されており、市は、その要因として、歳入では使用料収入における上屋使用料などの増や令和5年度決算による繰越金の増、歳出では国直轄事業費の配分の減によるものと示しているが、令和6年度と7年度の当初予算を比較すると、使用料収入が約695万円増加していることや、王子エフテックスからの受入資金による西地区荷役機械等の起債繰上償還などの要因があるにもかかわらず、負担金が約60万円しか減少していない理由は何か。

また、東地区整備の総事業費は約174億円で、管理者負担金は82億8,000万円と莫大な工事となっており、想定している貨物の中には木材チップ等が含まれるとのことだが、現在使われていない西地区においても以前は約100万トンもの木材チップを取り扱っており、重複していることから、これだけ多くの管理者負担を伴ってまで、東地区の整備を行う必要はないと思うがどうか。

・議案第5号について

令和7年度介護事業特別会計予算案について、前年度予算と比較して、歳出の特定入所者介護サービス費が約4,364万円減額となっていたり、歳入の介護給付費準備基金利子収入が約466万円増額していたりと、大きな差が生まれているが、要因は何か。

また、介護職員については、新規事業として外国人介護人材確保支援事業費が計上されており、市民団体からも外国人の介護職員は明るく、印象が良いという声もあり、歓迎しているが、全国的に介護職員が令和8年度には約25万人、令和22年度には約57万人も不足すると言われている中、抜本的に介護人材不足を解消するためには、どのような取組が重要であると考えているのか。

・議案第18号について

議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案について、刑法改正の内容は、懲役と禁錮を廃止し、作業と指導を組み合わせることができる拘禁刑を創設したものであり、刑法と併せて改正された刑事収容施設・被収容者処遇法第93条は、刑事施設の長は受刑者に対して作業の義務を課す内容となっている。

しかし、国連被拘禁者処遇最低基準規則等の国際基準は、身体を拘束する刑罰で自由を奪うことは避けるべきだという内容であることや、刑事収容施設・被収容者処遇法第30条では、刑務作業及び改善更生は受刑者の自覚に基づき、希望を踏まえて行う旨が規定されている。

このことから、拘禁刑をそのまま条例に反映させることは問題であると考えするため、刑事施設に拘置することのみを規定し、受刑者の作業については、本人の希望があるときに機会を与えるという位置づけにすることが必要であると考えがどうか。

・その他の質問

災害対策について、市は、避難所で使用するために備蓄しているトイレのうち、簡易トイレは充足しているものの、携帯トイレの数が不足しているため、今後は計画的に備蓄数を増やすとともに事業者との協定で対応していきたいというが、大きな金額がかかり、行政で備蓄することにも限界があることから、市民に対して、食料や飲料水と同様に、携帯トイレについても備蓄することを呼びかけてほしいと思うがどうか。

また、他都市では、災害時に有効とされるトイレカーを導入している例があり、平時においても団体へ貸し出したり、各種イベントなどで使用していたりするという。

本市でも、潮まつりをはじめとしたイベントや、防災教育として学校へ派遣するなどの活用方法が考えられるとともに、市民に対して、このような災害の備えがあるというアピールにもなることから、全市的な活用も含めた調査・検討をするべきだと思うがどうか。

子供の夢を応援する事業について、子供が夢や目標に向かって挑戦することは、自身の能力を伸ばすきっかけとなるとともに、可能性を広げる機会を与えてくれた応援者及び協力者への感謝の気持ち生まれ、ひいてはシビックプライドにつながり、まちのさらなる活性化につながると考える。

このことについて、市は、子供が可能性を広げられるよう一流と触れ合える機会を設けることや、中学校の部活動に拠点校方式を導入し、種目を拡大することにより、生徒が希望する部活動を選択できるよう取り組むほか、職場体験や外部人材による講話を実施するなどのキャリア教育の充実にも取り組んでいるというが、夢を叶えようとする本人の社会への参加意欲を高めることも大切であると思うことから、機会を与えるだけでなく、本人が自ら、プレゼンなどをしてつかみ取ったチャンスを周りの大人が協力・応援するような事業を行ってほしいと思うがどうか。

マイナ救急は、傷病者が健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを所持している場合、本人または関係者の了承を得た上で、救急隊がマイナンバーカードを活用し、専用機器で搬送先の病院選定に必要な情報を把握する取組であり、令和8年度の運用開始に向けて7年度に実証事業を行うというが、実証事業における一連の作業が加わることで、傷病者の生命に関わる救急隊員の業務に負担をかけることはないのか。

また、マイナ救急は、傷病者の負担軽減や正確な情報を把握できるなど、市民の健康及び命を守るために大切な事業であることから、実証事業がスムーズに進められるよう、市民への周知を徹底してほしいと思うがどうか。

マイナ保険証については、後期高齢者におけるデジタルデバイドの問題のほか、認知症の方や特別養護老人ホームなどに入所している方のマイナ保険証の管理をどうするのかなどの課題があり、今後一層のトラブルが懸念されることから、市として対策を図るべきではないか。

また、マイナ保険証で投薬情報のデジタル化を行うというが、直近1か月分の投薬情報が反映されなかったり、今後の資格証の発行の見通しが立っていなかったりといった課題もあることから、マイナ保険証の押しつけはやめるべきだと思うがどうか。

保育所の職員配置について、国は、1歳児の保育士配置を6対1から5対1に改めることを令和7年度以降の早期に実現させるため、公定価格上の加算措置として、新たに1歳児配置改善加算を措置するという。

市は、あくまでも公定価格上の加算措置であり、配置基準そのものが改定されるものではないので、直ちに見直すことは難しいとの認識を示しているが、札幌市では、新年度から公立保育所の1歳児の保育士配置を5対1に見直すと考えていることから、本市においても同様に見直すべきと思うがどうか。

また、1歳児配置改善加算となる事業所は、保育士の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ全てを満たしていること、業務においてICTの活用を進めていること、施設職員の平均経験年数が10年以上であることの三つの条件を全て満たす事業所とされているが、市内私立事業所がこの加算措置をとれるように、市はどのように援助していくのか。

本市には、予防接種健康被害救済制度に係る申請の審査などを行う予防接種健康被害調査委員会が設置されているが、他都市では、この調査委員会委員の選出基準や運営要綱をホームページで公開していることから、本市もホームページで閲覧できるようにしてほしいと思うがどうか。

また、他都市のホームページでは、新型コロナワクチンの副反応について、製薬会社ごとに掲載していたり、市へ情報提供のあった副反応疑いの件数について掲載したりしているが、本市のホームページでは、副反応については、外部のリンク先に掲載されているガイドで確認するようになっており、知りたい情報を即座に得ることが困難である。

市民からは、ワクチン接種の判断材料となる副反応や、市内で発生した間違い接種についての情報も知りたいという声があることから、市として、予防接種のメリットやリスクについて市民に情報提供する必要があると思うがどうか。

小樽市立病院の看護師不足について、令和6年度末で看護師定数381名に対し欠員数は47名になるとのことであり、市は、病院機能の維持が難しくなった際の対応について、具体的な職員数に合わせた病棟運営の数値基準は定めていないとのことであるが、現場からは不安の声が上がっており、限界になってから考えるのでは遅いことから、看護師が一定数減少した場合の対応策などをあらかじめ決めておく必要があると思うがどうか。

また、看護師不足の対策として、待遇や評価制度の見直し、福利厚生の実施、働き方改革の実践、DX推進による業務改善等も重要であるが、現場の声を十分に吸い上げる仕組みが必要であり、現場で意見を出しづらかったり、誰かに止められてしまったりするといったこともあることから、現場の小さな意見や疑問を解決する仕組みこそが今後さらに大事になると思うがどうか。

本市の市街化調整区域内における違法建築物は、直近5年間でずっと件数が変わっておらず、なかなか改善が進んでいない状況であり、市が行う指導が有効でなかったり、甘かったりするのではないかと考える。

隣接する札幌市の違法建築に関する報道がなされ、違法建築物に対する市民の関心が高まっている今が好機であるため、報道の情報も利用しながら違法建築物の取締りを強化し、都市計画法や建築基準法に規定されている罰則の適用も含めて、粘り強く取り組んでもらいたいと思うがどうか。

污水管の老朽化について、全国的に日本の高度経済成長期に整備された污水管の老朽化が進み、耐用年数を超えた管が増加している状況にあると認識しているが、本市においては、設置から50年以上経過した污水管が約7%あるという。

今後は、老朽化した污水管の修繕件数が増えるとともに、昨今の物価高騰の影響を受け、維持管理費の増加が見込まれると思うが、他都市の例のように、污水管の維持管理や更新のため、新たな資金調達の手段として、ふるさと納税やクラウドファンディングの導入を検討したことはあるのか。

また、污水管の腐食や劣化の主な原因として硫化水素が挙げられ、異物の流出を防ぐことが污水管の寿命を延ばすことにつながるため、市民の協力なしに適切な維持管理を行うことができないと考えることから、市民に対して啓発活動を行ってほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質問の概要）

令和7年2月に改訂した防災マップについて、安全な区域に至るまでの経路として使用可能な一般の国道、道道及び市道が避難路として新規掲載されているが、例えば、津波の際にどこに逃げたら良いのかを矢印等ではっきり示すなど、緊急の場合だからこそ、具体的に避難経路を示したほうが市民にとって分かりやすいと思うがどうか。

また、市は、防災マップを町内会や市の施設を通じて配布しているというが、アパートの住人や施設入居者なども含め、町内会未加入世帯が増えていることや、市の出張所機能を持つ施設がない地域もあることから、商店やコンビニに防災マップの配布協力を依頼してはどうか。

終戦から80年が経過し、今後、語り部などが減少する中、戦争という悲惨な体験を風化させないため、より身近なもので戦争を感じ取る体験が必要であること、そしてSDGsの観点からも、全ての人に平和を考える機会を持つてもらうことが大事であると考えているがどうか。

また、本市でも当時空襲があり、市内に戦跡が多数存在するため、資料館があると良いのではないかとという市民の声があった。新たに資料館を建設することは、公共施設の再編方針から考えると厳しい印象を受けるとともに、既存の施設に戦跡資料コーナーを設けることも、全ての戦跡が市の管理下にあるわけではなく、管理方法などの問題があることから、市全体を一つの資料館と見立てた戦跡マップがあると、市内を巡るきっかけとなり、戦跡を活用した取組として有効であると思うがどうか。

小樽市教育推進計画では、学校運営の改善における校務の効率化として、学校給食費の公会計化を検討すると記載されており、「取り組む」と明記すべきであると思うが、進まない理由は何か。

また、1日6コマの授業を行った場合、教員の長時間残業が避けられないことや、児童・生徒からは、学校の授業だけでも疲れるのに、家に帰ってからの宿題も多すぎるという声も聞く。まずは、子供が安心して通える楽しい学校になるよう、教員の負担を減らし、子供と向き合う時間を作ることが必要であると思うがどうか。

小樽市文化芸術振興基本計画について、「文化」という言葉は非常に広い意味を持ち、本計画においても文化芸術活動の推進と振興を目的としているが、その範囲の明確化は難しいと感じる。

特に、スポーツと文化は密接に関係しており、例えば甲子園や運動会では文化の一つである音楽が不可欠な要素となっていることや、バレエやダンスは文化にもスポーツにも分類される要素を持っていることなどを考えると、当該計画において、スポーツも文化の一部と考えてもいいのではないかと。

また、運河100周年のイベントでは、子供たちがスポーツを体験し、同じ場で吹奏楽の演奏も行われ、こうしたスポーツと音楽を融合したイベントは、文化芸術の振興だけでなく、スポーツ振興にもつながる有意義なものと考えことから、市教委には、今後、文化芸術のイベントを実施する際には、スポーツも含めた内容を検討してほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

有害鳥獣について、本市では、エゾシカ、アライグマ等の駆除に当たっては、小樽市鳥獣被害対策実施隊が行っているが、小樽市鳥獣被害防止計画の中で、隊員の高齢化や経験者からの技術承継の不足などの課題が挙げられていることについて、市は、課題解決のために今後どのように取り組む予定なのか。

また、トドについては、刺し網にかかった魚類を食い荒らしたり、刺し網に穴を開け使用不可能とさせたりする直接被害のほか、漁獲物の損傷や、操業見合せによる間接被害も懸念されるなど、漁業者にとっては死活問題であるにもかかわらず、トドの頭数は増えており、被害は増加傾向にあるが、市は、この課題について、どのように取り組むつもりなのか。

市内観光の回遊性向上について、本市の観光の魅力は、小樽運河や歴史的建造物等の観光資源が中心市街地に集中しており、コンパクトなまちということで、徒歩での移動ができることだが、この度の日本遺産認定を受け、今後は、北運河方面への回遊性向上に向けた移動手段の確保が課題であると思うがどうか。

また、市は、第二次小樽市観光基本計画において、市内の交通システムは充実しており、移動手段について課題という認識はないというが、本計画は平成29年に作成されたものであり、現在は当時と状況が変化しているため、現状に合わせた課題の認識を持ち、スピード感を持って取り組んでもらいたいと思うがどうか。

本市には、国内外から多くの観光客が訪れており、大変喜ばしいことであるものの、市民からは観光客のごみのポイ捨てに関する苦情が寄せられており、私有地へのポイ捨て被害も発生している中で、市では、注意喚起の看板やポスターの設置などで対策を講じているという。

ごみ箱を設置することで、住宅地と近い地域では家庭ごみの持ち込みが懸念される一方、周囲のごみのポイ捨てが4割程度削減されるという事例も確認されていることから、住宅地と一定の距離があり、家庭ごみの持ち込みの心配が少ない運河には、ごみ箱の設置ができないか、北海道と検討してみてほしいと思うがどうか。

また、今後、宿泊税の使途について検討を進める中で、ごみ箱の設置も検討項目として挙げるべきと考えるがどうか。

本市の雇用問題について、主に小売業や医療・社会福祉の企業で慢性的な人手不足となっていることに加え、近年では、バスやトラックの運転手のような道路旅客運送業においても人手不足が加速しており、特に賃金が低い業種や職種において、求人倍率が高くなる傾向があることから、賃上げを行うことが雇用促進の有効な手段の一つであると考えます。

本市は中小企業が比較的多く、大企業のような賃上げを行えない事業者が多いため、中小企業に対する賃上げの支援を強化する必要があるが、国がそこまで手が回っていない現状に鑑みると、就労者を獲得するためには、市が賃上げの支援を行う必要があると思うがどうか。

本市の中小企業への支援について、経営相談や融資制度、販路拡大など、様々な施策を行っているものの、取組の一つである新技術及び新製品開発助成事業については、令和6年度での助成対象企業がなかったという。本市には、ほかにも、企業誘致や商店街支援等の補助・助成など様々な支援策があるが、PRや周知はどのように行っているのか。

また、企業には、経営や人材確保、新製品開発など様々な障壁があり、それらの壁を乗り越えるためには自治体との連携が重要であるが、企業が行政の情報を十分に得られていない状況もあることから、市には、企業にとって一番近い相談相手となるほか、施策が効果的か、日常的に調査・研究してほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第 25 号について

議案第 25 号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令を適用するため改正を行うものであるが、本市には、家庭的保育事業等に該当する保育施設はないという。

しかし、本条例案による家庭的保育事業等の規制緩和は、保育の質の低下につながるものであり、認可保育所等の拡充こそが必要であると考えられるかどうか。

・その他の質問

令和 7 年 3 月に作成された町内会運営マニュアルには、規約や町内会費の管理、総会の開催方法などが記載されており、最近役員になった方や今後役員を引き受ける方だけではなく、役員を長く続けている方にとっても再確認できるものであるため、今後の町内会運営において参考になるものとする。

当該マニュアルは、総連合町会と市の共同で作成しており、総連合町会事務局と市で内容を整理した上で総連合町会理事会で役員の方々に確認していただいたというが、理事会ではどのような質問や意見が出たのか。

また、マニュアルの更新については、適宜行っていきたいということであり、マニュアルのさらなる充実を期待するが、今後はどのくらいの頻度で更新していくのか。

男女共同参画関連について、市は、男女共同参画意識啓発事業として、男女共同参画推進講演会や男女共同参画セミナーなどを継続して実施しているが、この事業によって、実際に市民の男女共同参画意識が高まってきていると考えているのか。

また、本市では、来年度からパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入することになるが、パートナーシップ宣誓制度が始まったばかりということもあり、手続きの認知が進んでいない状況であるため、転出入などの手続きの際の負担軽減が図られるよう、しっかりと対応してほしいと思うかどうか。

本市では、市立病院における看護師不足が深刻であり、人材確保のための看護師支援や環境改善の取組が求められている。

仕事と子育ての両立に対する支援の一つとして、院内保育所が挙げられるが、現在は定員 50 名に対して 10 名の利用にとどまっており、利用者が少ない印象であるため、病児保育の必要性などを含め、調査や聞き取りによる利用者ニーズの把握は行っているのか。

また、ほかの病院にはない取組をすることで他院との差別化を図ることも有効であると思うが、市は、今何か考えていることはあるのか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第10号について

陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方については、市が引受け可能な業者の情報提供を行うなど、住民が貸出ダンプ制度の利用を検討しやすくなるよう、運用の見直しを求めるものであり、市は当該制度の見直しについて検討を進めていきたいとのことだったが、この間、どのような検討をしてきたのか。

また、制度の見直しを考えていく上でのスケジュールはあるのか。

陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方については、貸出ダンプ制度の積込業者選定の際に市の協力を求めるものであるが、市が率先して特定の業者を紹介することはできなくとも、制度を利用したいと考えている市民が利用しやすいよう、作業希望日や地域によって対応可能な業者を絞り、その情報を町内会等へ知らせるなど、情報共有を行うことは必要だと思うがどうか。

また、陳情が上がっている地域は、除排雪路線として位置づけられていない市道も含まれているが、除排雪路線を伸ばして除排雪作業を行うことはできないのか。

・その他の質問

中規模雪堆積場について、オペレーターなどの人手不足の中、効率的な除排雪サービスを市民に提供するためには雪堆積場の確保は重要であり、令和7年度から実施される雪堆積場として民有地を提供した企業などへの固定資産税減免措置は画期的な取組だと考える。

当該制度は、本市が独自に設計したものであり、先進事例であることから、市には、この制度をぜひ成功させ、全国的にも評価されるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

また、来冬より効率的な除排雪のための雪堆積場確保に向けて、例えば、銭函工業団地の広大な敷地を持つ企業の土地や、未利用の土地、国や道の土地の移管など、様々なアプローチが考えられるが、これらの可能性について、市は、どのように考えているのか。

市道の維持管理について、雪解けが進むと舗装路面に現れる無数の穴やひび割れなどの破損箇所は、近年、増加傾向であるものの、予算が限られているため、緊急性や交通量などを勘案しながら補修の優先度と範囲を判断しているというが、市民からの疑問や苦情につながるケースもあることから、補修の手順や現状をフローチャートの作成し、市ホームページに掲載したり市民へ配布したりすることで、市民の理解と協力を啓発していくことも必要ではないかと思うがどうか。

また、道路への雪出しに対する新たな取組として、注意喚起のポスターを小樽警察署との連名にしたり、悪質な雪出しに対しては警察と一緒に対応したりすることで一定の成果が出ていることから、今後も道路の雪出しに関する取組を継続して行ってもらいたいと思うがどうか。

公園愛護会について、市は、小樽市公園愛護会活動要領に基づき、公園愛護会へ草刈り機の貸出しや草刈り機の燃料とゴミ袋の支給などの支援を行っているというが、この支援内容を知らない公園愛護会があることから、公園愛護会に対し、支援の内容について周知徹底をしてほしいと思うがどうか。

また、公園内の芝生や砂場に犬や猫を入れないよう注意する看板が設置されている公園があり、この注意書きについて市に問い合わせると、リードをつけて制御されている犬や猫の場合は、公園内に入れてもよいと回答されることに對し、公園愛護会の方が困惑している。

記載内容が古かったり、かすれて字が見えなかったりする看板もあることから、看板の設置や表記の内容について配慮してほしいと思うがどうか。

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高 野 さくら
	同	平 戸 理 史
	同	横 尾 英 司

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されています。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和43年12月 4 日）との見解が示されています。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意無しに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満25歳以上となっています。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院のように25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状です。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を超えています。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されています。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引下げ等の対策が求められています。

よって、国及び政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬の在り方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援の在り方等について、抜本的な改革を行うことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 21 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日	議 決 結 果	可	決	賛	成	多	数
-------	-----------------	---------	---	---	---	---	---	---

ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	酒 井 隆 裕
	同	佐 藤 奈緒美
	同	高 橋 龍
	同	前 田 清 貴

2019年に開催された国際労働機関（ILO）総会で、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約が日本政府も含め賛成で採択され、2021年 6 月に同条約が発効しました。

条約は、仕事における暴力とハラスメントはディーセント・ワークと両立せず、容認できないと認めています。そして、保護すべき対象を正規や派遣、パートなどの契約上の地位にかかわらず、全ての労働者をはじめ、インターンを含めた訓練中の人、雇用が終了した人、ボランティア、求職者など幅広く定めています。また、暴力及びハラスメントの発生場所を、職場だけに狭めず、休憩・食事の場所、通勤中の行為、電子メールなどのやり取りの過程なども含むものとしています。

しかし、日本政府は現時点で条約の批准には至っていません。2019年の労働施策総合推進法の改正では、行為そのものの禁止や罰則が盛り込まれず、企業に相談窓口の設置などのパワーハラスメントの防止策に取り組むことを義務付けるにとどまりました。

現在、職場における暴力とハラスメントによる被害は後を絶ちません。厚生労働省の発表によれば、パワーハラスメントに関する相談は、2023年度に62,863件となっています。被害者救済と被害の根絶を進めるために、日本でも対策が急務となっています。

よって、国及び政府においては、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約を早急に批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 21 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日	議 決 結 果	可	決	賛	成	多	数
-------	-----------------	---------	---	---	---	---	---	---

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 井 真美子
	同	白 濱 聡
	同	横 尾 英 司
	同	面 野 大 輔

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られています。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところですが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っています。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実があります。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申しましたが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至りませんでした。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移しています。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところです。

そのような中、令和6年6月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っています。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼしているものであることを示しています。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されています。

よって、国及び政府においては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 21 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日	議 決 結 果	可	決	賛	成	多	数
-------	-----------------	---------	---	---	---	---	---	---

持続可能な学校の実現を目指す意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白 川 貴 城
	同	松 井 真美子
	同	松 岩 一 輝
	同	小 池 二 郎
	同	佐々木 秩

今、学校現場は、教職員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法上の時間外労働上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教職員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針2024」では、中央教育審議会「審議のまとめ」を踏まえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革の前進を図るとした「骨太方針」が実現されたとしても長時間労働是正には不十分であり、教職員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教職員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。また、2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が欠かせません。

よって、国及び政府においては、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行を更に進めるため、人の配置・確保も含め、必要な財源確保等を行うこと。
 - (2) 学習指導要領の内容や標準授業時数の見直し等を行うこと。
- 2 教職員定数改善を実施すること。
- 3 教職員の命と健康を守るため、長時間労働が常態化している現状を改善する法制度の整備を行うこと。
- 4 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 21 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日	議 決 結 果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------------	---------	-----	-----	-----

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高 野 さくら
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	高 橋 龍
	同	中 村 岩 雄

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要です。

令和 5 年 3 月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されています。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っています。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠です。

よって、国及び政府においては、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みを作り、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

令和 7 年

第 1 回定例会

意見書案第 6 号

小樽市議会

オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組と地方自治体が地域の実情に応じて行う取組への更なる支援を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

新井田 邦 宏

酒 井 隆 裕

平 戸 理 史

中 鉢 淳 二

面 野 大 輔

新型コロナウイルス感染症の収束を機に、外国人観光客の入込数が急激に増加したことにより、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響が生じるなど、国内で様々な問題が生じております。

これまで、各地方自治体は観光振興や外国人を含めた観光客の誘致等について様々な取組を行ってまいりましたが、今後も我が国への観光来訪者は増加することから、多くの観光客の来訪を受け入れながら、来訪者に我が国の文化や生活様式、ルール等を理解していただくことに取り組み、国内におけるオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組を充実させることが重要です。

よって、国及び政府においては、以下の取組を行っていただくよう要望します。

記

- 1 外国人観光客が日本での滞在時に注意すべき点等をまとめ、それと併せて日本の文化、生活様式やルール、マナーについて、外国人観光客が日本来訪前に情報を把握、理解できる環境を整備し、来訪者がより快適に日本で滞在できるための情報発信をする取組について、地方自治体と共に、国においてもできる限りの対応を積極的に行うこと。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じて行う必要な対策のほか、民間等の協働の中で観光地の魅力向上や受入環境整備などを行う際の財源措置も含めた必要な支援について、自治体の要請を聞き、より幅広く行うことができるよう充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 21 日

小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------------	------	-----	-----	-----

令和7年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会 期 令和7年2月25日～令和7年3月21日（25日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和7年度小樽市一般会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
第1号 修正案	令和7年度小樽市一般会計予算に対する修正案	R7.3.21	議員	—	(予算)	(R7.3.13)	(否決)	R7.3.21	否 決
2	令和7年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
3	令和7年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
4	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
5	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
6	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
7	令和7年度小樽市病院事業会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
8	令和7年度小樽市水道事業会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
9	令和7年度小樽市下水道事業会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
10	令和7年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
11	令和7年度小樽市簡易水道事業会計予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
12	令和6年度小樽市一般会計補正予算	R7.2.25	市長	—	—	—	—	R7.3.4	可 決
13	令和6年度小樽市一般会計補正予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
14	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
15	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
16	令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
17	令和6年度小樽市下水道事業会計補正予算	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
18	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
19	小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	総 務	R7.3.14	可 決	R7.3.21	可 決
20	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
21	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
22	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
23	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
24	小樽市税条例及び小樽市宿泊税条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	総 務	R7.3.14	可 決	R7.3.21	可 決
25	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	厚 生	R7.3.17	可 決	R7.3.21	可 決
26	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
27	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	建 設	R7.3.17	可 決	R7.3.21	可 決
28	小樽市公共船客待合所条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決
29	小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	建 設	R7.3.17	可 決	R7.3.21	可 決
30	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.14	可 決	R7.3.21	可 決
31	工事請負契約について〔手宮公園競技場トラック等改修工事〕	R7.2.25	市長	R7.3.5	予 算	R7.3.13	可 決	R7.3.21	可 決

議案 番号	件 名	提 出 者	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
32	工事請負契約について〔公営住宅建替工事（塩谷B住宅）〕	R7. 2. 25	市長	R7. 3. 5	予 算	R7. 3. 13	可 決	R7. 3. 21	可 決
33	市道路線の認定について〔梅広線〕	R7. 2. 25	市長	R7. 3. 5	建 設	R7. 3. 17	可 決	R7. 3. 21	可 決
34	市道路線の変更について〔朝里川温泉橋通線〕	R7. 2. 25	市長	R7. 3. 5	建 設	R7. 3. 17	可 決	R7. 3. 21	可 決
35	工事請負契約について〔公営住宅建替機械設備工事（塩谷B住宅）〕	R7. 2. 25	市長	R7. 3. 5	予 算	R7. 3. 13	可 決	R7. 3. 21	可 決
36	工事請負契約について〔後志共同消防指令センター整備工事〕	R7. 2. 25	市長	R7. 3. 5	予 算	R7. 3. 13	可 決	R7. 3. 21	可 決
37	小樽市非核港湾条例案	R7. 2. 25	議員	R7. 3. 5	総 務	R7. 3. 14	否 決	R7. 3. 21	否 決
38	令和6年度小樽市一般会計補正予算	R7. 3. 5	市長	R7. 3. 5	予 算	R7. 3. 14	可 決	R7. 3. 21	可 決
39	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 5	市長	R7. 3. 5	予 算	R7. 3. 14	可 決	R7. 3. 21	可 決
40	小樽市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 21	議員	—	—	—	—	R7. 3. 21	可 決
41	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案	R7. 3. 21	議員	—	—	—	—	R7. 3. 21	可 決
意見書案第1号	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）	R7. 3. 21	議員	—	—	—	—	R7. 3. 21	可 決
意見書案第2号	I L Oハラスメント禁止条約の批准を求める意見書（案）	R7. 3. 21	議員	—	—	—	—	R7. 3. 21	可 決
意見書案第3号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）	R7. 3. 21	議員	—	—	—	—	R7. 3. 21	可 決
意見書案第4号	持続可能な学校の実現を目指す意見書（案）	R7. 3. 21	議員	—	—	—	—	R7. 3. 21	可 決
意見書案第5号	性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）	R7. 3. 21	議員	—	—	—	—	R7. 3. 21	可 決
意見書案第6号	オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組と地方自治体が地域の実情に応じて行う取組への更なる支援を求める意見書（案）	R7. 3. 21	議員	—	—	—	—	R7. 3. 21	可 決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	総 務	R7. 3. 17	継 続 審 査	R7. 3. 21	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	経 済	R7. 3. 17	継 続 審 査	R7. 3. 21	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	厚 生	R7. 3. 17	継 続 審 査	R7. 3. 21	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	建 設	R7. 3. 17	継 続 審 査	R7. 3. 21	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R7.3.14	継続審査	R7.3.21	継続審査
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R7.3.14	継続審査	R7.3.21	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5.12.12	R7.3.14	継続審査	R7.3.21	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6.2.20	R7.3.14	継続審査	R7.3.21	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R7.3.17	継続審査	R7.3.21	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5.12.12	R7.3.17	継続審査	R7.3.21	継続審査
11	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情方について	R7.1.14	R7.3.17	不採択	R7.3.21	不採択

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R7.3.17	継続審査	R7.3.21	継続審査
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について	R6.11.27	R7.3.17	継続審査	R7.3.21	継続審査